41-119f

史籍雜纂

第四

明治
45. 3. 26
購求

國書刊行會藏書

史籍雜纂第四

緒言

一、本書は、もと三册を以て完結すべき豫定なりしも、近世史研究の氣運に鑑み、更に二册を補足して幕末の史籍を編輯することゝなしたり。

一、本册には、紹述編年以下五種を收めたり。

一、紹述編年は、薩藩士伊知地貞馨の著にして、文久慶應年間に於ける島津久光の、公武間周旋の概要を記したるものにて、寺田屋事件、久光の關東下向、薩長の軋轢、生麥事件、さてはかの有名なる八月十八日の政變より、長州征伐の發端に至るまでの事實を網羅せり。而して本書載する所の公私文書は、傳寫の際魯魚の誤頗る

多きか故に、いま孝明天皇紀、島津家文書、島津久光履歴書、及ひ其他によりて校訂を加へたり。貞馨は、また堀次郎、堀小太郎、堀仲左衛門とも稱し、久光の謀臣として久しく樞機に參與したりしが、其意見は公武合體にあり、西郷隆盛大久保利通等の討幕論者と相容れざるを以て、遂に志を當世に得ざりき。

一、世子奉勅東下記は、長藩士兼重譲藏の著にして、同藩士毛利定廣後ち廣封と改め明治に至りて元德と稱すが、朝旨を奉じて關東に下向し、公武間周旋の事に從へる顚末を記したり。譲藏は後に愼一と稱す、當時藩の要路にあり、また定廣に陪從して出府せるを以て、記事皆信據するに足る。然れとも本書は未定稿にて、往々晦澁の所あり、いま舊に從うて改めず。而して引用の公私文書に至りては、孝明天皇紀、岩倉公實紀、防長回天史、續再夢紀事、及び其他によりて校訂を加へたり。

一、丁卯日記は、越前藩士中根雪江の著にして、慶應三年十月より十二月まで、三ケ月間に於ける同藩の國事周旋の眞事實を、松平慶永（春嶽）を中心として記したるものにて、德川慶喜の政權奉還の顚末の如き、本書によりてこれを明かに爲し得るもの尠なからず。

一、戊辰日記も、また中根雪江の著にして、丁卯日記の後を承けて、慶應四年（明治元年）の出來事を記したるものなり。鳥羽伏見の變より德川氏の處分に至るまで、參考とすべきこと多し。

中根雪江は、もと勒負と稱す、松平慶永（幕の謀臣たり。夙に平田家の門に入りて國學を修め、尤も文章に長ず。その著はす所丁卯日記、戊辰日記の外、なほ昨夢紀事再夢紀事あり。いづれも記事文章共に見るべく、就中詳に幕府の內情を寫せることは、村田巳三郎が著はせる續再夢紀事と相俟ちて、幕末史籍中の白眉たり。

一、水戸藩黨爭始末は、同藩士の著なれども其名を署せず。筆を水戸

學の分裂に起して武田耕雲齋の敗死に至るまで、水藩内訌の顛末を詳記せり。由來水藩の内訌を記したるものは、水戸見聞實記をはじめ其書に乏しからざるも、多くは激派即ち藤田派人士の手に成りしに反し、本書の著者は奸黨と呼ばれたる巨室派に屬するを以て、見聞實記等の諸書と對照して、裨益する所尠なからず。加ふるに、叙述また比較的公平の見を持せるものゝごとし。本書は嘗て一たび印刷を以て謄寫に代へ、世に頒ちたることあれども、部數極めて乏しく、容易に得難きが故に本册に收むることゝなしたり。

明治四十五年三月

校訂者識

史籍雜纂第四

目次

紹述編年……一
世子奉勅東下記……九二
丁卯日記……二〇四
戊辰日記……二九一
水戸藩黨爭始末……四五〇

史籍雜纂第四

紹述編年卷の一

安政五戊午の秋七月廿日、順聖公◎島津齊彬薨し玉ひ、當公◎島津茂久立せらる、順聖公の御心地常ならせられさるや、防州公◎島津久光遽かに御登城あつて、左右に御侍ひ保護し玉ふ、順聖公公を御膝もとに召れて、是より後は家國の事皆御にとゝまかせ侍る、願はくは御子息を御保護ありて、我の國威を墜させ玉ふな、花旗國人の入港せしよりこのかた、將軍家御捌きの宜きを失はれ、官武の御中よろしからす、諸國心を異にし、禍のさゆふに迫る、吾密に天意を受奉る事あつて、一日たも心に忘れす、一たひは王家を輔け奉り、幕府をやすんし、諸國の人心を定め、官武の御間を和らけ參らせ、天下の命令一つに歸して、四方の海備を嚴かにし、終に皇威を海外に耀かし、征夷の大道を立てまく存せしか、時いまた至らす、彼をおもひ是を思ふ内に、はや今日にいたりぬ、いとゝ御ことを煩らはす、宜しく御心に銘し、吾の遺志を繼せ玉へと、御涙と共に仰せけれは、公も御なみたの袖を押拭はせて、仰せの旨畏り奉る、必す御心にかけさせ玉ふな、私不肖には候へとも、力のあらむ限りは御遺志を繼き奉んと御受ありしかは、順聖公は悦はせ玉ふ御氣色にて、左右をめされ、無紋の御盃を御取かはし、猶も細細と仰せ事ともありて、程なくかくれさせ玉ふ、それよりして、公は重富家より日を隔て御登城ありて、御國政をは參決し玉ふ、同年十二月太守公御出府ましまし、めてたく御國統を繼せられ、從四位下左近衞權少將に御任叙、修理大夫と稱し玉ふ、同しき六年己未の春、初ての御入部あり、此年の秋九月十七日に、金剛定公も玉里の御館にてかくれさせ玉へは、太守公、將軍家へ願はせらるゝ御旨のまし〳〵けるか、終に公へ御國政を御後見なさるゝ樣にとの仰せ蒙らせられ、文久元年去年閏三月朔日萬延と改元あり、今年二辛酉の夏四月廿四日に、和泉と改め名乘らせ玉ふ、此内よりして、太守公は御實父の御事にわたらせ玉ひ、今形りにては御成合宜からすと思食され、しは〳〵公に願は

せらるゝといへども、御許容なかりしか、爰に至り先公御遺託の御旨もまし〳〵、太守公の御なけきも再四に及ひければ、やむ事なくも同月十九日に、重富の御家督をは又次郎殿へゆつらせ、御本形に復せられ、二年壬戌の春二月廿四日、はしめて二の丸へは入らせ玉ふ、公は御遺託を受させられし日より、片時も御心をやすんし玉はす、太守公を御保翼あつて、廢れたるを興し絕えたるを繼き、文を振ひ武を隆んに、海陸の備へを嚴かにし、久しき太平の餘弊を洗はせ玉ひければ、人の耳目も日にあらたまり、御國家の大體もやゝ整へり、偖また太守公は御參勤の御期限來りければ、安政七年庚申の春三月十四日御發駕にて、筑後の國松野の驛にやとらせ玉ひし夜、去ぬる三日江戸外櫻田の騷きの注進達しけるか、深き思食まし〳〵て、御供の御家老川上式部を關東へ差出され、是より御いたはりと稱して御歸國あり、初め嘉永六年癸丑六月三日、亞米利加の船相模の國浦賀へ來り互市を乞ひけるか、同しき七年（此年十二月廿八日に安政と改元あり、）甲寅の二月には、武藏國神奈川まて來り、伊豆國の下田に開港せむ事を求め、安政三年丙辰の七月には、同國の使節へルリ（ハリスの誤、）と云ふ者、國王書簡を捧け來り、其身も登城して將軍家（家定公、）に謁し是を呈せんと乞ふ、其上攝津の國兵庫、越後の國新潟等の數ケ所に、交易の場を始ん事を申す、同しき四年丁巳にいたり、將軍家下田奉行井上信濃守、中村出羽守に仰せ、下田通商の事幷にその永住の事を許るさる、使節は猶頻りに將軍家へ謁せん事を望み、其うへ此たひ許されし通商の條約に調印せん事を請ふ、されとも將軍家は、朝廷の御許しなき事なれは、翌年七月までの間に差詰めたる返答せんと宥め置き、やかて使節を召れ、柳營に於て始めて御對面あり、本朝亞米利加と和親互市の成りしよし、はや海外に聞へけれは、英佛等諸夷つゝいて至るの風說あり、此時柳營には二百餘年の太平遽かに防戰の手あて調ひ難く、其うへ諸夷の勢ひいたく迫れるをもつて、祖宗の舊制を替へ政體を改むへしとの評議定り、同年十一月、御儒者林大學頭、御目附津田半三郎を上京せしめ、傳奏衆へ依り、つふさに宇內の情實を陳せしめ、同しき五年戊午の春、御老中堀田備中守殿（正睦、）上京ありて、重ねて海內の勢を說き、祖法をは改めん事を請ひ奉る、されとも主上は、天下の重

事を朝廷へも窺はす、諸大名へも知らせす、猥りに下田の閇港を許せし事、一方ならす國體に係るか上に、今又この申旨安からぬ事と思食けれは御許容なく、殊に天下の政事今の如くならは、外夷の事はさておき、海內の人氣を動かして、まのあたり大事をも起すへしと思食煩はせ玉ひ、勅書を降し、諸大名へ獻白をせしめ、衆議一つに定るうへ國是を立つへしと決し玉ひけれは、重ねて關東より、人心の折合は將軍家にて引受參らすへしと陳しけれと、如何にも御用ひなければ、備中守殿は望を失ひ、下向して程なく落職隱居せらる、時に井伊掃部頭殿（直弼、）は御大老となり、おのか威權に差つのり、猥りに武藏の國橫濱の開港をゆるし、井上信濃守、御目附岩瀨肥後守をは同國神奈川に遣はし、假りに條約を結ひ、調印までも執行ふ、御老中松平伊賀守殿、（忠固、）間部下總守殿、（詮勝、）安藤對馬守殿（信睦、）は大老の股肱たり、かゝりければ、同年六月廿四日尾張中納言殿（慶勝、）水戶前中納言殿（齊昭、）越前中將殿（慶永、）不時に御登城あつて、掃部頭殿等へ向ひ、かゝる一大事の御事柄、朝廷へたに御窺ひもなく、急き執行ひ玉ふは如何なる御心にやと、頻に責めかけ玉へとも、更に聞入る體もなく、かへつて此方々を御隱居愼み等に申附け、一橋刑部卿殿（慶喜、）松平土佐守殿（豐信、）伊達遠江守殿（宗城、）も御隱居蟄居の罪を蒙らせらる、間もなく七月八日將軍家薨し玉ひ、當將軍家（家茂公、）前月紀伊殿の館より入て御跡を繼せ玉へは、掃部頭殿は御幼君を輔け、威勢ます〳〵盛んになりて、憚かる人もなかりけり、其年の八月、主上かさねて三家三卿外樣譜代と、御宛ての勅書をは、水戶中納言殿（慶篤、）にくたし玉ふには、關東ほしいまゝに本朝の大法を、勅許をまたて執きはめ、前勅に違ふのみならす、さたかならさる事に、輕からぬ人々を重き咎目に宛行ひ、其罪ひとかたならさるをもて、柳營有司の罪を糺し、諸大名の獻白をも、いそき奏し申させはやと仰せ下さる、はやくも掃部頭殿此よしを聞及ひ、水戶へ賜はりし勅書を、柳營よりして天下に傳ふへしと、しは〳〵水戶の屋敷へ使者を立て、いろ〳〵と爭論あり、掃部頭殿はます〳〵勢ひに募り、鷹司前關白政通公、幷に御子右大臣輔熙公、近衛左大臣忠熙公、三條內大臣實萬公までも、御落飾御愼み等のいかめしき科に宛て參らせ、獅子王院宮尊融親王はひと間なる所に押しこめ奉り、

其外諸國の侍浪人等、多くは捕はれ流されて、命を失ふ者數をしらす、かへりし程に、諸夷は追々に江戸へ來りけれは、皆その條約調印の求めをさしゆるす、しかのみならす、諸夷の館舍を御殿山に建てさせ、庚申の春正月にいたり、亞米利加の船二艘に乘せ、我の使節もはしめて西洋に遣はされ、外國奉行新見豐前守、村垣淡路守、御軍艦奉行木村攝津守、御目付小栗豆後守、および御軍艦操練教授方頭取勝麟太郎等なり、ます〳〵外夷としたしみ、諸大名を忌み遠さけ、筋ちかひの取捌き多く、人の心も穩かならさりしか、終に安政七年庚申の春三月三日の變に及ふ、我國の侍有村雄助、同き次左衛門も、水戸の侍と共に此企をなせり、其後安藤對馬守殿等天下の政柄をにきり、是までのよからぬ仕向を改めすして、官武の御間ます〳〵よろしからす、公は御遺託を受させられしのち、天下の勢を御覽して、如何にも挽回の道を施しなんと、人を所々に遣はされ、事情を探らせ玉ひけるか、またつく〳〵と思食わたらせ玉ふには、天下の事、其人その司に備はりなは、おのつから世の中も治るへき物をと、文久元年辛酉の冬十月、堀次郎を出府せしめ、かへる非常の御時節なれは、一橋刑部卿殿、越前前中將殿を、出格の御吟味ありて罪をゆるし、要職に御任用あり然るへくもや候ふと獻言し玉へとも、遽かに御採用の程も見へさりけり、明る二年壬戌の春正月十五日、水戸の浪人ともは、對馬守殿の登城を窺ひ、坂下御門にて斬てかへりしか、殿は深手を蒙るまてにして、命には恙なかりき、此ほとより柳營は、まけて朝廷を定め人心を收めんか爲に、皇妹和宮を申し降し、將軍家へ配し參らせたきの旨願ひ奉る、主上はこの事叡慮には叶はせ玉はされとも、關東より請ひ奉る事たひ〳〵にして、今は天下のためおして申す旨に應し玉はんとは思食せと、猶いまた御決定には及はさりしに、關東は頻りに御下向の期を催し、終には金錢もて御附の人々へ結ひ、桂の宮をすかし出し奉り、御緣くみの事にいたる、其ころ朝廷より降りける御文面の略に、

夷狄猖獗、御國威逡巡、深被レ惱二宸衷一、段々關東御往復有レ之、終七八年乃至十箇年內に者可レ及二拒絕一旨言上、依レ之暫御猶豫、右期限內に者可レ有二掃攘一に付、武備充實、海軍調練者勿論、第一全國一心一同不二相成一候而者、蠻夷難二壓倒一候間、先被レ開二國中一和之基一度叡念に付、願之儘以二皇妹一大樹に被二配偶一、公武御合體を宇內に被レ表候深重之叡念、

退運に布告、海內協和、御國威更張之機會不二相失一候樣、可レ廻二遠略一儀と思食候事、

斯く仰せ出さる御事なれ共、世の人みな、やむことを得させられさる御事なりとそ申あへり、加樣の暴行とも日に積み年に重りけれは、浪人とも東西に起り立ち、禍は內に兆さし、諸夷は外に迫り、世の騷きも朝夕に起りなんとす、爰に昨年より近衞公我國へ御緣組の御內談ありて、其御往復の內に、近衞公より叙旨を御傳達ましく〳〵て、時世挽回の事を公へ御依頼あり、其後公は御緣組の事により、中山尙之助（後に中左衞門と改む、）を差上せられ、陽明殿へ參謁し、御深意の程を獻言せしめ、猶また大久保一藏を遣はされ、詳かに仰せ立て玉ふ御旨あり、されとも朝廷は、としころ關東の暴行に懲せられ、差詰たる御いらへもましまさす、とかうする內に世の勢は日に傾きぬ、公はいまた一たひも他國へ出てさせ玉ふ御事なけれとも、世の有樣をよく御熟察ありて、深く慮らせ玉ふには、世の開けしよりこのかた、いまたかへる大難事はあらし、恐れ多くも朝廷は御偏固にして、外國の情實をしろしめさす、攘夷のたやすき事蚊蠅を掃ふか如くに思食れ、

幕府はまた因循固滯にして、遠大の謀り事すくなく、明侯賢臣を遠さけ、かへつて外夷を馴れ近つけ、內外のすちを失ふ、將軍家は御幼年なれは、其罪ひとへに執事の人に在り、また諸浪人の憤り騷く事、其こゝろさし計りは嘉みすへけれとも、天下の大勢に通達せす、大かたは名を假り功を爭ひ、或ひはまた財を貪り口を餬するの輩にして、誠の忠精の者少く、其上烏合の勢なれは、行末の程頼むにたらす、征夷の道は吾いさゝか存する旨あれとも、是はいと輕からぬ御事にて、たやすく手をくたすへき時にあらす、如何にも內を整へて外へおよはさん事順なるへし、世の治りてより此かた、君臣の大義明かならす、このころ柳營頻に朝廷をしのき奉り、ほしいまゝの振舞多く、各國の大小名は、唯わか國を全ふする手立のみにして、身をゆたねて天下に報するの心なく、今の有樣に至ること、歎くにも猶あまりありと、決然として思ひ立玉ふには、御遺命耳にあり、今の世に生れ、天下の藩屏となる者か、手を袖にして傍觀するは耻かしき至りなり、吾露はとも世に望みあるにあらす、唯身を以て天下にしたかふ迄なりと、初めて御上京の御心さしを

は定め玉ふ、左あれと將軍家の御定めありて、猥りに動かせられ難きゆへ、舊臘江戸の上御屋敷御焼失あり、かさねて造立により、萬つの事とも御下知ありたく、且は太守公の御參府、いく度も御猶豫の御願ひあるにより、こたひは御身つから御出府御禮仰せ上らるゝの旨をもて、關東へ仰せ入させ、文久二年壬戌の春三月十六日、上下千餘人を召つれられ鹿兒島を發し玉ふ、公の御旨を受て附從ひ奉るは、御側役小松帶刀、御小納戸中山尚之助、大久保一藏等なり、御留守をつとめ、太守公を輔佐し奉り、政柄を握るは御家老島津久徵等なり、すは御發駕ありときくや、肥筑あたりの浪人等すかりつき、各々我の望を達せんと上書なとし、中にも筑後の國久留米の社家眞木和泉守は、ひそかに御國まて來り獻言す、大かたは智慮なき荒々しき事ともにて、取るに足る者なし、公はあらかしめ、物の心をわきまへぬ我國の若者とも、或は相和して事を起すの患ひあらん事を慮らせ、おこそかに仰せを降していましめ玉ふ、

去る午年 外夷通商御免許以來、天下之人心致ニ紛亂一、各國有志與相唱候者共、尊王攘夷を名とし、慷慨激烈之說を以四方に交を結ひ、不ニ容易一企を致候哉に相聞得候、當國に而も右之者共與私に相交り、書翰往復等致候者有レ之哉に候、畢竟勤王之志に感激致候處より、右次第に及ひ候筈に者候得共、浪人輕率之所業に同意致候而者、當國之禍害者勿論、皇國一統之騷亂を釀出し、終に者群雄割據之形勢に至り、却而外夷之術中に陷り、不忠不孝無ニ此上一儀に而、別而不レ輕事與存候、拙者にも公武之御爲聊所存之趣有レ之候に付、右樣之者共與一切不ニ相交一、命令に從ひ周旋有レ之度事に候、若又私之義を重し絕交難レ致者共者、其筋に申出候得者、其譯に應し何樣共可レ致ニ處置一候、尤此節之道中筋、且江戸滯留中、右樣之者共致ニ推參一候共、私に面會致間敷候、乍レ併無レ據譯により致ニ應接一候共、敢而不レ致ニ議論一、其筋之者ゟ致ニ談判一候樣返答可レ致候、乍ニ此上一不勘辨之族於レ有レ之者、天下國家之爲實以不レ可レ然事候條、無ニ遠慮一罪科可ニ申附一事、かさねて仰出し玉ふ御書、

拙者より書收を以申渡候事、遠慮に相考候得共、當時世上之情態、何歟不穩之趣に相聞得候に付、不レ得ニ已事一先日爲ニ相達一事に候、猶又致ニ熟考一候處、畢竟上威之輕き處より、群下類を引出し候儀に而、當守者勿論、拙者も心痛至極之事に候、士風沙汰之儀者、此前より追々被ニ仰出置一、近頃にも再往申渡爲ニ相成一事に候得共、方今之模樣に而、若非常之變事到來之節、致ニ一和一候處無ニ覺束一存候、皇國に生れ候者、誰とても王朝を尊ひ、夷狄を惡み候情意者有レ之筈に候、若志操無レ之者は禽獸同前之事に而、別に勤王家之、誠忠派之與可レ申樣更に無レ之事に候、然に右通之名目相唱候由、別而不レ可レ然事に候、殊に年若之面々、容貌異樣にして、放恣之者共有レ之哉に候、是以先年より追々被レ爲ニ仰渡一候事候處、近頃者其節與者相變り候風儀與相成、彌以不レ宜次第に候、士者行跡律儀に、廉潔を專としてこそ本意之事與存候、何程武文致ニ研究一候共、言行不レ正異樣異風に而者、武士與者被レ申間敷候、且鄕士以下家來末々に至り候而も、右樣之者共有レ之哉に而、猶以不レ可レ然事候條、右之趣奉行頭人能々相心得、支配下ゟ丁寧申諭、父兄又者同鄕年長之者共よりも、心得違無レ之樣、屹度敎戒有レ之度存候事、

陸地をうたせ豐前の國小倉に至り、それより我の火船天祐丸にそめされける、朝廷には公の御發途と聞へけれは、御喜ひの眉を開かせ玉ひ、日に御着の期をそ待せらる、此程より松平大膳大夫殿慶親の旨を受て、其臣長井雅樂といふ者上京して、宇內の勢ひを說き、夷人の御扱ひふりを內奏し、關東へくたり、久世安藤の兩御老中に樣々と申こめしか、關東にては年頃の暴政きはまりて人氣もみたれ、今は朝廷への御會しらひすへき樣なき折なれは、長門より相代りて朝廷へ御わひ申させ、攘夷の嚴命をゆるやかにならせまく思ひ、其申旨に任せ、御目附淺野一學を差そへて、雅樂をは急き上京せしむ、雅樂はやかて議奏中山大納言忠能卿、正親町三條大納言實愛卿等へ參り、開國の說を主張しけるか、朝廷にははや其關東の爲に使はるゝ事を知食し、終にその申旨を許し玉はす、時に浪人等は追々蜂起して、京大坂の間に群集せり、公の御國を立せ玉ふと聞て、我江戸詰めの侍の內數人、わか儘に脫して上方へ馳のほり、竊に浪人田中河內之介を語らひ合せ、遽に事起さんとの企てあり、其ころ堀次郎は江戸より京へ來りしか、此人々のなましひに公の御大業を破り奉らん事を恐れ、頭立の者共を導ひき、しはらく大坂の外御長屋へ留め置て、御着の程

を待にけり、公は京摂のあたり浪人ともの騒かしき事を御船の中にて聞食し、いかにも然るへき捌きの道を立はやと案しわたらせ、四月二日播磨の國室津へ着せ玉ふ、御詩あり、

自レ出二家郷一已二旬、輸舟渡得幾關津、此行何意人知否、欲レ拂扶桑國裡塵、

こゝにて御供にさむらふ船々を待せられ、三日か程御滞留あつて、同き六日室津を立せ、八日兵庫の驛に宿じ玉ふ、我侍大島三右衛門は、先きたつて公の仰を受け、京大坂の間に在りしか、私に諸浪人を煽動せしにより、罪蒙りて火船より差返さる、沖永良部島に流されしか、後召歸して御側役仰付られ四郷吉之助と改め名のる、此日近衛左大將忠房卿より、御上京も候はゝ必す御入來ありたし、細事は御逢の上と待ち侍る、いかにも今のとき、事穩かに御忠誠あらまほしくとの御書到來す、京攝の間浪人蜂起して種かならさるにより、中山尚之助は急き御國より人數を召呼せはやと申上れは、往時關ヶ原の戰ひを見よ、精兵千人あらは恐るゝに足すとそ仰らる、同しき十日大坂へつかせられ、當日諸侍等に諭し玉ふ御書に、

一諸藩士浪人等ゟ私に面會不レ可レ致事、

一命を受すして猥りに諸方ゟ奔走不レ可レ致事、

一萬一異變到來候共敢而不レ致二動搖一、下知無レ之内

其場ゟ不レ可二歸付一事、

一酒色可二相愼一事、

右之趣先度より追々申渡候得共、以來猶又可二相守一、若此上違背之族於レ有レ之者、無二用捨一可レ處二罪科一者也、

このたひ江戸より脫走の人々は、御國憲破りて輕からぬ罪なれとも、御仁慈によりよきに御會しらひありつて、御通り掛けの御目見もゆるし玉ふ、此時大坂の御館へ押へ置たる浪人田中河内之介、清川八郎をはしめ、物荒き輩は人心を動かし立て、京よりは中山侍從忠光も密かに志を通し、我侍にも有馬新七、柴山愛次郎、橋口壯介、田中謙助等是にいさなはれ、御國命を用ひす、強慢にしてみつから事を企るの心あり、公は深く此事を憂ひ玉ひ、御書取をもて諭されけれと、猶も不安に思食され、奈良原喜左衛門、海江田武次して、御心の程を說き聞せ、大坂の御館に留りて、徐かに御盡力の次第を見參らせよと諭させ玉へは、皆ともしふ〳〵と御受をは申上たり、かゝりける程に、まさなき風說も追々に起り、江戸詰合の人々もまた大坂に馳來、島津薩路守殿忠寛、よりも人を差遣はされ、

世の風說をのへ、京へ御立寄りなく、直樣江戸へ下らせ玉ふ樣にと御留申されしかとも、年ころ思食し定め玉ふ程を深く御諭しありけれは、皆とも拜承して退きぬれとも、世のそら言はいよ〳〵起り、人みな危懼の心を抱けとも、公はます〳〵御確立ありて、露も御初志をかへ玉はす、松平美濃守殿齊溫、は、折ふし御參府として兵庫邊りまて御出ありしか、物騷しきを や恐れ玉ひけん、引返して御歸國とそ聞えける、公は浪人ともの振舞いと覺束なしとて、押への爲に、召連玉ふ人數のなかはを大坂へ引殘され、同き十三日御船にて淀川を上らせ、山城の國伏見の御館へ着き玉ふ、明る十四日忠房卿より御書參りて、酒井若狹守より傳奏衆へ申出る旨は、武士へ面會の事は遠慮すへきとの儀なれとも、御遊さへ嫌疑なくは、一座にして中山正親町三條の兩卿も、共に御面會ありたくとの由仰越されけれは、聊も御さわりなしとの御答へにて、同き十六日のあけほのに伏見を立せ、錦の御館へ御やすみ、朝四ツ時はかりにもや、陽明殿に御出あり、此日は初めての御參殿なれは、道のちまた拜覲する人かすをしらす、御書院にて初て忠房卿へ謁せら

れ、程なく御休息の間に誘ひ玉へは、議奏中山大納言忠能卿、正親町三條大納言實愛卿も御出あり、御挨拶とも畢りて、公しつ〳〵と陳し玉ふ、其手ひかへ書に、

此節私儀關東ゟ出府仕候趣意、表通者、去々年以來、修理大夫參府兩度迄御猶豫之御禮、且者屋敷燒失後、下知不レ仕候は而不二相叶一用向有レ之筋に御座候得共、内實者、公武御合體皇威御振興幕政御變革被レ爲レ在候樣、建白仕度所存に御座候、尤此儀者、一朝一夕之事に無レ之、去る午年已來、幕役共勅諚を遵奉不レ仕、外夷通商免許仕、剩正議之親王公卿を奉レ始、一橋、尾張、水戸、越前、其外有志之大名禁錮仕、庶人者死流之刑に取行候處より、乍レ恐被レ爲レ惱二宸襟一候御模樣傳承仕候、引續諸國之町人商人等ゟ迫り、金子を買上、自儘に其位を上け、洋銀と號し、白銅を以國家之通用金を吹上け、引續き列國之諸侯ゟ、川々手傳と申、上け金を申付、追々逆政相募に付而者、諸國之人心致二紛亂一、浪人共尊王攘夷を主張致し、慷慨激烈之說を以交を四方に結ひ、或者大老を刺、或者夷人を戮し候より、幕役共取締之

嚴命を下し候處、彌奮發仕、近頃に相成候而者殊に致增長、終に者不二容易一企に及候哉に傳聞仕候、右之通に而者、皇國一統騷亂之基與相成、勤王之趣意にも不二相叶一、却而外夷之術中に陷り候儀に而、實以不レ可レ然事に御座候、私儀家督之者にも無レ之候得共、三百年來德川家之鴻恩を蒙り、殊に亡兄薩摩守臨終之節、國政之儀者勿論、天朝幕府之御爲、宿志致二繼述一、精々盡力仕候樣、分而遺託之趣も承居候付、右次第傍觀猶豫仕候而者、不忠不孝之罪難レ遁與存詰、修理大夫申談、是非關東出府、所存十分言上仕候含に而、去月十六日國許發足、當月六日播州姬路に着仕候處、諸浪人共追々上坂仕、私通伏相待、事を起し候趣に相聞得候に付、道中差急候儀も出來兼、漸去る十日大坂に着仕候處、浪人多人數滯坂仕居、紛々之次第御座候而、迚も通行難レ仕候に付、家臣之內內々差出、其方共實に勤王之志有レ之候者々、此方致二上京一叡慮可レ奉レ伺候間、暫時潛居可レ仕旨、精々理解爲レ仕候處、乍レ漸承服仕候付、十三日伏見に到着、今日參殿仕、叡慮奉レ伺所存に而建白仕候、更に疎鄙に事を破候儀に無二御座一、天下人心之安堵仕候樣、御處置被レ爲レ在度所存に御座候間、不レ惡御聞取、委細奏聞被二成下一候樣、伏而奉二希上一候、誠惶謹言、

またも仰立てらるゝ御箇條に、

一粟田口宮、左府公、鷹司公御父子、御愼被レ爲レ解、且於二關東一、一橋、尾張、越前等、御愼解有レ之候樣被二仰出一度事、

一右御愼解之上、左府公關白職被二仰出一、於二關東一者、越前中將殿大老職に被レ爲レ任度、此儀者家格に付先例者無レ之筈に御座候得共、非常之時節、非常之處置有レ之候樣被二仰渡一度事、

一田安後見、名有て實無き事御座候に付、免許致候樣被二仰渡一度事、

一安藤對馬守手疵平愈出勤仕候由、是者第一天下之人心に關係仕、不レ可レ然事御座候間、速に退職仕候樣被二仰渡一度事、

一久世大和守早々上洛仕候樣被二仰渡一、前件之儀速に取行候樣、屹度被二仰渡一度事、

一前件之儀被二仰渡一に付而者、乍レ恐朝廷御威光不レ被レ爲レ立候而者、幕役共遵奉仕候儀懸念奉レ存候間、大名二三家ゟ、御內勅被二相下一、若幕役共違勅之趣に有レ之候者々、速に辨責仕候樣被二仰渡一度事、

一此已後者叡慮之趣浪人等ゟ不二相洩一樣、御取締嚴重有二御座一度奉レ存候事、

一浪人共之說、妄に御信用不レ被レ爲レ在候樣奉レ存候事、

一越前在職之上者上洛被二仰出一、將軍未若年之事候付、非常之時節、御懸念被二思食一候間、一橋後見被二仰付一、朝廷御尊崇之道、於二關東一精々奉レ盡、邪正之辨、明白に相立、外夷御處置、天下之公論を以、永世不朽之明制被レ爲レ定、皇威海外に被レ爲レ振候樣罷成度、乍レ恐奉レ存候事、

右條々至愚之身を不レ顧、存慮之趣申上候間、厚御評議被レ爲レ盡、若御取用被レ爲レ成御事に御座候者々、一日も早く、勅命被レ爲レ在度御事與、偏に心願に御座候、敬白、

忠房卿兩議奏衆は、つふさに右の旨を聞せられ、大に御感歎あり、兩卿は其御座より直に御參內あつて奏聞し玉へは、主上も御感淺からさりしとかや、日のくれ頃に兩卿また參られて、奏上の次第を御示しあり、其夜御承知の御書面に、

浪士共蜂起、不レ穩企有レ之候處、島津和泉取押候旨先以叡感思食候、別而於二御膝元一不二容易一儀於二發起一者、實に被レ惱二宸襟一候事に候間、和泉當地滯在、鎭靜有レ之候樣思食候事、

五更すきしのち御退殿にて、伏見の御館へ歸らせらるゝ頃は、夜もほの〳〵とあけにけり、明れは十七日、御滯京の仰蒙せらるゝにより、錦の御館へそ移らせらる、此日に傳奏衆より御所司代酒井若狹守殿忠義へ、御老中久世大和守殿廣周を御召しの旨仰せ遣し玉ふ、公は錦の御館におはして、衰へたる世を振ひ起し、再ひ朝威の立せ玉ふ道を案しわたらせられ、小松帶刀、中山中左衞門、大久保一藏、堀次郎等をして、かはる〳〵陽明殿または兩議奏衆、岩倉少將具視朝臣のもとへ獻言せしめ玉ふ、浪人ともは、かならす我手より事を企て起さんとや思ひけむ、公の御論しの趣きともを手ぬるき事と存し、あら〳〵しき論を立て、烏合の人數を驅り催し、猶も色々の企てあるよし聞へけるか、出羽の國の浪人清川八郎、書を公に奉る、その略に、

側聞、執事意欲下使二人窺二聖意一、然後從レ事矣、某竊慮中執事不レ察下聖意之所レ在、及各邦義士所レ以依二賴執事一之情上、遂以失二時機甲一也、故敢以レ書陳レ之、某開、處二非常之變一者、必有二非常之舉一、然後有二非常之功一、今也執事之舉、實有下超二越百世一之氣上、故各邦義士、以レ身委レ于二執事一、執事乃惠然居二之客館一、使下皆安二其心一、以待中執事之動止上、故衆皆知二執事有二決舉之心一、受レ命而從二其令一也、今若執事公然奏二之天闕一、不レ量二情僞一而一欲下以二聖決一從レ事、某竊危レ之、何則天子穆在二深宮一、左右近親皆姦人也、饒有二聖旨一、從爲二隱晦一、曾不レ能レ有下自二宸衷一出上也、是以某嘗僅所二以得一窺二聖旨一者、唯有二御製一而已、各邦義士、相忍旋延至レ於レ此者、抑有レ待レ於二執事一乎、然執事不レ察二其情實一、公然以レ窺二天決一爲レ事、以レ某計レ之、天意決不レ可レ窺、勅命決不レ可レ得、苟不レ然、則必爲二姦人所一レ誣、而其所二以盡一レ力者、反爲下禍レ於二皇家一之基上也、願執事熟二計之一、斷然從レ事、以稱レ于二天下一萬民之望一則幸甚、某聞、大義者不レ累二小嫌一、故能奏二大功一、今執事之舉、眞可レ謂二天下之大義一矣、聖旨既已昭明、天下人情既已歸向、何可レ疑邪、依違不レ發、若使二姦魁横二生其心一、挾二天子一而令二幕府一、正二其犯上之罪一、則不二唯失二神器一、執事將何所レ辭レ邪、願執事斷然從レ事、速斬二姦魁一、然後奉二勅命一而令二幕府一、則凡百之事唯所レ欲レ爲、回天之偉勳亦自レ此始矣、某雖二不佞一、多年周二旋於二國事一、聊有レ關レ於二此舉一、往又姑受二惠於二貴邸一、義雖二不畢一也、情不レ可レ疎、故敢呈レ書、唯願執事採二擇之一、冒二瀆尊嚴一、恐懼無レ已、文久二年壬戌初夏、清川正再拜頓首、

◎校者云、右之上書は維新史料所載のものと比較するに異同あり、いま繁を避けて之を註せず、

筑前の國の浪人平野次郎等もまた上書せり、されともみな、公を危き地におとし入れ參らせ、妄りに兵を起し、其手にて事を成んとの、あさ〳〵しき結構にて、すちに叶はぬ事からなれは、捨置せ玉ひけれとも、日に振舞の常ならさるを御念遣はせられ、奈良原、海江田の兩人を大坂へ差下し、重ねて御懇ろに仰諭されしに、表むきは承服すれと、いまた安し玉はす、大久保一藏に仰せて、實意を以て說き諭し、猥りに事を起すことなく、暫く公の御つゝしの次第を見よと御戒めありしに、浪人ともは仰せ畏り奉る、すこしも御氣つかひに思食さるなと御受はいたせとも、遂に同月廿三日、我國の侍には有馬新七、柴山愛次郎、橋口壯介、田中謙助等を頭立にて、田中河内之介、眞木和泉守等と相濟し、其外豐後の國岡の侍小河彌右衛門か黨三十人、合せて八十人餘り、長門の國人も竊かに力をあはせ、みな〳〵劍槍鐵砲なと用意し、川舟數艘に飛ひ乘て、直に京へ討て入り、九條關白尚忠公幷に御所司代の館へ斬入んとそ押出たる、我侍高崎佐太郎此よしを聞き、急き大坂よりして其日の申の剋すくる頃に上京し、事の次第を注進す、公以の外に怒らせ玉ひ、こは奇怪の至りなり、また此程より懇ろに申諭しぬるに聞入れす、此企てに及ふこそ安からね、まさしく鎭撫の仰せ蒙る身の、御膝元にて干戈を動さするは一方ならぬ罪なりと、即座に御取鎭めの道を定められ、勇敢の侍鈴木勇右衛門、奈良原喜八郎、大山格之助、森岡善助、江夏仲左衛門、道島五郎兵衛、山口金之進、鈴木昌之介の八人を擇はれ下知し玉ふには、途中に待受て細かに吾の趣意を申達せよ、若も仰を用すして、我意を遂るの心あらは、此上には詮方なし、速に臨時の計らひに從ふへしとなり、上床源介は此よしを傳へき〳〵、あなからに願ひ參らせ、跡追かけて遂に八人と取合けり、八人の打立んとするや、御側侍らふ人より、餘りに人數の少けれは、今七八人も重めはやと申けるを、かゝる大事の時節には、人多けれは談判ことも區々になり、事の成就覺束なし、必す此人數のみにて勤め奉りたきと答ふ、さらは足輕の二組はかりも召附ては如何かと申せとも、是もまた斷りきりて、本街道竹田通りと二手に分れ、伏見へと志し、勇々敢そ出立ける、此外にも千本通り所々へ數十人差出され、すへての人數は錦の御館を警衛せり、やかて藤井良節も大坂より馳せ登り、此度の企ては必定長門の人も內應せしならん、淀川舟中の雜費は長門よりたすけ、剩さへ出立し人數の內に長人ありとの噂さの旨申上れは、急き堀次郎へ仰せ、三條の長門屋敷に行向ひ、此由を糺させられしに、留守居宍戸九郎兵衛、幷に久坂元瑞立むかへ、さあらぬ體にて申けるは、初めて承り驚き入り候、御危き事あらは御加勢申すへしとあれは、次郎はいかて其儀に及ひ申へきやと言ひすて立歸れとも、屋敷の內甲冑なと取

みたし、高挑燈を所々に點し、いかにも常ならぬ體にそ見及ひたり、程なく八人の侍は伏見へ至れは、夜もはや二更に及ひ、徒黨の者ともを爰やかしこと尋ね捜すに、京橋のあたり寺田屋といふ酒樓に集り居るの由を聞き、あはたゝしく計らひなは大事をあやまたんと、衆議を定め、ひとまつ奈良原、道島、江夏、森岡の四人内に入り、家の亭主して、有馬新七へ用事あり、暫しか程對面したきの旨申けれと、聊かも聞入さるゆへに、しつ〳〵と二階へのほり見れは、諸國の浪人むらかり居て、すは打出んと樣々の支度せり、四人は色々と申說きて、終に有馬、田中、柴山、橋口の四人をは連れくたり、朝廷の御樣子、此節公の御盡しある次第をこま〳〵と說きて、悔悟するやうにと諭せとも、更に畏り入る體もなく、ます〳〵我慢の詞につのりけれは、今はせん方なく、仰の旨をもつて四人へ切腹をすゝむ、四人は彌增に憤ほり、すは斬て掛らんとの勢ひなれは、道島五郎兵衛大音聲にて上意と呼ほはり刀をぬけは、一度に鬪爭にそ及ひける、この騷きに驚て、弟子丸龍助、橋口傳藏、西田直五郎、森山新五左衛門、二階より飛ひくたり切て掛りけれとも、八

人ともこと〳〵く斬伏せらる、討手の內に道島は、其座に戰死せしこそ口惜しけれ、森岡鈴木の兩人は、深手を蒙りたれとも命ちには恙かなかりけり、奈良原山口の兩人も疵を負ひしかとも、皆とも淺手なれは、山口は事の次第を御屆け申上んため、錦を指て馳せゆきぬ、かゝりけれは、二階よりは餘多の人々刀を拔き、穗なみを揃へくたり來る有樣なれは、奈良原かけのほり押しとゝめ、大音揚て申けるは、各かた暫くしつまり玉へ、我々は此者ともの外に何の子細も候はす、御疑ひもあらはと大肌ぬきになり、刀をなけすて立むかへ、終に田中河內之介を呼ひ下し、徐かに申諭しけれは、皆々やうやくに服從し、相伴ふて錦の御館へそ歸りける、公卿かたは此騷きを聞て恐れ玉ふこと一方ならす、御所司代も大きに驚き、さま〳〵に防きの備をなせり、公はいそき公卿方及ひ御所司代へ人を遣はし、其始末を告け玉へは、はしめて安堵の思ひをそなされける、翌廿四日、此こと叡聞に達しけれは、主上うち驚かせられ、また公の臨時の英斷を稱し玉ひける、猶も御念つかはしくや思食れけん、廿五日御書附くたる、

浮浪之徒、蠻夷之儀より彼是蜂起之趣、去十六日內內言上、被レ惱二宸襟一候處、鎭靜之儀御受有レ之、被レ安二叡慮一候處、又々一昨夜以來猛暴之形勢被二聞召一候、元來右之徒、爲二皇國一赤心報國之志を以投二身命一候段、御感之御事に候得共、擾夷一件に付而者、實々自二先年一深被レ惱二宸衷一候處、何分國中一致第一與被二思召一候に付、尙厚被レ廻二叡慮一候御事に候、然處方今血氣之壯士等、不レ用二理解一暴論を爲レ主、奉勅命を待すして猥に亂妨ヶ間敷儀に及候段者、忠憤却而違背之筋に相當、不埒之至候、右等違背之輩者、早嚴可レ加二制止一儀に被二思食一候事、この御書附、近衛忠房卿より御傳達あり、御そへ書に、

唯今從二朝廷一野々宮宰相中將爲二御使一被レ來、此御書附被レ出候而、泉州より浮浪之輩ゐ理解に被レ及候樣被二仰出一候、仍而御傳申入候、

とあそはされ、又その御端書の大意に、

久世上京之上、叡慮被二仰出一候にも、酒井若州在役に而者如何與甚心配に候、和州上洛迄に辭役之都合賢考可レ賜、此人不二容易一姦曲に而懸念仕候、

此とき公の御受書の略に、

浮浪之徒、嚴に可レ加二制止一旨承知仕、謹而奉レ畏候、乍レ併私方ゐ不二龍居一者々、力に難レ及候事に奉レ存候、此段者前以申上置候、

斯く仰せあけ玉ひ、忠房卿への御報書には、

御受書者別紙に相認差上候、御端書之酒若事御懸念之儀共、御尤之至奉レ存候、乍レ併當座之御處置六ヶ敷奉レ存候、久世上洛之上者、私十分說破可レ仕所存に御座候得共、未一面會も不レ致者に候得者、直に面會申諭樣も無レ之、此儀少時御待被レ遊度、偖又申上參候得共、其御殿諸大夫之內、酒非引合之人々可レ有レ之與愚考仕候に付、右之者共より色々申上、御配慮被レ遊候御事歟與奉レ存候、當時之勢、迚も午年同樣之暴政者無レ之與奉レ存候、今大路丈者御退け如何可レ有二御座一哉、是も御都合次第に御座候、當分◎今に至り若暴政發し候者々、即事に變を生し可レ申儀者御安心可レ被レ成候、

おなしき廿六日、陽明殿より御使參りて小松帶刀參殿いたしけれは、恐れ多くも主上より近衛大納言のもとへとの御宛てにて、泉州平生の忠誠を表せんか

爲との宸翰くたり、かね〳〵玉體近く召置せ玉ふ處の左文字の御脇差をは賜ひける、公は此程より御獻言の箇條、すみやかに御決議ある樣にと、たひ〳〵御上書あり、また左右の人して、陽明殿、兩議奏衆、岩倉中將具視朝臣なとへも申入させ玉ひしに、五月朔日に、鷹司前關白政通公、近衞前左大臣忠熙公、鷹司右大臣輔熙公、並獅子王院宮尊融親王等の御愼み解けさせらる、關東にても、尾張前中納言殿、一橋刑部卿殿、越前々中將殿、土佐少將殿（越前殿は御隱居ありて春嶽と號し、土佐殿も容堂とそ號せる、御愼み解けあり、是皆公の御申立てによる處なりと聞えし、折しも備前の國岡山より、備用人何某を上京せしめ、先君伊達守殿（齊敏）は、したしく公の御骨肉の御間なれは、公の御子息の內を御猶子になされたきとの由、慥ろに御內談ありけれと、深き御思慮のまし〳〵けれは、程よく御斷り玉ふ、江戶へ赴き玉ふ後も、大奧の模りもて頻りに御願ひあれとも、御許容なかりき、此內よりして長門の侍長井雅樂は、柳營よりの仰せをもつて、公卿の間にいろいろと獻白しけるか、同し家中の宍戶九郎兵衞、竹之內何某、久坂元瑞等は、別に勤王攘夷の說を主張し、國元よりは家老の福原越後、數百人を引連れ京に登り、其手よりして長井は國へ追かへす、御嫡の長門守殿は江戶より上京あり、福原宍戶久坂なと是を奉して、中山殿、正親町三條殿、岩倉殿、大原三位殿等へよりて申立るには、薩摩はや鎭撫の仰せを蒙りしなり、いかて我國薩摩の下に立へきやはと頻にせまり奉るにより、主上にも是を許るし玉はんとせは、兩虎相鬪ふの勢ひに至らん事を恐れ、此儘に差おきなは、長門の人々か心を失はん事を思食煩はせ玉ふにより、岩倉殿密かに此趣きを洩されける、公きこしめし驚き玉ひ、臣素より一毫の私意を存し、微功を世に爭ふの心なし、亡兄の遺命もあり、國體の日に衰るを見奉るに忍ひす、一身を捨て上京し、天下の爲につくし奉んとす、若し挽回の道あらは、匹夫の詞と申せとも快く相受なん、かへす〳〵も此儀は御心にかけさせ玉ふなと仰せあけられけれは、主上その至誠に感し玉ひ、程なく長門へも浪人鎭撫の仰せを降されける、同しき十二日、關東には越前々中將殿へ隔日に御登城、御用部屋へも通らせらるゝ樣にと仰せ出されけれ共、是も其名許にて、天下の心を慰めんとのたくみにして、實意より御信任あるにはあらす、偖又伏見の騷き御國もとへ聞へけれは、太守公は急き御近習鈴木宇左衞門、川崎強八を御見舞として上京せしめ玉ふ、公

も御國にて取々浮說ともさし起り、人心の動かん事を慮らせ、いそき太守公へ御書を贈り玉ひ、更に御家老喜入攝津へも細々と御書附を下されしか、爰に至り太守公へ、京攝の有樣を審かに御しらせのため、且は主上の御心細く思食玉ふ故に、島津石見へ私領一手の勢をすへて速に上京する樣にと、岸良七之丞を差下さる、此頃世の人心何となくさわきたち、そら言とも日に月にかまひすし、されと公は徐かに挽回の謀事を廻らせ玉ひ、小松帶刀以下の左右をして、しは〳〵公卿の間に參殿せしめ、初よりの御趣意を述へしめらる、爰にさりし四月十六日、近衞家へ御參殿の折御獻言の旨あつて、御老中久世大和守殿を御召しの仰せくたり、御受は申上たれとも、いまた其發途の期限もさたかならす、のひ〳〵の中に變故さし起りなは、またもゆゝしき大事ならんと慮らせ玉ひ、今は大和守は差留られ、別に特命をもつて其人をゑらはせ、勅使を關東へ差下されなは、公も是に從ひ參らせて、身命をかへりみす其事を奉行あるへきの旨奏し玉ふ、主上はひとへに公へ御委頼まし〳〵て、遽かに御膝もとを立せ玉ひなは、行末の事ともかた〳〵

御念遣はしく思食され、御ゆるしなけれとも、公つく〳〵と按し玉ふには、綸言あせの如し、勅命一度くたりし上、幕府たしかに奉行せす其儘に打すきなは、此後の事猶せんすへなしと、押返して仰せ立らる、此月のはしめに、いつもの御供廻りにて近衞家へ御參殿あれは、忠房卿中央に御着座、御客位には中山殿、正親町三條殿、岩倉殿、つき〳〵に侍り玉ふ、公こまかに世上の大勢を述へ、緩急得失のすちを說かせられ、中頃にいたり、中山中左衞門、大久保一藏、堀次郎をも末座にめされ、おの〳〵か所存の程をも申上しめ玉ふ、そも〳〵夷人等の御取扱ひふりは、兼てより御定論はまし〳〵けれと、公卿方大かたは世務にさとくましまさねは、遽かに御辨解の程も覺束なく、且其人その職に備はらねは、たとひ如何なる長策ありとも行れ難きにより、先つ此節は、偏へに官武の御合體まし〳〵、かしこき輔相となる人を、其職に登庸あり、一致一和の道を相盡され、其後にこそ世の公論にて、外夷の御取捌きにわたらせ玉ひたくとの御思念なりけれは、しは〳〵公卿方より御申掛けあれとも、わさと此論談には及はさりき、此頃九條關白尙忠公

內覽御免あり、この內より尙忠公は御所勞とて御參內なかりし故に、近衞前左大臣忠熙公に御還俗仰せ出され、引つゞき關白內覽の御沙汰あり、されとも忠熙公は、御身弱とて御受の御模樣なきより、公、御書にて時世の程を說せられ、必す御受あるやうにと、一度ならす御父子をは責めさせ玉ひしか、同き十一日に忠房卿より、前左府御事勅約に從ひ奉り御受仰上られ候ふ、されは直さまに歸住あるはつなから、家の內の都合もあり、櫻木町の隱殿も成就し侍れは、當月十七日ひとまつかしこへ轉住いたされ、關白宣下の御日限極りし上に、御用遊によりて、本殿へ當職の間歸住いたさるゝ、御儀なりと仰せ遣され、同日に又御書まゐり、關東にて今の老中水野和泉守も候へは、御呼ひ名を三郎と御改めいかゝそやと仰せ越れしかは、是より公は三郎とそ名乘らせ玉ふ、翌十二日、大原三位重德卿は勅使として關東下向の仰を蒙り玉ひ、公も勅使へ打緻ひて出府周旋致すへきの旨御承知あり、斯くて、島津石見も百餘人を率ひ上著しけれは、御立あとの御事とも、したしう仰含られけり、兼て動きやすき朝廷なれは、御下向の後に久世殿上洛もあらは、まち〳〵の事に及へくは必定なりと案し玉ひ、久世上京遲なはりし事、御不都合の次第なれは、今は其儀に及はす、差留られ然るへくやの旨、押かへし御獻議ありしに、如何にも一度御發しありし事なれは、其儀は仰出され難しと朝決なかりしかは、また〳〵陽明殿へよつて、此儀御むつかしく候ひなは、こだひの勅使へ仰せ含められ、途中行逢の所にて其旨御達しになり宜るへく、左あらは私にも差はまり都合いたしたくの旨、御書取もて仰あけらる、主上は猶も公のみやこを立せらるゝ事を御心ほそに思食され、勅使下向の事はしはらく召延られ、御滯京の御內沙汰あり、同しき十八日忠房卿より仰越れしには、久世差留の儀、今朝しも三條大納言參られ色々の噺しあつて、ひたすら六かしく侍りき、今は來月四日和州上洛し、御沙汰とも窺ひ奉り候て當地出立のうへ、引つゝき勅使差立られ、其許にも下向ならては、役人衆の決斷むつかしく、如何にも和州上洛の後に下向の事、御定めなされたきとの御旨なりけれは、公また押返して申上玉ふには、久世上洛は、此涯には中々覺束なく存し侍る、今日に至り私をいたつらに召留られ

ても、朝議御變改の期も見えす、皇威の程いかゝ、成行なんと恐入り奉る、殊に餘多の家來、大かたは田舍そたちの荒ものともなれは、此する如何なる手あらきことの起らんも測りかたし、是非とも召留め玉ふ御事に候ひなは、居屋しきも手狹にて、締り向きも屆きかね侍れは、知恩院を御借し渡し下されたく、左なけれは心つかひの事も少なからす、此旨深く御汲うけ給へかしとの御書を進せられ、其上左右の人して時情を說き、兩議奏衆なとへもこの由獻言せしめ玉ひしか、其日御承知の御書附に、

方今之時勢不レ堪二傍觀一、島津家一同擧二三國一、拋二身命一勤王攘夷之旨趣言上、不レ斜御滿足思食候、今般關東ゟ勅使被二指向一、偏に君臣御合體、國內一致、攘夷之成功可レ有レ之、以二深重思食一被下候に付、勅使引續三郎出府可二周旋一、去る十二日以二書取一被二仰付一候處、越前々中將國政關係之儀、於二關東一取計候段、叙慮符合、御安心思召候、猶又別紙之通御沙汰候間、叙慮之旨徹底盡力可レ有レ之賴思召候、右之段內々御沙汰候事、

これは議奏中山大納言忠能卿、正親町三條大納言實愛卿、飛鳥井侍從宰相雅典卿、久世三位通熙卿、傳奏野宮宰相中將定功卿の御連名にて仰せつたへらる、其御別紙に、

一橋刑部卿越前々中將等之儀、御箇條書之通被二仰出一候處、去る十五日大樹年頃に付田安大納言後見願之通差許、越前々中將國政可二關係一被二申付一候由言上有レ之、就而者後見之儀、強而者被二仰出一衆候得共、何分內外不二容易一形勢に候間、深被レ遊二御案痛一、以二一橋一被二登用一候方可レ然思召候、但名目之處、可レ爲二輔弼一歟、越前大老職之事、爲二家門一之間、流例之邊に者可二差支一候得共、先件非常之處置を以可レ被二申付一思召候、但是以差支候者々、政事總裁職與稱候而も可レ然思召候、但越前々中將儀、思召之通相成候上者、方今內外危迫之時節に付、今年秋中上京有レ之、國是之議論被二聞召一度候、且同人彌上京之節者、引續三郎にも可レ有二上京一候、其邊相含可レ有二周旋一樣に與思召候事、

又くたし玉ふ御文面に、

今度勅使被二差向一候叙慮、偏に國中一致之御趣意に有レ之候間、麁暴之儀出來候而者、深被レ惱二宸襟一

候事に候、元來是迄被レ屈二叡慮一候も、全國中平穩を被二思召一御事候間、末々に到迄、右御趣意不レ違樣可二申含一候事、

かく仰せは蒙り玉へとも、いまたさたかに御發途の期限は定まらさりけり、廿日に忠房卿の御書參る、

元來外夷一件不二容易一儀申迄も無レ之候、其上幕府より、去る午年以來天朝尊奉之道理無レ之、唯權威を以奉二輕蔑一、實以一朝一夕之次第に不レ在、深被レ惱二玉體一、種々與御配慮而已被レ遊、何共有志之輩者悲歎に迫り候次第、然るに去る申年より以來、諸浪人共蜂起して幕役共度々之損亡、夫に不二心附一兎角權威而已相震ひ、正論難二相立一、實以德川家長久も無二覺束一、唯々此上者、夫々大國之大名、國家之爲抛二身命一、正論不二相立一者、後后如何與懸念に存候處、舊臘尙之助、當春一藏被二差登一、巨細に忠誠之心底被二申越一、實に感佩不レ過レ之候、乍レ去前左府に者隱居、殊に落飾迄も被二仰付一候身體、且參內も被二止置一候儀、於二愚拙一者若年且短才未熟之仕合、其上天子玉座に奉レ近候儀者容易に難二相成一次第、甚殘懷不二一方一、依正親町三條へ內覽に及候儀に而、前左府愚拙に者、今度も其許建白之條々當然之良策與存込候、乍レ去過日來御承知之通、議奏衆一致六ヶ敷、其上に久我內大臣、久世宰相、千種岩倉兩中將、各奸佞之人物、種々與以レ僞恐多も主上を奉レ欺、夫よりして主上にも國忠之者與思召被レ込、且又中山三條等にも誠忠與被二存込一、實以甚た悲歎無二際涯一天朝之有樣遺恨に存候、夫故當節前左府在職にても、痛心而已に而是與申功者無レ之哉與實に御悲歎之御事、且又和州上洛之上御沙汰共伺、夫より出立與申節、勅使其元にも出立に及候樣、於二半途一行逢之節引戻候樣與之事者、餘り暴に當り如何之事、迚も夫者六ヶ敷、何卒篤與勘考を加へ、來月十日前後迄滯在之儘在度與之評定之由、最早幾度も被二申立一候共強上に相當、却て如何與被レ存候、知恩院之儀者、非常之節に者何とか勘考可レ有哉に存候得共、是迚も六ヶ敷次第之由、何卒此上者表向武傳ゐ願立候歟、又者所司代ゐ申込知恩院借受候歟、兩樣之內ならては埒不レ明與存候、和州も引戻しに不二相成一上京に而者、其元滯在なくては何共朝廷御案事申上候、篤與御深考、後剋中左衞門入來之仰御報賴入候也、

あくる廿一日、忠房卿より更に御書まゐる、其御旨は、昨夜野宮宰相中將入來、別に御書附はなくて演舌之趣きには、明後廿二日たしかに勅使御さし立の御治定なれは、其元にも續ひて出立あるへし、又久世和州東海道を通行の折行逢に及ひなは、穩かに致し、すへて途中の事實素たるへしとの御旨なれは、畏入侍るとの旨仰せ遣はさる、同日に御承知の御書に、

今度關東ゐ勅使被二差立一候儀、方今之時勢深被レ惱二叡慮一、偏に公武御一和國內一致、攘夷之成功可レ有レ之、以二深重之思召一、別紙之通被レ決二三事速に其一一、群議之所レ歸可レ有二奉行一被二仰遣一候、天下之重事に候間、叡慮徹底候樣周旋之儀、內々松平大膳大夫ゐも被二仰含一候、島津三郎も出府、大膳大夫申合、先件御趣意相心得、爲二公武一宜レ有二配慮一賴思召候事、

右の三事の御个條は、

第一、大樹早く諸大名を率ゐ上洛あつて、朝廷において相共に國家の治平を計議し、萬人の疑を散せしめ、皇國一和の正氣となし、速に蠻夷の患難を攘ひ、上は祖宗の神慮を慰め、下は義臣の歸嚮に從ひ、萬民を化育し、天下を泰山の安に比せられ度事、

第二、豐臣の故事により、沿海五ヶ國大藩を以て五大老とし、國政を咨決せしめ、夷戎を防禦するの所置を爲さは、環海の武備堅固確然として、必夷戎を排攘するの功あらんと思召候事、

第三、一橋刑部卿を後見とし、越前前中將を大老として、幕府を扶け政事を計らしめは、戎虜の慢を受すして、衆人の望に協ふへくと思食候事、

右の御趣きなれと、中にも終りの三ヶ條目の事を御盡しある樣にとの御沙汰なり、また議奏衆より御連名にて御承知には、

浪士鎭靜之儀、島津和泉ゐ被二仰付一置候處、同人出府被二仰付一候に付、浮浪取押方之儀難二行屆一、深御不安心、被レ惱二宸襟一候、萬一京師及二動搖一候而者、諸國可二蜂起一哉與深被レ惱二叡慮一候、就而者修理大夫被二召登一度候得共、差支も有レ之候者々、島津石見率二人數一上京に者候得共、猶又今一人、島津圖書將二士卒一神速入洛有レ之、被レ安二叡慮一候樣可

ㇾ有二盡力一、早々申達、上著之樣被ㇾ遊度思召候事、
公の御心には、多くの人數滯京せは、意外の患ひも少からす、また差當り御危迫と申すほとの御事にてもなけれは、程よく仰せ立てられ、此事は御延引とそ成りにける、

紹述編年卷の二

斯くて公は五月廿二日、勅使大原三位重德卿と同しく京を立せ、此日三條通りは左右に引つゝき拜觀するもの夥し、近江の國大津の驛に宿し玉ふ、近衛公及ひ岩倉殿なとより、御使または御書きたる、大原殿の御頼みにて、此日より我國の侍吉井中助、野津七左衛門等都合十人計りか程、警衛として召附らる、同き廿五日伊勢の國桑名の驛にて、勅使へ御見舞、御着の上の事とも御申合せあり、大井の渡し箱根の越えも恙かなく、御通行あつて、六月七日江戸高輪の御館へ着せ玉ふ、勅使にも、同日に龍の口の傳奏屋敷へ着せ玉へは、御馳走役分部若狹守殿光貞御出迎へ、夫々の御式とも形の如く執行はる、爰に松平大膳大夫殿は、公と同く御周旋の仰せはあれとも、如何なる心にや、公の御着の前の日に、道を替へ中山道より上京せらる、明れは八日、公は越前々中將殿の靈岸島の館へ御出あつて、みやこの情實を御申述へ、天下の大勢を御論談あり、此たひ公の江戸へ着せ玉ふや、巷説まち〳〵に起り、柳營の有司とも、狐疑して恐懼の心を抱きし程に、春岳殿も御わつらひと稱せられ御登城もなかりけれは、春岳殿へ贈らせ給ふには、

一翰呈上仕候、暑氣彌增候處、彌御安康被ㇾ成二御座一、恐悦奉ㇾ存候、併近頃承候得者、少々御所勞に而御登城無ㇾ之由、何樣之御容體に候哉、深く御案し申上候、然者先度者亡兄御懇意之譯を以御面會被ㇾ下、存慮申上候處、種々御賢慮之程も致二承知一、別而難ㇾ有奉ㇾ存候、其節も申上候通、當時不二容易一時節、縱令勅命無ㇾ之とても、御家門之御家筋、德川之御家與興亡を共に可ㇾ被ㇾ成者勿論之御事、殊に分ケて御依頼之勅諚も被ㇾ爲ㇾ在御事に、御座候得者、天下之大政萬端御盡力有ㇾ之度御事與奉ㇾ存候、然處巷說傳承いたし候得者、漸天下之大事を御傍觀

之筋に被ㇾ伺申候、尊慮決而右通之御事に者無ㇾ之與者奉ㇾ存候得共、愚意懸念之餘りより、不ㇾ得二止事一申上候、當時諸國之人心漸乖戻之模樣に而、尊公御出職之儀を偏に奉二渇望一哉に相聞得候處、若も右樣御傍觀有ㇾ之候而者、以之外之儀、第一公邊之御爲、別而不ㇾ可ㇾ然御事與奉ㇾ存候、御家臣之內、種々所存之譯も有ㇾ之哉に傳承いたし候得共、是は御家計之御事に而、天下之御爲に者不二相成一儀與奉ㇾ存候、且閣老抔之處、無二御據一御譯合も有ㇾ之筈與奉ㇾ存候得共、尊公之御進退に而、天下中之動靜に可ㇾ致二關係一歟與奉ㇾ存候間、何卒是等之處能々御勘考、十分御盡力之處、偏に奉二伏願一候、偖此品誠以輕微之至 御座候得共、伺二御安否一候驗迄奉ㇾ備二高覽一候、先は右等申上度、如ㇾ此御座候以上、

同しき十日、天使大原三位重德卿始めて御登城、將軍家へ御對顏ましく、勅命の三ケ條を御示し、速に御奉行あるへきの旨御達しあり、越前々中將殿にも御次の間へ伺候して承知せらる、今日の御登城は大事なりと、我より召附らるゝ人々も、おの〳〵相戒めて附從ひぬ、十三日には大原殿重ねて御登城、御老中脇坂中務大輔殿、安宅板倉周防守殿勝靜、なとゝ御論談あり、明る十四日、公は脇坂殿へ入せられ、當時の事情を御申說き、此節の勅命滯りなく御奉行あらせられたきの由、御手控へ書を添へて御論判あれは、中務大輔殿は、仰せ承り候、一々御尤の次第なれは、謹て評議致さむとの御答へなり、同き十六日脇坂殿へ遣し玉ふには、

一筆致二啓上一候、日々暑氣相加申候處、彌御壯健被ㇾ成二御座一、奉二恐賀一候、然者先日者、態來御親睦之一筋を以、御役御離れ御面會被二成下一、別而忝奉ㇾ存候、殊に隨二貴意一、存慮無二伏藏一申述候處、何も御異論無ㇾ之致二安心一候、夫に付猶又致二熟考一候處、何れ天下之御爲與奉ㇾ存、偖踰之罪を不ㇾ顧、左條之儀申述候間、御都合次第、御同列方え御談合被二成下一度、伏而奉ㇾ願候、

一此節叡慮之趣被ㇾ爲ㇾ在、久世氏上京之儀被二仰出一候處、御請及二遲滯一候付、不ㇾ被ㇾ爲ㇾ得二止事一勅使被二差下一、公武御一和、御國內一致之處に無ㇾ之候而者不二相濟一與被二思召一、就而一橋越前之兩侯、天下有志之人心歸嚮する處故、御後見御大老に御登

庸有レ之候樣與之御趣意、誠以恐悅至極之御事與奉存候、然處先日相御咄致二承知一候得者、名目之處御評議甚御六ケ敷由、其節者愚意何共不二申出一、態與差控罷在候得共、退而致二勘考一候得者、存付候儀獻止候而者、却而不忠與奉レ存、不レ得二已事一申上候、遂遞勅使被二差立一、被二仰下一候御趣意、總名目計に被レ爲レ拘、御評議御決定無レ之候而者、乍レ恐優柔不斷與可レ奉レ申歟、當時不二容易一折柄、舊格先例に御拘泥被レ爲レ在候而者、以之外之御大事與奉レ存候、ケ樣御評議御遲延罷成候而者、又々人心疑惑を生し、異說紛々致二流行一、浪人共致二蜂起一候儀も可レ有レ之哉與、甚以懸念至極に奉レ存候、若其次第に相成候而者、迚も御國威御挽回之期も被レ爲レ在間敷、實に恐入奉レ存候、何卒非常之時節、御出格之譯を以、一日も早く御評決、勅諚御遵奉被レ爲レ在候樣、伏而奉二希上一候、尤一橋君御後見之儀者、近頃田安君御後見御免に相成候故、際々之處如何與之御評議に被レ伺、御尤之御事に者御座候得共、不二容易一時節、殊に被レ爲レ惱二宸衷一、態々勅使を以被二仰出一候御事に御座候得者、快く御請被二仰上一候者は、公武御一和之御實情御通徹被レ爲レ在候御儀に而、天下之人心も此御一條に至極奉二感服一、御國家御安泰之基與乍レ恐奉レ存候、越前君之儀者御家門之事故、聊御故障之譯も被レ爲レ在候者は、御大老同樣御政事總裁有レ之候樣屹度被二仰渡一、一統えも右之趣承知仕候樣御達被レ爲レ在候者は、御國内靜謐、人心一和罷成、無二此上一御美事與乍レ恐奉レ存候、

一長州之事粗申出候處、御答振不二分明一致二承知一候、此儀者先頃脇方より、當五月二日大膳大夫より之上書致二落手一、慮實者難レ量御座候得共、恐意聊致二疑惑一候、尤御上洛之御一條者、實に寬永以來之御盛擧者申上迄も無二御座一候得共、先日も申上候通、何そ當年中不レ被レ爲レ行候而も、天下之人心紛亂仕にも有二御座一間敷、來秋より先に被レ爲レ行候者は可二御宜一哉與奉レ存候、貴所樣も其趣意與致二承知一候、然るに長州者頻に此儀催促申上候姿に相見得、甚無二心元一奉レ存候、方今之處に而者、勅命通越侯御登府之上、當秋上京被レ命、外夷御所置、國是之御議論言上有レ之、叡慮御伺相成候方可レ然歟與奉レ存候、急速に御上洛被レ爲レ在候而者、御道中宿々及二

迷惑一、且於二京師一種々御評議決兼候御事共、被レ爲レ在候者は、以之外之御大事、却而皇國混亂之基歟與乍レ恐奉レ存候、大膳大夫爰許ゟ罷在候者は、小子面會直談致候所存も有レ之候得共、着を乍レ存、道を替へ前日發足之次第、何共不審千萬、心底難レ盡御座候、長門守出府之由に者候得共、家督にも無レ之、決兼候儀も可レ有レ之候に付、相成儀に御座候者は、只今之内再大膳大夫被二召返一、小子與深厚致二談合一候樣被二仰下一候儀者相叶申間敷哉、左樣御座候者は、趣意一致、公武之御爲、別而可レ然御事與奉レ存候、

右之趣、家督にも無レ之候得共、亡兄遺言之一筋を以、不レ得二已事一、不肖之身を忘れ、所存十分申上候間、若忌諱を犯し、僭踰之罪を御糾し有レ之候者は、何樣共可レ奉レ畏候、小子此節國許致二發足一候より、抛二身命一、公武之御爲周旋仕候儀に而、敢而功名榮利を貪り候趣意に無レ之、公武御一和御國内一致相成候得者、忽身者如何樣罷成候共、曾而遺憾無二御座一候、此趣深く御汲取被二成下一度、伏而奉レ願候以上、

明日は登城のはつなれは、何邊御示し合せ致したき

の旨、大原殿より申參るにより、十七日には龍の口の御旅館へ入せ、色々と御申談しともあり、夜に入て歸らせらる、明れは十八日、大原殿御登城あり、脇坂板倉の兩御老中へ、當世の勢ひこまゝ仰せ諭され、勅命の御ケ條を早々御受あるへしと、詞を盡し御論判ありしに、越前前中將殿御任用の事は御受あれとも、一橋殿御後見の儀はいろ〳〵と申立られ、御受の御模樣更になし、廿五日には脇坂殿、板倉殿、勅使の御許に參られて、押返し前日の事とも御論談あり、廿七日兩人またも勅使の御もとへ參られ、廿九日終に勅使の御登城とそ定りける、此程より營中の有司とも、樣々に申立て、速に勅意奉行の向きにも聞へさりけれは、公は深く御思案に渡らせ、さま〳〵と御盡しありて、左右の人してしは〳〵勅使へも仰せ越れける、大原殿にも大切なる御使を承り、若し此儘にて御受なくは、朝威にも拘り奉り、輕からさる御事と思ひ詰られ、今日の登城は殊の外の大事なり、此日奉行の答へなくは二度とは歸館せしと、御書附の類ひは大かた燒捨玉ひ、雜掌堀内典膳へ行末の事とも仰せ殘されけれは、我より召附られたる人々も格護を極め、其

日午の刻はかりに、威儀を整へ御登城あつて、いたく詰掛られけれは、有司とも皆こと〳〵くに御受をそ申ける、七月朔日大原殿また御登城にて、將軍家と御對顏ありけれは、御酒御料理ともの御もてなしあり、此口◎日カ將軍家より御奉書到來し、太守公の御名代として、島津淡路守殿御登城あれは、公の伏見にてよく浪士の騷擾を鎭め玉ふの御賞なりとて、片山の御刀一腰を下され玉ふ、同月七日、思食しを以て、德川刑部卿殿再ひ一橋家を御相續あり、且此たひ叡慮をもつて仰せ下さるゝにより、御後見仰せ出さるゝとの御發しあり、同しき◎日脫カ柳營へ御獻言の御書を、御老中板倉周防守殿のもとへ呈し玉ふ、

去る丑年亞米利加人渡來、引續諸夷來舶、種々願望申出候處、於二公邊一叡慮御伺に不レ被レ爲レ及、條約御取究、終に公武之御間漸御隔意被レ爲レ成、一統之人心も是か爲に不レ穩趣傳承仕、甚危急至極に御座候、申上迄も無二御座一、三百年來御代々樣之御累恩を奉レ蒙、且當時御內緣も有レ之儀に御座候得者、旁傍觀難レ仕、殊に亡兄薩摩守、平素公武之御爲抽二忠勤一度存念に御座候處、不幸にして志を空し、遺憾不レ少儀に御座候、臨終之節私一人へ委曲遺命之趣も有レ之候に付、其以來忘二寢食一、朝夕苦慮罷在候處、去々春以後變故不二一方一、其儀御改輸無二御座一候而者、如何樣成場合に赴候も難レ量、家督にも無レ之身に而、甚僭越之至に御座候得共、是迄之御政事振觀察仕候處、天朝御尊崇之道不二相立一、正邪之辨致二表裏一、寃魂愁聲草野に滿、御外政に於而者、因循苟且之四字を不レ被レ爲レ免、故を以虛實者不レ奉レ存候得共、乍レ恐被レ爲レ惱二宸襟一候御模樣も奉二傳承一、外患者偖置、內憂日に迫り、變端墻下に生するの勢顯然に御座候間、舊臘家來差出、久世氏へ存慮之趣致二獻白一候得共、迚も御取用相成候御模樣に無レ之、遷延之中不レ可レ救勢に罷成も難レ量奉レ存、是上者是非出府仕、存慮十分言上仕度含に而、修理大夫申談、去る三月中旬國許發足仕候折柄、京攝邊え諸浪士蜂起、且家來之內私趣意心得違候者共致二與力一、不二容易一形勢罷成、迚も無事通行難レ仕候に付、無據一往大坂屋敷え取押置、四月十六日近衞家え參殿、成行入二御耳一候處、恐多も達二叡聞一、當日浪人鎭撫之蒙二御內命一、誠以冥加之至、恐入難レ有奉

レ存、御受申上、滯京罷在候內、浪士共推而上京仕騷亂相企候段承候付、早速家來差出、取押方精々申附候處、乍レ漸靜謐之形に相成申候、然處於二朝廷一思召之御譯被レ爲レ在、勅使被二差立一候付、私にも引續出府周旋可レ仕旨、別紙之通被二仰付一、重疊恐入難レ有奉レ存、五月廿二日京地發足、先月七日御當地着仕候に付而者、直樣表通形行獻言仕度奉レ存候得共、此度者非常出格之叡慮を以、勅使被二差立一候御事故、勅使之奉命不レ被レ爲レ濟內、私より獻言仕候而者、勅使を差置候場に相當り、越俎之罪與奉レ存、態與差控罷在候處、內々承知仕候得者、勅諚御奉行被レ爲レ在候御內定之由、無二此上一御處事、恐悅至極に奉レ存候、從來私持論者、天下之人心歸嚮仕候御方要路に御出職、公武之御間大道相立、無二內外表裏一、眞實之御一和に被レ爲レ成、正邪明白、下草莽之匹夫に至迄、御威德に敬服仕候御政事之基本定り、上下一致、御國體堅實之上、叡意を被レ爲レ伺、時世に應し、天下之公論を以外夷御所置、永世不朽之良法被二召建一度恐存に御座候處、於二公邊一早其邊に御着眼被レ爲レ在、先月朔日之御書附拜承仕、誠以感佩之至に不レ堪儀に御座候、乍レ去實際施行之處、古來より難し與する事に御座候得者、非常之時節、御事實不レ致二齟齬一樣能く御了得、要路之御役々、正邪綿密に御評議に而、鞫問被レ爲レ在度奉レ存候、是迄御威光與か申候而、善惡無二御構一御壓服之御手段者、乍レ恐近來之御弊政に而、彌人氣激發之基與奉レ存候間、右等之御氣味御一洗、寬永已往之御政事に被レ爲レ復、公武御合體之大基本被レ爲レ立候上、義理上より生し候眞實之御威光被レ爲レ在度、偏に奉二懇願一候、右申上候如く、內外非常之世態、殊に當時御賢明に被レ爲レ在候由も粗奉二承知一候得者、恐考之趣胸臆に秘し候時節に無二御座一與奉レ存、不レ顧二不肖之身一、虛飾を去り忌諱を犯し奉二獻言一候、若御採用之儀に御座候者は、猶又存慮之趣可二申上一候以上、

越前前中將殿は御所勞とてまた引入られしか、此月九日初て御登城あれは、此たひ叡慮を以て仰せ下さるにより、御政事總裁職仰せ付らるの旨承知せらる、同き廿三日には、公また勅使の御許へ入せ玉ひて、一橋刑部卿殿と御逢あり、越前前中將殿にも參られ、主

客を分ち座せられしに、公は下段につかせらる、二人の殿は頻に席をすゝめ玉へとも、堅く譲りて從ひ玉はす、御色代も事終りて、徐かに世の形勢事の得失を說かせ、時移りて歸り玉ふ、八月三日大原殿より一橋殿へ贈らせらるゝ歌に、

黒髪を三たひ握りしふる事を
　日々にあらたにおもひ出よ君

公の仰せ立玉ふ事、こと〳〵くに御改めの場にはいたらねとも、朝廷より御承知の御事ともは御受ありけれは、來る廿一日、勅使と共に御立あるへしと定り、八月九日御首途の御式あり、おなしき十五夜は、名にしおふ武藏野の空もかきくもりけれは、御詠に、

望月のひかりは空にみちぬへし
　うき雲霧はよしおほふとも

大原殿は十八日に、御暇乞として御登城まし〳〵、將軍家へ御對顏あつて御式事ともあり、同しき十九日、公は一橋殿へ入せ玉へは、春嶽殿も御出あり、是は勅命奉行のうへは、越前前中將殿京にのほり、國是の論を仰上らるゝ樣にとの御内命あるにより、此ほとよりたひ〳〵御申立あれとも、關東内情の程、如何にもいまた氷解の處に至らさりけれは、此日も是等の事を始とし、時勢挽回の御手すちとも御議論あり、其うへ仰立て玉ふ御手控書に、

一勅命之御事御座候に付、是非大體國是之議論御評決之上、來る八月中旬頃爰許發足に而、越前前中將殿上洛有レ之度、尤閣老壹人同伴之事、

一一橋刑部卿殿越前前中將殿御登廳之上者、閣老にも實意に大政評議有レ之度、巷說に、内實者一和無レ之哉抔與申事候得共、若右樣之姿露程も有レ之候而者、第一德川家之御爲不レ可レ然奉レ存候事、

一大赦被二仰出一候御事に候得共、至レ今何共仰渡無レ之、勅命御奉行之旨與違ひ候に付、際々御施行有レ之度、尤午年以來諸浪士等死流幽囚、總而御赦免被二仰渡一度事、

一此節被レ命候所司代に而者、又々人氣に相拘り可申歟與、至極懸念に御座候、今一往御評議之上御人撰に而、叡慮御伺有レ之度事、

　但大坂も同斷、

一是迄公武之御間名義御不相當之儀、細々御取調御變革有レ之度事、

一將軍家御一代一度は是非御上洛之事、

一諸御書附認振之事、

一勅使御會釋向等其外段々可レ有レ之事、

一和宮樣御會釋向、今一際御手厚有レ之度、是迄將軍家より諸大名ゟ御緣組に不レ准與奉レ存候事、

一御同人樣御心願之御事御座候に付、來春中に者是非御上洛被レ爲レ在度奉レ存候事、

一朝廷御續料拾萬石程御重め有レ之度事、

　但公卿方も方今忠誠之御方者今少ッゝ、同斷、

一諸役人之正邪屹度御糺し有レ之度事、

　但諸大名も同斷、

　公卿方も同斷、

一水戸前黄門殿贈官被二仰出一度事、

一故掃部頭罪科屹與御糺し、代數御除有レ之度事、

　但井伊之家者、先祖代より德川家ゟ格別功勞も有レ之候に付、當人迄之處に而申上候、

一酒若事隱居愼被二仰付一度事、

　但閒部も同斷、其外隨從之面々同斷、

一安對者今一際重く被二仰付一度、其外隨從之面々屹度御咎め有レ之度事、

一將軍家御一代一度は是非御上洛之事、

一諸御書附認振之事、

一勅使御會釋向等其外段々可レ有レ之事、

一和宮樣御會釋向、今一際御手厚有レ之度、是迄將軍家より諸大名ゟ御緣組に不レ准與奉レ存候事、

一御同人樣御心願之御事御座候に付、來春中に者是非御上洛被レ爲レ在度奉レ存候事、

一朝廷御續料拾萬石程御重め有レ之度事、

　但公卿方も方今忠誠之御方者今少ッゝ、同斷、

一諸役人之正邪屹度御糺し有レ之度事、

　但諸大名も同斷、

　公卿方も同斷、

一水戸前黄門殿贈官被二仰出一度事、

一故掃部頭罪科屹與御糺し、代數御除有レ之度事、

　但井伊之家者、先祖代より德川家ゟ格別功勞も有レ之候に付、當人迄之處に而申上候、

一酒若事隱居愼被二仰付一度事、

　但閒部も同斷、其外隨從之面々同斷、

一安對者今一際重く被二仰付一度、其外隨從之面々屹度御咎め有レ之度事、

　但御讓位云々之御事者、實事之樣致二承知一候に付、右通申上候、

一九條家も隱居愼被二仰出一度、隨從之公卿方家臣等に至迄、武家に准し御取扱有レ之度事、

一外夷御處置者、御内政大概御治定之上に無レ之候而者不レ宜奉レ存候、

一諸大名參勤、是迄通に而者迚も海防十分全備難レ致候に付、遠三百里以上、中二百里以上、近百里以上、に應し年數差別有レ之度、若此儀難二相成一候者は、妻子國許ゟ引取度事、

一諸御手傳等入費相掛候儀は、以來不レ被二仰付一樣有レ之度、左無候而者、外夷防禦者勿論、内亂之鎭靜も出來兼候樣可二成立一候事、

　但天朝之御修復等者、別段之事に可レ有レ之事、

一海防之儀、江戸海者勿論、諸大名一統ゟ、年限御定め是非致二全備一候樣御達相成、此上若不行屆之國有レ之候者は殿科被二仰付一旨、屹度被二仰達一度奉レ存候事、

　但前條參勤之儀御達之上たるへき事、

一大坂兵庫堺等警衛、方今之形勢に而者不二相濟一、屹度嚴重有レ之度事、

一京師警衛、大藩四五頭ゟ、交代に而相勤候樣被二仰付一度、是迄之彦根等者御免に而、爰許之守衛被レ命度、左無候而者、第一人心不和合之基與奉レ存候事、

一於二老中宅一外國人應接者、以來無用にいたし、拾萬石以上三拾萬石以下之大名、外藩四人御譜代二人ツヽ、交代に而參府、ゟ被レ命、小事者時々幕府ゟ伺に不レ及、臨機に而可二取計一、外國奉行以下者其指揮を受て相勤候樣有レ之度事、

一外夷御處置相定迄之間者、可レ成丈登城者、以來無レ之樣致度事、

但江戸中ゟ滯留之儀も同斷、

一近衞關白殿下、長〳〵者在職無レ之樣に付、跡代り勝司前右府公ゟ被二仰出一度事、

此日長門の御嫡松平長門守殿定廣、は、京よりくたるさに、公へ御對面のことを、其家中貴島又藏なとして、中山中左衞門、大久保一藏等へ申し請はる、公は大膳大夫殿と同しく、勅意奉行の御沙汰をも承り玉へとも、殿には公の御着の前日に道をかへ上京し、其外伏見さわきの事ともゝ、何かとあやしく、表裏の上書なともありて、ゆくする御熟話のなり難きを知食し、程よく御斷はらせ玉へとも、あなかちに御願ひあるにより、やん事なくも御承知あつて、明る廿日長門守殿高輪の御館へ御出あり、されともその御器度あるにもあらされは、細大の御噺しには及はさりけり、去程に關東の御事もやゝ定りけれは、八月二十一日、勅使大原三位重德卿と同しく、高輪の御館を立せ玉ふ、此日御行粧生麥村にいたる時、たま〳〵英夷三人馬に打のり通りしか、夷人ともは邦制を諳んせさるにや猥りに御行粧に侵し入り、公の御怨に近かむとす、折しも我國を浪人せし足輕岡野新助は、舊主の行粧を拜まんと、竊かに此ところに參りしか、この有樣を見て怒りにたへす、跳り出て一騎を斬倒す、二騎は深手を負ひ、辛くして橫濱に逃かへり、事の次第を報しけれは、英夷おとろき騷き、跡を追掛くへしと議しけれと、終に其事はてさりけり、此夜公は戸塚に宿し玉ひ、今日の有さまを入して柳營に告申させ、御心しつかに御通行あり、箱根山にて、

富士のねは雪つもるらし玉〳〵しけ
箱根の山にきり立わたる

程なく五十三驛も終りて、閏八月の八日、◎七日の誤大津より伏見の御館に赴かむとし玉ひしか、近衞關白忠熙公、夙に御使を以て召れけれは、遽かに御入京、公の御館にいたらせ、具さに關東の事を陳し玉ふ、殿下急きこの事を奏聞し玉へは、聽て勅命降り、御滯京の仰せを蒙らせ、其うへに議奏衆して、明日參內あるへきの旨、御內命をも降されける、公かたく辭し玉ふには、天命の忝なき、いかて從ひ奉らて候へき、されと是等の事は、かねて官武の御規格もましますへき御事なれは、ひとまつ關東へ申し、そのゝち如何にも仰せに從ひ奉へしと陳し玉へは、關東の事は傳奏衆よりよきに計ひ參らせん、必す御受あるへしと、懇ろに仰せ玉ふ事一たひにあらされは、今は辭し玉ふに御詞なく、謹て御受あり、此よし急き御所司代此時松平伯耆守殿(宗秀)は免職せられ、やかて牧野備前守殿(忠恭)任せらるに丼に關東へも仰越され、錦の御館に入り玉ふ、明る九日、仰せに從ひ、まつ近衞殿下へ參り玉へは、忠熙公より御烏帽子直垂を讓らせらる、御太刀幷に御馬の料として、大判金五枚を獻せられ、御讓りの御裝束にて、申の剋計りに、御臺所御門より御奏者の廳に昇り玉へは、御取次の人出迎へ、御控へ所に案內し參らせ、程もなく傳奏衆御庇に誘なひ玉ひ、殿下及ひ傳奏衆、議奏衆御列座にて、御尋問の御旨まし〳〵て、公の御答へありしを、傳奏衆叡聞に達せらる、公は退て御控へ所に侍り玉へは、前の公卿達も皆御出あり、暫くあつて傳奏衆重ぬて御庇に導かれ、忝くも御親しふ褒勅を蒙らせられ、肥前兼賞か鍛ひし御劍一口を、中山大納言忠能卿して降し賜ふ、しかのみならす、御茶御菓子をも御控所にて賜はりしは、世に例しなき御事ともなり、公はかたしけなさ御身に餘り、退て再ひ殿下に參らせ、御禮深く仰上られ、此由關東へも報せらる、此時諸大名多く人を京にのほせ、又々荒々しき浪人なと、しのひ〳〵に公卿の御內に出入すと聞へけれは、公は關東の疑ひを招き、終には測らさる騷きをも引出さむ事を慮らせ、御書を議奏中山大納言忠能卿、正親町三條大納言實愛卿、傳奏野宮宰相中將定功卿へ遣はし玉ふ、

一此節上京仕、關東之次第曾卿方迄委細言上仕候處、出格之叡慮を以、參內可レ被二仰付一旨承知仕、

微賤之身、實に恐多奉レ存、再三固辭仕候得共、是非御受申上候樣、尊卿方より達而被二仰聞一候に付、不レ得二止事一御受申上參內仕候處、尊卿方を以、關東之趣逐一御尋問被レ爲レ在、殊に重き御品迄も拜領被二仰付一、誠に以武門之面目、恐入難レ有仕合、毫端に難レ述次第に御座候、此上者愈以、不肖之身に及候程者、盡力仕心底に御座候、就而乍レ恐當時之朝議粗奉二承知一候得者、諸國之大名等、公武之御爲周旋之儀相願候者共ゟ者、皆御內命被二仰付一候由、天下之人心を不レ被レ爲レ失樣與之御評議に而、御尤之御事與者奉レ存候得共、今般關東ゟ勅使被二差下一、私にも下向被二仰付一、二橋越前致二登庸一、大政變革有レ之候樣被二仰下一候處、初者六ケ敷模樣に御座候得共、遂に御受相成、恐悅之御事奉レ存候、此上者朝議確乎として不レ被レ動、匹夫之激論一切御採用不レ被レ爲レ在、關東之處置靜に御觀察被レ遊度御事與奉レ存候、方今之處に而、諸藩を御膝元ゟ被二召寄一候得者、關東之處置御疑之筋に相當り、於二彼地一も却而氣受不宜、御一和之所に者參兼可レ申哉與、甚懸念奉レ存候、依レ之御內命被二仰下一候諸藩ゟ者、此節勅使關東ゟ被二差下一、二橋越前登用いたし、政事變革之儀被二仰下一候處、御受相成候に付、暫彼兩人政事奉行之次第、靜に御觀察被レ遊度叡慮に候間、此際之處上京周旋に不レ被レ爲レ及候、若此末於二關東一朝廷尊崇之道忘却いたし、大政之舊弊、外夷之處置等變革も無レ之、天下人心不和合之機相顯候者は、速に御內命可レ被レ爲レ在候間、其節者不レ移二時日一上京盡力可レ致旨、懇に被二仰下一、御請書差上候樣被二仰付一度御事與奉レ存候、若其節に至り參向不レ仕者も御座候者は、違勅に相違無二御座一候間、屹度嚴罰被二仰付一度奉レ存候、

但長州者、始より將軍家御上洛之儀致二主張一、周旋之事御座候に付、右之儀猶以盡力被二仰付一、且今般被レ命候二箇條之內、大赦之儀者、未奉行無二御座一候に付、相濟迄之間、是迄之通被二仰付一、土州も同樣被二仰付一度奉レ存候、

一當關白殿下御辭職之御事、期月勅約被レ爲レ在候由奉二承知一候に付而者、辭表被二差出一候節者、其通勅許被レ爲レ在度御事與奉レ存候、乍レ併當節不二容易一時勢に付、內覽者如レ故、當殿下ゟ被レ命度御事與奉レ存候、且青蓮院宮御事、天下有志之人心奉二歸向一候に付、朝政御相談被レ爲レ在候樣、乍レ恐奉レ存候、

但一條左府御辭退之節者、應司前右府公を左府ゟ御轉任被レ爲レ在度奉レ存候、

右之趣、至恐短才之身に而、恐懼至極に奉レ存候得共、不二容易一時勢、存慮十分不二申上一候而者、不忠之罪難レ免與存詰、尊卿方迄獻言仕候間、委細奏聞被二成下一度、伏而奉二願上一候以上、

同月廿一日、殿下幷に御息左大將忠房卿、竊かに御手書をもつて、天覽の外ゆめ〳〵他人に洩さし、御邊心に存する程の事は、殘りなく文もて陳せらるへきの旨仰せありけれは、公は此日殿下の許に參り、是を捧け玉ふ、

今般不肖之小臣に、存慮無二伏藏一、不レ憚二忌諱一、不レ避二嫌疑一、獻言仕候樣承知仕、誠以恐入難レ有仕合奉レ存候、且先日者、出格之思召を以參內被二仰付一候旨承知仕、無位無官之身、奉レ汚二朝廷一候儀に付、再三固辭仕候得共、是非御受申上候樣承知仕、無レ據御受御申上參內仕候處、關東之模樣逐一御尋問被レ爲レ在、殊に重き御品迄も拜領被二仰付一、實に武門之面目、別而難レ有仕合、毫端に難レ盡次第に奉レ存候、此上者不肖之身に及候程者、愈以抽二忠勤一度奉レ存候得共、從來至愚短才に而、御爲に相成候程之良策も存付不レ申、實以赤面至極恐入奉レ存候、然共適承知仕候儀、沈默仕候而者却而不忠之至に付、鄙見之趣左條に申上候間、乍レ恐聖斷を以、宜御取捨被二成下一度、伏而奉二希上一候、

當時皇國形勢細に觀察仕候處、外に者夷賊頻に跋扈之威を逞し、內に者諸藩漸く割據之形を釀成し、於二關東一者尙舊弊を一新無レ之、徒に因循之委に有レ之、諸國有志之者共者、攘夷之說を主張仕、激烈之論を唱へ、實以危急存亡之時にして、終に者州郡戰爭之衢與相成候半歟與大息仕罷在候、然處、今般於二朝廷一姦臣御退黜之御英政、實に恐悅至極、小臣等幷躍仕候次第に御座候、此上者愈以姦黨之邪謀に不レ被レ爲レ惑、關東之權勢に御恐怖不レ被レ爲レ在、朝議確乎として御動搖不レ被レ遊樣奉二伏願一候事、

井に少將前の御局今城氏、藤の式部宮小路氏の二女、外に右衛門内侍堀川氏、みな兄官、飾りを卸し、禁錮等の嚴譴あり、本文此事をさし玉ふにや、

一九條前關白、姦黨之巨魁御座候に付、今通被二召置一候而者不レ被レ爲レ濟御事與奉レ存候事、按に、この月廿五日御慎み遊髮の仰せあり、つひに囚籠と改號せらる、

一匹夫之論激烈に過き、且己か名利の爲にする事多く御座候得者、猥りに御採用不レ被レ爲レ在樣奉レ存候事、

一攝家親王家者勿論、其餘公卿方等、當時節忠誠を以御奉公有レ之、聊たり共傍觀無レ之樣有二御座一度、且先度も申上候通、匹夫ゐ猥りに御面談之儀、嚴密御取締被レ爲レ在度奉レ存候事、

一青蓮院御門跡、御政事御相談御還俗之御事、先日口上を以奉レ願候通、猶又御評決奉レ願候事、

一公卿方御勘辨等之儀に付、以來關東より種々申上候共、朝廷正議被レ爲レ在候上者、一切御動搖不レ被レ爲レ在樣奉レ存候事、

一故井伊掃部頭在職中、禁裏六門警護と稱し、新に番人召置候儀者、何等之趣意に候哉、非常守護之爲に候得者、古來より被二召置一候番人も有レ之事に候はすや、外夷窺レ隙之時節、尚又嚴重與申譯に候得者、六門邊之守護に而者、甚以切迫に過き候樣に而、外に遠慮も可レ有レ之候間、可レ爲二無用一候、常底竊盜を警候而已之趣意に候者は、外に處分も可レ有レ之哉、只今之形容に而者、全御所を致二壅塞一候に似寄、以之外之儀、是か爲に下人心之疑論も致二沸騰一候に付、以來前例に復候而、其餘全體之警衛者、大藩二三名ゐ交代致二輪番一候樣、幕府より手厚下知有レ之度、尤松平肥後守御當地守護之儀者、速に免許有レ之候樣、左無候者、是以人心疑念之基たる之旨、屹度被二仰出一度奉レ存候事、

一此節關東ゐ被レ命候儀者勿論、以來迚も何事に不レ限、被二仰下一候條々御請申上候後、申渡遲延相成候者は、時々御催促被レ爲レ在度奉レ存候、勅命被レ爲レ在候以後、其儘に而被二召置一候而者、第一朝威に被レ爲レ拘、不レ輕御事與乍レ恐奉レ存候事、

一於二關東一一橋越前登用有レ之、舊弊變革之趣向與者見受候得共、何分現事延引相成申候、若今通に而相過候而者、又々天下之衆心動搖可レ仕歟與、甚懸念至極に御座候、依レ之熟考仕候處、覓角閲老者勿論

幕役人之心底、一橋越前に大權不レ歸樣との趣意に被レ察申候、兩人に大權無レ之候而者、迚も勅命通變革も難レ被レ行、乍レ恐宸襟も被レ安兼候御儀與奉レ存候、兩人之儀者、人望之歸する處に候得者、大政委任有レ之候樣、此節屹度御内命被レ爲レ在度御事と奉レ存候、若兩人委任之上、猶變革不二相成一候者は、最早無二致方一次第御座候間、其節者機變に應し、御決心之御處置被レ爲レ在候樣、乍レ恐奉レ存候事、

一今般非常之以二聖斷一勅使被二差下一、一橋越前登用相成候上、猶國是之議論可レ被二聞召一候間、越前上洛有レ之候樣被二仰下一候處、兩人登用相成候而も、越前上洛之儀者、國是之議論評決之後ならては難レ仕候に付、御猶豫可レ被レ下旨以二書取一願出候、就而者此涯上洛之程合無二覺束一候間、尚又御催促被二仰出一度、尤大政變革に付而者、當時世に應し、事之大小緩急之次第も可レ有レ之候に付、眼目之ケ條を評決致し、速に上洛可レ致、國是之論に付而者、叡慮之御旨も被レ爲レ在、親敷被二聞召一度思召に候との御趣意に而、御達有レ之度奉レ存候、若越前上洛仕候者は、御尋問之次第者、第一夷狄掃攘之儀、十年内可レ及二

拒絶一與、先幕役共御請申上候事に付、其處置即今より之見當如何、大綱之旨趣被二聞召一度、且攘夷之儀者不二容易一譯柄に付、大小藩一同同心戮力不レ致候而者難レ行事候に付、上者親王攝家公卿幕府より、下者三家三卿列國之大小藩に至る迄、無レ殘朝廷ゐ爲レ致二獻白一候樣被レ遊度思召に候、左候者は時之宜に從ひ、篤與御決議之儀者、大樹家御相談之上可レ被二仰出一候旨被レ命度奉レ存候事、

一諸大名緣を求て周旋相願候者有レ之候由、當春小臣滯京之節迄者、何共不二申出一傍觀之模樣に御座候處、於二關東一一橋越前登庸之事等勅諚通遵奉有レ之候故、時勢を恐れ候儀に而、俗諺に申候日和見之心底與推察仕候、粗承知仕候得者、多分者内願通御内命被レ爲レ在候由、天下之人心を不レ被レ爲レ失爲之御趣向與者奉二恐察一候得共、内願之者正邪虛實も御探索無レ之、猥りに御許容被レ爲レ在候而者、乍レ恐朝威にも可レ被レ爲レ拘哉與恐入奉レ存候、殊に征夷之任を差置、且無謀之論等申上候者も御座候哉に傳承仕候得者、尚以趣意能々御糺、實心勤王に相違無レ之、現事相行れ候策も有レ之候者は、屹度御内命被

ン爲ン在候樣奉ン存候、併し關東も先者一橋越前登用、大政變革之趣向に相見得候間、此涯之處、諸大名上洛に者及申間敷奉ン存候、此末於二關東一大政之舊弊外夷之處置等變革も無ン之、朝廷尊崇之道も忘却之姿に御座候者は、其節者速に上京盡力仕候樣、嚴重御達被ン爲ン在、御受書差上候樣被二仰渡一度奉ン存候、其期に至り、若參向不ン仕者御座候者は、違勅に相違無二御座一候間、嚴罰に被ン處候樣奉ン存候事、

◎校者云、島津家文書には以下の文書を閏八月廿二日附と爲し以上の文書と分ちたり、

一攘夷之儀者方今之一大重事に而、公武神御隔意之根源與奉ン存候、尤於二關東一條約御取替し相成候上之事に御座候得者、無ン故攘夷被二仰出一候而者、決而於二關東一御受有二御座一間敷、左樣御座候得者、第一朝廷之御威光にも相拘り、不ン輕御事與恐入奉ン存候、殊に此趣傳承仕候者は、浪士共又々蜂起可ン仕歟與甚危念奉ン存候、併橫濱長崎等在留之夷人迄之儀者、關東に被ン命候にも及不ン申、私一手を以十分逐斥仕事御座候得共、其後之處置、當座に者御受難二申上一御座候、其故者、條約取結之上、無ン故此方より兵端を開候而者、夷人共不義非道申立、同盟之國々相結ひ、速に軍艦數十艘差向け、江戸海者勿論、諸國要地之津湊ゟ亂妨仕、防禦不行屆之處より內地ゟ致亂入候儀顯然に御座候、私儀武門之身に而箇樣申上候者、不似合之儀與可ン被二思召一候得共、三百年來之太平、人心驕惰之風習、遺憾慨之者も有ン之候得共、只々氣象迄に而、實場不案內之武士共、必勝之策無二覺束一、併陸戰者古來より我長ずる處に御座候得者、あなかち敗走而已者仕間敷、彼陸戰勝利無ン之與存候節者、數十艘之軍艦所々要地之海口に出沒致し、江戸大坂其外津港之運路を妨候者々、是非軍艦差出し、追拂不ン申候而者相成間敷、水戰者我短なる處に御座候得者、勝算無二覺束一奉ン存候、然る時はおのつから皇國中窮迫に及ひ、不ン戰して屈辱せらるゝに至候儀、必然之勢に御座候、就而愚考仕候處、兎角於二關東一大政之舊弊御一新、武備充實之處御急務與奉ン存候、徒に筆紙上計に而、御實意に御世話無二御座一候而者、因循苟且之四字、終に消失仕候期有二御座一間敷、長大息之次第に御座候、粗承知仕候得者、迅速に攘夷と申候事に者無二御座一候得共、攘夷と不ン被二仰出一候得者、武備充實之期無ン之との朝議に被ン爲ン在候由、是又尤之御事に者御座候得共、方今之處に而攘夷顯然與被二仰出一候而者、不ン謂禍害を釀出候半歟、其子細者、激烈之士共此命を傳承仕候者は彌憤發仕、武備不充實之時世も不ン計、端的に橫濱長崎等ゟ攻擊之策を主張仕、幕府も鎭靜難二相成一時機に至り候者必然に御座候、左樣御座候而者、外夷之術中に陷り、皇國一統混亂之基、清國之覆轍を被ン爲ン踏候御事與、別而恐入奉ン存候、依ン之前文申上候通、於二關東一大政之舊弊御一新、武備充實之御世話、御實意に御主張有ン之候樣仕度奉ン存候、乍ン恐東照宮以來天下之大政、只皇國中迄靜謐之爲め、尾大不掉之患無之樣之御處置に而、外寇防禦之儀者難二相成一御座候、方今之勢に而者、武備堅固に、外夷之輕侮を不ン受樣之御處置に無ン之候而者相成間敷、其御處置者、第一諸藩之疲弊御救に有ン之候、疲弊之本者、參勤、妻子在府、火消御手傳等に有ン之候に付、右之件々都而御猶豫に而、武備充實仕候樣、御實意に被二仰渡一候者は、諸藩も是を以、必定憤發可ン仕與奉ン存候、若其上偸安遊惰之弊習不二相改一者は、屹度嚴罰被二仰付一度奉ン存候、右樣之御處置に御變革御座候得者、武備者おのつから充實仕、夷狄を萬里之外に攘斥仕候儀、掌握之內に御座候、然りといへとも、於二關東一右通之斷然たる處置者致間敷、猶纔成を以諸藩を壓服之手段而已に可ン有ン之候得者、朝廷之御明斷を以不ン被二仰出一候而者、迚も武備充實、外寇逐斥之處難二相成一奉ン存候事、

右條々奉ン隨二御內命一、鄙見十分申上候間、忌諱嫌疑他迄御座候に付、乍ン恐秘密に被二召置一、世上に流布不ン仕候樣被二成下一度、偏に奉二願上一候、誠惶敬白、

公は既に御歸國の御志しましく、實愛卿に依て此由願はせ玉へは、卿文もて仰せけるは、近頃獻言の旨は具さに奏聞を遂けしなり、主上素より御もとの幹旋の功を嘉みし玉へは、今よりのち、諸大名の御取扱ひ、其外究竟の御政事、猶も深く御委頼あるか故に、長く輦下に召置れたき思食しなれと、願ひの趣も餘儀なけれは、しひて召留らるゝも如何なり、此上は社稷の御爲に、以後の事とも憚かる所なく內奏あれ、さ

あらは深く宸衷に御留め、錦嚢の策となし玉はんとの勅旨なれは、穴かしこ忌諱をな避られそと仰越さる、廿三日御暇賜ふて京を立せられ、三日か程大坂の御館に御滯在、遂に兵庫より火船にめされ、我國阿久根へつかせ、九月七日鹿兒島に歸り玉ふ、歸り玉ひし日、御家老中へ、

我等事、先般御內命を奉戴し關東ゟ出府、公武之御爲聊微力を盡し再上京復命に及候處、不圖も先月九日參內被仰付、議奏衆御取次を以、不容易奉蒙褒勅、殊に重き御品迄も拜領被仰付、誠以武門之冥加不過之事に候、全體我等素志者、皇國內外之大患不堪傍觀、且順聖院樣御遺託之御旨奉紹述、度赤心に而、事之成否を不顧、忌諱を侵し犬馬之勞を致して、王臣之分を盡し候迄之趣意に候處、格別之奉蒙殊遇候儀、不存寄事に候、且於關東も一橋越前登用相成、尊王之道追々相立候勢に而候得者、暫く奉勅之厚薄處置之得失、叡覽被爲在候に付、大略御治定相付迄之間、我等滯京仕候樣再三承知致候得共、御斷申上及歸國候譯者、畢竟攘夷之儀、先々より之叡慮に被爲在、兎角此末之時世大事之譯に而、國家之本治定不相成候而者、時機に應し十分之勤王も難相叶候得者、富國強兵之術大急務與存候、尤於關東六月朔日且先月被仰渡候趣も有之、乾度此涯國政之大體相立、人心一致一和候樣變革に及度候間、各中にも不容易大事之時世を辨し、上者朝廷之御趣意を奉し、下者我等之誠志を通徹し、忠直を盡し其職を勤、國家之柱礎與相成候樣心掛、尙熟慮之上存寄之程も承度事に候、且又今度留守中一十分以上之者共種々雜說等申觸候段も相聞得、以之外之事に候、事之善惡によらす、國家之爲上書之儀者、御先代樣被仰出置候得者、表向致上書候者、臣子當然之事に而不苦候間、猶又各中勘考有之、國中一統趣意貫通致候樣有之度存候事、

公のいまた京におわせしとき、米一萬石を朝廷に獻せんと願置せ玉ひしか、此月の末つかた、在京の侍つけて禁中へ納めしめ玉ふ、世の人目を慈かし、今の世に及ひたくひ希なる御事と、押なへて感しあへり、關東には一橋殿越前前中將殿を擧け用ひ、天下の政事も次第に改り、此月諸大名の參府を三ヶ年目に百日

の間と弛られ、妻子等は皆其國へ歸し、上下衣服の制度さへ手かろく改めて、偏に武備を充實し海內の力を養ひ、大に征服の道を立へしとそ議せられける、されとも長門土佐の國人等は京に留まり、頻に將軍家の御上洛を申し請ひ、其期もはや來年の春までと定りけれは、その內に朝廷より問せ玉ふ御旨ありと、御後見職一橋殿を御召しあり、九月の晦日實愛卿また文して仰せ贈れしは、御邊歸られし後、みやこの有樣多くは變り果てたり、此事主上にも深く思召煩はせ玉へり、方今の事により問せ玉ふ御旨あれは、遽かに一橋を召し玉ふ、望むらくは御邊もまた速に上京ありて、かた〳〵周旋あらん事を、此由はや關白殿下の御沙汰ありつらんとは存侍れとも、重ねて御內勅に從ひ申入るなり、思ふに、御遊國に歸られていまた月日も多からす、押返しての發程はけに如何とは存すれと、此たひ京の事治亂成敗の機にあつかり、此うへもなき御大事なれは、繰りかへし申入はへるとあり、そも〳〵主上は長門土佐の國人等か、朝廷に周旋し奉る事は嘉みし玉ふといへとも、おの〳〵其心の殊にして手あらき事多く、終には內亂の階しとなりなん事を思ひ煩はされ、密かに宸翰を忠熙公に降し玉ひ、公の御上京あらん事を御諭しありけれは、殿下は急き我侍藤井良節に仰せ含られ、宸翰の御寫し御手翰をもわたさせ、此由つまひらかに申させ玉ふ、忠能卿も文して御上京を勸められ、十月のはしめには、青蓮院の宮も此事を御催促ありて、且みやこの今の有さまにより、公の御意見もあらはと問せ玉ひけれは、その御報奮に、

朝議常變之二道何れに被定可然哉之事、

右者方今之形勢に就而者、乍恐朝議之大本被爲居、幕威者勿論、下庶人之激論に御動搖不被爲在候樣奉存候、當時於關東も大變革之處置有之、武備充實外夷攘攘之基本相立候儀與遠察仕候に付、關東ゟ被仰下候御事共、篤與御評議之上、遵奉相成易き事件を被仰出、難被行事共者先御猶豫之方可然哉與忽考仕候、若御無理之儀被仰出、萬一於關東御斷被申上候樣御座候而者、乍恐朝威にも被爲拘、且者下有志之輩傳承仕候者は、關東違勅之說又々沸騰仕、紛々之世態に可相成哉與、別而懸念に奉存候

事、

此節別段勅使被二差下一、攘夷之儀被二仰出一候由、

此儀者先般思意申上置候間、資言不レ仕候事、

右之儀者不レ入事與者奉レ存候得共、御尋問に奉レ從所存申上候間、宜御取捨被二成下一度奉レ願候以上、

此とき、太守公御參府の期限近口◎(カ)くにあたらせられ、公もまた御下京ましまさは、自國の御政事いかゝあらんと深く案し玉ひ、既に勅命の御受は遊はされけれとも、竊かに關白殿下に捧け玉ひしには、

今般御内命之儀被レ爲レ在、家臣藤井良節下向仕、被二仰含一候御旨逐一承知仕、且御懇之御細書被二成下一、重疊難レ有拜承仕候、殊に御沙汰を以、不肖の小臣ゟ、重大之事件御尋問被レ爲レ在候故、上京仕候樣被二仰出一、其上勅書を以御承知之御事被レ爲レ在候由に而、御寫御下ケ被レ下、謹而拜見仕候、誠以冥加至極恐入難レ有仕合、難レ盡二毫端一次第に御座候、就而迅速に發足可レ仕儀當然に御座候得共、先般も申上置候通、方今之時勢、國務多端之上、夷狄掃攘之方略嚴密申付、富國强兵之術計盡二心力一申度含に有レ之、且當冬修理大夫參府仕候樣、分而幕命も致二承知一候得者、兩人一同發足仕候而者、右等之儀共十分行屆不レ申、萬々一夷賊領内ゟ渡來致し候儀も有レ之候節、聊に而も蹉跌仕候而者、當國之恥辱者勿論、御國體にも相拘り恐入候儀に而、實以深心痛仕罷在申候、依レ之何共申上兼候得共、小臣是非上京不レ仕候而不二相濟一儀に御座候者は、修理大夫參府御猶豫被二仰付一候樣、關東ゟ被二仰下一候儀者相叶申間敷哉、於二其儀一者別而難レ有仕合奉レ存候、又一橋も暫時延引之樣にも致二承知一候得者、以後發足之頃合相分り次第被二仰下一候者は、其節速に上京仕候而者何樣可レ有二御座一哉、又者大樹公御上洛、三月中ゟ被二召延一、一橋上京來正月中與被二仰出一候得者、於二小臣一者猶更難レ有奉レ存候、右之趣誠に自由千萬之願意に御座候得共、無レ據情實、不レ悪御汲取被二成下一、願之通勅許被レ爲レ在候樣、御取成被二仰上一被レ下度奉二歎願一候、誠惶謹白、

十月十二日には、勅使三條中納言實美卿、姉小路少將公知朝臣、この月八日三條殿は中將より昇進と、關奏は、松平土佐守殿豐範、幷に長門の國人等數百をしたかへ、關東へ下向せらる、同しき十五日、殿下より、我の御留守居本田彌右衛門を召し、傳へ玉ふ勅書には、

攘夷之事、累年叡慮不レ被レ爲レ絕候處、方今人心同く翼望候、攘夷に決定無レ之而者人心一致に難レ到、且此儘に而者、邦内混淆之程、深以被レ惱二叡慮一候間、於二幕府一彌攘夷に決定候而、速に諸大名ゟ致二布告一、且策略之次第拒絕之期限等、衆議相立奏聞可レ有レ之、今度以二勅使一被二仰遣一候旨相心得、叡慮徹底之樣周旋、猶又報國盡忠可二相勵一内々御沙汰候事、

其のち、關東より諸國へ傳へ示されし勅書には、

攘夷之念、先年來至二今日一不レ絕、日夜懇レ之、於二柳營一各々變革施二新政一、欲レ慰二朕意一、怡悦不レ斜、然擧二天下一於無二攘夷一定、人心難レ至二一致一乎、且恐人心不二一致一、異亂起二於邦内一、早決二攘夷一、布二告于大小名一、如二其策略一、武臣之職掌、速盡二衆議一定二良策一、可二拒絕醜夷一、是朕意也、

浪人及ひ諸國の侍は、いやましに京に集り、公卿の間へしのひ〳〵に出入して色々と申立てけるか、遂にこのたひの勅使より、攘夷の事たしかに仰せ渡されし上は、海内○(カ)國は申すに及はす、海に遠き國々とても、近國の援兵なとにて、疲勞の事も多かるへけれは、かねて御親兵と唱へ、諸大名十萬石以上は、皆其祿の大小により、忠勇氣節ありて身材强幹の侍をゑらひ、武器食糧までも用意し、京の御警衛に備へ奉るへきの旨、關東へ達し玉ふ、關東には、將軍家右近衛大將をも御兼任の御事なれは、當職に於て此よし諸大名へ仰渡さるへうもなく、いたく御斷りあれとも、其事叶すして、遂に翌年三月十八日、諸大名へ仰せ出されけれは、實美卿等此兵を司とり、ます〳〵威權に相つのり、大小の朝政を蔑如するに及ふ、此頃關東にては、諸大名の妻子みな〳〵其國へ歸さるゝにより、我の姫君暗寧の二君も、十月二十九日に江戸を立せられ、勝姫君は明る年の三月十五日に御立あり、程なく勅使も下着ありけれは、將軍家こと〳〵くに御受あり、十一月の初め、太守公御參府の御期限も、來年早春までは御猶豫と仰出さる、この月、故井伊掃部頭殿の所領十萬石、幷に安藤對馬守殿二萬石、間部下總守殿、久世大和守殿、ともに一萬石を收公せらる、其外酒井若狹守殿、堀田備中守殿等は、すてに隱居愼みの身なれとも、かさねて嚴重の御咎めを蒙らる、是みな年ころ在官のうち、不職の罪を正させ玉ふ所なり、將軍家にも、御幼年にはわたらせ玉ふ御事なれと、いかて其罪蒙らせられて叶はぬやと、御官位一等を貶

し玉ふへきの旨、一橋殿を以て朝廷へ願はせけれは、聽て御ゆるしありしとかや、

紹述編年卷の三

公のいまた關東にわたらせ玉ふとき、主上ふかく其御いさほしを嘉し玉ひ、御官位をさつけ參らすへしと宣ひけるを、（この御事は重徳卿關東にて公におくり玉ふ御文にも見ゆ、）公はひたすら辭し玉へとも、主上の思食やませ玉はす、今はなかなか斷り奉るへきに御詞もなかりけれは、竊に奏し玉ひしは、それ程厚き思食にましまさは、修理大夫こそ當主に候へは、是に中將を授け玉ひなんやと推し讓らせ、國に歸り玉ひて、其事はや關東に御内命ありし旨、御噺しありけれは、太守公以の外に驚かせ、つくつくと思食し渡らせ玉ふには、主上かたしけなくも御官位を授け賜はんとあるに、推ゆつりて受玉はす、今公の、天下の爲御心を盡し玉ふの基は、順聖公の御遺命に從ひ參らせての御業なれは、この上は、順聖公へ御官位御追贈の事こそ願はまほしけれと、其としの九月、急き御家老小松帶刀を京にのほせ、近衛公により此よしを願はせ玉ふ、殿下深く二公の御心さしを感せられ、速に御奏聞あり、やかて御内命を關東に降し玉ふ、（此御事は、十月十日忠熙公の太守公におくり玉ふ御書にも見ゆ、）十一月十二日柳營の召により、島津淡路守殿、太守公の御名代として御登城あれは、御老中井上河内守殿（正直）、御白書院の緣頬にて傳へ玉ふには、

先代薩摩守儀、存生中爲二國家一抽二忠誠一、病末に及ひ、弟三郎等ゑ遺訓之儀共達二叡聞一、御感不レ斜候、先代家久雖二存命中一、權中納言宣下之家例も有レ之候間、以二格別之叡慮一、贈權中納言從三位可レ被二宣下一旨、京都より被二仰進一候、故薩摩守存生中、彼是抽二丹誠一候趣有レ之候に付、叡慮之通被レ追二贈權中納言從三位一之旨被二仰出一候、

殿は、此由早打して報せられけれは、二公大に悦はせ玉ひ、遂に照國大明神と申す御神號を、京より御申受け參らせ、地を城西の南泉院の前にうらなひ營み、元治元年甲子の冬に至り、三年を經て神廟いかめしく成就しけれは、其年十二月十九日、はしめて御遷祭を

執行し玉ひしは、世にありかたき御盛事なりと、感し奉らぬ人はなし、勅使は十二月の初めつかた、長門土佐の國人等を引具し、關東を立たせ玉ふ、一橋殿發途の期も同月十五日と決しけれは、此月の朔日に、御總裁職松平春嶽殿手翰を公に贈らせらる、其旨は、今の勢ひ甚危しと申すへし、此たひ勅使御下向御沙汰の旨、いと輕からぬ御事なり、されと今天下の人心、やや義方に向ひ憤激せる事は、二百年このかた例しすくなき事ともなり、思ふに是みな主上聖化の蒙る所なれは、此時に當り衰へかへる國家を挽き回さへらんには、萬つの世經るとも其則あるまし、本より吾身は才なく力うすく、世の事を經たる事も多からねは、徒に感慨し侍るのみ、將軍家御上洛も來春二月と定れり、其時に及ひなは、かね〳〵御邊の願はれし公武御一和の御業も、必定此時に成ぬへし、末頼もしき事ならすや、然に吾等は、いまた都の事情も諳せさる事のみなれは、いと〳〵心を苦しめり、よつて閣老と申合せつ、願はくは御邊上京あつて、よきに周旋なし玉はむ事を、左なけれは始終の程、かた〳〵覺束なく存すれは、仰き願くは、はる〳〵の旅路嘸御苦勞なれと、國家の御爲と存せられ、急き御發途有ん事を、然らは吾我も俱に上京して、同く鑒斷の下に於て、粗公武の御合體、國家御安堵の事共、細かに相謀りて、將軍家を迎へ奉る事はいかにそや、とあり、此時松平容堂殿は、さきに幕府の御政事に預るへきの旨仰せ蒙られしか、公とはいまた御對面の御好しみはましまさねとも、同く此旨を文もて申勸らる、此月廿八日春嶽殿への御報には、

當月朔日之芳墨相達致二拜讀一候、先以餘寒之砌御座候得共、愈御安泰被レ成二御座一奉二恐賀一候、然者方今天下之形勢轉換之次第、細詳御示諭之趣、一々徹二肺腑一致二拜承一候、實以閣下幷土州老君御盡力之故に、皇國衰運挽回之機會與相成、感服不レ少奉レ存候、猶明春者御兩君御上京、官武御親睦、夷狄掃攘之策略等、御評決之譯に付、小生にも早々致二上京一候樣、來命之趣致二承知一、恐惶鄙拙之小生、井蛙之見を以、廟堂之大計に致二關係一候儀恐縮不レ少、殊に先般於二京都一滯留仕候樣、御内命も奉二敬承一候得共、當時之世態、兎角富國強兵之計略を盡し、醜夷掃攘之大本相立不レ申候而者、不二相濟一儀與奉

ㇾ存、再三愚意言上仕、乍ㇾ漸勅許相成、致二歸國一候次第に而、即よく修理大夫申合、右之術計殿密行届候樣致二盡力一候得共、何分於二弊邑一も、偸安因循之風習急速變革に難ㇾ至、實以心配罷在候、然處再致二上京一候樣、頻に御内命◎勅致二拜承一◎承候得者、迅速致二發途一候儀、當然之事御座候得共、前文富强掃夷之實事、未十分之一にも不ㇾ至致二發途一候而者、是迄之儀都而畫餠に相成候譯故、進退難ㇾ決、大に致二當惑一罷居候、且修理大夫參府、是迄每度御猶豫奉ㇾ願候末に而、此上難ㇾ奉ㇾ願事御座候得共、右次第、迚も兩人一同發足いたし候而者、乍ㇾ恐攘夷之叡慮にも不二相叶一哉與、千思萬慮、不ㇾ安二寢食一致二苦心一候、就而修理大夫參府御猶豫之御内命◎勅も有ㇾ之哉に傳承仕候得者、何卒右之幕命相下り候樣御周旋奉ㇾ希候、左樣御座候得者、小生上京之途速に相運ひ、御兩君御上京之節、御評議之末席に相連り候儀相叶可ㇾ申、旁別而難ㇾ有仕合奉ㇾ存候間、小生苦心之情實篤〳〵御汲取、土州君被二仰談一、宜御執成之程偏に奉二歎願一候、幾重にも自由千萬之至、御心底之程も難ㇾ計候得共、不ㇾ得ㇾ止存慮無二伏藏一申上候、先者御請旁奉ㇾ呈二恐札一候、

二白、御端書委細致二拜承一候、且又家臣岩下外二人之者共、周旋之儀に付、御懇篤被二仰聞一致二承知一候、決而過激之議論申上候儀與、恐縮之至に奉ㇾ存候、尙上京拜顏之上、萬事可二申上一候、國事繁雜、亂毫偏に御宥捨奉ㇾ願候、以上、

容堂殿にもまた同しき御答へまし〳〵き、明れは文久三年癸亥の春正月、一橋殿京著あり、十四日に我の御留守居をめされ、御書附にて仰越れしには、先に關東より、御もとの參府仰出されし旨あれと、今は朝議にて三郎殿の上京を急き催し玉へは、都の御用果るまては御もとの參府に及ふまし、此由關東へは吾より申傳ふへしとなり、十六日には、前關白忠熙公御手書もて公に仰下されしは、修理大夫殿の參府、はや御猶豫ありし上は、其許速に上京あるへきの勅命なり、この旨申入侍るとあり、されとも公は初めより思召定め玉ふには、將軍家の御上洛は、いまた其時いたらす、天下の重き謀事をも御定めなく、率爾に御上洛に及ひなは、必定例の浪人等猥りに上を誘ひ參らせ、以の外の變に及ふへしと、（公之卿本意は、去年六月十六日、關東にて御老中脇坂中務大輔殿に贈り玉ふ御書中にも見えぬ、）舊臘十二月に、御側役大久保一藏して、青蓮院の宮幷鷹司關白輔熙公へも、此旨陳し玉ひ、また近衛公（十二月廿三日（◎三年正月の誤）に鷹司公關白とならせ、忠熙公は内覽故の如し、）に奉ㇾ上玉ふには、今般不二容易一以二叡慮一不肯之小身御用之儀有ㇾ之、早々上京仕候樣、御内命之趣奉二拜承一、實以武門之冥加無二此上一、難ㇾ有仕合奉ㇾ存候、就而者、不日上京仕候儀當然に御座候得共、每々申上候通、國許相固度與之趣意を以、御暇奉ㇾ願歸國仕候已來、夙夜心志を苦め、海防之手當者勿論、萬般之政事向、精々處置を加へ候折柄、勅使關東ゟ下向、攘夷之命を被ㇾ下候段承知仕候、然者愈以、内修外攘之道不二相立一候而者、叡慮徹底難ㇾ仕候に付、守禦之術十分を盡し度、差急候次第に御座候、只今半途にも不ㇾ至發途仕候而者、都而瓦解之姿に相成候者案中に而、別而心痛仕候、殊に於二敵邑一者、三分之二者環海之場處柄、且先般江戸出立之節、於二神奈川一夷人混雜一條により、幕府御處置被ㇾ成兼候者は、敵邑ゟ致二廻船一候樣御達相成度、左候者は、皇國之御瑕瑾不二相成一樣、穩便に應接可ㇾ仕旨及二御届一置候處、未御決着も不二相附一候得者、自然其通御達相成候者は、實に皇國之御大事に係り候儀故、前後當惑罷在候に付、何卒以二御憐察一暫時之御猶豫、御前より御執成被二成下一度、伏而奉二懇願一候、大抵今三四旬も經候得者、治定之方に相向可ㇾ申候間、來正月中には發足可ㇾ仕候、尤不二容易一大事之御時節に當り、奉ㇾ蒙二重命一候上者、其實相叶、被ㇾ安二宸襟一候樣無二御座一候而者、屹度不二相濟一儀與、只今より始終之定策相立置度、晝夜忘二寢食一苦慮仕候、抑皇國危急之節に臨み、忝も聖明之御英斷を以、非常之大業を被ㇾ爲ㇾ創、殆成就之時機に至り、上被ㇾ爲ㇾ對二皇祖一下萬民之爲、千載不朽之御偉德、誠以難ㇾ有奉ㇾ存候得共、兎角自ㇾ古、有ㇾ始無ㇾ終、成功を遂け不ㇾ申儀、和漢其例不ㇾ少候得者、乍ㇾ恐以往之處、益深謀熟慮、屹度衆口に無二御動搖一樣、御卓識被ㇾ爲ㇾ立候儀肝要奉ㇾ存候、既に攘夷之命令被ㇾ爲ㇾ下候上者、綸言不ㇾ可ㇾ返之道理に而、自ら於二幕府一奉行有ㇾ之筈に候得者、來二月大樹公御上洛相成候而者、決而不ㇾ可ㇾ然儀與奉ㇾ存候、右事件左に奉二申上一候、第一攘夷之儀、假令三五年之期限を定候而も、實地に勅意奉行有ㇾ之、其術を施候場に至り候得者、尋常之手當

に而省中々六ヶ敷、尤彼を制禦する實備無レ之候而者、我を固守致候儀、決而出來兼候得者、甚至難之譯に御座候、緩急之次第者有レ之候而も、攘夷決定之上者、即日より各國寸陰を惜み、必死に磨勵、海陸軍十分不二行屆一候而者、時機に後れ候儀、必然に御座候得者、上洛相成不レ可レ然奉レ存候、第二に者、當分幕府變革之初、人心紊亂、物議騷然之砌、暫時たり共、其猖獗之夷人を膝下に乍レ養、江府を空城に致候儀不レ可レ然奉レ存候、第三に者、攘夷決定之上は、列藩之侯伯在城致し、海防守禦之策專要に而、畢竟參勤猶豫之新令も不レ外候處、上洛に付而者先規も有レ之、大藩上京仕候儀不レ可レ然奉レ存候、第四に者、近年諸色沸騰、四民困窮之折、如何樣易簡之令を布候而も、大樹公御上洛と申候得者、驛々奔命之疲勞不レ少候、第五に者、右に付各藩上京、銘々及二建議一、衆口囂々、一和之道相立兼、御取捨之上には、或者恨み或者憤り、其害不レ少、第六には、變革之時に當り正邪進退等に而、小人俗吏之徒に至り候而者、私怨を含む者に候得者、如何樣邪心を包藏し、密に夷賊に應し、上洛の虛に乘し、不軌を圖り候者有レ之も難レ測御座候、攘夷被二仰出一候上、大樹公御上洛之害、右之通に候得共、於二幕府一者、二百年來之廢典を起し、君臣之大禮を正し、天下之人心をして、尊王之道を知しめ候儀至當之譯に而、今に至り幕府より願立相成候而者、人心之折合にも相係り、大禮を缺候場にも當り可レ申候間、前條之譯天下に示諭し、暫上洛猶豫有レ之候樣、左候而一橋越前之間、名代上洛之儀者不レ苦旨、勅命を以御達有二御座一度、乍レ恐奉レ存候、幕府於二內情一者、別而大幸に可レ奉レ存、且尊王之道者、外に時勢◎(イ)世相當可レ奉二施行一件々、餘多可レ有レ之候得共、只今に至而者、先以攘夷實行之處、尊王之一大急務與奉レ存候間、何分早々御評議之上、速に被二仰出一候樣御座候得者、實に皇國之御爲、無二此上一大幸と奉レ存候、

右者實以重大之事件に而、小臣恐懼之至に奉レ存候得共、篤與勘考仕候處、不二容易一時節、默止罷在候而者、却而不忠與奉レ存候間、不レ顧二多罪一愚慮之趣、家臣を以奉二獻言一候、誠惶誠恐、頓首敬白、

別にまた申しあけ玉ふ御書、

一青蓮院宮樣御還俗之一條、先般も奉レ願候得共、非常之御事に候得者、御評決御六ヶ敷儀與奉レ存候、乍レ併不二容易一時世、天下有志之人心、奉二歸嚮一御方に被レ爲レ在候得者、何卒出格之譯を以、御還俗之儀、此涯被二仰出一候樣偏に奉レ願候、左樣御座候者は、宮樣も猶又御奮勵、御大政之御爲、別而可レ然御事與、乍レ恐奉レ存候、

一松平相摸守、松平容堂閣老上席に而、一橋越前を輔佐し、政事向奉二關係一候樣、被二仰出一度◎(イ)御本と此三字あり奉レ存候、尤相摸守に者、一橋兄弟にも有レ之、殊に德川家御家門之列にも御座候得者、子細者無レ之筈與奉レ存候、容堂儀者外藩之事に御座候得者、評決六ヶ敷可レ有レ之候得共、方今之世態、例格に不レ拘登用有レ之候樣、分而被二仰渡一度御事與、乍レ恐奉レ存候、

一別紙申上候大樹公御上洛之發端者、先度勅使大原卿關東御下向之節、三ヶ條之內、其一を奉行可レ有レ之與之御內命有レ之、其趣早く關東ゟ相洩、一橋越前出頭相成候而者、不レ可レ然與之儀に而、專ら安藤久世之私計を以、速に御上洛を發し候由、就而者叡慮尊奉之實意に無レ之、心術者一橋越前之出頭を忌み、勅命を奉レ拒候奸謀に御座候、且又只今さへも、東海道驛々人馬之差支不二一方一、內實者愁歎之聲路傍に滿候向に相聞得申候、今般御上洛之入費、凡八拾萬兩之賦に傳承仕候、誠に莫大之失財に御座候間、右を全く武備充實之方に被二振向一候者々、第一攘夷之叡慮奉行之基本に可レ有レ之與奉レ存候、

右者重疊奉二恐入一候得共、存付候間、書添奉レ備二尊覽一候以上、

時に勅使は京着ありて將軍家御上洛の事もいよ〳〵定りけれとも、宮幷ひに近衞公は、深く公の御議に同し玉ひけれは、急き一藏を關東へくたし、春岳殿に參り、此事を謀らせらる、一藏よりも猶種々と申立る旨あれと、殿にも今に至りては兎角するに力及はす、此上は唯叡慮にこそ從ひ奉るへしとの事にて、一藏京へ立かへり、其旨を申上けれは、近衞公は密に一橋殿まて謀り玉へとも、殿もまたせん方なく、宮及ひ近衞應司の二公等と、おの〳〵御手翰もて、偏に公の御登りを催し玉ふ、二月朔日、宮に御還俗の內命あり、十六日に至り、中川の宮と稱し參らすへき旨、仰せ出されたり、程なく、春岳殿容堂殿も京に着れけるか、果して樣々の騷きとも起る、是は二月の十一日、應司關白輔熙公

の館へ、長門の侍久坂元瑞、肥後の侍寺島忠三郎、轟武兵衛といふ三人、荒者の頭となりて推參し、將軍家御入洛あらん其前に、攘夷の期限を決定し、また公卿方を擇ひ、國事掛、參政なとの官を創め、御親兵の內よりして其寄り人とせんと要し申す、此日世のいはゆる十三卿、正親町大納言實德卿、橋本宰相中將實麗卿、三條西中納言季知卿、豐岡大藏卿隨資卿、花園中將公純朝臣、滋野井中將實在朝臣、正親町少將公董朝臣、姉小路少將公知朝臣、壬生修理權大夫基修、錦小路少將紹德卿、洛岡少將長訓朝臣、四條少將隆謌朝臣、淨土水正宣嘉の十三人、鷹司殿に參り、同しく此事を賣められけるとなり、殿下殊之外に驚かれ、御心地例ならすと仰せ斷り玉へとも、三人は押て拜謁を願ひ奉り、今日の內に、申す旨を奏聞し玉はさらんには、御館より退かしと申により、殿下にも力なく、夜深に及ひ參內あり、主上も遽かの御事にて驚かせ玉ひけれと、今其申旨を御許しなければ、まのあたりに變を起し、遠大の御謀り事すたれなん事を思食わたらせ、終に勅許まし〳〵けれは、三條姉小路等の數卿は、直に一橋殿の旅館に赴き、重ねて此事を定め置んと詰掛らる、殿も一人の裁斷にては叶ひ難く、春岳殿、容堂殿、松平肥後守殿容保を招かれ評議ありて、將軍家入洛の日よりして、御滯在十日、御歸路二十日、あはせて一ケ月の後に、必拒絕の仰せを諸夷に傳ふへしと定りけれは、此方々は夜あけてのちにたちかへらる、松平長門守殿は、洛外天龍寺に寫宿せられしに、鞭あふみを合せ、鷹司殿の館へ馳來られけるか、はや參內ありと聞て歸られぬ、かくて將軍家は、二月十三日江戶を立て、東海道より登らせ玉ふ、御老中板倉周防守殿、水野和泉守殿、忠精若年寄には稻葉兵部少輔殿、正己田沼玄蕃頭殿忠尊等從ひ參らせ、其外諸國の大小名先後に打從ひ、三月四日に上着し、同き七日初ての參內あり、十一日には賀茂の社へ行幸まし〳〵、あくる四月の十一日、石清水八幡へも行幸あり、上下安穩の姿なれと、三條姉小路等の人々國事掛となり、日に學習院に會議せられ、御親兵等は猶威勢に募り、やみにまきれて猥りに人を殺し、天誅と稱し、諸國にも是に應する者少からす、都の中何となく騷き立ち、今は變事の起るかと、人みな恐れをなしにけり、此時尾張前中納言殿は病に臥し居られけるか、將軍家御滯京わつかに十日と定りし事を深く愛ひ、三月十日、尊を學習院に捧け、此よし歎き申されしかは、初めて御滯京の御沙汰あり、公は世の有樣のこゝに及はん事、鏡にかけたる如く知食しけれとも、勅命もあり、其うへ將軍家たしかに御登途と聞えけれは、三月四日、前の濱より火船に

めされ、同しき十日伊豫の洋にて、淡路守殿の佐土原に歸らるゝに逢せられ、みやこの消息を詳かに聞しめされ、十一日兵庫より御上陸、十四日京に御着あり、其日すくに近衛公の館に參り玉ふ、中川の宮幷に鷹司關白輔熙公、一橋殿、容堂殿なと會し玉ふによりて、左の趣きをもて申立て玉ふ、

一今日者無二伏藏一十分言上仕候間、忌諱嫌疑等御宥捨奉レ願候事、

一攘夷御決議、輕率之儀不レ可レ然事、

一後見總裁を奴僕之如く御對遇、浮浪藩士之暴說御信、尤不レ可レ然、且於二御膝下一法外之儀有レ之候を、其儘に被二召置一候儀、朝憲幕令も不レ行姿、只に◎々亂世之基、歎息に不レ堪候事、

一右に付、暴說御信用之堂上方速に御退、浮浪藩士之暴說家者、幕より處置可レ有レ之事、

一宮、前關白、中山、正親町、三條等、以前之如く御委任等之事、

一大原御宥免之事、

一天下之大政、征夷ゟ御委任之事、

一長州父子所存、後見より質問之事、

一御親兵一條之事、

一無用之諸大名藩士等、都而歸國之事、

一主命之外、藩士ゟ御面會無用之事、浮浪者尤不レ可レ然事、

一主家亡命之者、御信用不レ可レ然等之事、

一英夷一條、諸夷一條、

一神宮御守衛として親王方被二差遣一候儀、尤不レ可レ然事、是者其近國之大名ゟ被レ命至當之事、

一浮浪藩士之心底、能々御勘辨有レ之度事、

御論談に時をうつし、夜に入て知恩院へそ入せ玉ふ、初めわか錦の第邸は、あまりに手狹なれはとて、願參らせ、こたひは此寺へそ寫し玉ふ、爰に去年の冬、關東にて御殿山の夷館へ火さしたる者あり、また英夷の東禪寺に寫しけるを、松平丹波守殿光則警護せられしか、其手の侍、或夜のまきれに一人の夷を斬倒し、其身もやかて自害せり、か樣の事ともたひ重りけれは、諸夷はみな橫濱に退き去る、去月十九日英夷より、去秋生麥の始末と、併せて三ケ條の難題を申し立て、關東の威令立兼たるを詰り、其殺されたる者の家に、養育金五十萬ポンドステルリンク、我邦の金にして三十萬兩餘に當ると、或書に見えたり、を求め望

み、三月八日までの間に決答なき時は、船將の職掌を盡すへしと要す、此時將軍家は京にまし〳〵、關東の御留守には、御老中井上河內守殿、同しき格小笠原圖書頭殿、其行、夷情の量り難けれは、まつ諸大名をもて近海に備へさせ、市中の老若は邊鄙の地に避けしめ、英夷に申諭して、將軍家の御下着までは其申旨を猶豫せしめ、圖書頭はいそき大坂に赴き、途に上京して朝請の旨あれとも、入京さへ許されすして下向ありけれは、京にては上下のひしめき一方ならす、將軍家は、えみしともか虛に乘して、關東を擾しなん事を慮らせ、尾張中納言殿、茂徳、水戸中納言殿、及ひ松平陸奥守殿慶邦、等を京より下向せしめ玉ふ、此ころ公の御供に候ふ諸侍に仰せ諭し玉ふには、

今般英夷軍艦橫濱ゟ渡來、不二容易一重大之事件申出、於二幕府一御許容難二相成一趣之由、畢竟去秋生麥一條與相聞得候、就而者皇國之御大難、當家より事起候譯に而、別而恐入次第候、尤彼儀者曲直分明之事候處、蠻夷之情態可レ惡之至候條、途に强暴申募り、兵端を相開候節者、爲二天下國家一抽二他藩一、一統粉骨碎身、夷賊誅伐有レ之候樣賴存候事、

公はつく〳〵と、世のなり行きなんさまを御覽せらるるに、如何にも今はせんすへなき勢ひなれは、御歸國の思食し定りて、十七日官武へ捧けたまふには、

今般私儀奉レ蒙二御內命一上京仕、陛下之形勢詳に觀察仕候處、皇國之御危急旦夕に迫り候趣顯然相見得候に付、愚魯之身を不レ顧、公武之御重職方ゟ、存慮十分獻言仕候得共、迚も御採用被レ爲レ在候御模樣に無二御座一、慷慨歎息之外無二御座一候、就而者無用之小臣、長々滯京仕候而者、却而公武之御爲不二相成一、讒言紛々與沸騰仕、終に者於二御目前一騷亂を生し候は案中與奉レ存候、殊に攘夷御決議之上者、國元之儀三面之海岸、寸地も醜虜に掠奪不レ被レ致樣、防戰之用意嚴重不二申付一候而者、御國威を奉レ貶候場に相當り、別而恐入奉レ存候間、不レ得レ止明日發足仕候、急速之儀、御疑も可レ有二御座一候得共、右申上候外所存無二御座一候、是等之趣御聞取被二成下一度、伏而奉二願上一候、誠惶誠恐謹言、

同日にまた、御留守居本田彌右衛門して申あけさせ玉ふ、◎島津久光公實紀による、此文書は所司代に呈したるものなり、

此節攘夷の嚴令承知仕候に付、夷船一艘に而も、國

元ゟ致二碇泊一候者は、不レ及二應接一早速加二誅戮一候所存に御座候、且時宜に依候而者、蠻夷爲二征討一軍艦差遣候儀も可レ有レ之候間、御聞置被レ下度奉レ存候、以上、

あくれは十八日、京を立て大坂の御館に宿し玉ひ、此夜近衛殿下にさゝけ玉ふには、

昨十七日御屆申上候通、今日出京着坂仕候處、英夷國許ゟ來船之模樣申來候、就而者修理大夫在國之事に者 御座候得共、未若年之故行屆兼候儀も有レ之、六百年來御預之王土、聊に而も彼か蹂躙を受候而者、御國辱者勿論、奉レ對二祖宗之神靈一無二申譯一儀、恐入奉レ存候に付、一日も早く歸國仕、守禦之策略十分を盡し必死に防戰仕、夷賊一人不レ殘加二誅戮一、數十代之奉レ報二朝恩一度赤心に御座候間、無レ據早々出船仕候、當時於二御膝下一守衛一者、大樹公御滯留之上、諸國之大小名在京之事御座候得者、御手薄之儀も被レ爲レ在間敷與乍レ恐奉レ存候、且又關東應接之次第に依り、夷賊承伏候者は、天下國家之大幸無二此上一 御事與奉レ存候、其節者速に 上京仕、奉レ謝二莫大之天恩一度含に御座候、若發足御差留之朝

命被レ爲レ在候御事も難レ計奉レ存候間、右之趣意宜御汲取被二成下一、御都合可レ然樣、御執成被二仰上一被レ下度、伏而奉レ願候、以上、

同しき廿日に、火船より西に向ひ、日向の國細島の津より陸をうたせ、四月十一日鹿兒島に着せ玉ふ、されは京にては、遽かに公の立せられしと聞て、長門土佐の國人等、わるさまにさゝやきあふ、近衛公をはしめ以の外に驚かせられ、急き御呼ひ返しの勅命を降し玉ひけれとも、はや大坂を立せ玉ひし跡なれは、詮方なき事共なり、廿一日には、春岳殿にはかに職を辭して歸國あり、同しき廿六日、近衛公も內覽をゆるされ玉ひ、廿八日御手翰にて、重ねて公へ、いそき上京し玉ふへきの旨、こま〳〵と申勸め玉ふ、此頃洛中暗み打のこと猶やます、無名の書を所々に張り、人の耳目を疑はせ、其上去ぬる二月の末つかたには、等持院に納めたる高氏、義詮、義滿の木像をとり出し、罪狀を書て三條川原に梟首せり、關東にも、去年より諸方の浪人を召あつめ、新徵組と名つけ置れしか、四月十日、同し組々の者二人岡田井藏、神戸をは、兩國橋の邊りに梟首し、罪をあらはし天誅せりと記るす、是等のたくひは

に月に盛んにして、次第に海内にも流行しぬ、かくて近衛公の御書、四月十四日に達しけれは、其御報書に、先月廿八日之尊書、一昨十四日相達、難レ有謹而拜見仕候、先以追日向暑相成候處、御兩殿樣御揃益御機嫌能被レ遊二御座一、恐悦御儀奉レ存候、然者先般上京、參殿拜謁仕候處、種々御懇篤被二仰付一、別而難レ有仕合奉レ存候、殊に官武中川宮二橋、岩倉侯初め、御重職方御列談之御末席に相連り候儀、重畳難レ有奉レ存候、其節至愚之鄙見申上候通、外に皇國之御爲に相成候儀も存付不レ申、赤面至極奉レ存候、就而御屆申上候通之趣御座候に付、不レ得レ止出京、去る十一日無事歸國仕候、然處其後之御事共、本田彌右衞門より委曲申越、御差留之御沙汰も被レ爲レ在候由、且尊書を以細々被二仰下一趣、逐一奉二承知一、誠以不都合之至、何共奉二恐縮一次第御座候、此上者何樣之罪科に被レ處候共、更に可レ奉レ恨儀に無二御座一候處、再上京仕候樣被二仰下一、誠以御宥恕之御沙汰、難レ有奉二承知一候に付、速に發足、御禮旁申上候儀至當に御座候得共、英賊一條者勿論、拒擾夷絶被二仰渡一候に付而者、御屆申上候通之儀故、今更贅言不レ仕候、且又殿下にも內覽御辭表被二仰上一候處、御願之通被二聞召一、被レ遊二御安堵一、最早是より者、天下之形勢被レ遊二御傍觀一候御事共、細々被二仰下一趣奉二承知一候、何共遺憾之次第奉レ存候、乍レ恐攝家之御身之上に而、右樣御傍觀之御事御座候得者、於二外臣一者猶更之儀歟與奉レ存候、誠に井蛙固陋之小臣、迚も此以後朝廷之御大計に關係仕候儀、恐多奉レ存候に付、右勞之次第故、再上京之儀、偏に御猶豫被二成下一度、伏而奉二願上一候、攝府より申上候通、英賊一條無事相濟候者は、其節上京仕、奉レ謝二是迄之天恩一含御座候、併是以公武より御沙汰無レ之候而者、發足難レ仕儀に御座候、尤幾重にも恐多申上事に者御座候得共、方今之御模樣に而者、公武御一和之御實意貫徹不レ仕、諸侯之面々、正邪明白之御處置も相付不レ申、去秋も相申上候通、姦雄制擄之勢已に相顯、長大息此事に御座候、就而賞罰分明之御沙汰無二御座一候而者、誠忠之士失望之基與乍レ恐奉レ存候、何を申上候も皇國之御爲與奉レ存、不レ顧二多罪一獻言仕候、先者右御請旁奉レ呈二愚札一候、

再白、大樹公にも參內被二仰出一、滯京被レ命、御受御座候由、恐悦奉レ存候、即今大樹公發京相成候者は、姦賊愈志を得、御目前騷亂之基與可二相成一者案中與奉レ存候、何卒右之遊深く御評議被レ爲レ在、何篇治定之上、歸府被レ命候樣仕度奉レ存候、幾重にも私此節御暇も不レ奉レ願、御屆迄に而出立仕候儀、恐入奉レ存候、實以長々滯在仕候得者、家臣之內固陋短慮之者共多く有レ之候故、終は者暴論家は對し、何樣之違變を起し候も難レ計、若右次第に至り候而者、申譯も無レ之奉レ存候に付、急速發足仕候、何も不臣之心底に無二御座一候、此儀者天地神明之照覽も可レ被レ爲レ在與乍レ恐奉レ存候、右之趣不レ惡御聞取被レ下度、伏而奉レ願候、以上、

別紙にて、

先般參殿仕候節、申上殘候に付、書添申上候、去夏伏見一條之者共御赦之儀、去秋も御沙汰相成筈之處、殿下を奉レ始御周旋之故を以、御取止相成候、然處當春、右之譯に而大原卿御勘氣を被レ蒙候由、乍レ恐如何樣之御評議に御座候哉、疑惑不二一方一奉レ存候、彼一條に付而者、最初左大將家ゟ言上仕、中山正親町之兩議奏御評議之上、御伺相成候處、是非鎭靜可レ仕與嚴命承知仕、早速右趣意を以、再三理解爲レ仕候得共、終に承服不レ仕、彼擧動に相及候儀、遠勅顯然之者候處、御赦之事申立候者共御座候者、何共奉二恐入一候得共、明白之御賞罰無二御座一故與、慨歎之至に不レ奉レ堪儀に御座候、御赦申上候者之心底、何樣被二思召一候哉、則彼與黨に相違無二御座一候に付、此節若是非嚴科に被レ處候而已、賞罰之至當共可レ奉レ申候處、何等之御沙汰も無レ之、夫成被二召置一候者、小臣疑惑之第一に御座候、若彼一條、小臣處置不當與被二思召一候者は、何樣共罪科に被レ處被レ下度奉レ存候、左樣無二御座一候而者、天下之人心瓦解之基、乍レ恐朝政之御疵與奉レ存候、何樣共明白之嚴命承知仕度、幾重にも奉二希望一候、

一守護職之朝命被レ爲レ在候由被二仰下一、恐入奉二拜承一候、此儀者、會津藩幕命に而勤仕之上、細川ゟも被レ命候哉之由傳承仕候、然上者、乍レ恐風聞警衞御手薄之事も被レ爲レ在間敷與奉レ存候、敵藩者僻遠之地、先般も申上候通、三面之海岸、攘夷に付而者、守衞十分行屆兼候而者、彼か掠奪を受候儀者案中に而、私之事に無二御座一、普天之下無レ非二王土一事に御

座候得者、何方を守衛仕候も、同く皇國之御爲與奉
レ存候に付、守護職之儀者、幾重にも御斷申上度奉
レ存候、併是非被レ命儀に御座候者は、其代りには、九
國之鎭鎭を被二仰付一、拾萬石以下之大名は、皆總督
仕候樣承知仕度、乍レ恐奉レ願候、誠に以自由千萬之
願意に御座候得共、此旨不レ悪御汲取被二成下一度、
伏而奉二願上一候、

右者、本書も種々不敬之儀共申上候上、猶不レ願二
恐懼多罪一、愚意不二差置一申上候間、御都合を以、
宜御執成被レ下度奉二歎願一候、以上、

將軍家は今に京にましませとも、國事掛參政等の勢
ひ日に盛んになり、四月の末つかた、橫濱長崎箱館の
三港ともに拒絕すべきの朝議にて、五月十日までに、
必す在港の諸夷に、此旨申傳ふへしと定めらる、橫濱
にある英夷は、先月より申立たる養育の金を、また日
を期して要し請ひ、もし其期に決答なくは、是までの
和親を破んと申募り、拒絕の事は、諸夷ともにあさ笑
ひ、必す行はれしといひあへり、五月八日、小笠原圖書
頭殿橫濱にて鎖港の仰せを傳へ、直に大坂へ赴くと
稱し、火船よりはせ向ひ、あくる九日、竊かに神奈川

奉行淺野伊賀守、御軍艦奉行水野痴雲等して、洋銀六
十萬枚一番には四十五萬を英夷にわたし、遂に大坂に至
り、再ひ京に馳登りて朝請の旨あらんとせしか、朝議
入京をゆるされす、却つて仰をも受すして洋銀渡せ
し事を咎められ、圖書頭殿等三人の職を免るし、大坂
に蟄居せしめらる、はしめ鎖港之事起るや、一橋殿及
ひ水戸の家老武田耕雲齋は、別に勅命を蒙り、四月廿
二日にみやこを立て、此月八日江戸へ着せらる、殿は
蒙り奉りし事の成り得さるを耻ち、終に上表して職
を辭せらる、國事掛參政等は、關東にて鎖港の期限も
うちすき、其事の行はれさる事をうれたく思ひ、御親
征のことを企て、幕府を征討せんとす、其謀事、まつ
大和の國に行幸まし〳〵、大祖幷に春日の神廟に謁
し玉ひ、此所にて軍の謀事を定め、恐多くも主上を要
し奉り、進んて伊勢の國にいたり、天祖を拜し玉ひな
は、心弱き關東の人々、なとか膽を失はてあるへき
や、偖また、ひとたひ風聲を出されし後は、爰らす京中
を焼き拂ひ、上下の心を一つにして、大事を擧んと内
決せり、此月廿日の夜、姉小路少將公知朝臣は、禁中
より退かへる路、有栖川の宮の御門前なりとそ、賊の爲に殺され玉ふ、公

武の御糺しいかめしけれと、いまた其賊を探し獲す、
廿六日の朝にいたり、傳奏衆より、我國の侍仁禮源之
丞、陪臣田中新兵衛、及ひ僕何某の三人を召す、是は、朝臣の害せられし地に刀ひとつ落ちたり、我國の鍛冶奥和泉守忠重の作なりとて、殊に我國を疑ひ、此事に及ふといふ、新兵衛は正なくも覺えなき罪にかへる事を憤ほり、遽かに自害して果けれは、世の疑はます〳〵我國にかへり、源之丞は松平安藝守殿茂長の第へ預けられ、僕は上杉彈正大弼殿齋憲へそ預らる、かへりしかは、我國の人々は九門の内へ立入る事たも禁し玉ひけれは、人々いと安からぬ事には存れとも、心に陰りなき事なれは、なとか一たひは晴れさらめと、恐れ入てそはへりける、六月十一日はしめて御築地内へ徘徊する事を御ゆるしあり、時に滋野井侍從公務朝臣、井に四辻中納言公績卿の家臣何某の二人、出走して京に復入しけるか、御不審蒙り、直に御逆扣へ仰出されたり、この月墨關佛三夷の船、長門の國下の關を通りしに、國人にはかに砲を放つ、六月のはしめには、英船もことさらに此所を乘り通り、互ひに戰ひ合せけるか、國人終に砲臺大砲を打破られ、人して援けの兵を近國に請ふ、松平大膳大夫殿は、さきに關東の使者を、豐前の國小倉の洋に殺し、としころ幕府の定め嚴かる制札をも、悉くに廢し棄るのみならす、周防の國山口に城を修め築き、我まゝの

所業のみ多かりけれは、諸大名は皆是をあやしみ、敢て兵を出す者なし、國人等はほこり顏に、此由を朝廷に奏し申す、たま〳〵將軍家、このころ京大坂の間に御上下の折にて、御滯京の日も少なけれは、四月廿一日に京より大坂に下らせ、五月十一日ふたゝひ御上洛、六月九日にまた京を立て大坂に至り、十三日火船にめされ、同しき十六日江戸へ着せ玉ふ、國事掛參政等時を得たりと、攘夷せし事をほめたゝへ、遂に勅褒の御書を降し賜ひ、あまつさへ六月十六日、正親町少將公董朝臣を監察使として、御親兵等三百餘人さしそへ、長門の國へ差下さる、此月廿九日大膳大夫殿より金一萬兩を朝廷に獻上あり、去ぬる四月廿三日、主上ひそかに御手勅を中川の宮に降し賜ひしは、朕さきに石清水等へ行幸せし事は、荒き公卿のいとも要し申すにより、せんすへなくも病を强めて從へり、今また親征とやらの事起る、是もたしかに朕か意にあらす、これより行末の事、偏におことの智謀を賴み存す、つら〳〵思ふに、いそき三郎を招きのほせ、朕を初め心を同ふして事を謀らは、荒き蟲もやゝ改る事もあらん、今の時に當りては、參政國事掛寄人等をやめされは、國家の騷き止む時なし、おこと深く謀を帷幕の內に運らして、功を千里の外に立てよ、憂苦の餘り此旨を聞け、努め

努め關白以下の人々に洩らすなとありけれは、宮謹んて御答へありしには、此頃の有樣を見奉るに、朝威日に衰へぬ、今の勢ひに及ひ、たとひ是を改んとしても、實美か輩必す從ひ參らせ候ふまし、されは暫の間は、時を待せ玉ふにしかし、尊融か存意には、唯御行末を助け奉るの外に謀も候はす、素より御厚福なる朝廷の御事なれは、なとか其御時のなかるへき、今は彼等勢に驕りぬれと、積惡餘り天誅をまねく事、必定遠きに候はす、三郎の事はとくに考へ侍る旨も候得は、參內の時奏し申すへし、朝夕に御心を惱ましめ玉ふ事、深く恐入り侍れとも、今の有樣にては、尊融さへもしは〳〵參內する事なり難し、またも蒙り奉るへきの仰せあらんには、願くは天書を降し玉ふへしと仰せ上られ、五月十二日に、密勅の御寫し幷に前條主上への御こたへ書まて遣はされ、公の御心の程を問せ玉ふ、此月の廿六日に、近衞公御父子より仰せ贈られしは、世の有樣今に至り筆にも紙にも盡されす、若しや御遊の上京なくは、暴謀の企て何れの日にか止みぬへき、剩さへ姉小路の變も、偏へに今は薩人の仕出せし姿となれは、歎くにも猶餘りあり、思ふに是は御遊を嫉たむ輩か、罪に陷さんとの手立てならん、左あれは、御遊もいよ〳〵急き發途なくては叶ふまし、京にてははや御遊父子の馳登りて、國事掛參政寄人等をのそかるゝとの風說あり、暴謀ともには、此度の御企はたしかに天意より出る御事なれは、彼の父子上京ありとても、何程の事かあらむとさゝやき笑へり、かた〴〵いそき御登りの程待入はへるとあり、六月には中川、の宮幷に近衞公御父子、二條右大臣齊敬公御連書をもて、ひたすら御上京を催され、七月にいたり、勅命を公にくたし玉ふ、

夷賊之儀者、雖レ爲二小醜一、一般之人心に關係候に付、此節御親征之儀、御用も被レ爲レ在候、就而者去春已來忠誠を盡候儀、御依賴被レ遊候儀に候間、急急上京候樣御沙汰候事、

はしめ近衞公御父子は、御書を朝廷に捧けられ、公の御上京あるへき勅命を、速に降し玉ふへきの旨頻りに願はせられ、終にこゝに至りけれは、又御ふみにて仰せ賜られしは、御親征の御事は、たしかに聖意にはましまさす、筑後の國久留米より浪人せし眞木和泉守といふ者、先きより長門に方人して、此事を企て起

す、三條以下の人々是を信し用ひ、公卿達をもいさなひ立てぬ、中川の宮、吾等父子は、其かた樣の人々よりはふかく惡み嫌ふ所なれと、左あらぬ體にもてなして、其心さしを遂んとす、眞木か獻せし計策に五つあり、一には攘夷の權を執り、深く測られさる詞をもて、敵のこゝろを悖しつけ、また勅使を下の關にくたし、攘夷の仰を、いまた承り及はさる諸大名へこと〳〵く傳ふへし、二には御親征の部署を建て、在京の人數をかそへ、錦の旌旗及ひ革の車を製り、假りに服色を替へ戎衣となすへし、三には攘夷使諫官を置て、公卿三人諸大名三人を撰ひ、司馬の官となし、其位を高く進め、天下に名ある侍三四人を選擧し、その貳の官として、世の耳目を新たにすへし、四には土地人民の權を收め、機に應し勅をくたし、其詞ふりいとも意を用ひ、假りに稅則を二等まて減し、戶部の選みを重んすへし、五には鞅與をしはらく大坂に留め玉ひ、いかめしく攝海に兵をそなへ、其外要害の地十か所へ、あらたに關所を立て、多くの大砲軍艦をも作るへしといへり、此謀り事は、吾等も素より遂け行はれすとは存すれと、配慮の事も少からねは、御遊急き上京ありて、彼の輩の奸計を拂ひ盡されなん事、いかにも願ひ入りはへるとあり、

紹述編年卷の四

折しも我國には英夷來航の事起る、今春三月、英夷の關東に難を申立てし頃、二條の城より我の御家老小松帶刀をめされ、一橋殿及ひ御老中板倉周防守殿、水野和泉守殿、膝を並へて申されけるは、去秋生麥の事によりて、英夷頻りに養育の金を關東に求む、如何に存するそやとあれは、帶刀こたへしは、此事の基ひ我國より起ぬれは、あはれ英夷に告け、我國へ船を廻させ玉へかし、さあらは直にその曲直は明かになるへき物をと陳しけれは、三人は此由を聞せられ、筋ある申振なれと、願ひの旨は叶へ難し、此後は關東にて、如何にもよきに御取計ひあるへしと仰せける、其後ち、英夷遂に金を關東より受取り、また我國に向んと謀る、六月廿二日、御老中井上河內守殿、

我の江戸御留守居を招て、申されしは、近頃英夷薩摩に赴く事を謀る、よつて是を押留れとも、更に聞入る體もなし、急き此由を告知せ侍るとなり、同日に一橋殿も、我の御側御用人岩下佐次左衞門に此旨を告けられ、明る廿三日、又御家老喜入攝津を招て仰せけるは、英の軍艦、去る十七日に横濱を出しときゝぬ、されとも彼はまつ長崎に立よりて薩摩へ向んとの結構なり、一艘の火船を借す程に、急き乘歸りて主君へ申すへし、關東にても、今鎖港の事評議の央なれは、必す穩かに事を謀り、軍の端しを開かるなとあり、（かくまての手ぬき御事なれとも、其頃船の事は幕府より差圖ぜしとかや、）攝津は其翌廿四日、遽に火船よりはせ下れと、遙々の海路、風波心にまかせす遲著し、英艦もまた長崎へ入すして、直に向ひ來れり、同月廿七日申の剋過さ、山川の方に七艘の火船見えしかは、沿海の烽臺より烽火あかり、船は程なく谷山七つ島の灘に至る、急き來意を尋れは、英國の使節と答へ、明日國書を捧くへしといふ、廿八日巳の剋、前の濱に入るを待ちうけ、御軍役奉行折田平八、伊地知正治、勘敎今藤新左衞門、御庭方重野厚之丞四人をは、英の全權官ゾン・ニールが乘る處の、エラユス艦に乘入れ

しむ、彼まつ國書を傳へ捧く、其大意は、生麥にて害に逢ふ者の下死人、幷に其遺家を養ふの金十二萬ドルステルリングを求め、我の報書を、彼の二十四時の內にと期し、また關東より案內の船、いまた來らさる事をいふかる、我のこたへに、今や太守公霧島の溫泉におはします、往反の道近からねは、一日の間に報書する事叶ふまし、御留守には御家老も侍るなれは、徐かに對面して論判せん、速に陸にのほり來れといふ、彼は陸に上る事を恐れしにや、使命たひかさなれとも從はす、七艦の前の濱に至るや、府下幷に諸鄉の勢は、みな〳〵衆て定りし陣所へひし〳〵と備へ、唯一戰に打碎んと、かたつを呑てそ勇みける、此日全權官より、薪水魚卵及ひ菓物なと望み乞ふにより、其品を贈るにつけ、一つの謀事を定め、壯士數十人をすくり、七艦に分け入り、手ことに短兵もて斬まくり、是を相圖に諸方の砲臺より打はなち、一戰にみな殺しせんとす、廿九日には、壯士數十人を二の丸へ召出され、御杯を賜ふ、斯くて壯士は皆討死と思ひ極め、菓物うりに身をやつし、小舟に打のり、七艦に向ひけれは、英夷は怪みたる體にて近附せす、唯ユラユス艦のみ登る

事を得たりしかは、此謀事は果さりけり、この日の暮程に、御家老川上但馬華押の報書を、町田六左衞門して差渡さる、大意に、人命の輕からぬ事、素より汝か言の如し、されと生麥にて汝の人を害し逃る者は、今に四方を搜せとも求得さるをいかにせん、若し搜し獲なは、速に汝か許に送り下死人となすへし、養育の金は、渡すへき筋あらは望みに任せつへけれとも、今に始めす、我國の定め、諸國とも幕府の下知を受てこそ定る事なれ、今是を渡すへくは、如何にも關東の沙汰あるへきに、其儀なきこそ疑ふへし、汝等もよく此旨をわきまへ、しはしか程長崎橫濱の間へ歸り待て、いそき關東へ此由を申し入れ、いかにも取扱ひの道あらん、且かの生麥の地、關東より汝等に游行を許るされし事を開す、さるを馬に打乘りて、猥りに人の行粧を侵す事、如何なる心にやとなり、英夷は此書を見て、安からぬ體にそみえたりける、明れは七月朔日、東風やゝ吹起りぬ、かさねて御側役格伊地知壯之丞、（堀次郎故ありて姓名を變へしなり、）伊地知正治を遣はされ、猶も理はりを盡して其曲直を諭せとも、更に受かふ體もなし、爰に我の火船天祐丸、白鳳丸、青龍丸の三艘は、重富の脇

元浦にかゝりしか、英夷は望を失ひし折柄なれは、遽に三艘を目にかけ、是を質となし、我を搖かさんとの巧にて、夜中に軍艦五艘もて、櫻島小池の前に引き掠む、御船奉行添役五代才助、松木安右衞門の兩人は船の頭官なれは、餘の人々を陸に卸し、彼の船に乘うつり、兎角爭ひしか、明る二日の朝におよひ、風雨いよいよはけしく、我の軍兵等は、雲霧のたへ間より、初て彼か船奪ひしを知て怒りにたへす、重富よりも早打にて此由を報し、たま〳〵攘斥の仰せ降りけれは、內地の天保山をはしめ、櫻島諸所の砲臺より、一度に夾み打けれは、英夷は以の外にあわてふためき、碇引揚る隙もなく、中より切て捨て、引掠めたる三艘に火をかけ、北の方磯のもとへひらき、七艦を一行になし、臺場々々を繰り擊にしけり、さしも烈しき風雨の內、敵味方力を盡して戰ひ合せ、午の剋の初めより申の剋の末に終る、中にも祇園の洲の砲臺は磯の地と接しけれは、此手の軍勢とも殊にはけしく戰て、伍長の役稅所清太討死せり、其外陣亡せし者僅に七人、（侍には佐久其太郎、帖佐余次郎、鮫島は新八郎か家來西林兵衞、染川五郎左衞門か家來川添喜右衞門、其外僧の源舜庵なり、手負の人御家老川上龍衞、侍には宗村幸之丞、平田甚五郎、舩岡猪之助、平田九十郎、門松源之丞、井上直八のみなり、）

英夷には船將ジョスラキン、次官指揮役ウキルモツトを始とし、死傷合せて五十三人なりとそ聞えたり、戰ひなかは過る頃、一艦デスホルスといへるは、祇園の洲にて打傾けられ、既に危く見えたりしか、此手の大砲、もはや連發せし後にして、破れ損しけれは、發放す事叶ひ難く、兎角する隙に、アルキースといふ艦はせ來り、繩かけて援け去る、其外の艦も大かた破れ損ひけれは、日のくれ頃に皆小池の方へ引退く、この日申の剋すき、築地の町より火起り、（町人薬師何某か硫黄貯へたる庫藏よりも火出りし）市街佛寺等多く燒失せり、翌朝冷水の里にいたりはしめて熄みぬ、其外集成館幷に琉球の船三艘も、兵火の爲に燒てけり、三日には風雨も次第にやみ、未の剋はかりに、七艦は大砲處々に打かけ、南に向ひ歸り去んとす、我の軍勢も是に應して放ち擊つ、其夜英艦は七島の灘に泊り、夜明るまても艦の損所を修め造り、四日の午の剋過る頃、皆とも遙かに乘出す、其中一艦は小根占の灘に留まり、猶も損所を繕ひしか、六日に至り、一艦南より走り來り、夜にまぎれて援け出つ、（戰ひ終りし後に、鹿兒島近き浦人とも、多く夷人の屍の海に浮たるを取て差送る多くは其胸を切さき、鐵丸を中に籠て沈めたる體に見ゆ）二公は初めより、戰ひに及ふへしと思食しけれは、公達をは花尾山に徙し參らせ、市中の老若はことくに邊鄙にさけ行しめ玉ふ、此時御側に侍らふ人々は、餘りに御城の海ちかく、砲丸の及ふへきを慮り參らせ、あなかちに勸め奉りて、廿九日に島津彈正か宅へ御徙らせ、明る朔日より千眼寺へ轉座まし〳〵、此所よりしてもろ〳〵の軍事を指揮し玉ふ、程なく英夷は遁れしかと、必定再寇の患ひあれはとて、新たに神瀬の砲臺を築き立、ます〳〵諸方の備へを御整へ、同しき二十五日、初て御城に入せ玉ふ、此時に、大隅の國府へ御遷を謀り奉る者ありて、二公も始めの程は御許しありけれとも、大戰の後、かた〳〵然るへくも侍らすと留め奉る人多けれは、終に此議はやみてけり、早くも戰ひの次第みやこに聞えしかは、此月褒勅を太守公へ降し玉ふ、

去る二日英艦渡來之處、及二砲發血戰一候趣達二叡聞一候、布告之奉二御趣意一、無二二念一攘斥候段、叡感不レ斜候、彌勉勵有レ之、皇國之武威海外に可レ輝候、

御沙汰候事、

公は此程より、御上京の勅命を蒙らせ玉ひしか、七月十一日、近衛家御父子幷に二條右大臣齊敬公より御

書をもて御催促あり、されとも我國兵戰の後なれは、御國の務めにいとまなく、速に御上京も叶ひ難し、此とき國事掛參政等の人々は、いよ〳〵我意の振舞多く、急き御親征あるへしとて、諸大名十萬石以上の國國へは、皆其高に應し軍用金を申附け、中川の宮へは九國鎭撫の勅命くたる、宮は近頃世の疑ひの御身に集りし事を知食され、去し六月五日に書を捧け、擾夷の御先鋒をは願せられけれと朝許なく、今却つて此仰に從ひ參らせられん事、如何にも御心よからさりけれは、固く御斷り仰立らる、八月四日、有栖川宮熾仁親王は擾夷別勅使の仰せ蒙られ、關東御下向と定り、同しき十三日には、大和の國行幸の事も仰せ出さる、

今度爲二擾夷御祈願一、大和國行幸、神武帝山陵春日社ゝ御拜、暫御逗留、御親征軍議被レ爲レ在、其上神宮行幸之事被二仰出一候事、

爰に中川の宮は、近頃の有樣御こゝろもとなく、行すゑこしかたの事、いかゝ成ゆきなんと御憂苦の餘り、同しき十五日參內し、天機のほとを窺ひ參らせらる、主上は、初めより此擧をいとゝ嫌はせ玉ひ、御猶豫の叡慮にましませとも、朝にある公卿達、多くは豪輩の方人にして、倶に叡志を輔け參らせ、大事を謀るへき人なけれは、宮も力なく退き玉ふ、時しも我國の侍奈良原幸五郎、高崎左太郎は、竊かに此由を承りて口惜しき御事に思ひ、推して宮幷に近衛公御父子、二條齊敬公の御もとに參り、陳し申す旨ありけれは、いしくも申つる者哉とて、十七日の夜、ともに御參內ありて內奏し玉ふ、主上にも叡感斜めならす、速に其旨を勅許まし〳〵て、御親征を御猶豫、公卿數人の參內を御停め、また長門の國人か、堺町御門を守る事をも差免るさる、夜のあけなんとする頃、我第へ御守護松平肥後守殿より勅旨を傳へられしは、急き人を出し長人へ交代せらるへしとなり、其外諸國の屋敷々々へも仰せありて、嚴かに九門を守らせられけれは、諸國の侍とも上を下へと馳ちかひ、洛中すは一大事の起りしと、立さわく事一方ならす、我第は遠の仰を承りて、程なく堺町御門へ向ひ、交代の仰せを傳へけれは、さしもの長門人以の外にふためきて、色々と申すらし、時移りてけれは、使命の往復しは〳〵なり、我國詰合の侍は、折ふし人數も多からねは、◎と若や勅

命に背きなば一擧に攻め潰さんと、手ごとに槍刀を閃めかし、大砲數挺を陣前へ押出せば、長人恐怖の色をなし、日のくれ程に、鷹司關白輔熙公の館へ引取けり、三條中納言實美卿、西三條中納言季知卿、東久世少將通禧朝臣、四條少將隆謌朝臣、錦小路右馬頭賴德宿禰、澤主水正宣嘉、壬生修理大夫基修の七卿は、今曉より朝參を停められ、鷹司公の館へ會せられしか、長人是をいさなひ、御親兵浪人等七百人程うち從へ、方廣寺まで引退き、爰にもまたたまりかね、明る十九日終に長門へ落てけり、此日傳奏衆我の御留守居內田仲之助をめされ、勅書を降し賜ふ、

薩州家來

何れも精々盡力之段、太儀思召候、以後尙諸藩互に申合、鎭靜之道盡力可レ有レ之事、但諸藩詰切に而者人數疲勞候間、申合交代御警衛可レ仕也、

廿七日再び仲之助を召れ、野宮定功卿より、

去る十八日依二非常之形勢一、禁闕守衛盡力之儀、厚叡感候、依レ之綿五屯賜レ之候、且兵士未々迄苦勞思召候付、賜レ物候、夫々可二配分一候事、

卿また宣ひしは、天賜の御金は松平相摸守の許より受取へしとの御事なり、わか在京の侍等は、五月ごのかた、正なき疑ひを受け、世に物憂く暮せしか、今此御めぐみを蒙り、悅ひあふ事かぎりなし、（廿六日には中川の宮御元服、御名をはるひとたまふ、）七卿はみたりに落行れし罪により、皆其官位をおさめられ、鷹司公も辭職の事を願はせけれは、廿九日に御差控の仰せくたる、かゝる處に、中山大納言忠能卿の御子侍從忠光は、生れつき荒く、かねて凡下浪人なとゝ遊ふ事を好みければ、親戚までも義を絕れ、庶人となり、こゝとし五月に京よりのかれ出、毛利秀齋と改め名のりしか、御親征の事起り、長人是を欺きて先鋒の命をくたす、忠光はみつから侍從或は中將と稱し、八月十七日の事なりしか、甲冑を身にまとひ、御親兵浪人等百五十人はかり打從へ、赤地に菊紋の旗を押立て、大和の國五條の御代官鈴木源內を襲ひ殺し、其外五六人を斬り、もろ〳〵の帳冊を取納め、其陣屋を燒き拂ひ、勅命と僞て、あたりの百姓ともか年貢を半減し、直に京へみつくへしと下知をなし、同國十津川の邊りに陣し、漸く隣郡を掠るの由聞えければ、速に追討の勅命くたり、紀伊中納言殿、（茂承、）藤堂和泉守殿、（高猷、）非伊播部頭殿、（直亮、）松平甲斐守殿、（保申、）

等近國の大名、おの〳〵軍兵を差向られ、彼此の戰互に勝敗あり、一揆ともは素より烏合の勢なれは、終に或は討れ、或は長門へ落行て、九月に至り悉くに平治せり、近衛公は十八日の翌日に、奈良原幸五郎を急き我國へ差くたし、異變の有樣を仰せ傳へ、いよ〳〵御上京を催し玉ひ、其上春岳殿、容堂殿、幷に細川越中守殿、（慶順、）松平筑前守殿、有馬中務大輔殿（慶賴、）等も、おのおの使者差立られ、共に上京力を合せ、時勢をひき回さん事を謀らせらる、かゝりし程に、公は九月十二日、府士六隊鄕兵六隊を先後に從へ、鹿兒島を立せ玉ふ、たま〳〵關東より借らせ玉ふ火船二艘、豐後の國鶴崎まて廻りけれは、是にめされ十月三日京に着せ、はしめて二本松の御館にそ入り玉ふ、（錦の御館手狹なりけれは、去る戌の年新に二本松の地を御求め、御住居御長屋等造立あり、此年の秋成就して上御屋敷と定められる、）同しき五日、さきに堺町御門の事に係りし侍等をめされ、御酒なと賜ひて賞し玉ひ、六日には、此たひ御供に侍らひし輩に御酒を賜ふ、このとき京には猶も殘黨ひそまり居て、中川の宮及ひ我國會津とのあいたを離さんとの結構にて、石清水八幡の僧忍海といふ者を殺し、恐多くも我國等廢立の事を企て、此僧に呪咀せしむるに

より、天誅せりと申ふらす、十月十五日公の朝廷へ捧け玉ふ御書、

嘗今不二容易一御時節、私式上京仕候樣、再三之勅命奉二承知一、恐懼至極奉レ存候、上京之上、猶又御當地之形勢、四方之情態熟察仕候處、誠以重大之御場合與奉レ存候に付、聊愚存之趣奉二言上一候、抑皇國內外御危急之時節に當り、萬民之困苦を忍玉はす、忝くも未曾有之御英斷を以、去年以來大政御變革、官武一致之御事業被二施行一、殆御成就之時機に至り候處、何分當時之形行に而者、叡慮宇內に擴充、各國一致、四民安堵之場に至り兼、既に八月十八日之一擧之如き、深く被レ爲レ惱二宸襟一候御事共、小臣悲痛流涕之至りに不レ奉レ堪、畢竟臣子之重罪不レ可レ遁儀に御座候得共、乍レ恐朝廷之御衰弊も被レ爲レ在候御事與奉レ存候間、願くは以來奉レ始二至尊一、左右輔弼之公卿方、屹度天下之形勢人情事變御洞察、永世不朽之御基本相立候樣、遠大之御見識相居り、聊之儀に御動搖不レ被レ爲レ在候處、專要之儀與奉レ存候、朝令夕改、御政令之輕く出候者、自レ古衰世之習に御座候間、此機會に乘し、皇國挽回之道被レ爲レ立候

も、右之御大志御屹立被レ爲レ在候上ならて者、如何樣之良法奇策御採用相成候而も、全く其詮有レ之間敷、本立道生之明訓、能々御省察被レ爲レ在度奉レ存候、

右者、乍レ恐朝廷御根軸相居り候大急務與奉レ存候、未御用之趣も不レ奉二承知一候得共、大事之御時節、默止罷在候而者本意に無レ之、愚存之趣言上仕候、御處置之次第緩急に付而者、恐昧之小臣、一己之存慮を以難二申上一候間、列藩上京之上、天下之公議御採用、大策御決定被レ爲レ在度御事與奉レ存候、誠惶誠恐頓首敬白、

ほとなく春嶽殿、容堂殿、伊達伊豫守殿、筑前の御嫡松平下野守殿、慶賛、幷に細川の公族長岡澄之助、同しき良之助等も續いて上京し、互に御往來ましく〳〵て、天下之大計を謀らせ玉ふ、偖もことしの春は、將軍家初めて御上洛あつて、數百年の御廢典を興させ玉ひけれとも、國是の大策定らさるのみならす、荒者ともいろ〳〵と妨け奉りて、むなしく關東へ歸らせられ、海內の勢ひ日に傾き、終に十八日の變にも及ひけれは、主上殊に宸衷を廻らし玉ひ、此うへはかさねて大樹をめし寄せ、したしく國是を定んとて勅書を下され、此月十六日關東へ達してけり、關東には、此程より橫濱鎖港の仰を蒙り、九月初旬に御老中等橫濱に至り、此よしを諭されけれと、夷人とも聞入さるゆへに、同月十四日まつ墨陶の二酋を江戶の操練所まて招き寄せ、板倉周防守殿、水野和泉守殿、井上河內守殿出座あり、一橋殿も物かけより彼此の申す旨を聽んと來り臨まれ、外國奉行して鎖港の仰せを傳へらる、二酋は英佛と相識してのち、如何にも御いらへ申すへしといふ、かさねて英佛へは汝等より、よきに申傳ふへしと申されけるに、二酋は是をも受かはすして歸りける、さらは十九日に英佛を招くへしと定めらる、英佛はとく其由を知てけれは、もし承るへき旨あらは書翰にて足りぬへし、いかて參府に及んやと申す故に、關東にも今はせんかたなく、外國奉行池田筑後守を西洋へ遣はされ、おの〳〵其本國にふみ入て、仰せの旨申諭さんと支度せらる、公はこの事いたく御心に叶はせ玉はす、このころ御老中酒井雅樂頭殿忠績上京ありけるか、只今の勢にて撫夷の事調ひかね候ひなは、せめては橫濱のみ鎖港すへきの旨、勅命

降りけるを、此事は關東よりひそかに申と情ひしとも云ふ、すくさま御受して、關東へ下向あり、さるにまた朝廷には、御催促のために勅使を差下さるゝ、御評議あるの由聞食及はせ、やすからぬ御事かなと打歎かせ、十月十五日尹の宮の御許へ御もうて、橫濱鎖港の儀はいかにも行はるましけれは、勅使御下向の御事必す御猶豫ありたし、去年も獻言いたせし如く、皇威の海外に輝きなん日は、外夷はおのつからに制伏すへきの旨、ことはりを盡し仰立られけれは、其御事は終に御延引ましく〳〵ぬ、同き十八日、春岳殿京著ありけれは、翌十九日、公御見舞として東本願寺の旅館を御訪ひ、鎖港の一條、御心の程いかにと問せ玉へは、覺束なく存するの旨答へらる、公仰せしは、たとひ橫濱のみ鎖し得ても何の甲斐あらん、かへつて外夷の怒を生し、本朝の一大事となること疑ふ迄も候はねは、御猶豫あつて、一筋に皇威のかゝやくへき大道を立てさせ玉ふ御事こそ願はまほし、今すてに池田筑後守を西洋へ遣はさるゝの由なれとも、御國辱を生せん事必定なれは、差留められ然るへしと申し玉へは、殿もふかく御同意にて、一橋殿の上京を待て、此旨ともに申入へしと仰せ合せられ、一橋殿も程なく上着ありけれは、明る年の春正月二日、一橋殿の寫せらる酒井若狹守殿の第にして、春岳殿並に松平肥後守殿、伊達伊豫守殿等と御會合ありて、右の一すちを詳に仰立てけれは、一橋殿の答へには、御存の趣極めて至當なれと、池田もはや出帆せし後なれは、今更呼返すへき樣もなし、且此たひ橫濱を鎖港せては、天下の人心安堵し難けれは、かたかたにつき其儘さし置て宜かるへし、公また、さらは其鎖港の事は、たしかに行はれ侍るにやと仰せけれは、成功の見留めとては候はねと、佛人の話に、書記役の申せし由、長崎箱館への引移り料たに御渡しあらは、兎に角に行はるへしとも承りきとあれは、其移り料とはいくはく程に候やと御尋ねあり、幾百萬兩にも侍るへしとの答へなれは、公また仰せしは、こは無益の至りなり、此大金をもて本朝沿海の武備の御料となし玉ひなは、年を歷すして武備充實にいたりぬへし、詮なき鎖港の事に大金を渡させ玉ふ御事は、いと御失策と申すへし、殿又申されしは、仰の旨實に理なれとも、既に使節をも遣はしたる事なれは、今に至てはせんすへなし、公の仰せに、何程の事か候ふへき、使節長

崎の地に淹留ならは、急き召返さるへし、また支那滯船に候ひなは、彼地へ仰を下し玉はるへし、此たひ西洋にて談判の整はさる時は、いかはかりの御國辱に候ふやとありけるに、今更召返すとも、定めて行き違ひとなりぬへし、且談判の成るや否は、今より論するにも及ふまし、はるけき異國へ赴きし事れは、歸朝までは必定三四年は歷なん、其の時に及ひなは、世人の心もやゝ定るへきかとの答へなり、公押かへして、かかる行き掛りの御取計ひにては、まつ〳〵然るへうも覺へ候はす、天か下の御政事に、當座しのきの御捌きは恐入はへる次第なり、たとひ横濱のみ鎖港しても、長崎箱館の地今形に候ひなは、鎖港の驗しは侍るまし、殿申されしは、横濱の地は江戸に近く、此内よりして斬殺の患少からす、餘の兩港は遠國にて、是等の患もあらされは、此儘にて然るへし、斯くては此する彼の兩港は、いかに御計らひ候ふやと尋ねまたふ、是は永年開港の所存に侍ると答へらる、公、いかにも横濱のみ鎖港して、其餘は永く開港との御事にては、まことの鎖港とも申されす、一時の人氣により、左はかり姑息の御取扱ひは、幾重にも歎かはしく存するなりと仰せらる、殿にも終に御裁斷叶ひかたく、御申立ての趣き、老中へも仰せあるへしとの御事にて、此日の御論談は果てさりけり、其後二月二日に、公は春岳殿、伊豫守殿と同しく二條の城へ登らせ玉ひ、御用部屋の上の間、一橋殿の扣へ所にて、御總裁職松平大和守殿、御老中酒井雅樂頭殿、水野和泉守殿、有馬遠江守殿等の列座せらるゝ中にて、去月一橋殿へ御申立ての旨、御こたへの次第まて、審に御演說ありけれは、和泉守殿、仰御尤の至りなり、我等にも斯くありたしと存しぬれと、人心の居り合さるをいかにせんと申さる、此とき公、其引移りの料金は、幾百萬兩にて候やと御尋ねあれは、幾百萬兩はさておき、幾百萬々兩なるよし答へらる、是は以の外の次第なり、此ほとも一橋殿へ申せし如く、右の大金あらは沿海の兵備は整ふへし、かならす此金を右の用費に御振替へあるへしとの旨、仰立られしに、和泉守殿眉をひそめ、御正論のほといよ〳〵感し入ぬ、されとも今諸國の人心を理むるの手たてなく、心をいたましむるの折なれは、ひとまつ深く思案して、かさねて評議いたすへし、有馬遠江守殿申されしは、幕府有司の中にも、御論の通り申立し者も候ひき、御尤には存すれとも、右の次第なれはせんかたなしとはかりにて、其外あり合ふ方々も、さしたる可否の言葉なく、遂に公の御志念は行はれさりけり、偖も將軍家は、かさねて御召の勅命くだりて、既に御受はあれとも、有司の評議むつかしく、或は先つ横濱を鎖港してのちに御上洛しかるへしと申し、或は一年の間にふたゝひ御上洛あらむには、用度のつゝくましきを以て言葉とす、時しもあれ十一月十五日の夜、御本丸に火起り、こと〳〵くに焼け失てけり、（今年六月三日に、西の丸もまた焼うせたり、）將軍家は假に清水の館へうつらせ玉へは、年内に御上洛あらむ程如何にも覺束なし、公は此由をきこしめし、以の外に驚かせ、あはれ斯くては天下の御大計も立つ期はあるまし、かくまて有かたき叡慮も、また中ころにして止みなんやと、深く案しわたらせ玉ひ、急き御側役島津主殿等を關東に下向せしめ、よろつの事をなけ打て、すみやかに御上洛ありて、國是の大策を定め玉はんことを請はせ、我の火船一艘を關東まてさし廻され、御上洛の御支度にそ供へ玉ふ、在京の諸大名も、ともに此事を強ひすゝめ參らせけれは、將軍家終に年内の御發途と定められ、一橋殿と御總裁職松平大和守殿は、先たちて上京とそきこえける、去りし七月我國の夷夷を攘ひしや、必定再ひ來て寇すへしと思ひつめ、上下力をあはせ、おこそかに備へをなして待居たり、爰に島津淡路守殿は、宗國の御爲めにと、家老樺山舍人および能勢次郎左衛門の兩人を、ひそかに關東に遣はして、彼の消息を探らせらる、間もなく公も勅命により御上京、諸大名と會せられ、天下の御謀事も、このたひに定るの時至りけれは、殿は兩人へ、かならず慮を遠くしてよく機に應せよ、假初にもかろ〳〵しくして、宗國は申すに及はす、皇國の御大事を誤りたてまつるなと申遣はさる、九月十六日御老中板倉周防守殿我の御留守居を召て、英夷さきに志を得さるかために、再ひ薩摩へ赴んと謀れとも、押て是を留めしにより、しはしか程はやみぬと申傳へらる、兩人は此よしをつたへ聞て、芝の御館へ參り、岩下佐次右衛門等につき謀りけるは、今は取つきを柳營に願ふまてもなし、直に横濱に赴き、まのあたり彼と應接して、事の曲直を明かにせん物をと、此より營中へ願ひ

けるか、御ゆるしありて、同月廿八日、營中の有司及ひ岩下佐次右衞門、重野厚之丞等とともに横濱に至り、英の全權官ゾン・ニールか館に臨み、先つその船奪ひし罪を責む、ゾン・ニール、是はまつたく養育料の質とせし旨いひつのり、更に生麥の事を申す、かた〳〵の爭ひ、通詞していかめしく論しあひ、夜に入けれと事決せすして立歸り、十月にいたり、四日五日の兩日また越きて、猶も手ひとく其曲直を論せしかと、さらさら承服の體もなし、かゝる所に、將軍家も勅命により御上洛ありときこえけれは、兩人ひそかに相語らふには、叡旨はやこゝにいたりぬるうへは、天下の御はかりこと、必定此たひに成りぬへし、左あらは皇國の御爲め何事か是にすくへきや、今吾等論難して日をおくり、此ひまに乘りて彼また宗國に來寇せは、かさねて掃攘に及はん事疑ひなし、かゝるときは戰止む期なく、遂に皇國の御大事を、宗國よりはじめたてまつるの姿となりて、たまさかに將軍家幷に諸大名上洛ありて、國是をさため玉ふ事も叶ふまし、小を忍んで大をはかるとの古訓も此時なりと心に決し、柳營へねかひ出すおもむきありて、十一月朔日かさねて

横濱に赴き、宗國に代り、假に洋銀十萬枚を養育の料としてわたしけれは、英夷はかきりなくよろこひ、このゝち貴國にて軍艦を御造立もあらは、かならす英國官府よりうけ玉はり、その大小長短は御のそみに任せ參らすへしと申す、凡そ西洋にて軍艦を數の國へわたす事、城を渡すの時ちと同しけれとも、此たひは是なり、いと淺からぬ好みの意を示し奉る所なりとなん、此頃をひ、主上は宸襟をもて、いとも密に下し問はせ玉ふ御旨のまし〳〵けれは、公謹て奉り玉ふ御書に、

宸翰拜戴被二仰付一、不肖鄙野之小臣、恐縮之至に不レ奉レ堪、難レ有謹而拜見仕候處、御趣意之件々、只低頭感泣仕候外無二御座一候、抑公武聊御隔意被レ爲レ在候哉に傳承仕、臣子之身傍觀難レ仕、去春押而上京仕、愚意獻言周旋仕候以來、至二當春一時勢種々轉換仕、被レ惱二宸襟一候御事共、誠以奉二畏入一候次第御座候、且當夏も以二宸翰一御趣意之條々拜承仕、暴論囂鎭靜之儀、精々熟考仕候得共、時節到來不レ仕候に付、早速上京仕苦心能在候處、其後彌增長仕、既に不二容易一形勢相及候處、肥後守初莫大之盡力を以、遂に八月十八日之一舉に相成、聊被レ安二宸襟一候儀、實以朝家之御高運與、扑躍仕候次第御座

候、然處今般又々勅命承知仕候に付、上京仕、公武御實意御二和之處、只管周旋仕含御座候處、不レ圖も宸翰を以御依賴之勅命、且御質問之件々拜承仕、不肖之小臣、重疊之天恩、奉二報謝一候に無レ所、水火之中をも不レ辭周旋盡力仕度候得共、素より至愚短才之身、御主意通奉行仕候儀無二覺束一、報塞仕候外無二御座一候、乍レ併微力之及候丈者相盡、聊に而も奉レ安二宸襟一度含に御座候間、乍レ恐左樣被二思食一被レ下度、九拜奉二伏願一候、

一攘夷之一件、積年之叡慮に被レ爲レ在、度々被二仰出一候得共、於二幕府一奉行不レ仕處より、下情大に乖戾仕、戊午之一變與相成、其後櫻田一擧等、乍レ恐皆是天下之人心混亂之根元與奉レ存候、實に堂々たる神州、醜夷之汚辱を受候而者、有志之者誰か切齒扼腕仕らさらんや、雖レ然如二勅諚一二百年來之泰平、武家も名有て實無之形勢罷成、殊に外夷方今之戰爭は、皇國古來之戰爭とは雲泥之相違に而、其邊別而難二行屆一、於二幕府一も無レ據譯合與者奉レ存候、乍レ併只管防禦に心を用ひ、指揮十分行屆候得者、不レ日して大功を奏候筈御座候處、何分不行屆之處より、

終に奉レ戻二叡慮一、人心も瓦解之模樣與罷成、痛恨之次第奉レ存候、就而は今般大樹上洛、一橋初諸大名會合之上者、右之處精々談判仕、武備充實之心底相決候樣、周旋仕候筈に御座候間、乍レ恐左樣被二聞召上一被レ下度奉二伏願一候、尤夷情等之儀者、先日家來より前開白ゟ差出置候二書御座候間、右之趣意、乍レ恐御熟覽被レ遊被レ下度、偏に奉二伏願一候、小臣急速之攘夷を相好不レ申候儀者、去秋書取を以奉二言上一候通、迚も方今之趣に而者、壹度兵端相開候得者、萬民快樂之叡慮にも不レ被レ爲レ叶、皇國億兆之人民、是か爲に塗炭之苦を受、乍レ恐堂々たる神州、醜夷之戎馬に被レ穢候樣罷成候而者、何共恐入候次第御座候、此方さゟ武備充實仕候得者、彼者不レ戰して畏服仕は案中與奉レ存候、此儀者小臣乍二過言一、盟而御請合可レ奉二申上一候、全體當時之夷人者、古來之蒙古、新羅等之類に無二御座一、世界全國不レ至所無らしむるの主意に而、皇國而已鎖國難レ被二成置一形勢御座候、尤方今に而者我に武備乏く、彼に武備充實致候得者、開鎖之權は彼か掌握に歸候故、此方より鎖港相達候而も、難レ被レ行次第に御座候、此權

我に歸し候得者、彼自然畏怖を懷き可レ申、此權之
我に歸すると申は、武備充實之外に策略無二御座一
候、乍レ恐其邊之處深く御熟慮被レ遊被レ下度、九拜
奉二懇願一候、

一太政大樹ゟ御委任之御趣意、乍レ恐御至當之御事與
奉レ存候、兎角中古武將天下之權を執候より以來、
萬民皆其勢に從ひ居候得者、方今俄に王政に御復
古者、迚も六ケ敷御儀與奉レ存候、殊に外夷輕蔑之
時世、內政混亂仕候而者不二相濟一、第一內を整候而
社、外夷之御處置も可二相成一、修身齊家治國平天下
之次第、乍レ恐御勘考奉二希上一候、雖レ然大樹御委任
被二仰出一候上、武備充實之指揮、兎角不行屆相成候
歟、朝廷尊崇之道闕如仕候儀共御座候者は、【其節
社、斷然與罪を御正し被レ爲レ在度儀與奉レ存候、

一堂上暴論過激之說に成候云々、乍レ恐是以御至當之
御趣意與奉レ存候間、猶又以來御取締向嚴重行屆候
樣、堂上方者勿論、武臣ゟも談判仕可レ申候、尤此儀
者小臣去春以來、前關白父子ゟ者再三獻言仕置候
得共、其節迄者迚も難レ被レ行勢御座候故、致方無二
御座一候得共、方今に而者、是非左樣無二御座一候而
者、又々大難之基與奉レ存候、

一八月十八日以來御評議之次第逐一拜承、萬機に叡
慮を被レ爲レ用候御事、啼泣感拜之外無二御座一候、尹
宮を初前關白等決而異議有レ之間敷奉レ存候間、猶
又其邊之儀者、時々談判仕置可レ申候間、被レ安二宸
襟一候樣、乍レ恐奉二伏願一候、

一十八日一條、叡慮之御事に而候處、非二眞實之叡慮一、
尹宮、會藩又者右府以下之所作之樣風說仕候儀者、
長州且浮浪暴論鑒之、人心を疑惑せしむる造言に
御座候間、乍レ恐御配慮不レ被レ爲レ在樣奉レ存候、於二
小臣一寸分も奉レ疑候心底無二御座一候間、被レ安二宸
襟一候樣奉二伏望一候、

一十八日粗落着候得共云々、此儀至二當時一候而者有
レ之間敷奉レ存候、併若右樣之說申上候堂上も御座
候者は、再三說明可レ仕與奉レ存候、

一先年來盧談布告云々、此儀誠以恐入奉二拜承一候、猶
來右體之儀者決而有レ之間敷候得共、尙又列藩ゟ御
布告被レ爲レ在候御事者、御至當與奉レ存候、乍レ併是
者大樹上洛諸大名會合之上、一同參內被二仰出一於二
御前一御直達被レ爲レ在候者は、誰歟感佩拜承不レ仕

者も無レ之筈與愚考仕申候、

一正親町少將云々、此儀尙又熟考仕、尹宮前關白等
ゟも談判可レ仕、尤武臣之面々ゟも評議被二仰付一度奉
レ存候、

一關白辭表之事、御至當之御儀奉レ存候、此際退職無二
御座一候而者、列藩之疑惑不レ少歟與恐考仕申候、

一八月十八日脫走之實美以下七人之事、自ら朝議之
御定策も可レ被レ爲レ在候得共、實以不忠無レ限事御
座候間、尙又熟考、諸藩ゟも談合仕可レ申奉レ存候、

一元同輩に而不二脫走一之輩之事、御趣意御至當之御
事與奉二拜承一候、中に者隨分改心仕候人も可レ有
レ之奉レ存候間、尙又熟考仕、尹宮等申談、說得之手
段仕可レ申與奉レ存候、

一姉小路一件云々、實以恐入奉二拜承一候、家來暴惡
之御疑を蒙り、何共無二申譯一次第奉レ存候、併一藩
總而奉レ蒙二御疑一、只々苦心仕罷在申候處、十八日後
御寬宥之御沙汰を奉二拜承一、幾重にも奉二恐入一候次
第に御座候、夫故上京之勅命も抑留に相成候次第、
何共恐縮之至奉レ存候、

一列藩布告浪士取扱之儀、委細奉二拜承一候、後禍を不
レ成樣與之御事、逐一御尤之御儀、尙勘考、取締行屆
候樣、談合仕可レ申候、其外御依賴被二仰下一候件々、
徹二肺腑一恐入奉二拜承一候、

一深心配候者、是迄に兎角疑念偏執云々、此儀何共
奉二恐入一候得共、御腹心之人才、能々御觀察被レ遊
度御事與奉レ存候、遠二小人一親二賢臣一と申聖語、篤
與御熟考被レ遊度、若御取違之御處置共被レ爲レ在候
而者、別而恐入奉レ存候事、

一肥後守ゟ此宸翰同樣被二成下一度與之叡慮、實以難
レ有御趣意に者候得共、此儀先御猶豫被レ遊度奉レ存
候、小臣ゟも度々々樣御秘密之勅書拜戴被二仰付一
候而者、第一尹宮前關白等之處、別而恐入奉レ存候
間、以來者彼兩人丈ゟ者御談合被レ爲レ在候而、拜戴
被二仰付一度奉レ存候、乍レ恐愚意不レ惡御聞濟被レ遊
被下度、九拜奉二伏願一候、

一外に從來御苦心之御事被レ爲レ在候間、御依賴之節
者周旋仕候樣、兼而被二仰付一候旨、委細奉二拜承一
候、乍レ恐御談合、何共承知不レ仕候得者、如何樣共
難二申上一御座候間、御趣意承知仕候者は、其節何分
可レ奉二申上一候、

右者不二容易一御秘密之宸翰拜戴被二仰付一候に付、不レ顧二至恐之身一、忘二卑賤一奉レ犯二忌諱一、所存獻言仕候、何共聊に而も御採用相成候儀、被レ爲レ在候者は、別而難レ有仕合奉レ存候、誠惶誠恐頓首敬白、

十二月勅諭あり、浪人共今や諸方へ流寓し、朝夕の營みに困むの由聞召す、中にはまた志よき者もあるへければ、十萬石以上の大名は、召抱へて然るへしとの御旨なり、この月二條右大臣齊敬公は左大臣に轉し、關白內覽の宣下を蒙らせ、德大寺內大臣公純公は右大臣に、近衞大納言忠房卿は內大臣に任し玉ひ、かつ一橋殿、春岳殿、容堂殿、及ひ松平肥後守殿、伊達伊豫守殿五人は、朝議參預の仰せを蒙られ、春岳殿は大藏大輔と改めらる、此程よりの御申合せにより、同き十八日、公の御養女貞姬君、忠房公へ配し玉ふ、今年もはや暮れに及ひ、廿六日には近衞公の御別館を借られ、謙齋の宴を設けられ、歌匠盍師ともを召れ興を催し玉ふ、御歌二首、

大君の深き惠みを受る身は
　年のくるゝもしらすそありける

大比叡の雪のひかりのうつろひて
　いよ〳〵きよきかも川の水

さても去ぬる廿四日の事なりしか、我國の侍以下、長崎製鐵所の火船一艘を借り、大坂より長崎へ歸らんとて、暫らく下の關に碇を卸せしに、思ひかけなく長人發砲して危かりければ、遽に船を小倉の方に廻らす、其隙に釜屋より火起り、侍以下機械とる輩、多くは溺れ死せしそ無慙なれ、（翌年正月、我商人の船一艘上の關を通りしに、長人また關入し船長一人を殺し船を焼きたり）長門の家老益田右衞門介等連書にて、我の御家老へ申越すに、近頃下の關に沈みし火船は、貴國の船とやら傳へ聞ぬ、慥かに然るに候やとあり、我侍ともはます〳〵其無禮なるを憤り、すは打出んとの勢ひなれは、太守公仰を降して暫く押留め置れ、急き京へ報し玉へは、明るとしの春、公御使を長門へ差立て、事の次第を問ひ糺めんと請ひ玉へは、御老中水野和泉守殿申されけるは、官武の御評議も長門の御捌きの最中なれは、使者立てらるゝ事は暫く猶豫あれ、おのつから柳營より御裁決あるへしと留められる、新玉の年立かへり、あくれは文久四年甲子の春正月十三日には、傳奏野宮定功卿より、我の御留守居を

召れ、公へくたし玉ふ勅書に、

不二容易一御時節に付、朝議參預可レ有レ之被二仰付一候、依レ之從四位下左近衞權少將推任叙被二宣下一候事、

中川の宮幷に近衞公御父子を初め、去年の冬つかたより、公の御官位の事を仰入させ玉ふ事たひ〳〵なれとも、公は年ころの御志しを守らせ、其上將軍家の御上洛もいまた覺束なけれは、あなかちに御斷りありしか、今日の勢に當り、朝運御挽回のきさしも見え、參預の仰ももたされ難く、且は將軍家御入洛も明後日となりけれは、爰に至り餘儀なくも御受仰上られ、中川の宮、齊敬公、公純公、忠房公の御もとに參向し、朝恩の御禮仰せ上らる、同日に御所司代松平越中守殿定敬より、我の御留守居をめして、將軍家二條の城に御着あらは、公も御登城あつて御悅ひ申さるへしと告申さる、將軍家は舊臘廿七日、火船よりして關東を立せ、此月十五日京に着せ玉ふ、同き十七日、公は御禮の爲め御參內あり、先つ御太刀一腰、黃金五枚を獻上まし〳〵、近衞公の御館にて御裝束を整へ玉ひ、公卿御門より入て、諸大夫の間の緣頬へ昇り、鶴の間に伺候し玉へは、傳奏衆立出られ、天拜あるへきの旨傳へられ、小御所三の間の南廂にて、忝くも龍顏を拜し、進みて三の間にして天盃を御いたゝき、南廂に退き玉へは、定功卿より傳へ賜ふ勅書、

島津　少將

昨年七月、薩摩國鹿兒島に英船渡來之節、早速攘斥、不レ堅二神州之威名一、格別盡力之由被二聞召一、叡感不レ斜候、依レ之鞍置御馬一匹賜レ之候事、

太守公は御在國の御事なれとも、御いさをしの程同しけれは、裸脊御馬一匹降し賜はるの旨、同しく定功卿より達せられ、虎の間にて、右の戰爭の折、家臣等も骨を粉にし身を碎きたる働きあれは、判金十枚を賞し賜ふの旨仰を蒙り玉へは、麝香の間に於て關白齊敬公に謁し、深く御禮を仰上られ、虎の間の緣頬にて、御馬二匹を御受取り、傳奏衆へも御禮謝あつて、鶴の間へ扣へ玉ふ、此日御參預の日なりけれは、終りには其御座に入せられ、官事畢りて退き玉ふ、翌十八日には尹の宮、齊敬公、公純公、及ひ久世三位通熙卿、正親町大納言實德卿、坊城大納言俊克卿、正親町三條大納言實愛卿、飛鳥井中納言雅典卿、柳原宰相光愛

卿、廣幡大納言忠禮卿、野宮宰相中將定功卿、阿野左中將公誠朝臣等の御もとへ參られ、昨日の御恩を謝し玉ふ、十九日には御老中酒井雅樂頭殿より、御登城あるへきの旨傳へられけれは、先つ松平大藏大輔殿の館に立寄玉ひ、伊達伊豫守殿ともに殿上の間に御ひかへ、御目附建部德四郎に御屆け申させ、大廊下にて一橋殿、松平大和守殿、御老中等に御逢ひあり、御書院へ入せ玉へは、前の方々も伺候せられ、初めて將軍家に謁し玉ふ、將軍家も御うれし氣に公を御膝もとへ招き、ねんころに昨年このかた、よろつの事に御力を盡されし事を御感あり、大藏大輔殿、伊豫守殿も御同座にて、御菓子御吸物なと賜はり、やゝあつて將軍家ふたゝひ御膝元にめされ、御手つから御酌とらせ御盃を賜ひ、御膳までも御もてなしあり、事終りてのち、大廊下にて重ねて雅樂頭殿に御逢ひ、今日の御禮申して歸り玉ふ、この月、勸修寺の宮濟範法親王は御還俗を許るさせ玉ひ、山科の宮と稱し奉る、是は公幷に一橋殿等の御懇願により、伏見家へ御復系ありしなり、時に大原三位重德卿も御還俗を許るさる、

紹述編年卷の五

主上は正月廿七日に、將軍家及ひ諸大名を召出され、忝くも宸翰の勅書を將軍家に降し賜ふ、

朕不肖の身を以て夙に天位を踐み、忝も萬世無缺の金甌を受け、恒に寡德の◎イにし 先皇と百姓とに背んことを恐る、就中嘉永六年以來、洋夷頻に猖獗來港し、國體殆と云へからす、諸價沸騰し生民塗炭に苦む、天地鬼神夫朕を何とか云ん、嗚呼是誰の過そや、夙夜是を思て止むこと能はす、嘗て列卿武將と是を議せしむ、如何せん昇平二百餘年、威武の以て外寇を制壓するに足さることを、若安に腐儒の典を擧んとせは、却て國家不測の禍に陷らんことを恐る、幕府斷然朕か意を擴充し、十餘世の舊典を改め、外には諸大名の參勤を弛め、妻子を國に歸し、各藩に武備充實の令を傳へ、內には諸役の冗員を省き、入費を減し、大に砲艦の備を設く、實に是朕か幸のみに非す、宗廟生民の幸也、且去春上洛の廢典を再興せしこと、尤嘉賞すへし、豈料らんや藤原實美等、鄙野の◎イ 元シ 匹夫の暴說を信用し、宇內の形勢を察せす、國家の危殆を思はす、朕か命を矯て輕卒に攘夷の令を布告し、妄に討幕の師を興さんとす、◎イ 元シ 長門宰相の暴臣の如き、其主を愚弄し、故なきに夷船を砲擊し、幕使を暗殺し、私に實美等を本國に誘引す、此の如き狂暴の輩、必罰せすんはあるへからす、然りと雖皆是朕か不德の致す所にして、實に悔慚に堪す、朕おもへらく、我の所ゝ謂砲艦は、彼か所ゝ謂砲艦に比すれは、未た慢夷の膽を呑に足らす、國威を海外に顯すに足らす、却て洋夷の輕侮を受ん歟、故に頻に願ふ、入ては天下の全力を以て攝海の要津に備へ、上は山陵を安し奉り、下は生民を保ち、又列藩の力を以て、各其要港に備へ、出ては數艘の軍艦を整へ、無ゝ備◎イ 餘 の醜夷を征討し、先皇膺懲の典を大にせよ、夫去年は將軍久しく在京し、今春も又◎イ 亦 上洛せり、諸大名も又◎イ 亦 東西に奔走し、或は妻子を其國に歸らしむ、宜なり費用の武備に及はさること、今よりは決して然るへからす、勉て太平因循の雜費を減省し、力を同ふし心を專にし、征討の備を精銳にし、武臣の職掌を

盡し、永く家名を辱むること勿れ、嗚呼汝將軍及ひ各國の大小名、皆是朕か赤子也、今の天下の事、朕と共に一新せんことを欲す、民の財を耗すことなく、姑息の驕◎イ 奢 をなすことなく、膺懲の備を嚴にし、祖先の家業を盡せよ、若し怠惰せは特に朕か意に背くのみに非す、皇神の靈に叛く也、祖先◎イ 宗 の心に違ふ也、天地鬼神も亦汝等を何とか云はんや、

將軍家は去ぬる廿一日參內ありて右大臣に任せられしか、廿九日また從一位に昇進し玉ふ、是は大和國にて神武天皇の山陵御修封の事を、戶田越前守殿忠恕奉行して、はや年內に成就の功を奏せられしを賞し玉ふ所とかや、二月朔日には、坊城大納言俊克卿より我の御留守居を召し、公に大隅守御兼任の勅を傳へ玉ふ、同しき十四日、將軍家御受の文を朝廷に捧ける、

去月廿七日拜見被二仰付一候宸翰之叡旨者、御卽位以來皇國之災禍を、悉く聖躬之御上に御反求被レ爲レ在候勅諭に而、誠以恐懼感泣之至奉レ存候、偖幕府從前之過失を自反仕候得者、多罪之至奉レ存候、臣

家茂不肖之身を以て、徒に重位を辱め、紀綱不レ振、内外之禍亂相踵、頻年奉レ惱二宸襟一候而已ならす、去春上洛之節、攘夷之勅を奉すと雖、其事實遂に難レ被レ行、横濱鎖港之談判すら、未成功之期限も難レ量折柄、再命に依而上洛仕候上者、極而逆鱗に觸れ嚴譴を可二相蒙一者、素より覺悟仕候處、意外之宸賞を奉レ蒙候のみならす、至仁之恩諭を以、臣家茂幷大小名を赤子之如く御親愛、將來を御勅誡被レ爲レ在候條、臣家茂一身之上に取り、海岳之鴻恩、實以可レ奉二報答一樣も無レ之候、自今以後萬事之舊弊を改め、諸侯と兄弟之思を成し、心力を合せ、臣子之道を盡し、勉而大平因循之冗費を省き、武備を嚴にし、内政を整へ、生民を蘇息致し、攝海防禦者勿論、諸國兵備を充實仕、洋夷之輕侮を絶ち、砲艦を嚴整して、遂に膺懲之大典を興起致し、御國威を海外に可レ輝與之◎類縮す〻きの〻條件等、彌勉勵仕、乍レ恐宸衷を奉二休慰一度奉レ存候事に御座候、乍レ併膺懲妄擧仕間敷與之叡慮之趣者、堅く遵奉仕、必勝之大策相立候樣可レ仕奉レ存候、尤横濱鎖港之儀者、既に外國にも使節差出候儀に御座候得者、何分にも成功仕度奉レ存候得共、夷情も難レ測候得者、沿海之武備に於而者、益以奮發勉勵仕、武臣之職掌固守仕、大計大義者悉く國是を定め宸斷を奉レ仰、皇國之衰運を挽回して、外は慢夷之膽を呑、内者生靈を保ち奉レ安二叡慮一、上者皇神之靈に報ひ奉り、下者祖先之遺志を繼述し度奉レ存候、是則臣家茂之至誠懇禱に御座候、依レ之此段御請奉二申上一候、臣家茂誠恐誠惶頓首謹言、

かさねて速に横濱鎖港の功を遂け、攝海の備を整へ、諸國の兵備も其驗しあるへき樣にとの勅命を降されけれは、將軍家御請ありて、勅命及ひ御うけの文をもて海内に傳へ示し玉ふ、此ころ公の幕府へ獻し玉ふ御書、

夷賊御征服、皇威御振興、生民塗炭之苦を被レ爲レ救度與之、從來之叡慮に被レ爲レ在候得者、必死に遵奉仕候儀者武臣之常分、おのつから幕府より、攘夷之策略寛急之次第御建議可レ有レ之筈候得共、今攝海之御手當向相察候處、海岸に、彼之砲艦に可二對應一砲臺之敷、陸上に野戰を可レ營之備無レ之、我何を以勝算可レ有レ之哉、是迄之夷を以相考候處、往々人之

國に兵艦を差向候に者、必先つ其國之都會咽喉之場所を攻撃すと相見得候得者、前條通、攝海之形勢無人之地同前に而者、迚も禁闕之保護、京畿之警衛、如何可レ有レ之哉、實以不安心之儀與奉レ存候、各國之兵備者、各國主之量見も可レ有レ之候得共、何分攝海之要港に者、公武同一體に而、皇國之全力を以、彼か砲艦に可二對應一海陸之實備を嚴にし、内外之見据屹度相付、速に叡慮相立候樣有レ之度奉レ存候、既に近年諸國に而無謀之攘夷相唱候面々も、嘉永癸丑入港以來、頻に内備之議論も有レ之、十年之星霜を經候而も其驗不二相見一候に付、匹夫之分にして始終之遠略に渉らす、一己之管見を以扼腕切齒いたし候、志に於而者一國に不レ可レ惡評にも可レ有二御座一哉、乍レ併御國體之立不立、攘夷之成不成、克々其利害得失を熟考仕候得者、誠に以不レ可レ謂神州之御大事たるは、事理判然たる譯に御座候、堂々たる天朝幕府、天下之大事を決せられ候に、一時之物議に拘泥し、不成之攘夷を行ひ候者不二思寄一御儀に而、被レ重二社稷一候御趣意に無レ之、且者後世に對し、臣子之分難二相立一候間、是非攘夷之攘夷たるを行ひ、盟二天地一奉レ安二宸襟一度儀に御座候、偖攘夷之攘夷たるを行ひ、奉レ安二宸襟一候には、先以彼を制壓する之武備充實致候儀、急務に可レ有二御座一、勿論一昨年來幕府之御政體、昔日之比に無レ之、内斷然たる非常之改革を行れ、外諸大名之參勤者相弛、妻子各其國に引取候樣被レ命候上者、夫等之餘財も有レ之道理に候間、御手始に神速に、京攝之御備向盛大嚴重に被レ設度奉レ存候、實以不二容易一譯者勿論に候得共、於二幕府一勤王之至誠被二相貫一、斷然たる御處置を以、天下之耳目を一新せしめ、假令暴論之聲與いへとも、感泣いたし候樣無レ之候而者、神洲挽回之道相立候儀夢々六ケ敷、然者乍レ恐朝廷之朝廷たる御體裁可レ被レ爲レ立儀者勿論に而、第一者幕府之幕府たる御職掌被レ爲レ盡候厚薄に依り、治亂興亡之儀相分れ可レ申候間、能々御鑑察被レ爲レ在、大根本たる武備充實之大業、速に御取起相成度奉レ存候、昨夏敵邑に而英夷と一戰之砌、砲艦之備手薄に候故を以、僅に擊退之場に至り候迄に而、一艦を打沈得さるは實に千載之遺恨、武門之瑕瑾と恐入候、乍レ併彼か伎倆を克々致二實察一

候處、我に十分之武備さへ相立候得者、神州之氣節に而者、數十年を經すして御國威海外に輝き、宇宙に冠たる強國と相成、夷賊御征服無レ疑儀と奉レ存候、不肖之私、實以不レ堪二恐懼一候得共、一昨年來聊官武之御爲に奔走仕、殊に昨秋御召之勅を蒙り上京仕候處、彌內外切迫之世態、殆と神州之御安危に關り候儀與奉レ存候間、前條確證を得候事件等、愚慮之儘申上候、猶御賢慮相伺候而、必死之微力奉レ盡度奉レ存候、誠惶敬白、

かく申させ玉へは、やかて幕府より人を遣はされ、初めて攝海兵備の事起る、三條實美等は長門の國に潛まり居て、ひそかに人を京にのほせ、傳奏衆にたより、かねて主上の攘夷に御心さし深くましますことを賛し奉り、且おのれ等か世にわひしき有樣をなけき、罪ゆるされん事を陳す、折しもみやこには諸國の貴賤群集し、樣々のそら言をも申し觸らしけれは、公諸侍等に御諭しあり、

夷賊征服之儀、從來之叡慮に被レ爲レ在候得者、今般官武御一途之根軸被レ爲レ立、宸翰を以被二仰渡一候趣被レ爲レ在候上者、幕府者勿論、列藩一同盡二死力一不レ奉レ安二宸襟一候而は、臣子之分難二相濟一儀與存候、就而者於二征夷之策略一方今之急務たるは、攝海之要港守備嚴重相調候儀に可レ有レ之存候間、時世之急務致二言上一候樣との趣、先達而申渡置候得共、猶又右攝海守禦之術に於而者、成敗之所レ分、人命之所レ係に而、實以至大至重之事候間、方略之次第存寄有レ之者は、不二差置一可二申出一候、當時於二諸藩一開鎖之論致二紛擾一候哉に相聞得、甚敷に至候而者、我藩を開港說と唱候由に候得共、決而可レ咎に非す、又一時愉快之說を聞て可レ動に非す、我等趣意に於而者、一昨年來致二持論一候通、我に十分備を設け、萬古不易之征夷を行ひ度との着眼に而、神州之安危に致二關係一候御大事之時に至り、數年之叡慮に奉レ基、大策見据候上者、天下後世迄も致二貫徹一度志に候條、幾重にも趣意取違無レ之樣、爲二心得一申聞候事、

長門の國人はとしころ氣儘の振舞のみ多けれは、朝議ありて、其御捌きこと〳〵くに將軍家へゆたね玉へは、將軍家には長門の末家、幷に家老一人を大坂まて召寄られ、御鞫問あるへしと定り、若しこのたひも

承服せされは、諸國の大小名仰せ征伐すへしとて、此月の十一日御老中酒井雅樂頭殿、水野和泉守殿、有馬遠江守殿（道純、二條の城より我の御留守居を召し、大目附土井伯耆守、御目附中山藤十郎侍座ぜり、御密書を太守公に傳へらるゝには、此たび長門父子へ御問條の御事あり、若し承服いたさすは、速に征伐あるへきにより、急き軍兵を整へ用意あれ、されとも出陣の期限攻進の場所は、後日の仰を待つへしとあり、大將軍には紀伊中納言（茂承、副將軍には松平肥後守殿、御老中有馬遠江守殿は差副の役たり、其外西南國等の諸大名出陣せらるゝ人々には、松平阿波守殿（齊裕、松平相摸守殿（慶德、松平出羽守殿、細川越中守殿（定安、松平安藝守殿、松平備前守殿（茂政、小笠原大膳大夫殿（忠幹、阿部主計頭殿（正方、脇坂淡路守殿（安斐とそ聞えける、この日將軍家御使を遣はされ、公に物を賜ふ、十三日には勅使ありて、夜中遽かに參內し玉ふ、長門御征伐の朝議といふ、十五日はまた參內あり、橫濱鎖港の御評議とかや、同き二十一日は、松齡公の御畫像御開眼あるにより、相國寺の內林光院に御もうて御拜禮あり、あくる二十二日、水野和泉守殿二條の城より、御召しあるの旨傳へられ、未の刻はかりに御登城あれは、牡丹の間にて和泉守殿、

島津大隅守

年來國家之御爲勵精盡力致し、當節之御場合に至候段、御滿足に被二思召一候、依レ之御鞍置馬被レ下、愈精勤可レ致候、

大目付渡邊甲斐守より、外にも御用之候へは、しはらく御留りあれと申すゆへ、其座に侍ひ玉へは、重ねて和泉守殿御座の間へ御案內ありて、將軍家へ御謁見あれは、去八月十八日、朝議の正しきに復りし折、在京の侍とも殊更周旋せしも、かねて申附のよき故なりと、御懇ろの仰せ事ともありて、御手つから御刀を遣はさる、公は是を拜受ありて、大廣間の二の間に御退き、雅樂頭殿へ御逢ひ、右之二事を御禮申して出玉ふ、此月二十一日には元治と改元あり、このとき公は諸王公卿大名等と、猶もしは〳〵往來まし〳〵、天下の事も日に正しきに改り行く、三月九日には將軍家參內あり、公も同しく朝し玉へは、天氣もいと御心よけにわたらせ玉ひ、舞樂なと御もてはやし、將軍家以下をもてなし玉ふこそ有難けれ、御歌並に御

序あり、

征夷大將軍右のおほいまうちぎみ內に參り玉ひける日、召れて參りけるに、南殿の前にて舞樂を奏しさせ玉ひける、折しも御前櫻の盛りなりければ、

舞人の袖ふきかへす春風にみはしの花も香に匂ひつゝ、

廿八日には、不時に第中の士卒を調練し玉ふ、公はかた〳〵深き思食もおはしまして、此程より御歸國の事を願はせ玉ひしが、四月八日、公へ朝命くだる、長々滯京、御用相勤、苦勞思召候間、今度賜二御暇一候、但島津國書殘置、非常之節禁闕警衛有レ之候樣御汰沙候事、

十一日には、傳奏野宮中納言定功卿より、御暇のために參內あるべきの旨つたへらる、公は冠帶を御とゝのへ、いつもの所より昇らせ、鶴の間に侍ひ玉へば、傳奏衆立いでゝ、天顏を拜せらるべきの旨達せられ、小御所の御下段の南廂へ御案內申され、甘露寺左少辨勝長の執奏にて、龍顏を拜し奉り、進て御下段に於て天盃をも御戴きありて退き玉ふ、傳奏衆は虎の間に列座あつて、定功卿より、此度御いとまに御扇子三本、御白晒五端を賜はるのよし傳へられ、また勅書を降し玉ふ、

一昨年來格別周旋、公武御一和之基本を開、其功勞拔群、且昨秋以來長々滯京、參預等苦勞被二思召一、依レ之從四位上左近衞權中將推任叙被二宣下一候事、

公は重々の天恩を拜し、退ひて御禮として諸王公の館に參らせ玉ひ、十八日に京をたち、大坂より火船に召し、同廿六日細島より御上陸、五月三日に佐土原に館し玉ふとき、淡路守殿の願ひにて、御嫡子又之進殿へ御加冠の御事あり、太守公は加治木の鄕まで御出迎へ、同月八日鹿兒島へ着き玉ふ、京にては將軍家竊はせらるゝ御旨あつて、四月廿九日、一橋殿、松平大和守殿、其外御老中等、叡慮に遵ひ奉りて十八ケ條の制度を定め、朝許を歷て海內に傳へらる、一には伊勢の神宮へ御供料として、今年より現米二千石を增し奉るべし、二には闕字平出等の法、ことごとく令制に遵ひ守るべきの旨、海內に布告すべし、三には主上の御誕辰六月十四日には、仕奉の事を停むべし、四には仁孝天皇の六日の御忌日、新朔平門院の十三日の御忌日には、月ごとに幕府の精進日の如く定め、海內に布告すべし、五には大樹の代替ごとに、將軍宣下あらば、拜恩のため必す自身上洛すべし、若し其年十七より以下ならば、代りの人もて御禮申あげ、十七に至て自身上洛あるべし、六には三家以下萬石以上の諸大名も、家督加官の時は上京して御禮申上へし、その年十七より內ならば、大樹の例に從ふへし、七には西國の諸大名關東へ往來するに、山城の國を通りなば、上京して天機を窺ひ奉るへし、其滯京の日數は各か心にまかすへし、八には天下の政事はすべて關東へゆだぬへし、されとも國家の御大事に係る程の事は、奏聞して後に行ふへし、しかのみならず、君臣上下のすぢを正し、恭順の道を旨として、書附のたくひに至る迄も、顚倒の事なかるへし、九には朝廷の御忌日には、輕き罪條たりとも仕置する事なかれ、十には九門の御警衞は萬石以上の大名に命すへし、十一には行幸の事、猶また朝議のうへ仰せ定めらるへし、十二には今諸國疲弊すといへとも、五年目毎に手かろき國產一二品を貢き奉るへし、其使者京に入らは先つ御所司代へ申し、御所司代すゝに武傳の奏者衆に申して進貢の日を咨ひ、其日定りなば使者之を奏者所に捧ぐへし、十三には親王丞相薨し玉ひ、廢朝に及ひなば、幕府の三家三卿の例に準し、海內に賻物を停むへし、傳議の二奏者は御老中に準せよ、是までは幕府の親族死せし時は、勾當の掌侍執計らひ、鳴物を禁したれと、今よりは此事を罷むへし、十四には宜秋門のあたりを廣めまわらすへし、されと此門は、西方に歷面して大將軍の凶方なれば、ことしは暫く置き、來る丑寅の年に至り、吉月良辰を擇ひていとなむへし、十五には御築地東北の邊りを廣め、御花畑仙洞故院を修治し奉るへし、十六には泉涌寺先帝の山陵御掃除の事、猶また整ふ樣に下知すへし、十七には禁中の御賄ひ向き御改革の事、精徹に行はるゝ樣に下知すへし、十八には皇子皇女、なるへくは御法體なされさる永續の良法をは、つゝと評議し奉るへしとなり、去年八月十八日みやこの騷きありしより、長門の國人は竊かに國を出て、東國北國の大名を語らひ、如何にもして援けを求めんとしけるか、此月水戶より浪人せし藤田小四郎、浪人田丸稻之右衞門等、水戶より放大納言殿（さりし壬戌の年御隱官ありの木主を取出、群從の浪士三百は

がり引具して、下野の國日光山へうちのぼり、東照宮の御前にて攘夷の事を祈願し、遂に上野の國太平山に屯し、故大納言殿の御息、今の松平備前守殿のもとへ書を奉り、攘夷先鋒の勅許を執成し玉はん事を求む、殿はたやすく其申す旨を承諾し、五月に至り書を朝廷にさゝげ、此由を申請はる、浪人等はいよ〳〵人心を動かさんとて、御老中板倉周防守殿への上書、及び檄文を作りて四方に流傳す、其意偏へに十八日の事をにくみ、薩賊會幷といふに至る、されとも關東には墓々しく是を追捕し玉はさりしかは、四方の浪人ともます〳〵我まゝの所業多し、此時將軍家は守護職御所司代の外、一橋殿幷に御老中稻葉美濃守殿正邦、等を御警衛に殘し置れ、京を立せ大坂より火船にめされ、五月廿日關東に着せ玉ふ、朝廷には去秋の八月より、長門の留守居三五人の外は、固く其國人の入京を禁し玉ひけれとも、國人とも竊に上京して、市街寺院等にかくれ潛り、暗みにまぎれしは〳〵殺害等の事あり、松平肥後守殿は守護の御役なれは、痛く此輩を誅捕せては叶ふましと、朝廷へ奏ひ、たとひ誤つて他方の人を誅捕すとも許し玉ふへき事を請ひ、六月

の初めより勅命に從て、松平越中守殿の勢と共に數十百人、手ごとに白刃槍銃なと持ち、夜晝となく巡察しければ、生捕打捨の者すくなからす、此月廿三日長門の家老福原越後は關東へ下向すと申立て、數百の兵を引具し伏見に滯在しけるか、書を奉り、國主父子幷に寶美等の罪を赦させ玉はん事を訴へ、しかのみならす、同國の侍數人石清水八幡の社へ參詣して、稻葉美濃守殿にすかり、書を捧け苦心の程を遙へ、勅勘をとき父子の上京を許させ玉ふへしと申歎き、また因幡、阿波、福岡、對馬等の諸國を語らひ、其援けをは求めける、朝議には越後一人留り居て、如何にも仰の降るを待ち、餘のしつかならさる者共を申し鎭め、速に國に歸すへしとの御事なれとも、越後承服せさるのみならす、近頃天龍寺へ集りし國人、及ひ浪人等を取鎭めんと申し唱へ、兵士三百許り軍の社ひして、山崎より鳥羽街道を歷て天龍寺に繰入しむ、其外山崎には久坂元瑞初めより來り居て、寶寺、離宮、八幡等の所々に陣取りて、御嫡長門守殿不日に京着の由を言ひ觸す、かゝりし程に巷說まち〳〵に起り、今春の勅詔は僞りなり、去年八月十八日以前の勅詔こそまこ

となりなとゝの浮說起り、人の心も穩かならぬ有樣なれは、六月廿九日、忝くも宸翰の勅命四ヶ條を一橋殿に下し玉ふ、一には世上近頃安からさるの由、いと心を痛ましめぬ、昨年八月十八日の擧は、まつたく關白以下の、朕か仰を矯めしにはあらす、其後件々の仰も、皆朕か意中より出せし事疑ひなし、今や僞勅なとゝの說あるよし、必す是を疑ふ事なかれ、二には親征行幸の事、皆朕か好まさる事なれとも、疎暴の公卿とも頻に要し請て、勢ひの留め難きにより、詮方なく大和行幸を命せしなり、されとも元より心に好さる事なれは、猶豫の命を降せしなり、三には十八日の事は、守護の當職なるをもて、松平肥後守に仰せしに、肥後守忠誠の働き、朕も深く嘉みしぬ、露も私情あるにあらす、是また誤る事なかれ、四には長門の國人京へ入る事は決して宜からす、前條の事、若しや疑惑の起る時は、一方ならぬ大事なれは、わさと申諭す所なりとの御事なり、其後朝議まち〳〵にて、或は其苦情を歎き申すは臣子の當然なれは、御採用あるへくもやと申し、或は重ねて論しつけ、皆々歸國せしむへしなとゝ、定る事もなかりしか、長門の家老益田右衛門

介、國司信濃の兩人は、更に多勢を從へ上洛し、信濃は天龍寺に入り、右衛門介は山崎に留つて、天龍寺より釋迦堂、山崎の間軍兵引もきらす、夜ことに篝火を如意が嶽等に燒き、盛んに勢を張り、すはやの變に臨みなは、十五より六十までの京民は、みな方人させんと結構せり、朝廷には寬仁を御旨とし、樣々と仰せ諭させ玉へとも、かつて從ひ奉らされは、諸國詰め合ひの大小名、我國へも、仰せ降りて、長門の國人我意の振舞はなはたし、如何なる變事の起るも測られす、若しも其期に臨みなは、兵を出し方面を守り奉るへしとあり、我國はさきより乾御門の警衛を承り、其うへ在京の侍も多からねは、餘儀なく御斷りをそ申上ける、七月八日には又諸國へ仰付らるゝ趣は、天龍寺其外に屯せる長門の國の者ともへ、幕府より度々申諭せとも、諸國よりも說き示し、事穩かに計らふへしとの御事なれは、我國より書を奉りて、彼等しは〳〵朝命に背き、氣まゝの有樣あらはれけれとも、朝廷には恩を推し誠を披ひて、くさ〳〵の御諭しありて、名もすてもいちしるし、今かへつて諸國に仰せ諭させ玉ひなは、朝威の御輕重に係りなん事を恐れ奉る、餘國

はいさしらす、我國は御許しを蒙りたくとそ申上げる、折こそよけれ我國変代の侍數百人、同月十五日に着しけれは、京の内外以の外に悦ひ合ひ、心強くそ思ひけり、我國また朝廷へ、長人の賊扈日にまさり、前輩を悔る姿なし、若しも其申す條を許るさせ玉ひなは、城下の盟の辱と同しからん、今は如何にも許し玉ふ事なかれと申上けぬ、朝議終に日をささみて其歸國をは催させ玉へと、長人いさゝか從ひ奉らす、十八日に至り御評議はしめて一つに定り、一橋殿總督の仰を蒙り、諸國の軍勢を手配りし、明る十九日に、所在の長賊を征し玉ふ、伏見表へは戸田采女正殿氏彬、先鋒となり、井伊掃部頭殿の兵を二の手に備へ、其兵をして急き桃山の要害に據らしめ、會津桑名の兵是に繼く、此二國は京の重職を承はりけれは、方面の諸軍の進退を指揮し、壽田相摸守監軍たり、有馬遠江守殿、小笠原大膳大夫殿は、遊軍となりて其あとにつゝき、山崎表の奇兵に備へ、間部下總守殿詮勝、市橋下總守殿長和、小出信濃守殿英尚、は豊後橋を守り、八幡表へは松平伯耆守殿、松平甲斐守殿先鋒となり、伯耆守殿の兵は先たちて八幡山を取押へ、藤堂和泉守殿の兵其後に備へ、酒井若狹守殿忠氏、は樫木原に押し出し、天龍寺山崎との間を押へ、賊の糧道を絕たしめ、天龍寺への討手には、我國右先鋒の仰を承り、本多主膳正殿康穣、二の手となり、松平越前守殿茂昭、總兵たり、左先鋒には大久保加賀守殿忠礼、つゝいて松平隱岐守殿時成、總兵となり、監軍一人是に臨む、三面の備定りけれは、東寺を御本陣と定められ、幕府の旗下及ひ會津の侍等是に陣し、一人の監軍あり、細川越中守殿、有馬中務大輔殿の兵は、奇兵となりて變に備ふ、其外青山因幡守殿忠裕、は、遊軍として三條の邊りに備へ、松平筑前守殿慶永、の勢是に續く、松平豊前守殿信義、は老か坂に、松平相摸守殿は上加茂に、仙石讃岐守殿久利、は下加茂に、松平備前守殿は鷹か峯に備へ、別にまた尾張大納言殿慶恕、の勢にて、上加茂の川南を押へ、加賀中納言殿齊泰、の勢は、賊の屋敷幷に宗對馬守殿義達、の第を押へ、筑前の勢をわかち、因幡の第を押へしむ、是皆賊と姻親あり、或ひは密かに交通せるをもて、若しやの變を戒められしと聞えたり、明れは十九日の昧爽に、我勢は第中に勢揃へして、御家老小松帶刀、御側役西郷吉之助、御軍役峯行伊地知正治等謀主となり、夫々の

手くはりし、御公達圖書殿、大目附町田民部、御小姓組番頭川上右膳は、府士一隊幷に隈之城、水引、蒲生等の勢を率ひ、禁闕の内を守護し奉り、天龍寺へは御公達備後殿幷に小松帶刀、御小姓組番頭吉利群吉、同しく府士一隊、出水、高岡、阿久根、穆佐、樋脇等の軍兵を從へ、急き出陣あらんとす、官軍の内、賊と内通せしものやありけん、天龍寺に屯せし國司信濃は、早くも三方の味方と膠し合せ、夜にまきれ禁門さして犯し入る、賊の本意は、直に松平肥後守殿を打取りて、有栖川の宮、鷹司殿等、我方さまの人々を參内なし參らせ、賊兵及ひ加賀、因幡、備前の四ヶ國にて四ヶ所の宮門を固め、會津に打勝なは、勢に乘り我兵をも攻破らんとの企みにて、信濃親兵六七百を打從へ、採みにもんて下立賣御門、蛤御門、中立賣御門に攻入しに、中立賣御門の筑前勢は、一支へも支へす敗走し、一橋殿及ひ諸國の勢、ひし〳〵と備へたるも、蛛の子を散すか如くに敗れたれは、賊はすかさす勘修寺殿日野殿の裏門より、宮門さして攻め掛る、こゝに我勢は、すてに天龍寺へ向んとせしか、遽かに賊の逆寄せすと聞て、直さま賊軍へ打てかゝる、府下の侍とも、乾御門に備へたる四挺の大砲を押し進め、賊を目にかけ曳や聲にて撃ち進み、砲戰の音天に震ふ、隈之城の物主野村勘兵衛は、手勢引具し公卿御門を固めしか、賊の來るを見て眞先に進み、齒かみをなして戰ひけるか、終に彈丸の下に討死し、其手の侍野村藤七郎も、よく戰ふて討死せり、我勢ます〳〵奮ひ勇みけれは、賊はこらへすは野殿の第へそ逃入ける、我兵急に追打しけれは、賊兵伴りて降參を乞ひ、忽ち裏門よりして遁れ出つ、信濃もまた其中にまきれ落行て、打洩せしこそ口惜しけれ、高岡阿久根の勢は烏丸通りより進みしか、高岡の談合役本田次郎五郎は、あたりの人に詞を通し、始て信濃か旗本なる事を知る、此時阿久根の物主平田平六は、隊下に大砲を備へけれは、閧を作りて進み出て、前にあたれる高岡の勢を左や右にひらかせ、戰を合せけるか、高岡勢はあたりの門壁または溝の中なとへ便り、横合より援け撃つ、引續いて樋脇の勢、おなし〳〵四挺の大砲を並へ、阿久根勢のうしろより、繰かへ〳〵くりかへ連ね打ち、息をもつかす戰ひしに、出水の物主奈良原喜左衛門、幷に御軍賦役中原猶介か率ひたる遊學生徒一隊は、大砲押し

立て、烏丸通りより遽かに賊の後ろに廻り、散丸にてつゞけ打ちし、綾穂佐の勢は新町通りより押出せは、賊軍なにかはたまるへき、終に大崩れとなれり、我勢首を斬る事三十八、生捕の者十四人、（國元初三郎、鮭延重忠、中村一郎、中村金右衛門、來島又兵衛、兒玉小六、高倉國吉、信濃か家臣川之上次郎、佐々木正右衛門、中村政次郎、奥田龍太郎、足乃吉藏、又兵衛、下田屋友之進なり）賊主の紋附たる旗四本、信濃か甲冑、其外分捕の物、いくらといふ數をしらす、我兵戰死する者、西野村の外、物見の役宮内彦二、阿久根の侍松下矢七郎四人なり、赤井兵之助及び阿久根の侍濱田藤太郎も、深手を負ふて後に死せり、手負たる人は、士師吉兵衛、稅所長藏、福脇の侍中野松之助、隈之城の侍道岡恕兵衛、長野園右衛門（◎島津久光公實記には平右衛門とあり）出水の侍大迫治右衛門、阿久根の侍河南武右衛門、福永傳太郎、福永助右衛門、平岡源四郎、遠矢平左衛門、高岡の人足庄太、福脇の人足甚太、長野園右衛門か僕金次郎のみ、益田久坂の兩賊は、宵より忍んで鷹司殿の館へ來り居しを、彦根、福井等の官軍是を合せ擊つ、我勢戰勝てのち、猶も砲聲の聞えけれは、いそき三四隊を分け差向はしむ、水引の兵わつかに三賊を射殺せし折柄、朝命下り火を其館に掛けれは、賊は叶はすして逃走る、其中一隊寺町御門より落行しか、此御門警衛の細川勢、いかか思ひけん打とめすして通しけり、伏見にては福原越後十八日の夜に乘し、還兵すくり藤の森まて攻寄せけれとも、大垣の勢よく戰ひ、賊兵六十はかりを討取りぬ、其夜の明る頃ほひ、越後みつから疵をつゝみ、重ねて竹田街道より攻め登る、彦根會津の軍兵とも手ひとく拒きけれは、賊はこと〳〵く山崎さして落行けり、日もはや申の剋にいたり、三方の勝利きこえけれは、圖書殿は近衛公の御館より、備後殿は日の御門より出られ、近衛殿の門前にて、御旗合せ首實檢して凱旋せらる、此時所々の兵火いよ〳〵燃え起り、翌日までも消え果す、洛中なかはは焦土となれり、明る廿日の早天に、我勢ともは天龍寺へと打むかふ、二人の御公達先陣をあらそはる、帶刀中より慰めまゐらせ、みつから兵士を引具して、今熊野の伴右衛門といふ者に案内させ、雙ひか岡を打こえ、廣澤の池にそひ、天龍寺へそ押寄せたり、されとも賊はとく落ち失て、たゝ一人の老卒を生捕て、其火藥庫及ひ兵器なとはこと〳〵くに燒き拂ひ、貯へ在し米穀は、きのふけふ兵火に逢ひし者ともに分ちあたへ、急き我第にかへり、勝利の次第を二公に報し奉る、この日賊將の四方に往復せる密書を得る事すくなからす、初て賊の

惡意ありて戰を期し、大事を企てぬる事を知りぬ、朝廷にはいよ〳〵殘賊を追討せられ、諸國の兵士をいたはり玉ふ、其勅旨に、

去る十九日禁闕之下不二容易一擾亂之處、各藩兵士忽出張、紛骨碎身拋二一命一遂二防戰一速及二鎭靜一之條、忠勤叡感不レ斜候、殊に其後數日終夜御守衛、別而苦勞被二思召一候旨御沙汰候事、

八月にいたり、一橋殿より太守公への御感狀には、

今般長人亂入に付、其手人數中立賣蛤門公卿門に於而防戰、賊兵追退、幷堺町御門之救應、其餘天龍寺ゟ出張等、拔群之働候、仍而感狀如レ件、

元治元年甲子八月　　慶喜華押

薩摩少將殿

九月五日傳奏衆の仰により、我大目附高橋縫殿樓の間へ參上すれは、朝廷よりの御褒勅くたる、

今度長藩士及二暴擧一候處、人數出張凶徒を追退之段、叡感不レ斜候、依レ之移鞍一具賜レ之候事、

圖書殿備後殿へも御感の御書をくたされ、錦幷に綿を賜ふ、又將軍家の御褒詞に、

先般松平大膳大夫家來共入京、追二禁闕一砲發及二亂

妨一候節、速に家來共出張及二接戰一候段達二御聽一候處、常々申付方宜、一同勵二忠勤一候段拔群之働、一段之事に被二思召一候、此旨可二申聞一旨上意候、

我國よりも、しは〳〵官武へ獻言せし旨ありて、七月廿三日に長賊征伐の勅命を降し玉ふ、

松平大膳大夫儀、衆而禁二入京一候處、陪臣福原越後を以て、名者歎願に託し、其實強訴、國司信濃益田右衛門介等追々差出候處、以二寬大仁恕一雖レ被レ之、更無二悔悟之色一、言を左右に寄せ、不二容易一意趣を含み、既に自ら兵端を開き、對二禁闕一發砲候條、其罪不レ輕、加之父子黒印之軍令條、授二國司信濃一由、全軍謀顯然候、旁防長に押寄、速に征討可レ有レ之事、

御老中稻葉美濃守殿、御所司代松平越中守殿、是を天下に傳へ、西國南國等の大名して、兵を自國に備へ、出陣の仰を待しめ、若し賊猥りに動きなは、仰を待すして攻討へしとそ令せらる、我國の勢は兵庫に備ふへきとの仰を受けれは、明る廿四日町田民部を大將として、府士一隊、出水、阿久根、隈之城、蒲生四ヶ郷の勢を道はしぬ、此たひ征伐の總督には尾張前大納

言殿、副總督には松平越前守殿、其外我國を初めとして細川越中守殿、松平筑前守殿、松平三河守殿慶倫、松平安藝守殿、松平備前守殿、松平土佐守殿、松平阿波守殿、松平相摸守殿、有馬中務大輔殿、酒井雅樂頭殿、立花飛驒守殿種恭、松平讃岐守殿頼恭、松平隱岐守殿、松平出羽守殿、松平右近將監殿武聰、奥平大膳大夫殿昌服、松平兵部大輔殿慶寛、阿部主計頭殿、脇坂淡路守殿、伊達遠江守殿宗徳、板倉周防守殿、龜井隱岐守殿玆監、鍋島紀伊守殿直堯、の二十四大名、征討の仰を蒙りおの〳〵出陣の用意あり、長門にては三人の家老其餘の輩、からうして遁れ歸りけれは、賊主は以の外に力を落し、七月廿五日いそき陳謝の書をしたゝめ、粟島數馬といふ者を京にのほせ、八月に至りまた陳謝せしは、十九日の事は臣の令せしにあらす、みな亡臣の擧動なり、是等を鎭靜せんために國司信濃を遣はし、他の用あるにより、益田藤原の二家老をも上京せしめしに、三人ともかへつて亡臣浪士にいさなはれ、臣の令を背き、猥りに歎願の書を奉り、終に大事を起せし事、其罪たとふへきかたもなし、是により三人は、末家左京亮元周（毛利左京）かもとに押籠置て候へは、朝裁の程を仰き奉る、

英よりの上書には、淡路守慶篤か所にとあり、臣父子に於ては、初めより事の始末は存し侍らねとも、かねて敎令の行屆さる罪あれは、謹て國に蟄居いたし、おなしく天裁を冀ひ奉ると申す、折節七月の末つかた、英佛の二夷は去年下の關にて砲撃せられし恨みあるゆへ、十八艘の戰艦を裝ひて、横濱より長門の國へはせ向ふ、國主大きに驚て、八月四日人をして其本意を問せけるか、議合はさるにより、明る五日の午の剋すき、英佛の連艦齊しく火を揚け、進んて前田の砲臺を撃つ、長人も戰ひ合せ時を移し、餘艦は更に壇の浦の砲臺を攻む、程なく前田の營に火起り、此日の戰はやみぬ、夜に入り夷艦はみな太刀の浦にかゝる、六日には長門の勢、まつ壇の浦の隱し臺場より砲發せしか、一丸艦にあたる、飛艦また戰を合せ、遂に小舟を卸し、前田の港より陸に上り、二千計りの勢を二行に備へ、大谷の險に登り、小銃のせりあひや、久し、長人こらへすして白石の營に引退く、夷兵は深く攻め入らす、前田に歸て、あたりに在る營寨人家に火を放ち、臺上の大砲を已か艦中に運び納む、其餘の艦は壇の浦を警撃ちしか、是も同く陸にのほり、下の關の守兵を退ひ退け、また擁の

浦にかへり大砲武器等を掠め取り、夜に入て艦中に歸んとす、長門勢忽山上より突て出て其不虞を襲ふ、夷人は急に笛を鳴らして相圖とし、行隊を整へ足なみを揃へ攻め登り、火花をちらして相戰ふ、長門勢はかねてより、伏兵を設け置たる事なれは、討取分捕の働きなきにしもあらねとも、しは〳〵戰に利を失ひ、敵し難しとや思ひけん、爰をもこらへす退きけれは、夷兵も長追ひせす取て返し、下の關の人家なと小銃にて撃ち破り、壇の浦に陣をとる、間もなく長門勢また大谷越に出つ、夷兵は進んて是に應す、此時海上の連艦も是を助けて砲撃しけれは、夷兵はます〳〵勢ひを得て、手ひとくせめ戰ひ、終に角石の陣に火を掛け、夜あく〻るまても引退かす、翌る七日、連艦より頻に所在の人家を攻撃てとも、長門の勢一人も出逢ふ者なけれは、火藥の事なと燒き拂ひ、大砲すへて八十門を奪ひ取り、其餘は火門に釘を打ち、或は海に投け棄てぬ、二夷ははや長門勢の長くこらへ難きを察しけれは、此日佛夷の艦六艘は、攝海に向ひ引取ける、去程に國主は思ひの外に打まけて、中直りせんと志し、家老の何某して艦中に差遣はす、英酋申けるは、前年猥りに通行の船を砲撃せるは何事そや、使者の答へに、官武の仰を受れはなり、あへて一國の存慮にあらす、酋又申すには、砲發せるは此國のみなり、たしかに官武の仰あらは、諸國皆さあるへきに、此事大にいふかし、剩へ此國如何にも物騒かしけれと、猶色色と官武の間へ申立るの由をきけり、かた〳〵の故を以て、今より十四日まての中に日を定め、汝の主人と對面せんと思ふなり、使者また答へしは、さわかしとやらの尋問は、審かに言の心をわきまへす、我の本意ははや申述たり、諸國云々の事は使者の知る處にあらす、酋押かへして、さあるへし、此ゆへに汝の主人と對面し、まのあたり事の次第を謀るへしといひしなり、使者歸りて此よしを報すれは、同しき十日に國主みつから艦中にいたり、中なをりの事を申し入れ、また筆押の書を贈る、其趣きは、吾國かたく官武の仰せに從ひて、昨年下の關にて外國船を砲撃せしに、思ひきや暴發の名を蒙り、逢命の形ちを成んとは、近頃家臣二人横濱よりかへり、大事を報しぬる故に、いそき長門守を上京せしめ、朝廷に請ひ奉る旨ありしか、途中にてみやこの變事を聞て、詮方なくも歸

來れり、時しも貴艦の姫島に至ると聞て、下の關への航海を停んため、書を二臣にもたせ遣せしか、貴艦はは や彼の島を出たり、猶も下の關にて其由を傳へんとせしに、時うつり勢迫つて接戰に及ひし事、いと口惜く存するなり、おもふに我貴國と宿怨あるにあらすして、いたつらに數萬の生靈を苦しめる事、人情の忍はさる處なり、是わか中なをりを求るの本意にして、書外の事は家老毛利出雲審かに申し謀るへしとあり、夷舍は此書を得て猶數日か程碇泊し、かた〳〵の條約とも定りて、兵を解き退舶す、公は此年の五月御國もとへ歸らせ玉ひし後も、みやこあたりの事ともかけて御心を盡させ玉ひける、此月の十五夜はそらもくもりけれは、御詠に、

夜よしとも見えぬなかはの秋の月

都のそらはすむやすますや

こゝに尾張殿越前殿は總督の仰を蒙り玉へとも、長門の國へはえみしとも打入りて軍を起し、此ひまに乘て攻かゝるも武門の道にいかゝなりと、かた〳〵の御評議に日を送り、いつしか秋も暮はて、十月になりけれは、兩總督は大坂の城にいたり、征伐に赴かる〻諸大名、并に諸國の重役を會せられ、攻伐の策を御評議あり、我の御側役西郷吉之助等も此席にはへりしか、總督へ陳するの旨あり、尾張殿いと其儀を嘉みせられて、もろ〳〵の軍事を委ぬへしとそ申される、吉之助畏つて答へけるは、かゝる國家の御大事に、なとか外樣の陪臣の預り參らすへきすちや候ふと、堅く御斷り申せとも、總督是を許されす、人々の心もまた一人に歸しけれは、吉之助も此うへは、及はむ限りは力を盡し奉るへしとて、京の御留守居吉井幸輔とゝもに、夜を日について周防の國岩國まて馳くたり、長門の世臣吉川監物に對面して、大義を說き立てこま〳〵と申し諭す、監物はとしころ宗國の擧動を善とせす、思ひわつらふて爰に至りけるか、是を聞て斜ならす悅ひける、吉之助また授るに國中の事を以てす、此時諸大名はおの〳〵軍勢を出し、持場持場に向ひ賊の國をは取かこむ、我國にも十一月のはしめ、世臣島津又六郎を先陣の總督とし、大目附島津主殿副總督となり、御家老喜入攝津を差副られ、府士五隊、鄕兵十三隊を前後にうたせ、筑前の國芦屋の浦に陣を取る、大目附高橋縫殿及ひ吉利群吉は京より

府士一隊を從へ、さきに生捕りていたはり置し長賊を悉く命を助け國にかへし、（會津の手へ生捕れし賊兵に、皆無恙の死を遂しとそ聞えし、）安藝の國廣島までくたりしか、遂に芦屋に來り會す、此時官軍四面より來り圍み、兵勢すてに周防長門を呑む、尾張殿は廣島に、越前殿は小倉に在つて、南北より牒し合せ、十一月十九日には、四方の軍勢一擧に賊兵を攻め亡すへしと定めらる、こゝに吉川監物は主人大膳父子を說きさとし、既に關東の檢使を申し請ひ、福原益田國司の三賊臣を差出し、心よく天誅に伏せしめ、剩さへ山口の新城も破毀すへきに決し、賊主父子は萩の故城へ蟄居して、使者を遣はし降參を乞ふ、總督是をゆるされけれは、速に四方の官軍に仰せ、其日の征討を停められ、賊のいさなひ來りし實美等の五人（按するに澤は脫亡し、錦小路は死せり）は筑前の勢もて受取り、西國の大名へ預らるへしと定り、征伐の官軍も悉く解陣の仰せを蒙り、刀に血ぬらすして凱旋す、たま〳〵太平山の浪人は、水戶の武田耕雲齋等と倶に、一橋殿に面陳する旨ありとて、數百人引具して中山道より押のほり、あたりの大名おし留めけれとも、皆打破りて上すと聞えけれは、一橋殿も是を鎭めんか爲に、多勢を從へ京を出られしか、加賀越前の勢とも善く計らふて取おさへけれは、みな其國へ預けられ、東西一度に平らきしは、元治二年乙丑の春正月なり、

世子奉勅東下記

五月十三日◎文久二年
京師に於て、中山家へ浦靭負を召し之を授く、
第一、
大樹早く諸大名を率ひ上洛あつて、朝廷に於て相共に國家の治平を計議し、萬人の疑を散せしめ、皇國一和の正氣となし、速に蠻夷の患難を攘ひ、上は祖宗の神慮を慰め、下は義臣の歸嚮に從ひ、萬民化育し、天下を泰山の安に比せられ度事、
第二、
豐臣の故事により、沿海五ヶ國の大藩を以て五大老となし、國政を咨決せしめ、夷狄を防禦するの所置を爲さは、環海の武備堅固確然として、必夷戎を掃除するの功あらんと思召候事、
第三、
一橋刑部卿を後見とし、越前前中將を大老として、幕府を扶け政事を計らしめは、戎虜の慢を受けすして、衆人の望に協ふへしと思召候事、

又、
今度關東へ勅使被二差向一候儀者、方今之時勢深被レ惱二叡慮一、偏公武御一和國内一致、攘夷の成功可レ有レ之、以二深重之思召一、別紙之通被レ決二三事一候に付、速其一隨二群議之所一レ歸、可レ有二奉行一被二仰遣一候、天下重事に候間、叡慮徹底候樣、於二幕府一周旋有レ之度、尤於二大膳大夫一者、衆て丹誠之儀故、爲二公武一彌可二盡力一、深頼思召候事、
但於二島津和泉一茂、爲二公武一周旋同樣存意之旨、内々言上之趣茂有レ之候に付、今度出府、大膳大夫申合、丹誠之樣御沙汰候間、此旨心得可レ有レ之被二仰出一候事、
七月二十日、中山殿へ左の書取持參差出置候處、二十三日御付札相成、被二差下一候事、左の如し、
先達勅使御差向に付、被二仰出一候勅諚之御旨御請申上、就て者右叡念彌貫徹仕候樣、周旋之儀猶又被二仰聞一、旁早速東下盡力可レ仕に付、勅使へ茂御窺可二申上一候得共、其内於二爰許一、左之廉々御窺仕置度、乍二御手數一御内答被二仰聞一被レ下候樣奉レ願候、

二事の一
○三事之一者、群議之所レ歸に隨て被二仰出一候に付、孰を御奉行仕候樣被二相決一候哉は不二相分一候處、於二江府一家來之者、勅使へ御窺仕候處、第三條を被レ成二御主張一、名實相協候迄御見込相立候は、、越前前中將御召登之御沙汰被二成置一、可レ被レ引二御手を一と被二仰聞一候、左候得者、薩州丹精無レ疎事に付、其後も追々御運ひ付可レ申候得共、未被レ引二御手一候程に者、御見込被レ爲レ付間敷哉に付、早速罷下、薩州と同心戮力候て、勅使を御輔賛仕度奉レ存候、
右御付札、
書面之通、薩州と同心合力にて、猶勅使を輔賛盡力有レ之候樣、
一右之通に相考居候處、五月十三日勅諚御渡之節、第一條御奉行相成候得者、將軍家上洛、當秋來春と無二延引一、一日も早々御急候樣、周旋之儀御依頼之御旨、中山殿より浦靭負へ被二仰聞一候段、於二江府一奉二承知一候付、朝議第一條を御奉行被二仰付一候御内決にも可レ被レ爲レ在哉と、其節奉二恐察一候處、其後前段之通勅使被二仰聞一候に付、第三條を御主張被レ成候旨承知仕候、然處第一條は、前以建白に及ひ候儀も有レ之、既に御沙汰も相成候事に付、今一層言を盡し、幕府に於て尊攘の誠心相顯候樣、仕度鄙志に候得共、純一に第三條を被レ成二御主張一候に付ては、其段をは差控可レ申儀と奉レ存候、尤三事之御條書に就ては、乍レ恐試に鄙考をも申上度、元來三事と被二仰出一候得共、其實者二事に歸着可レ仕、將軍家も一橋卿と御同體に被レ爲レ成、列候も越前前中將と一心に相成候上ならては、上洛廷議之 御盛擧被レ爲レ在候共、其所詮有レ之間敷、猶又蠻夷之患難を攘ひ、義臣之歸向に從ひ候者、即ち戎虜之慢を不レ受、衆人之望に協ふと同一致之事に付、眞正實着に御手を被レ下候得は、右二事は一事に歸着仕候樣、被二相考一申候、左御座候得者、今一層言を盡候儀、差控候には及ひ申間敷哉、委細之御樣子奉レ窺候、
右御付札、
五月上中旬之形勢にて者、大樹公上洛輕易に御請無二心元一、自然勅命通上洛御請に相成候ても、只々御請計にて、期限不二相定一候て者無レ詮候間、御請

相成候上者、不二遲滯一上洛相成候樣、周旋之儀申入、勅使へも其旨被二仰含一候、然處勅使着府無レ之内、彼より上洛之旨言上有レ之候、元來勅使發足比に到候て、段々之事情深く被レ廻二叡慮一候處、先一橋越前等可レ被二採用一之條、當時之專要に付、右を首とし被レ及二御沙汰一候、尤御請之上は、越前今秋可レ有二上京一儀をも、勅使に被二仰付一候事、

二事の二 ○第二條は御制度に涉り候付、叡慮之御旨趣、朝議之御次第、巨細に不レ奉レ伺候ては、別て鄙考も難レ仕候に付、御序を以被二仰聞一被レ下候樣奉レ希候、

右

御付札、

第三條第一條追々尊奉之上者、第二ケ條御見合、一前段之通申上候得者、三事共一同奉行之樣相當り、甚以怖多く御座候得共、重大事件に付、何も御深衷御密議之程を、得と不レ奉二承知一ては、周旋も行屆不レ申事と奉レ存候に付、不レ顧二失敬一申上試候次第に御座候、元來其一奉行と被二仰出一候も、三事共當今之御國勢就も不レ可レ缺段は、御定案も可レ被レ爲レ在候得共、凡事を行ふには順序有レ之、如何程之佳策良制にても、事々全く擧り候樣被二仰出一候てもと、遲て御手緩出來、叡慮難レ貫儀も可レ有レ之哉との遠察を以、其一を撰ひ奉行候樣、被二仰出一たるにて可レ有二御座一哉と、奉レ存候、右に付力を料り心を盡し、奉行候目途相立候はゝ、前段之通、第一第三を一事と相心得周旋仕候ては、如何可レ有二御座一哉、左候て第二條は、追て委細の御樣子被二仰聞一候上、周旋可レ仕と奉レ存候、

右

御付札、

尋問之通第一第三を一事と被二相心得一、周旋有レ之候て可レ然候、第三條一橋再職後見、越前政事總裁職等之議、今七月一日御請に相成、其後各承服之旨言上有レ之候、然る上は、事實速に行はれ候儀、第一に被二思食一候、於二關東一島津段々周旋候得者、尙亦大膳大夫殿、昨年以來自二大樹家一も被二依賴一候儀故、於二關東一程克調和、叡慮徹底候樣、被レ抽二丹誠一候樣、

七月二十日、勅旨周旋に付既に尋問書上申す、八月二日又學習院に於て、勅書及諸卿より演說書を賜ふ、因て左の數件を認め、又中山家に上言す、（演說書本紀にあり、四日附箋し

（答て下す、）

戊午以來天下紛亂之基は、乍レ恐勅諚幷御沙汰書、事實不レ被レ行候故之事に付、唯今紛亂御取治めの道は、右勅諚幷御沙汰書を御取出し、一々御奉行候樣、被二仰付一候外有レ之間敷、此度勅使御東下に付、被二仰出一候三條の勅諚をも、第一第三條を一事と心得周旋の議御請申上候に付、此往周旋振篤と熟考仕候得は、第一第三條の御旨意も、即ち戊午年勅諚の御旨御同樣と奉レ考候、勿論一旦被二仰出一候勅諚の御旨聊御動可レ被レ爲レ在儀、無二御座一事にて候得共、五年の間時勢變換も有レ之候に付、一應は叡慮御窺仕度奉レ存候儀、數件有レ之候處、其內此度長門守儀出府仕候に付、先左の廉々、委細の御深旨被二仰聞一被レ下候樣奉レ願候、

御付札、

一、被二仰出一候儀、尤御違變不レ被レ爲レ有候、乍レ去於二蠻夷一件は段々遷轉の形勢、尤幕府御掛合も同斷に候間、以二其意味一可レ有二考慮一候、

六ケ條ノ一 ○午戊三月二十日の勅諚に、往年下田開港の條約、不二容易一とは被二仰出一候得共、同月二十六日閣老へ御渡相成候御別紙に、下田條約の外御許容不レ被レ遊節は、自然及二異變一候も難レ計と有レ之候に付、下田條約通りは、御不本意なから御許容被レ遊候御事と奉レ窺候、就ては假條約の儀も、御破却に可レ被二仰付一叡斷にて、可レ有二御座一哉と奉レ存候、

御付札、

下田條約尤不レ被レ爲レ好候得共、既以前於二關東一爲レ濟候上言上有レ之、歎思食候處、重て假條約數ケ條言上、實に被二惱思食一、二十六日御別紙の旨、無二餘儀一被二仰出一候儀にて、勅許にては無レ之、其後自二關東一言上御約定等、追々轉々に相成、一昨冬、七八ケ年乃至十ケ年中には、必定可レ有二拒絕一堅固御約定に候、且又蠻夷追々驕傲猖獗、下田條約比と同日の論に無レ之、以の外の儀、到二當時一、下田條約に被レ宥可レ然とも難レ被二仰出一、假條約は御破却御拒絕被レ遊度思召候、併是等國是重大の儀、猶衆議の後、叡旨可レ被二仰下一候、

六ケ條ノ二 ○同年八月八日の勅諚に、皇國重大の儀調印の後言上、大樹公叡慮御伺の御趣意も不二相立一、尤勅答の御次第に相背輕卒の取計、大樹公質明の處、有司心

得如何と、御不審被ニ思食一候と有レ之候に付、右一件に相携候役々は、於ニ幕府一何とか御處置可レ有レ之儀と、被ニ思食一候御事に可レ被レ爲レ在哉と奉レ存候、

御付札

已往は不レ被レ咎の叡念、強て御遣念不レ被レ有候得共、不束の事情現然の上は、於ニ幕府一何とか可レ被レ及ニ沙汰一と被ニ思食一候、

六ケ條ノ三

○右勅諚に、水戸尾張兩家慎中の趣被ニ聞食一、且又其餘宗室の向にも、同樣御沙汰の由も被ニ聞食及一候、右は何等の罪狀に候哉難レ被レ計候得共、柳營羽翼の面々、當今外夷追々入津不ニ容易一時節、既に人心の歸向にも可ニ相拘一旁被レ惱ニ宸衷一有レ之候得は、水尾は勿論、其外諸浪士に至る迄、正義を以罪禍に陷り候面々、一統赦令不レ被ニ仰付一ては、叡慮に不ニ相叶一儀と奉レ存候、

御付札、

正議の志より罪科死亡の輩は、いかにも御愛憐、去二日於ニ學習院一申達候叡慮御符合、但其内尾張前中納言以下隱居の人々、先達自ニ關東一免許の儘に候、他の御處置と相振候儀無レ之候哉、傍觀の程被ニ聞食一度候、

六ケ條ノ四

○同年三月二十六日、閣老へ御渡相成候御沙汰書に、今度の條約、迚も御許容難レ被レ遊ニ思食一候、衆議中自然差縫、彼より及ニ異變一候節は無ニ是非一儀と被ニ思食一候と有レ之候得は、假條約破却と申事に相決候は丶、天下一統決戰の心得勿論の事に候、就ては右同時御渡相成候御別紙にも有レ之候樣、防禦の處置此度相整候樣、可レ被ニ仰付一儀と奉レ存候、

御付札

條約破却一決候は丶、先達御沙汰の通、天下一同決戰勿論、就ては防禦速に相整候樣被レ遊度、全體防禦は開鎖兩樣ともに、何れ急度無レ之候ては難レ叶事に候間、國々早々要害全備候樣被レ遊度、其頭に申付、一々被ニ聞食一度叡念に被レ爲レ在候、

六ケ條ノ五

○同年四月三日、閣老へ御渡相成候御沙汰書に、神宮幷に京師殊更に警衛の義、就中武備相整可レ然國持の大藩、早々被ニ仰付一候樣被レ遊度段被ニ仰渡一、其後京攝御警衛、幷伊家の外大藩へ被ニ仰付一候得共、只今の形にて、叡慮を被レ爲レ安候儀にも、被レ爲レ在間敷と奉レ存候、

御付札、

神宮御大切は勿論、於ニ京師一も三神傳國の重器幷帝位を御尊重候に付、別て被ニ仰下一候事に候、何分格別に入念、速防禦手當、聊も御掛念不レ被レ爲レ有候樣、被レ遊度被ニ思召一候、

右は第二第三條に有レ之候、蠻夷の患難を攘ひ、義臣の歸向に從ひ、戎虜の慢を受す、衆人の望に協ふとの御旨意相立候御處置の大綱にて、即ち戊午年にも厚被ニ仰出一候筋に御座候に付、此往の周旋振も右を大綱に仕、細目の儀は、事に臨み處に依り候て、時宜の取計仕可レ然候はゝ、薩州は勿論、其外正議の諸藩申合及ニ建白一、幕議彌決定仕候迄盡力可レ仕、尤多年御繕合の事柄に付、右幕議決定仕候共、一應は被レ及ニ叡聞一、其沙汰相成候筋に被ニ仰付一度奉レ存候、

御付札、

皇國御爲、薩州は勿論、正論の諸藩申合周旋の段、叡感御事に候、但於ニ蠻夷の進止一は、決定相成候迄、必達ニ叡聞一候樣被レ遊度候、

六ケ條ノ六

○三家以下諸大名衆議被ニ聞食一度段は、勅諚幷御沙汰書にも追々相見、殊に八月八日の勅諚には、三家或は大老上京をも被ニ仰出一候に付、將軍上洛列侯豫參、於ニ朝廷一衆議一定の趣被ニ聞食一候者、年來の叡慮に相叶候儀と奉レ存候に付、於ニ關東一建白にも及ひ、猶此度も、第三條に併せて周旋の御請仕候、勿論御沙汰も相成居候事には候得共、古例に不レ泥禮分を正し候得は、幕議も容易に定兼可レ申に付、此餘周旋振別て肝要と奉レ考候、然處此内御付紙を以被ニ仰聞一候内々◎ニカ越前當秋上京の儀、勅使へ被ニ仰含一候由相見候、右は如何樣の御用筋に御座候哉、御付紙に相見へ候樣、一橋越前登用の事實、被レ行候と申場に到り候はゝ、將軍上洛の儀は決て相整可レ申に付、越前も於ニ關東一盡力せしめ、今秋上京の義は、一先御猶豫被ニ仰付一候て可レ然哉と奉レ存候、右の次第に付、於ニ大膳大夫一は、第一第三條を一同周旋可レ仕心算に罷在候間、越前上京の儀は、今一應御廷議被ニ仰付一度、於レ于レ下も薩州と精精申合論定可レ仕候、

御付札、

大樹上洛一條は、勅使着府以前、於二關東一治定言上の儀に付、自二朝廷一不レ被二仰出一候間、右一件者、暫關東の所置可レ被二御覽一思召に候、越前上京一條は、是迄何歟の叡旨も被二仰聞一、幕府の極意實情をも可レ被二聞食一思食に付、一橋越前等彌登用の上は、先越前上京候樣、勅使へも被二仰含一候間、既に掛合にも相成候に付、當時の叡慮は其分に被レ爲レ在候、併長門守出府の上、勅使幷島津三郎へも得と談合有レ之、右兩人よりも、越前上京御見合候樣言上有レ之候は丶、尙御勘考可レ被レ爲レ在候、

右薩州と同心戮力、猶正議の諸藩へ談合候て、於二關東一周旋仕、幕議決定の目途付候上にて、將軍上洛列侯豫參の盛典を與し候は丶、八月八日の勅諚にも重疊被二仰出一候公武御合體の御基本相立、彌御長久に可レ被レ爲レ成と奉レ存候、

御付札、

嘗面の通、薩州と同心戮力にて、尙又正議の諸藩へも談合、周旋に相成候は丶御安心、誠以皇國挽回の期、公武御榮久の基と叡感不レ斜候、先件にも有レ之候通、國是の目途粗相付候は丶、先一應叡聞に達し候樣被レ遊度候、

右の外にも緊要の事務、段々御窺可レ仕儀も可レ有二御座一候得共、前件の廉宸斷の御旨、先委細に被二仰聞一候は丶、長門守へ申含候て、早速出府仕らせ度奉レ存候以上、

御付札、

苦勞の儀被二思召一候、猶任レ伺可レ被二仰出一候、

文久二年壬戌七月十六日（◎此一項前に遡りて書せり、今意に從ふ、）

○公（◎毛利慶親）學習所へ出、但中山大納言、正親町三條大納言、坊城大納言、野宮宰相左中將へ謁し、去る五月勅使東下にて仰出されし叡旨、彌以御貫徹なるへき樣、厚く周旋すへき旨、尙又世子（◎毛利定廣）にも同しく右の周旋あるへき旨を奉命し玉ひたり、（委しくは公の本記に載す、）

此時世子への勅命に、

長門守へも先達被二仰出一候通、父極意相心得周旋之儀、御依賴被レ爲レ在候事、

二十一日

○山田亦介へ學習院事件文書取調を命す、

二十五日

○勸修寺家より傳令ありて、明後二十七日於二學習院一、兩役又候御面會可レ有レ之候間、同日巳刻大膳大夫殿可レ被二參上一旨を命せらる、

因レ是同夜半同家へ、中村九郎を使して左の如く伺問す、

長門守儀所勞に付伏水滯在候處、此節少々快方に付、近日全快復仕候者、天氣奉レ窺、拜賜御禮、父極意相心得周旋之儀御依賴被レ爲レ在候段御禮をも申上候樣仕度奉レ存候、其節就樣へ參殿可レ仕候哉、學習院へ被二召出一、御面會被二成下一に而可レ被レ爲レ在候哉、何分之儀、御沙汰被二成下一候樣奉レ願候、

○世子滯京の（六月の）こと内勅ありて、京邸内の諸吏員二十八日の夜集會して處分を議す、座間一人曰く、此事江戸へ急使して、公の意を取りて奉勅ありて可レ然と、世子聲を勵して某を召す、某膝行して進む、世子曰く、吾家の當職に有らされは勅を奉して支障あるや、某曰く、父公へ禮讓を主としてなりと、世子曰く、勤王の事は嚴君の深志なることは、日夜に之を服膺し居たり、別に家規に支障せすは直に奉勅して可然と、萬座其尊王の深志を感し涙を流に到る、世子京に到るの前、從衞多額にて、河原邸狹隘納り難きを以て、別に山科邑本願寺の支院を借んとす、之を世子に白す、世子熟思して曰ふ、不肖の長門を朝廷より賴み思召したることなれは、禁闕咫尺の地を求むへし、少しも僻遠の地へ駐しては吾心安からす、邸舍の狹隘は厭ふへきことに非す、諸臣等も勉強して齟齬に安するやう諭すへしと、衆聞て其銳斷を感し合へりと、（秋元記、）

是時京師駐在の有志人より内報の書翰と見へたり、

二十七日

○公學習院へ出仕、中山大納言以下（如前日）へ謁し勅命を奉せらる、如レ左、

松平大膳大夫、同長門守、皇國御爲可レ有二周旋一由去十六日言上、厚叡感御事に候、就而は父子之内一人滯在、一人出府周旋有レ之候樣、御依賴被レ爲レ在候事、

二十八日

○浦勝負を使して廣橋一位、中山大納言へ左の書を進呈す、

大膳大夫父子之内一人滯在、一人出府周旋仕候樣、

御依賴被レ爲レ在候段、昨二十七日於二學習院一大膳大夫へ被二仰渡一候、依レ之大膳大夫儀は爰元滯在、長門守儀出府可レ仕候、此段申上候以上、

又、

大膳大夫嫡子長門守儀、所勞少々快方に付、先達而伏見屋敷迄引取保養仕候處、今日快氣仕候間此段申上候以上、

八月朔日

○執奏勸修寺家より世子へ、明二日辰半刻學習院へ出仕して、兩役へ會面すべきを令す、

○浦靭負へ公親しく命し云く、學習院御用に付長門守を早々に出府せしめ、其方へ隨行を命す、彼地の事務何分にも我か旨意を通徹するやう盡力すへしと、

二日

○今朝辰半牌世子學習院へ出仕し、廣橋一位、中山大納言、正親町三條大納言、坊城大納言、野宮宰相中將へ謁し、又慶親の極意相心得周旋を御依賴ありし忝きを謝し、彌來る三日發途東下すべきを上申す、

○周布政之介、桂小五郎、山田亦介へ、學習院の御用一途、浦靭負指揮を受け務むべきを命す、

同氏長門守儀、今二日學習院へ可二罷出一旨、御所向より御沙汰有レ之罷出候處、御兩役對顏有レ之、叡慮之御旨被二仰聞一、周旋之儀御依賴被レ遊度旨被二仰出一候、委細は長門守出府之上可二申上一候得共、先右之趣御屆申上候以上、

八月二日　松平大膳大夫內

□□□□□

前書は即日江戸邸へ贈達して、幕府へ申告すべきを命す、

○學習院に於て議奏卿口述す、

蠻夷渡來以後皇國之人心不和を生し、當時不二容易一形勢に到り、深被レ惱二宸襟一候に付、皇國之御爲は勿論、公武猶々御榮久之樣、去五月關東へ勅使被二差下一、被二仰出一候御旨趣有レ之候處、於二大樹家一も今七月朔日叡旨御請被二申上一、御滿足之御事に候、然る上は早速事實行はれす候ては無レ詮儀、折角之被二仰出一、於二關東一も御受之筋難レ立候間、右叡念彌以速に被レ行候樣被レ遊度思食候、就而は薩州にも專周旋、叡感之御事に候得共、於二長州一も同樣、爲二國家一抽二丹誠一周旋之儀、御內々御依賴被レ遊度御

沙汰候事、

畢て又兩通を書記して授けらる、

戊午己未以來官武降黜幽閉等之輩、追々再出に相成候處、於二地下之輩一者、今以其慮之分も有レ之候間、早々赦免可レ有レ之樣思食候、三條故入道內府儀者、被レ爲レ懷二忠魂一被レ贈二右大臣一候に付而は、於二水戶前中納言一以二出格之儀一被レ爲レ贈二大納言一度思食候、且往年來長岡驛等に而橫死候者共より始、其餘安島帶刀、鵜飼吉左衞門列以下諸國之士、於二關東一死罪且牢死致し候者、又は流罪幽閉等にて死亡候者共、或櫻田東禪寺、又は坂下等之一件、其餘國事に死候輩、近〳〵は伏水一擧等に而致二死失一候者共、靈魂招集、以レ禮收葬、令二子孫祭祀一候樣被レ遊度、尤現存之者共は夫々如レ舊相復候樣との叡慮に被レ爲レ在候、不レ拘二存亡一、預二是等之事一候輩姓名、其向々取調、不レ洩樣早々可二申上一候、其上前條之趣、御處置被レ爲レ有度思食候事、

又、

水戶故前中納言、爲二國家一忠節盡力卓越之段深く叡感に付、被レ贈二大納言一候儀に付、猶又於二當中納言一も繼二其遺志一、爲二皇國一可レ有二丹誠一段、自二幕府一被二申渡一候樣被レ遊度思食候事、

因に記す、八月二日於二學習院一兩御役口演之書記に、末文に御內々の字有レ之、同七日中村九郎中山卿へ參し、如何之趣にて候哉と御問申上候處、左之通御答被二仰聞一候、

御周旋之儀に付而は、兩役御面會を仕、全以御內々と申儀は無レ之候處、委細口達之內には、正議死罪等之者御追褒之儀に付而は、關東におひて精密僉議之上ならては、御沙汰通に難レ被レ行、甚以不二容易一儀と朝議も被レ爲レ在候段、御含迄申達候樣考候、案其邊聞違にて、根體之御周旋をは御內々と被二心得一候にて可レ有レ之哉、全以御內々と申筋無レ之候間、其段程克申聞候樣との事、

三日

○世子今朝五半時、伏見驛錢屋某か旅館を發し大津驛亭に泊す、

今朝父公へ親省し告別すべきなれとも、昨日公の意ありて、迂路京へ出ては旅行も障るべきなれは、昨日別話をも盡し、今日は直ちに東行すべき命あ

りしによりてなり、

○京師より急脚來り、公より世子への諭を傳ふ、世子出府之前夜神奈川河崎間に泊し、翌出府、直に薩邸へ抵り、三郎君と詢議すべきを報告す、

○世子の東行、從前より屬せし老臣以下悉く隨て發す、又此回は重大の事務あるを以て、兒玉總兵衛、用人、周布政之助、兼重譲藏、小川市右衛門、山田亦介、桂小五郎、以上政府員へ命し從行せしむ、

政之助は此命ありしも、俄に京師の事務ありて姑く之を停め、後に往かしむ、

四日

○大津を發し、夕八時後石邊驛へ着す、

五日

○石邊を發し、七半時關驛へ抵る、

六日

○關を發し、七半時桑名驛へ駐泊す、

七日

○桑名を發し、佐屋川を航し、夕七半時宮驛へ抵る、

○八月二日吾藩の諮問へ詳かに答を賜り、勅文の深旨は領知し玉ひたれとも、今回幕府へ接(◎應 接カ)するは

重大の事業なれは、尚ほ細目に當りても又尋繹しをくへしとて、同七日中村九郎を中山卿へ使して推問あり、卿より答辭を九郎筆記して歸る、如ㇾ左、

下田條約御寛宥之儀は、素より御不本意之御事故、勅諚を以ても不ㇾ被二仰出一候儀と恐察仕候得とも、一旦御沙汰相成候御書面、一言半句にても御動き有ㇾ之樣にては、即ち尊威に相拘り候儀と奉ㇾ存候間、三港之儀は御開き被ㇾ遊候叡慮に御折合之御事と御窺仕候次第に御座候處、御附紙之次第に而は、夷情彌增猖獗に相成、幕府御掛合も變轉有ㇾ之、旁於二只今一は全く御寛宥之思召不ㇾ被ㇾ爲ㇾ在、假條約は勿論、下田條約も一切御破却御拒絶と、御決定之御事と被ㇾ奉ㇾ窺候處、猶又別紙御深遠之叡旨も被ㇾ爲ㇾ在候哉と奉ㇾ存候、

卿の御答に、

關東より七八ヶ年乃至十ヶ年には、拒絶之言上も相成居候儀に付、於二只今一は窺之通、一切御拒絶と被ㇾ遊二御決定一候、乍ㇾ然天下は一人之天下に非す、是等國是重大之儀、衆議を盡し候上、的當之正議も有ㇾ之候はゝ、其節可ㇾ被二仰出一御旨も可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在候得共、於二只今一は先御決定之叡慮、窺之通無二相違一候、

問條、

已往御咎無ㇾ之と之御事、御寛仁之叡慮、篤と關東へ相達候上、嚴正之幕議も可ㇾ有ㇾ之と奉ㇾ存候、

卿の答、

附紙之通被二相心得一、程能可ㇾ有二周旋一と之叡念に被ㇾ爲ㇾ在候、

問條、

尾張前中納言殿以下隱居之人々、關東免許之儘にて而は、他之御所置と相振候と有ㇾ之候て、德川刑部卿殿、松平春嶽樣、御免許之上御登用にも相成候樣之儀と不釣合之筋に付、御登用之儀は、御人物に寄候而之御事に候へ共、尾張殿其外も、何と歟今一等御沙汰振有ㇾ之度段、自二朝廷一も可ㇾ被二仰出一儀と、被二思召一候御旨に被ㇾ爲ㇾ在候哉、

卿之答に、

窺之通、不釣合之儀有ㇾ之候而は、御旨意之筋不二相立一に付、何と歟御處置被ㇾ爲ㇾ在度思召候而、氣付之趣被二聞召一度と之御事に候、

問條、

防禦は開鎖兩樣共可ㇾ有ㇾ之候處、鎖國之御決志に而候得は、開と申者は、何樣之筋を被ㇾ成二御指一候哉、承知仕度奉ㇾ存候、

卿之答、

即今御國是之上に付而は、勿論鎖國之御決志に爲ㇾ被ㇾ在候へ共、此往いか樣之公議可ㇾ有ㇾ之も難ㇾ被ㇾ計、猶根體(◎本 御國體之上に而は、開と申儀難ㇾ被ㇾ及(◎難被 及爲成イ)筋も無ㇾ之に付、開鎖之字面被二相用一候得共、爲ㇾ差意義有ㇾ之事にては無ㇾ之、畢竟武備之儀は片時も難二差置一大急務と之御主意に被ㇾ爲ㇾ在候、右之廉々御返答被二仰聞一候付、是に而御主意委細に相分候付、早速申聞せ、猶も不審有ㇾ之候はゝ、又又御問答(◎御問 出イ)可ㇾ仕候得共、此餘は御附紙之趣に付、可ㇾ奉ㇾ窺義無二御座一樣奉ㇾ存候間、右を目途にて周旋盡力候樣心得罷在候段、九郎申上候、猶又第一條、一切拒絶之御決志被二仰聞一候上は、衆議之上公論に隨ひ候儀は格別、於二只今一叡慮之被ㇾ爲ㇾ向候處に隨ひ候段は、追々も御請仕居候通に御座候間、其段は御承知被二成置一被ㇾ下候樣にと、追

而同人より申上置候事、
前二通の條數併せて六條あり、三條の勅文の中一事を除き、前後二事を主として奉行すへしとの、議奏卿の諭告ありしにより、勅文の二事と此六條を以て、世子奉承の勅旨二事六ケ條と唱へて、幕府及諸藩へも商議なりしこと、諸記中頗る多し、

八日
○宮を發し、八半時岡崎驛に駐す、

九日
○岡崎を發し、八半時吉田驛に抵る、
○是夕從衛士卒へ酒を賜、旅行の勞を慰す、

十日
○曉七半時吉田を發す、夜來風雨ありて、荒井の渡航を困むの慮ありてなり、舟程無レ恙、夕七時濱松驛に至る、

十一日
○濱松を發し、是日天龍川も出水溢れたれとも渡航無レ恙、八半時掛川に到る、
○八月十一日於二江戸一幕府へ左の書を呈す、
大膳大夫嫡子長門守儀、過る三日伏見出立、道中無二差支一候得は、來る十八日頃參着の積御座候、然處於二京都一御沙汰之旨義有レ之儀に付、參着之上は大原左衛門督樣、幷島津三郎樣へも罷越致二面談一度儀御座候處、御兩方樣共、近々發元御發途可レ有レ之哉に相聞候間、長門守參着仕候はゝ、御禮未二申上一內に而も、罷越度奉レ存候、此段御聞濟被二成下一候樣、御內慮奉レ伺候以上、

八月十一日　松平大膳大夫內
幕府指令　小幡彦七
參府之御禮申上候に不レ及旨相達候間、勝手次第相越不レ苦候事、

是日世子出府に付參府之御禮、且獻上物之儀をも同く問出候處、參府之御禮幷獻上物に不レ及旨幕府指令有レ之、

十二日
○大井川洪水にて、渡船を停むを以て掛川に留る、

十三日
○世子掛川驛に留滯す、
○今日於二京邸一竹內正兵衛へ學習院一途の事務、江戸に於て取計を命し、又急に東下を命す、
○公熟ら思ふに、世子東行の事は實に重大の關係にて、いまた壯齡にも在せらるれは頗る思を勞せられ、適ま支封讃岐守在府の事なれは、世子へ力を副へ萬事包藏なく協議あらせられたく、左の書を贈り玉ひ、又閣老へも、世子の事務によりては、讃岐守を以て進啓することもあらんと、豫め申告せしむ、

一筆申入候、今度長門出府、御所向重大之御用筋周旋候處、壯年之義にも有レ之、何歟氣遣敷候付、御自分萬端被二相談一、我等存意相達候樣心遣可レ給候、恐恐謹言、

八月十三日　松　大膳
毛利讃岐守殿

十四日
○曉七時掛川を發す、辰刻大井川水減するを以て渡船を開く、八時藤枝驛に駐す、
○八月十四日、從行の山田亦介藤枝驛より、京師同僚への書翰抄錄、

薩邸の模樣、江戸より報知之趣に付、小五郎事、昨朝掛川驛より御先へ出足仕候處、薩の五代才助も川

留にて滯居、今曉一同にて渡川罷下候由に付、江戸着之上周旋事都合可レ致と存候、堀小太郎事、彌過る六日江戸發足と相聞候付、途中にて出會候はゝ對話之上、世子君にも御直に江戸之時情可レ被二聞召上一候付、出逢次第申上候樣被二仰付一、種々致二探索一候處、小五郎途中へ殘置候書狀にも相見候通、牧野木工介と致二變名一、十日以前愈々◎急ニイ致二通行一候樣相見候、猶又今日薩之飛脚通行にて聞合候處、三郎君にも來る二十一日江戸御立にて、休泊割之飛脚被二相聞一、右之都合に御座候得は、小五郎も間に合可レ申と存候、然處今日江戸より又々飛脚到來、過る五日堀小太郎事、京都尚發許に於ても公儀を不レ憚所業有レ之、於二內輪一屹度取締置候樣◎ニイ留守居へ沙汰相成、小太郎儀は全く變名脫走にて歸國致し候趣に御座候、右に付三郎樣御上京も早めに相成候共には無レ之哉、幕府には勅諚を順に請、油斷を付込薩を挫き、權を取返し候所置と被レ察候、唯今に至り候而は、薩もうか〳〵江戸へ出候は大失策之體に相見、此往此御方之御周旋振、尚天下之人情いかゝ歸向可レ仕哉、至而御大事之場合に立

至り、若殿様にも大に御案被レ爲レ在、此度之一着次第、眼前天下之治亂にも相拘り可レ申と存候、右に付郡負殿政之助様、無二御疎一最早御出立とは存候得共、片時も差急に付、◎被下イ急に御下向待入候、下略

十九日

○夕七時櫻田邸へ抵り駐駕、

○京邸の政員等議す、勅使大原卿島津三郎君西上の巷說頻りなり、若し世子の東下と隔離しては事頗適ならす、大原卿の議奏へ報書を見るに、勅旨は已に行はれ、他に周旋すへき事務もなしと、若永世安全の目途も確と立たらは、無上の慶事なるへけれとも、勅旨第三條の一項にても、僅々一二月間の辨すへきことならす、吾公にては、兩度までも朝旨を問糺して後、東下の擧にも及せらるゝことなれは、今四五月間は、勅使及島津君と同しく府下に在りて同心協力あるへき心算なりしに、實に事意外に出たれは、世子には豫定の如く着府あらせられは、勅使島津君とは一面會の日子は有るへし、然れは事宜によりては抑留して、今姑く事を共にせらるへきなるへけれとも、若し旅中にて背行にてもなりては、事の齟齬を生せしも難レ計、兩議よりは勅使留滯を諭されしは、已に三回にも及ひたれは、事の行違はあるましくとも、萬一の齟齬を慮りて、朝廷へ此旨を通暢て後事を詢定ありて可レ然やと、左の書を呈せられたり、

此度長門守儀重大之御用被二仰付一歸府仕候處、勅使幷薩州には歸京之由風說も有レ之、彌歸京にも相成候はゝ、御用之廉大抵勅使へ被二仰含一候儀に付、甚不都合之事、折角懸念仕居候、勿論長門守事、御一面會に及候はゝ、御用筋御運方之御樣子も御尋仕、御都合に寄候而は御引留をも可レ仕候得共、萬一も御道中驅違ひに共相成候はゝ御不都合之事に付、自然右樣之次第にも相成候はゝ、御半途之御用筋は、長門守一手を以周旋可レ仕と奉レ存候、御趣意筋におゐては兩度御窺をも仕、委細御附紙被二成下置一候御事に付、此餘は力のおよひ相働候はゝ、勅使幷薩州居合無レ之候共、皇猷萬一之御裨補可二相調一◎整イ哉と奉レ存候、尤越前惣裁職彌御召登相成候へは、諸事御直に御窺仕、薩州へも申合せ、大膳大夫於二爰許一周旋可レ仕候間、長門守事は、二◎三イ事之外御赦宥一條を始め、其外可レ成丈ケ盡力仕らせ候

樣仕度、旁之趣宜樣御沙汰被二仰聞一被レ下候樣奉レ願候、

右八月十九日中村九郎を以、中山殿へ進呈相成候處、即夜御付紙にて被二差下一候、

長州發足出府之儀は、去七月中勅使へ申達有レ之候儀、自然懸造面談無レ之節は、書面之通に而至極宜候事、

前文之通に付、本書其儘八月二十日之飛脚を以、江戸へ差遣候段記し有レ之、何日相達哉は、いまた不二相知一候、

二十日

○世子勅使大原卿の旅館へ謁し談話あり、又島津三郎君の邸へ往き面接緩話す、又越前老侯閣老へも往き面接あり、

○八月二十日江戸邸より京邸へ、世子出府、勅使及ひ薩君へ逢接、且勅書交換の事實報知書、江戸來島又兵衛、彌次郎重親より、京師周布政之助、宍戸九郎兵衛、山田右衛門、中村九郎へ、

勅使幷三郎君共、若殿樣御出府御待合せ無レ之、御歸京可二相成一趣に付而は、御旅中以來段々趣有レ之、委細其節之書取等にて申進候間、御承知可レ被レ成と存候、縮る處勅使御事は、十八日御登城之上御樣子有レ之、御發駕少々御延引、來る二十二日之御都合に罷◎相イ成、三郎樣には彌明二十一日御發駕相成候由、右に付一應は勅使へも、十九日御差掛り御旅館へ御立寄、御相對之御都合に相成居候得共、右御日限御延引に付、十九日之御相對は御斷、二十日朝御出相成候樣にと、御役方より御乞合有レ之、三郎樣へは最前御治定之通、御差掛り高輪御邸へ御立寄、御面會之筈に御座候處、是亦十八日及二夜中一、大久保一藏より來島又兵衛迄、明日三郎樣御事俄に一橋樣より御呼出有レ之候付、若殿樣御面會は御斷被レ成候段申越候付、折角京都以來御乞合被二仰越一、御約定相成居候儀、夫故御旅中御繰合せ御急き被レ成候程之御事に候、何卒三郎樣御出掛けになりとも御立寄被レ成度、御掛合も相成候內、品川御休へ御彼方より御內使者被二差越一、最早時刻も移り候付、今日は是非共御斷被レ成候由被二仰越一候付、無二御餘義一直樣御屋敷へ御着駕被レ遊、左候而右御兩方樣共御乞合之上、今朝五半時之御供揃にて、勅使御旅館へ御出、被レ成二御面會一、綾々御對話◎談イ被

レ遊、一應御歸殿、御二度後之御供揃にて高輪御邸へ御出、三郎樣へ綾々御相對被レ成、薄暮過御歸殿被レ遊候、右御兩方樣ともいつれも都合、御懇切之御扱にて、御都合能被レ成二御座一候由に御座候、乍レ爾右此内以來之御仕向振、甚合點參兼候付、段々探索をも仕候處、此度若殿樣へ被二差下一候勅諚之内、伏水一擧死失之面々御宥赦之儀、被二仰出一候處に而は、薩藩にては◎於てはイ御面皮を被レ爲レ失儀と御引請、大きに御不平之由、此内小五郎へ藤井良節より情實吐露仕、尚中山中左衛門口氣に而も、其段被二相窺一候由、尤右之外第一には公邊へ御申立之廉、尚此度堀小太郎へ御沙汰之次第等御都合不レ宜儀有レ之、右之通御發途御指急之御樣子にも被二相窺一候、右伏水一條に付而は、勅使へ頻に御張込み被レ成候付、勅使も御込り之御樣子に而、其段京都へ被二仰越一候儀も有レ之哉に被二相考一候處、十八日小五郎へ御話之節、右伏水一條之御文言御除之儀、京都より被二仰越一候由被二仰聞一候付、小五郎より理解申上置候儀も、最前又兵衛より其元申進候通に御座候、右小五郎申上置候通、夫而已に殿樣鞆

下に御詰居被レ成候儀に付、右之通勅文御動き等之儀有レ之候は丶、於二京都一第一に殿樣へ被二仰出一、勅諚御取替等之儀、若殿樣へ被二仰越一候上、於二爰元一御奉行被レ遊候樣無レ之候而は、御筋合難二相立一、且世上之雜說等も難レ計、乍レ恐朝廷御威光へ相拘候◎申イ義も可レ有レ之哉、若も於二爰元一勅使より被二仰越一、御取替等被二仰付一候は丶、早速其趣一應京都へ被二仰越一、右之御次第相立候上御奉行被レ遊候外有レ之間敷、其内之儀は若殿樣御所勞之御唱に而、幕府へ被二仰入一、等御見合被レ成候而可レ然と、御差掛り若殿樣於二御前一一同被二召出一、及二深更一候迄會議被二聞召上一候、然處重大之勅諚御奉り◎行イ被レ成、日夜御衆行御出府被レ遊候而、無二御餘儀一參り懸りとは乍レ申、御機嫌合被二仰立一御取掛り不レ被レ成候而は、何とも御誠意におゐて御安んし難レ被レ遊儀に可レ有レ之、殊に冤罪御赦宥可レ被二仰出一儀を、於二幕府一已に御心當りも有レ之候哉、當節右勅諚之内之御廉、御内々御吟味も有レ之哉之御模樣に◎被イ相窺、若も此御方より勅諚御差出無レ之内、右之内一事にても、於二幕府一被二相行一候樣之儀共有レ之候而は、

折角御盡力御奉行之御詮薄く相成、御都合いかゝ敷可二相成一哉、右御文意御除之儀は、勅諚中之御一廉に而、御大體之御動き等にては毛頭無レ之、現在勅使御在留に付、朝廷より被二仰越一候儀を御傳達相成候儀に付、全く朝廷より之御沙汰にて、只殿樣へ御沙汰相成候上、若殿樣御受行被レ成候御筋合難二相立一候付、早速御奉行難二相成一御譯柄に候へは、其儀を勅使へ得と被二仰上一、右於二京都一殿樣へ御沙汰少々御遲延に相成候共、御次第之儀は屹と相立候樣、勅使より御請合被レ成候上は、速に御請御奉行被レ成候而も可レ然と御評決相成、今早朝小幡彦七儀、大原卿御旅館へ被二差越一、右若殿樣御懸念之廉入々申上、右掛念之筋に付而は、長門守儀は所勞等申立、京都之御都合承合候外參り道無レ之候處、右樣にては重大之勅諚奉り居、自然と機會に後れ候儀も可レ有レ之、甚差湊當惑仕候段申上候處、大原卿におゐても御尤千萬に被二思召一候付、其儀は無二御掛念一、早速御奉行相成候樣にと、身柄より御請合御達いたし候都合に可レ致と之御事に付、右樣被二仰付一儀にも御座候はゝ、其段早速京都其御向

へ、右長門守へ早々奉行仕候樣にと御達相成候段、被二仰越一被レ下度段をも申上候處、早速御書可レ被二差越一候付、此御方より飛脚差立呉候樣にと被二仰聞一罷歸此段申上候付、若殿樣御出被レ遊、最前之勅諚御差出被レ成候處、右御調替之御草案御渡被レ成、追付一人被二差越一候は、御本書御渡可レ被レ成と之御事に付、追而大和彌八郎被二差出一候處、御整替に相成候勅諚御渡被レ成候、左候而薩邸へ御出之節は、右兩通之勅諚御寫被二仰付一御持參、三郎樣へ被レ入二御覽一候、右之通勅諚御取替、其儘御奉行被レ遊候儀に付而は、前段之通於二京都一之御次第難二相立一筋も有レ之、彼是に付一應殿樣へ不レ被二仰上一候而は、御筋合いかゝ敷儀と段々御掛念被レ遊、且此度御出府御周旋之儀は、第一勅使御在留に付、諸事被二仰談一、御差引をも御請可レ被レ成、三郎樣とも御同心御盡力にて御取扱可レ被レ成と、御心強く被二思召一候處、右御兩方樣共御歸京相成候而は、彼是之御都合甚御案思被レ遊候得共、重き勅諚御奉り被レ成候儀に付、御猶豫も難レ被レ爲レ成、甚以御心勞被レ爲レ在候御樣子に御窺申上候、右に付是迄之御次

第承知仕候者一人、早速其元に差登、前段厖々御入割委細申上候様被二仰出一候付、又兵衛事御用済次第出足、一道中大急にして可レ被二差登一と之御事に候、下略

○八月二十日在京江戸政府 ◎防長両天史によるに在京政府員の誤なるべし より萩政府へ、

若殿様順々被レ遊二御旅行一、御川障りも懸川宿にて二日有レ之たる由に候得共、御道割御迫立にて、御積通昨十九日には可レ被レ遊二御着府一之由、御旅中より到来、中略然処勅使幷薩州俄歸京之由、萬一御懸違御不都合之儀共に而は不二相済一事と、種々御案思仕、勅使一件御用済と申事に候へは、神州之幸福無二此上一御事、達而此御方御周旋不レ被レ遊而は不二相済一と申事に無レ之候得共、萬一も御用筋御半途之儀に候へは、勅使御居合無レ之候共、追々御窺済之趣も有レ之候付、御獨力に而も御取懸り被レ遊度段、朝廷御窺出相成、御沙汰之趣早速江府へ被二仰越一候付、假令御驅違ひに相成候共、強而之御不都合は有レ之間敷、其内可レ成丈は御面會之上、御引留之御手段可レ被レ爲レ成筈に御座候間、於二只今一は各別御案思も無二御座一候処、堀小太郎事、過る六日江戸出立、東海道可二罷登一由に付、桂小五郎途中行逢可レ申積に而、宿々相尋罷下候処、過る九日於二吉田驛一薩藩牧兵助と申姓名之荷物見受、其節は不二氣付一に而通行之處、荒井宿宿主申分に而、堀小太郎之變名にても可レ有レ之哉と初而氣付、折柄同藩五代才助と申者にも邂逅、右之話におよひ候處、右仁も定而堀小太郎に相違有レ之間敷由申候へは、荒井宿手前にて行違相成候由相話候由、折柄江府より之注進にも、小太郎事過る五日より行形不レ知、六日來島又兵衛事大久保一藏に面會、小太郎樣子相尋候得は、少々用事有レ之發途之由申候に付、何歟に混雜之體にも被二相察一、其後薩邸之樣子、蕊頭吉兵衛へ探索致させ候處、蕊頭は緣者に隱密取扱候者有レ之、堀事人相書を以御尋に相成候由、猶又仙臺藩之一條十郎と申者、堀事京都江戸におゐて、公儀を不レ憚所業有レ之候付、於二内輪一屹度取締置候樣御達有レ之由相話◎跡候段をも申來、彼是之樣子不二尋常一事に被二相考一候、於二爰許一本田彌太郎◎編の右衛誤之趣相尋候得は、小太郎事過る五日出足と申

事も不二承知一、十二日立之飛脚便に、彼肇跡之書一通無レ之候得は、定而江府不二居合一段は相違有レ之間敷候得共、一條話之次第抔は、絶而無レ之事と泰然談笑仕居、何か樣子有レ之秘し居候哉、眞實不承知之事候哉、一向不二相知一候、兎れにせよ、第一之謀臣匿名奔走之所行、何共不二尋常一一變動之體と種々評論仕見申候、此度三郎殿江府引取之儀、表にては御用済之樣に申居候得共、内實は諸事主意通相運兼、大不済之事に付、一大擧を謀り候爲、堀を密々差返たる歟、又は堀一人根深く論詰仕候を、三郎君、橋越奉命勵精之樣子に付最早無二盡期一儀に付、任官とも首尾能萬歳を唱へ度俗意發起、大久保其外一統正氣を挫候歟、右兩說之外には決而出間敷哉、公儀より之御内輪御尋抔は、決而杜撰之巷說にて可レ有レ之と申候得共、是亦屹と信用も難二相成一、いつれにても彼一身は薩一藩へ關係仕候付、何歟一變動之形容、不レ遠相顯れ可レ申哉、甚懸念之至に候得共、此御方には關東御着之御樣子も未二相分一位之御事に付、只今外之御處置振も無レ之、只々若殿樣御周旋いかゝ哉と日夜奉レ馳レ懷居候、前段之趣風聞相聞候はゝ、何かと御案思も付可レ申哉と存、荒增得二御意一候云々、

一爰元近來相變儀無レ之、近々之内千種岩倉抔罪狀相決候由、就而は兩議奏へも及ひ候由風說有レ之、實否難レ知、此内從二幕府一是迄諸事叡慮に相背候段、役々も不二相濟一次第、畢竟久世安藤不取計之儀に付、向後屹と相改め、朝命尊奉之處置可レ仕候間、越前當秋上京之儀は、暫く御猶豫被二仰付一候樣、閣老連署を以申來候由云々、

一周布政之助瘡疾後痔病差發、于レ今發足不レ得レ仕、竹内正兵衛、來原良藏、過日江戸被二差下一候、前田孫右衛門過る十三日着、今日御直目付役奉命相濟申候、下略

二十一日

○島津三郎君上京の旅中、程々谷驛にて外國人前驅の儀衝を犯し之を斬る、詳細別記あり、

○生麥の擧薩州の申告、

島津三郎下向之節、於二生麥一供方足輕岡野新介異國人を斫付け、其儘何方へ歟立去候に付、外國人共より再應苦情申立候趣御座候由にて、島津登幷私

被二召呼一委細被二仰渡一候趣、具に旅中へ申遣候處、又巨細手を分取調候得共、何分今以行衛相知不レ申候、併此者儀者、孰れにも召捕差◎指イ出候心得に御座候間、暫御猶豫被二成置一候樣奉レ願候、右に付而は、其餘相携候者も可レ有レ之、精々取調可二差出一、且又右一件、其場之次第相心得候者、呼戻可二差出一旨被二仰渡一、供頭山口彦五郎と申者差◎指イ出、町御奉行樣にて御尋有レ之候得共、先行列之內之儀に付、委しき樣子も分り兼候付、先供之內に而、右次第相心得候者兩三人可二差出一旨御達有レ之、尤右之趣御精細度々御沙汰承知仕、其都度々々其筋役人共へ細々申含、旅中へ差遣候處、前文申上候通、精々取調候得共、何分勇壯之者共數百人有レ之行列へ立隙り候に付、新助右之通取計候事に而、假令尋當候共可二差◎指イ出一筋に無レ之、行列へ無禮相働候者は、打果候古來より之國風仕來に候旨申立、其場之樣子混雜中故、外に誰々樣と見留候者も素より無レ之、先供之內より差出候迚も、御精答難二申上一趣に候、◎樣にイ、夫迚◎共てイ、被二差出一候事候はゝ、我々一同被二差出一度抔申張罷在、騷立も可レ仕哉之形勢御座候得は、此上取調之◎可イ致樣も無レ之候、就而は於二公邊一御程能外夷共へ被二仰渡一被レ下候ても承伏不レ仕、萬一國元へ軍艦差向候樣申出候者、外に致方も無レ之事に候間、薩州へ渡來仕候はゝ、皇國之御威光不二相汚一樣、精々穩に取扱、應接致し候樣可レ仕候間、右之趣可レ然被二仰諭一被レ下度段可二申上一旨、三郎申付越候、此段申上候以上、

閏八月二十九◎五ノ誤日　松平修理大夫內　西　筑右衛門

二十二日

○勅使大原卿江戶を發輿あり、前途の變ありしを聽き俄に品川驛に駐輿あり、

二十三日

○今夕幕府より令す、世子明二十四日登營して將軍へ謁見すへしとなり、又越前老侯より內翰ありて、明日は將軍親しく世子より勅書を受領する式あるへしとなり、

二十三日

○小幡彦七を品川の勅使旅館に使して、事情を候し慰問せしむ、又壯士二十四人を波多野金吾に率ひしめて、往て勅使の從衛を爲さしむ、大原卿、世子の好意を謝し且曰く、貴藩人數從衛は幕府の關係することもあり、且薩州の護衛を謝拒したる次第もありて、之を謝辭せさるを得すと、因て強て請ふ能はす、鎌倉の先公の塋へ參拜すと稱して、陰に護衛せんと決す、

二十四日

○世子登營、先つ諸閣老に面し勅宣の大旨、且奉命の次第を述ふ、閣老將軍に申し、將軍親ら之を奉受すへしとなれは、世子勅書を白木臺に置き、奉持して將軍の膝下に進み、其旨を陳て之を授く、將軍之を敬戴す、世子退き居る、將軍上の間圖際に出つ、世子圖際に進む、將軍召て膝を接し、京師の事情、開鎖の說、浪士鎭定之策を問ふ、世子悉く之を辨理す、時に一橋卿も座を接して縉紳家の景況を問ふ、田安卿越總裁諸閣老も陪列す、

○八月二十四日曉、吾か護衛士等鮫洲の路傍に候し、勅使の儀衛の過るを見て、十餘間を隔て左側を偏行して從ひ行き、夕七つ時に藤澤驛に至り、勅使の館へ隨ひ泊す、及レ夜卿より使を◎脫字カ護衛士に酒樽肴價金三百疋を賜ふ、乃金吾旅館へ出て謝す、卿會京師より報ありて答書を作り、暇隙なきを以て謁見する能はさるを謝す、

二十五日

○世子豫て約あるを以て一橋卿の邸に往く、卿正寢に迎へ、禮畢て閑室に招き飯を饗し緩閑談し移レ時、

○八月二十五日早曉金吾旅館に候す、昨日は世子へ報書を作り、明朝托すへしとの約ありしに、今朝執事堀口與膳謝して曰く、昨京師の報書等夜半に至り、疲勞して書を作る能はす、因て口頭を以て懇謝すへしと托す、

六時卿發輿、護衛士等路傍に蹲拜す、卿輿を卸し親しく謝辭を述へ、列士へも慰勞の辭ありと、

二十六日

○昨夜野宮宰相中將卿より使を以て、吾邸中より一人來るへきを令す、因て今朝周布政之助出候す、

當月二日於二學習院一御兩役御揃、若殿樣へ御達相成候、戊午以來降黜幽閉之輩早々赦免、水戶故前中納言殿へ被レ爲レ贈二大納言一度思召候等之御書面之內、近〻は伏水一擧等にて致二死失一候者共と有レ之御文言、御除き相成可レ然旨、若殿樣へ御達以後朝

議相改、其節大原卿へは、御再議之旨に御沙汰相成候間、此御方へ最前之御書面御取替可ニ相成一筈之處、無ニ其儀一御沙汰落に相成居候付、今般御改相成候御書面御下渡被ニ仰付一候、尤伏水之輩御褒賞無レ之筋に而は不レ被レ爲レ在、追而何分之御沙汰も可レ有レ之、其内此度之儀は、先坂下一件之輩までにて、可レ被ニ差置一と之御事に付、於ニ江戸一若殿樣御事、今般御改之御書面之趣を以御周旋被レ成候樣、被レ遊ニ御依頼一候間、此段殿樣へ申上、御書面之儀は早々江戸へ差遣、最前之御書面返上に相成候樣、取計可レ仕之旨被ニ仰聞一候由申出候、依レ之右御改之御書面差越候條、若殿樣へ御申上相成候樣にとの御事に付、書輸の文を抄錄す

右京邸の老臣中より江戸邸の老臣中へ、松島剛藏を急使して持し往しむ、

此事件は前日來、江戸邸の掛員等より京邸へ往復せし次第もあれは、有志者の向背へ關し不ニ容易一事體なれは、後に建言の策もあるへし、其情實は剛藏口頭に付すと也、

此日野宮卿より政之助へ內話の中に、

大原卿へ、長門守殿東下に付、滯府にて被ニ申合一候樣にと、四ヶ度迄兩役より申遣候へ共、大原卿より、長門守殿へ示談之事は何とも不レ被ニ申越一只管御用相濟候付、當月二十日江戸出足、歸京之上萬端可ニ申述一と計被ニ申越一候付、江戸之樣子委細之儀は相聞不レ申由被ニ仰聞一候、

二十七日

◎原本此間三行空白あり

我等此度之東下は、殿樣思召を以弊擁之道相立候樣、官武之間周旋之爲に候條、若家來中我等號令に背き候儀有レ之候而は、上天朝幕府殿樣へ奉レ對、不忠不信之名を負ふ而已ならす、折角殿樣御建白之御趣意も難レ達可ニ相成一歟と不肖之我等晝夜寢食も不レ安事候、然處古來氣節之士は奮激に堪兼、動すれは魁功名抔申事も有レ之、本ト忠義之志有餘より出るとは乍レ申、畢竟將帥之號令不行屆より出來、萬一左樣之儀有レ之候而は、我等恥辱は申迄も無レ之、上天朝幕府殿樣奉レ對不ニ相濟一候條、就も申合、能々其意を體し、我等周旋之誠意を相助、謹愼に奉公候樣可レ致候事、

八月二十九日◎按に此文書は毛利定廣より在江戸の藩士に下したる諭告書なり、

此分品川氏所レ贈散亂紙之中に有レ之、

閏八月朔日

二日

○於ニ京師一高杉晉作へ學習院一件用掛を命せられ、江戸に於て掛員中へ謀り勤むへしと命す、

三日

四日

○閣老板倉侯我か小幡彦七を召し、親ら授けて曰く、◎七字或衍

勅旨實際の處分、幕府に於て其旨を得さるもの、條款を記して授く、我藩の意を以て一々擬議して答んことを望む、

今日◎五日ノ誤幕府に於て行はる、

御使水野和泉守

水戸中納言殿

源烈殿御事、爲ニ國家一忠節盡力卓越候段深く叙感に付、被レ贈ニ從二位大納言一候付而者、猶又被レ繼ニ其遺志一、皇國之御爲可レ被レ在ニ御丹誠一段、京都より被ニ仰進一候に付、叙感之趣厚御心得、猶此上被レ盡ニ誠忠一候樣にと御意候、

五日

○世子、掛員等を召し、昨日の板倉か問に答んことを議せしむ、其問條に當り答辨を書せしむ、親ら往て閣老に答辨せんと擬す、

○京師に於て彈正を使して野宮卿へ左の如く兩通を以て上申す、

一通

先月二日於ニ學習院一御兩役より御渡御沙汰書兩通之內、御再評議被レ爲レ在、御文面御改相成に付、最前之分被レ成ニ御取替一候樣にと、從ニ朝廷一被ニ仰越一候旨、於ニ江戸一大原卿より長門守へ被ニ仰聞一候付、御書面御取替仕候段長門守より申越候、此段申上候、

閏八月五日

一通

先月二日於ニ學習院一御兩役より長門守へ御渡之御沙汰書、於ニ江戸一同月二十四日長門守より、大樹公へ御直御渡仕候段申越候、右御沙汰之廉々、彌御奉

行相成候は丶、其節委細可ニ申上ニ候得共、大樹公被レ成ニ御請取ニ候段先申上置候、

閏八月五日

○閏八月五日、公京師より江戸へ毛利登人を遣はし、世子へ周旋の深旨を告しむ、彈正が授くる申含書を錄す、

申含之覺

當今御周旋可レ被レ遊事柄におゐては、二事六ケ條にも不レ限、數件有レ之義に候得共、あまり御多端に相成候而茂、還而御成業之御目途難ニ相立ニに付、此度若殿樣於ニ江戶ニ之御周旋方は、六ケ條之內第一ケ條を御抽きに而、御目途を被レ付候迄被レ遊ニ御盡力ニ度、勅使並薩州盡力に付而、橋越御登用、幕政茂追々御維新之御事に者候得共、此度總裁職上京之儀に付、來書之趣に而者、未肝要破約攘夷之一條、決定之目途不ニ相立ニ候樣子被ニ相察ニ候付、於ニ此御方ニも二通勅諚之御周旋、御目途も相立候は丶、其餘は他事を不ニ取混ニ、純一簡固にして、有司に不取計人心之不折合之筋を以、假條約は勿論、下田條約茂御遠變之儀、外夷ゟ嚴重に申渡、就而は攘夷之御國是御決定に付、武備相整、決戰之覺悟相定居候樣、御沙汰相成候儀、早々御決行御處置被レ爲レ在度段、被ニ仰建ニ候而可レ然御事に候、萬一茂橋越を始め異論有レ之、幕議未決に候は丶、叡慮は不ニ相立ニ儀に付、無ニ詮方ニ御引取、其段被レ及ニ奏聞ニ、此餘者宸斷を被レ爲レ待、猶御氣附之趣を茂可レ被ニ仰上ニ、勿論叡慮におゐても、衆議公論をも廣く被レ成ニ御聽ニ度思召に者候得共、只今御決定之處、即ち五ケ年前より御確定之御事に而、皇國御持堅め之御良策、事理的當之御國是に候得者、列藩中におゐても、御謙虛御下問之勅文に泥み、異見を張り候ものは、決而有レ之間敷儀に付、列藩之儀無レ殘御聞合等之儀に者不レ及、斷然御獨立にて、速に叡念貫徹候樣、御周旋可レ被レ遊と之御事に付、旁之趣若殿樣へ被ニ申上ニ、浦靱負方、清水美作、根來上總へも可レ被ニ申達ニ候、

六日

○今朝世子板倉の邸に往き、其問條に應し一々答辭を述へ、昨日製する答辨書を與ふ、板閣老一々論判して之を受く、就レ中坂下の條、終に其意に落さる處あり、殊に東禪寺一事は、外夷との曲直を論するを以て、世子諭解して曰く、其形跡は固より罪ありと雖も、其爲レ國するの心事は全く憐むへきに非すや、然れは櫻田坂下の擧と同しきものあるへしとは論しられたり、

答辨書は左に載レ之

世子歸りて後再ひ其條理を討議せしむ、到底の論に云、此事外夷と對すれは固より曲直あるへし、然れとも其因て起る原は何事そ、癸丑以來叡慮に背き、外夷と條約調印せし罪を論するに非すや、此則幕府と曲直を論して後、其條理晰然たるへしと論決す、因て彦七小五郎等を、中根靭負、山田安五郎へ遣はして之を理解せしめ、又小五郎を淺野伊賀守へ遣はして之を懇諭せしむ、

閏八月四日板倉周防守樣より留守居役小幡彦七御呼出に而、先達而御沙汰書之內廉々御運方之儀御尋有レ之に付、同六日長門守より周防守樣ゟ及ニ直答ニ候次第、左之通に御座候、

一長岡驛等に而橫死之者共之一條、

右者水戶之家事にて、於ニ公儀ニ關係無レ之事に付、御所置如何可レ有レ之哉との御事、

長岡驛等之義者、素より水府之家事に付、於ニ幕府ニ御關係無レ之儀に候へ共、多人數橫死之譯柄、御愛憐之叡念難レ被レ爲レ止、委細に姓名等懷中致居候へ共、出生等更に不ニ相分ニ、水戶よりも見知人差出候處、全く水戶人にては無レ之由に付、眞之姓名且出生等之處も、分明に難ニ相知ニとの御事、

出生姓名等精密御吟味之上、不分明之部者不分明と、段々仰上候は丶、何と歟叡斷も可レ被レ爲レ在哉と奉レ存候、

一國事に死候輩之一條、

右者於ニ公儀ニ逐々御處置相成候部は、致ニ詮議ニ候は丶相知可レ申、乍レ然是とても中々容易に無レ之、諸國におゐて相果候部は逐一に難ニ相知ニ、如何致可レ然哉との御事、

公儀におゐて御處置有レ之、相知居候部者早急御調相成、諸國之部は、普く列藩へ御沙汰相成可

ン然哉と奉ン存候、

一夫々如ン舊相復候樣と之一條、

右者當時現存之者、家老は家老、平士は平士之舊位に復し候譯に可ン有ン之哉との御事、

舊之如く相復候と申御文面、御尋之通り奉ン存候、尤も死亡之者は別而葬祭等厚く被二仰付一、永く血食を不ン絕候樣にとの叡旨と奉ン伺候に付、何分御沙汰相成候はゝ、引請之面々に於ては、厚き叡慮に對し奉り、乾度相當之處分可ン有ン之儀と奉ン存候、

一前條之御處置被ン爲ン在度思召之一條、

右者戊午己未以來、於二地下一爲二國事一遂に橫死之者姓名、其向々取調不ン洩樣申上、其上於二京都一御處置被ン爲ン在候思召に可ン有ン之哉との御事、

姓名事柄等逐一被二聞召上一、御赦宥之御處置可ン被ン爲ン在思召と奉ン存候、然處格別之叡慮を以御赦宥之令被二仰出一候筋に候得者、根體之御制度に相觸候儀も、有ン之間敷哉と奉ン存候、

前書は後閏八月二十四日於二京師一三條卿へ彈正を使して、世子江戸におゐて之取計を申告せしめられたる書を記載す、

○大原卿歸京之由後に報し來る、

○毛利登人京を發し江戸に歸る、

○於二京師一高杉晉作に江戸へ往〳〵を命す、

七日

○野宮卿へ彈正を使して左の兩通を進呈す、

先月二日於二學習院一御兩役より長門守へ御渡之御沙汰書於二江戸一同月二十四日長門守より大樹公へ御直御渡仕候段申越候、右御沙汰之趣々、彌御奉行相成候者、其節委細可二申上一候得共、大樹公被ン成二御請取一候段先申上置候、

閏八月五日

先月二日於二學習院一御渡之御沙汰書兩通之內、御再評議之趣被ン爲ン在、御文面御改相成候付、最前之分被ン成二御取替一候樣に與、從二朝廷一被二仰越一候旨、於二江戶一大原卿より長門守へ被二仰聞一候付、御書面御取替仕候段長門守より申越候、此段申上候、

閏八月五日 ◎以上二通の文言前と重複今舊に從ふ、

○今七日島津三郎君京師へ上り、直ちに伏水驛へ退宿するの由、後に京師の報あり、

十三日

○江戸桂小五郎より京師宍戸周布來島山田中村へ贈る書狀、

一對州より今度有志之士四十一人出府、其旨趣は、四十年前より正邪相分れ御國政不二相立一候所、昨年魯夷渡來以後、益江戸家老全樞佐須伊織、專ら閣老安藤對馬守と相結ひ、竊に轉國等之事も相謀り、其上世子に直らせらるへき善之丞樣を廢し候等之姦計、差向猶豫致し置候ては、いか程之變動に立到り候哉も難ン被ン圖候付、右四十一人決心致候而國元出立、先月二十三日四日五日と追々着仕、五日之夜佐須を詰問致し、姦謀を逐一相糺し候處、致二自殺一候と之◎申イ事には御座候得共、實は致二刺殺一候に相違無ン之樣子に相聞申候、就而は右有志之者も逐々罷越候付、旨趣段々相尋候處、畢竟社稷を重する之論にて、善之丞樣御張出被ン爲ン成、速に御家督をも被ン爲ン繼、姦物を拂蕩致し、御國政を復し候樣仕度、就而は中々內輪之力のみにて、容易に難二相調一儀に付、御當家を御依賴申上候而、相果し度心願と被二相察一申候、爲二官武一御周旋被ン遊候に付而は、爲二天下一いつれ之處に而も、正を擧け邪を御拂ひ被ン爲ン成候思召に候間、對州之儀は御親戚と云、殊更に誠忠之者御助力被ン爲ン遊、御國內正に歸し候樣、御處置無ン之而は相濟間敷、乍ン然事柄不二容易一儀に付、由來能々承知仕、正眞之件々分明に相分◎知イ候はゝ、早速申上候樣可ン仕候、右有志之者願にて、不ン得ン止家老之者一兩度罷越、清水面會も有ン之候得共、遲々徹底不ン仕、今日も罷越候由に付、今日は浦大夫も面會被ン致、以來は有志之者も同伴致し候樣にと被二申置一候都合に付、其內委細相分り可ン申候、今曉對州家老浦大夫へ面晤（談イ）之次第承候得は、有志之者申分とは大に相違致し、其上有志之者同伴も、對國元仕かたき段申候由、左樣之都合にては、中々常にては治り申間敷、委細後便樣子相分り次第可二申上一候、

一過る六日世子君板倉閣老へ御逢被ン爲ン成候節、東禪寺一件、刺客と夷人と之曲直を被ン論候由に付、其始末一圖に合點に入不ン申、畢竟閣老は、井伊安藤當職頃より之時勢へのみ着眼被ン致候故、樣々說出候事と被二相察一、癸丑甲寅頃より之事情と御考察有ン之候へは、必す異論は有ン之間敷、たとへ此上何と被ン申候とも決而難ン被二折合一、公明正大之叡慮相

貫き不レ申而は不二相成一、一體東禪寺一件之面々は
全く夷人と曲直を爭ひ候心底は毛頭有レ之間敷、違
勅を憤り眞叙慮を奉し候而、攘夷を着眼致し候心
底は、本◎必すイ幕吏と曲直を相爭ひ候事にて可レ有
レ之、乍レ恐叡慮も其所を御推量、御愛憐に被二思召一
御事と奉レ存候に付、此段山田安五郎へも相論可
レ申と存、兩三度相尋候處、折悪敷兎角驅違ひ候に
付、中根翁負へ面會いたし、右之趣委細相談、◎論イ
且關西關東之事情大に相違致し、五六年前は、幕吏
之罪を糺し候位之議論に有レ之候所、今日之勢、專
ら德川氏之罪を相糺し不レ申候而は、所詮御國威御
挽回と申儀無二覺束一と談◎論イし居候段、且又姓名は
不二相知一、強而御不審に候はゝ、小五郎と被二仰掛一
候而も不レ苦候得共、爲二御心得一入御一覽二度存候
と申、平野次郎四月之内奏を相見せ候處、決而嫌疑
は無レ之候付、爲二心得一是非春嶽へ一見致させ度と
申候に付、春嶽公へも入二御一覽一申候、其後春嶽公
より被二仰越一候付、大監察淺野へも致二面會一、右之
通申陳候、尤平野内奏は見せ不レ申、總而關西有志
之談◎論イは右云々之儀に付、君臣之義を明にし、上

下之分を御正し、正眞實着に叡慮御遵奉無レ之而
は、所詮天下之人心折合申間敷と申證候、淺野發は
少々氣も付居候樣被二相考一候得共、數多之俗吏心
實一新致し候事、中々容易に無レ之、速に正邪之辨
分明に相立不レ申而は、兎に角人心之方向不二相定一、
此儀も追々迫込候得共、俄に不二相運一候、近日被二
仰出一候儀も有レ之候樣子に被二相窺一候得共、愉快
と申程之儀は有レ之間敷、井伊間部を始、安藤酒井
を今一層屹度嚴罰無レ之候而は不二相成一候、今度會
津上京之處尤大任に而、京師之儀悉く致二總括一、全
く大所司代に有レ之候、就而は自然酒井之轍を蹈み
候而は、忽ち天下四分五裂、土崩瓦解之勢ひ申迄も
無レ之に付、會藩へも上國之形勢可二申聞一と存候
處、春嶽公より會公へ御噂有レ之候樣子に而、會藩之
者御屋敷へ罷越候間、眞に叡慮を被レ奉レ安候思召
に御座候はゝ、是非御立前正邪之辨等御正し無レ之
而は、所詮天下之人心安堵不レ仕、折角御上京被レ爲
レ成候共、一通り之幕吏上京と相心得、其詮有レ之間
敷段をも相論し候處、至極同意にて、會藩よりも追
追幕へ張込み候由に御座候、何卒徹底仕へく◎かしイと

存申候、御上洛論、世間之見込いかゝに候哉之段
も、春嶽公中根を以御尋有レ之候付、世間有志之者
見込に而は、幕威を盛穀之下に振ひ、朝威を挽ませ
候、例之幕吏之黠詐權謀に而可レ有レ之と、甚危懼致
し居申候、自然萬一ヶ樣之次第に而は、御上洛を建
白仕候者迄、天下へ申分無レ之趣をも申上置、其以
後中根より承候へは、春嶽公御噺に、是迄實に關東
之所置に而は、何と被レ疑候而も理解難レ被レ成、現
場にて名分御立被レ成候之外有レ之間敷と御申被
レ成候よし、御上洛論會津よりもせり立候歟に察
れ申候、來春中には相運ひ可レ申歟、是非此度之御
上洛は、海上に而有レ之候へは無二此上一事と存、越
へも屢々論込候處、春嶽公にも元より左樣被レ爲
レ成度御存意に有レ之候由相聞候得共、何分にも幕
吏之調らへ埒明き不レ申候樣相見申候、是非共海
上に仕らせ度、盡力此時と存候、且又京都町奉行、
禁裏附武家、朝廷を輕蔑致し候趣も、逐一春嶽公
入二御聞一候樣中根迄相咄候處、春嶽公仰に、幕吏よ
り第一に朝廷を尊戴不レ仕而は不二相成一候處、今以
是等之舊習有レ之而は不二相濟一儀に付、此度永井玄

蕃京都町奉行被レ命候付、於二越邸一面會、京都之事
情逐一說得致し吳候樣との儀に付、先日竹内同道
可二相越一存居候處、折柄永井内輪俄に流行病人有
レ之、斷り來り候間、其儘延引に相成居申候、京都に
おゐて幕吏舊習之廉々、森孫六輩之姦徒姓名等被二
仰越一候は、、此段委細申込置度候間、後便御承知
之件々、御知せ可レ被レ遣候、下略

尙々勅諚一件に付而は、種々御配慮奉二遠察一候、
伏水暴舉、偏に長州之術中より出、又候此度伏
水一舉赦免も、長州より之建白に而勅諚中へ相
加、終には三郎殿面目を失ひ候樣相謀候歟、◎と脫カ
三郎殿供從一連中大に疑ひを生し居候もの、間
間有レ之候趣に相聞、此段御注意可レ被レ成候、尤
藤井良節も、最初は伏水暴舉同樣に、長州術中よ
り出候歟とも疑ひ居候へとも、疾く氷解致し候
付、此度御赦免論も、格別疑ひ居候樣には被レ察
不レ申候得とも、前條之行懸りも有レ之候事に付、
於二叡慮一は、伏水徒も櫻田坂下之輩同樣、偏に
爲二天下一可レ除レ姦と存詰候心底に付、其心を御
愛憐に被二思召一候御旨趣に付、此段得と可二申

論ニと存候處、兩三日之事に而其意を不レ得レ盡、其以後も伏水疑念之談、ニ島津淡路守樣家中よりも粗承り候付、此段申上置候、

十五日

○佐久間佐兵衞へ出府を命し、學習院御用一件を江戸に於て引請務めしめ、浦靱負か指揮を受しむ、京邸にて命す、

○楢崎彌八郎文學習業として江戸へ往を命す、

十六日

十七日

十八日

十九日

二十日

二十一日

二十二日

○周布政之介、佐久間佐兵衞急に江戸に至る、

二十三日

二十四日

二十五日

二十六日

二十七日

○於京師中山卿へ筑前彈正を召し、過日公より建言ありし攘夷決定之策へ對し、勅答書を賜、此勅答は本記に悉レ之、後筑前へ命し、江戸へ持し世子へ達せしむ、該記にては、筑前東下前に佐久間佐兵衞に持下しむ、世子始めて拜覽ありしを以て、其條下に記載したり、

二十八日

二十九日

九月朔日

二日

三日

○毛利筑前へ親ら授曰、學習院の事今度朝旨仰出されたり、卿へ托して江戸へ下らしむ、此旨詳悉に長門へ報告して、彼地にて勉精周旋すへしと、因て急に東下せしむ、

○中村九郎へ、學習院の事務江戸に於て擔任せしむ、

○來島又兵衞中村九郎へ速に東下を命す、

筑前か持し下る朝旨は、即ち前月二十七日中山卿より拜賜ありたる勅答書なり、後十一日の條に載

す、

四日

五日

○近衞家用人蔭山伊勢介より中村九郎へ、明日關東へ發途之趣に聞く、因て御用の儀あり、野宮卿へ速に行向ひ候樣にと書翰を贈る、乃九郎出謁す、卿より左の辭令を授く、關東に往き世子に贈達して周旋あるへしとなり、

尾張前中納言、先年以來國家之御爲被レ盡二忠誠一候段、厚く叡感に付、大納言推任被二宣下一度旨、去八月被二仰出一候處、重忌中に付、忌明後可二申達一旨言上有レ之候間、此頃申達之事與被二思召一候、猶亦以來國事政務方取掛盡力之儀、關東より申渡可レ有レ之、長門守周旋有レ之候樣被レ遊度被二思召一候間、此旨可二申達一御沙汰候事、

九月

九郎又問曰、御沙汰文中に國事政務方と有レ之は、外國の事を始め、幕政諸務に御預りの由に候哉、卿答ふ、然り、春嶽侯へ萬事相談せらるへしとの御旨意に在らせらるとの事なり、

六日

七日

八日

九日

十日

十一日

○飫肥藩士稻津濟人來り、秋良敦之助を介して、政之助小五郎へ面せんことを請ふ、二人多務を以て辭し、敦之助に代り聽しむ、曰ふ、幕府制度變革の擧は、偏に春嶽侯の意中より出たることにて、德川家の一大事なり、諸藩賜暇の事は、已に來る十五日に發令あるへきと聞ゆ、府下物論洶々たれは、發令の前に早く職を辭せられ可レ然、府下老儒安井仲平、芳野立藏以下首として之を周旋す、濟人も其議に加りたれとも、彼老儒諸先生の言は不平なれは、其救護の術を吾藩へ依頼せんと謀ると、掛員等議して世子の旨を取る、彼物論は、府下之小民、別侯の驅徒役使を業として生を營むもの夥し、彼等か糊口の窘困するを以て、其主義を怨恨するに出るなり、而して越侯の職は叡慮の深旨より出たれは、若し小諸侯或は俗論輩の怨說、天下

を德川家の天下と思考しての論旨なれは、將軍輕易に信從しては、再ひ大紛紜を萠生すへし、近日世子老尾侯へ會談せは、悉しく說解すへしと決し、又越侯及板閣老へも、其意を往て說しむ、

○佐久間佐兵衞京都より來邸す、其報し來る件如レ左、

一京師に於て土佐侯へ松平土佐守、勅せらる、土佐守滯京を、父容堂と交換して京に在らしむへし、其詔書は本記に載レ之、

一閏八月二十七日、中山家より筑前彈正を召し、左の如く勅を賜ふ、一通を謄寫して佐兵衞奉し來る、此勅書は近日筑前に命し持し下らしむへけれは、先密藏して發揚すへからすとなり、

先年以來被二仰出一候擾夷之儀、叡慮御決定之趣、御良策出レ于二此他一間敷に付、斷然獨立可レ有二盡力一決心之旨言上、先以叡念御符合、深以御感悅御事に候、何卒抽二丹精一周旋有レ之、公武を始め萬人一和一致に而、爲二神州一盡二精力一、早盤夷拒絕に決定候樣、幕吏へ掛合之都合に相成候樣、被レ遊度叡願に被レ爲レ在候、此由可二申達一御沙汰被レ爲レ在候事、

十二日

○越侯より毛受鹿之助を使し、昨日世子より兩回も事情を告知せられたる厚意を謝し、又明日夕彦七、政之助來らは、諮詢せんことを請ふ、

○阿藩の森雄助、上の山藩の金子與三郎來話す、雄助は吾藩周旋の眞意を疑ふ所あり、與三郎は世上儒家者流の迂論を、吾藩にて辨駁せしを聞き、疑慮する所ありし狀なり、

○對藩大島友之允、樋口謙助、多田莊藏來話す、彼藩內紛紜之趣は小五郎之を委したれは、京師に上せ周旋を命せられたく、其時は彼三人も同しく上りて計議したくと、迫切に請ひたれとも、政之助か府に來るも日淺く、情實詳悉せされは、即今小五郎を上京の事は諾し難けれとも、何れか上京して、公へ詳述して君旨を取るへし、其時は三士も上京あるへしと諭したり、

○尾老侯より、前日來世子往て見んことを謀られしに答て謂ふ、方今の居邸は至りて狹隘、且家室同居の體にて、世子の引接もなり難し、登營の時面接は易けれとも、忽卒にて熟談の間を得難し、然れとも時事の計策は、交互謀議を勞したきことなれは、書翰を以て相通報諮議せんことを希ふ、

十三日

○春嶽侯族ありて、政之助等か來邸を辭拒す、

○齋藤篤信齋來話す、故水老侯の贈官を謝し、正議の振張を欣ふ、

○前に橫濱に於て外人より購ひたる蒸汽舶、我邦人はかりにては運轉なし難し、由て長嶺內藏太、井上聞多來り訴ふ、村田藏六も亦來り謂ふ、蒸汽機關師と指揮者にて六人は、外人の習熟する者を要すと、因て議して謂ふ、攘夷の時、外人を雇ふは從來禁する所なれとも、海軍の術を開かされは海戰は爲し難けれは、不レ得レ止事なり、外人五六名は雇傭しても宜しかるへしと決す、

○尾老侯へ世子より書を投す、

○世子麻布にて夫人の宮に謁す、

○政之助等會邸に往き、石澤民衞、小室金吾を訪ふ、不レ遇、秋月悌次郎を訪ふ、閑談夜に及ふ、席上水戶の川俣才助に遇ふ、悌次は三港依レ舊の說を持す、因て破約の說を條理明解す、要レ之に會は士氣質朴、有爲の國なり、勉て開諭せんことを求むる所以なり、

○對の大島等三人又來る、小五郎の上京を固く請ふ、

○竹腰兵部大◎少の誤輔は負譴して退隱を命せられたり、

十四日

○安井仲平、前に秋良敦之助か忠告を答謝するの書を投す、云ふ、嘗て諸侯を皆國に就かしむる、恐くは失策ならんとは、一二懇厚の友と書生の常談せしことあり、全く無心茶話のことなれとも、外間予か異議を企るなと浮說もあるよし、君の忠告は感荷に堪す、此餘も亦解說を煩はさん、口の禍も亦可レ畏、噬臍して以往は口を箝せんとするなりと、

○小五郎島津淡路守の邸に往く、彼邸の說を聞く、明日吹上園の招宴は、列侯へ乘馬の技を一覽し、各々胸中の眞僞を鑑定せんとの、一橋越老の建策なりと、

○政之助越邸の中根へ面會し、叡念攘夷確定の由を述へ、又彦七、佐兵衞、小五郎、政之助等老侯へ拜謁を請ひ、尙ほ一橋へ拜謁、幷岡部駿河守、淺野伊賀守等へも同しく面接したく、老侯より指授ありたき旨を請ふ、

○楢崎彌八郎土の間崎哲馬を訪ふ、哲馬密に話し云ふ、彼老侯近日政之助等を召して、吾藩周旋の深意を悉せんとす、彼近臣等謂ふ、他藩の臣を召し談することあらは、臣等亦關係すへしと、侯甚不平にて曰く、汝等聞くとも會する能はす、寧ろ長門守へ直接に相謀るへしとて、召呼の事は姑く停めたり、政之助等強く請求せは、接對の事は行ひ易からんと、侯の意あり、内事の醜齪甚恥つへきことにて、近く大鼾陟をなして更態を清めんとすと、

○坂上忠助今夜笠間より歸る、彼地の情實を詳報す、

十五日

○世子朝六時治裝して登營す、是日將軍家列侯を吹上園に享す、初め列侯同しく將軍へ謁見して、一橋刑部卿、松平春嶽侯、誘ふて庭内の瀧見の茶亭に憩し、又轉して紅葉亭に入る、饗膳を供し、食間函織の絹各二端を賜す、酒出て、將軍出て臨す、後見、總裁、諸閣老、自ら酌を取て客を勸む、給仕の諸員を近けす、將軍入りて後、後見以下又列侯を誘て庭に歩す、廣平の草場に抵り、絹曳の乘馬三列を爲し、之を觀せしむ、三舍の看馬所を設け、上舍を將軍とし、中は列侯、下は後見以下とす、各舍に入て茶菓を饗す、畢て瀧見の茶亭に退き、圍て散す、世子邸に歸るは已に薄晩なり、

是日世子の服は、木綿の外套に小袴、紺色の羽織を着く、他の列侯は皆綿紗の外套、絹の襠高袴に、白布の羽織を穿てるを以て、給仕の禿頭等、同し服に更んことを世子に勸む、不レ肯るを以て有馬侯に之を告く、侯曰く、長州の服稱へりと、

○加藤有隣か投書を領す、政之助等議して曰く、其人學業は頗る練熟し、議論も正しけれとも、有爲の人と思はれす、水藩士等は其心事を疑ふ者又多し、吾邸に招聘して物論に觸んも難レ計し、而れとも其沈滯坎軻も亦憐むへし、故に之を出府せしめ、上野圓珠院に客寓せしめ、從來論著せし書を淨寫せしめ、公の覽に供して可レ然や、此旨を京師に悉して公の旨を取る、

○會藩士石澤民衛來り、頃ろ彼藩の留守を命せられて、蕃何の任にて多務の人なりと聞ゆ、佐兵衛に接して京師の近況を問ふ、過日秋月氏へ告る如く、破約攘夷の決論なければ不レ可レ然と忠告す、諸して退る、

○水藩大野謙介來話す、密に三項を告く、

一水野閣老は、前日土佐守と結ひ居て頗る罪狀あり、一水藩の景況、武田以下の有志士解釋にはなりたれとも、姦黨の權勢毫も減せす、武田等か勢を復するやう吾藩へ委頼す、

一山國喜八郎（元と一橋卿の幼齡間用ありたし、一橋卿の左右其人に乏しく、動もすれは俗説を進入するもの多き故なり、師範を務めし人なり、）を一橋卿へ進めて信

謙介へ、吾藩へ攘夷の嚴勅ありし由を密に告く、感泣して喜ふ、發表の日に至らは、早く一通を謄寫して贈られんことを乞ふ、

○世子品川邊を騎遊し、購求の蒸汽船を遙眺す、今日は彼舶へ外人等夥しく搭載し居るゆへ、世子の乘入に障るを以てなり、

○今日吹上招宴の次第、幕府茶禿谷村三育より追て錄報す、

瀧見茶亭へ大久保越中守誘導す、

一掛物　左蘆雁　牧溪
　中幅唐　顏輝
　右蘆鷹　牧溪

一香爐　青磁向獅子

　卓花瓶織線詩箱

一棚軸物　晉王右軍無事帖　羲之筆

此時刑部卿始春嶽及ひ閣老出て對話、湯漬を饗す、

給仕小納戸衆、

置合　三杯漬　香のもの
　みそ漬之子　小かぶ　生漬瓜

椀　玉子どうふ　わさび
　杓子とり　しんじよ

肴　鯛鹽ふり燒

吸ものさいあけ　芽うど
　めじ茸

將軍出座、緩々と言ふ、列侯謝す、

杯を賜ふ、納戸衆之を奉す、將軍手ら各侯へ授く、

越中守腰刀を脱して酌を執る、

煮染　紅かまぼこ　河たけ
　白ゆず

各侯へ箱館織二端を賜ふ、小納戸衆各臺に置捧け出、各侯拜謝す、

刑部卿又酌を執る、酒を侑む、

刺身　鯛赤身作り　紅白大根　からしみそ
　保良　わさびぜうゆ

將軍辭して入る、各杯を懷にす、

吸物　鹽すまし
　鯛なろし身

畢て庭内を回歩す、此時春嶽、閣老、若老、奥衆、大小目付伴行し、瀧坪の邊、鳩の腰掛、柏山通茶亭、不動ケ瀧、廣芝、棘土、腰掛を廻覽し、還て中舍し看馬

所に各坐す、

將軍又上舍へ出座、

緑高盛にしめ　紅蓼蒲鉾　こしき玉子
細引椎たけ　水くらげ　色付焼さゝめきそぼらかけ菜

同菓子　かすてら　柚もみ梅
桂菊　二色ようかん

此時又乘馬母衣引始レ之、

畢て並木街道を經て建場茶店に至る、賣揚飾り付く、

並木茶亭裝束

掛物布袋　無準筆

香爐青磁不破

盆堆朱獅子

歌書源氏末摘花　四行筆

筐入柿賜レ之

又新茶亭に抵る、

掛物風湖山水雙幅　高然暉筆

上座の床、

掛物河庭秋月　牧溪筆

盆石猿覺

座敷

臺子梨子地螺甲蒔繪

風呂釜三個道具

茶入數至

茶杓甫竹作

茶碗井戸

棚内より三角棚遠眺所、

望遠鏡を出す、

並木の段より鷹狩場、田中路、廣草場、

茶亭

掛物盧山瀑布圖　玉澗筆

畢て紅葉の茶亭に往く、

是時春嶽以下別れ退く、

紅葉亭

掛物遠鷺蘆雁　馬遠筆

壺子種　有馬筑後守上

茶室擬かけにて數寄屋頭出て茶供す、

濃茶豫備したれとも、夕に迫るを以て、薄茶を厨調にて之を供す、裝置は、

掛物歸雲の二字　無準筆

花入大そろり

風爐土風呂

釜大磯

水指南蠻縄すだれ

茶入松前屋敷　佐竹右京大夫上

茶杓利休作

茶碗利休井戸三島刷毛目

蓋置竹

水洒曲

羽箒鵜

香合堆朱菊

炭斗臺

灰入柳川

畢て花擔馬場を經て瀧見茶亭に還る、春嶽閣老出會し、各侯辭謝して退く、

池側より左へ廻り、廣門を過き退き散す、此處にて刀を帶し、騎徒を列す、

今日吹上園出會の各員は、

春嶽候　豐前守　和泉守　周防守　圖書頭　閣老以上

田沼玄蕃頭　稻葉兵部少輔　平岡丹波守◎以上若年寄

坪内伊豆守　村松出羽守　大久保越中守右御用取次

佐野伊豫守　福村淡路守右小納戸頭取

松平對馬守大目付

神保伯耆守　大井十太郎右目付

高田三節數寄屋頭

○薩の高崎猪太郎來り小五郎對話す、堀小太郎を此回赦罪の員に加へられんことを、越候へ周旋あらんことを依頼す、小五郎問ふ、伏見一舉の各員、貴藩士の注目する所如何、彼云ふ、此舉は全く正義の事なれは、天下の公論歸する所あり、必す赦罪あらんこと、一藩有志の願ふ所なりと、

○營中に於て、板閣老より世子に謂ふ、安島帶刀、鵜飼吉左衛門以下の罪犯赦宥の事言上すへし、障碍の事はなしやと、世子答ふ、障る所なしと、營中にて又尾老侯へ世子謂ふ、幕府の改革は頗る難事なるへし、物論も多きと聞く、要職の變遷に成るへきやと憂慮すと、本根の大議に及はんとすれとも、他事に障へて持論を盡すことを得さりしとなり、

十六日

○政之助、小五郎、佐兵衛、同しく暮時より岡部駿河

守か第に往き、昨日中根靭負より照會ありしによる、○兩公昔年來勤王之志業を縷說し、方今叡慮確定之趣を明晰せしに、駿河守一々其說に同し、又云、彼約攘夷の事は、鎭邪の劍不レ振ては各國之嘲笑を招くへしと、其意中忌戰の俗情なりと察しけれは、右名劍の言に敷衍して百端理解せしに、其旨は會得せしとのことなり、僅半宵一座の間には、牢習解散にも至り難けれは、近日春嶽侯へ拜謁せられは、國家の爲赤心を盡さるへしとて退く、

○是日先つ齋藤篤信齋翁を訪ふ、翁其宿願を縷述して、吾藩別業沙村に寓居を請ふ、是より先き、翁は其數子及數十人の門生を養ひ、劍技を張擴して、國家有事の時、爲レ國報侮の任に當らんとす、門生供費に困むを以て、沙村地の曠荒をも開き、生計を助け、且農事の力を以て身軀の强壯を養成せんと欲し、數々請乞すれとも允命を得さるを以てなり、於レ是政之助等議して謂ふ、翁の國の爲にする、至誠亦嘉奬すへし、今日に至りては兩公及夫人家族とも就レ國て、此地に遊覽の國をも要せされは、其願志を允さんも可レ然と、後京師へ申告して公命を請ひたり、

○彦七板倉邸に往き、執事へ面し問ふ、昨日營中にて世子へ語られたる、安島以下處分の事は、世子へ席上の話なるや、又公然達せられたるやと、執事、侯の旨を以て、近日行はんとすれは、昨日退に接したれは可レ然達したりと答らる、

十七日

○來島龜三郎、平川藤兵衛、長崎より海を航し來り抵る、

○一橋卿へ世子より書を贈り、政之助等か謁見を請ふ、

○越の毛受より書を贈り、老侯又風疾ありて、今夕政之助以下四人に接見する能はさるを辭す、昨日、今夕を期し接遇すへきを照會ありしによりてなり、

十八日

○彦七、佐藤清五郎へ往て問ふ、明春上洛の時、列侯の豫參は如何と、清五郎答ふ、幕府より命するや、又列藩の願請に依るや、未決、已に願出たる郡もありと答ふ、

○世子今井谷邸へ往く、

○壬戌丸役員等、分職分科等級等、村田藏六等に授けて詮議せしむ、

○山縣半藏去る十三日京師を發し、今朝邸に歸る、公より世子へ贈る書を奉し至る、且京師の近狀を報知す、如レ左、

一攘夷の決舉、近く關東へ發せらるへし、初は來る年頭の聘使柳原坊城の兩卿へ付し令せらるゝことなりしに、今改めて轉法輪三條卿（今の三條公）を下さるゝ由、副使は姉小路卿ならんと即今擬議中なるよし、勅使東下は中旬やに聞けとも、少しは延ふやに圖らる、

一初め春嶽上京猶豫せんことを辭謝せし末文に、時勢難レ被レ行儀は御斷をも可二申上一とありしを、嚴なる勅旨を仰出されしに、其奉答に上陳せし奏書の寫、（朝廷より嚴なる勅旨の文、未た曾來らす、近日九郎か東下の時、持し來るへしとなり、）

秋冷之節御座候、（中略）然者本月九日附御紙上之趣謹承仕候、攘夷之叡慮は兼々相伺居候儀に候得共、決而其邊之豫防に申上置候儀に者無レ之候、近くは島津三郎官位一條の如く、無レ據次第も御座候節は、乍レ恐（◎不レ顧イ恐）此表之事情を以、御斷申立候樣之儀も可レ有二御座候間、此段不レ惡御含置之程所二仰奉一イ（◎冀）に御座候、春嶽上京之儀も追々取調、此節專ら改革筋に取懸り候處、事務益多端に而、次第に延引仕奉二恐入一候得共、何分今暫御猶豫之儀も、御含置可レ被レ下候、此段御再答如レ此御座候、以上、

閏八月二十六日

閣老中

松平春嶽

德川刑部卿

坊城大納言殿

一肥後藩より內勅の奉答書を上る、別に二條家へ家臣より出す寫、

今度御內勅之儀、於二越中守樣一冥加至極難レ在被二思召一候段者、御請被二仰上一候通に御座候、就ては薩州長州御同樣、御上京被二仰出一候御事に可レ有二御座一候哉、差寄外夷御拒絕之叡慮に被レ爲レ在候得共、何時干戈之崩有レ之、御出馬或は人數被二差出一、外夷御拒絕之叡慮に被レ爲レ在候得者、衆而御手當は有レ之候得共、御家督後日淺く、新政之折柄にも有レ之、一際士氣を被レ爲レ振、軍用之御手配等、可二相成一は御在國にて被二成置一

度、此段左府様迄御内願被二成置一度、尤御上京と申儀に相成候へは、關東へ御伺済も不レ被レ爲レ在ては、其儀難レ被レ爲二出來一事にて、前條之通りの御心得にて、御在國被レ成度との御儀に御座候事、

肥後

閏八月　　田中八郎兵衛

右件に因りて、本月十二日議奏より前田孫右衛門を召し、書を以て令す、

肥藩の儀は同列の事に候得者、萬端申合候樣被二思召一候趣、

◎原本此行空白

因て土屋照之介を肥後へ遣さんと準備ありたり、

一容堂老侯幕府へ建白五事の中、

春秋行幸、

宮殿造營、

右二項幕府に採用ひて着手せんとし、橋越二侯へ擔任して經營せしむ、明春將軍上洛の時、朝廷へ叡供◎白（カ）せんとす、是は小南か話、

○手塚律藏報す、彦根藩創封五萬石ありて、人民等不服にて頗る紛亂を生し、三浦内膳、中井矢五八、唱首して其藏四百人餘、府に出て歎訴せんとする由、

○山縣半藏か持し來る、公より世子への書翰中、

大旨

一攘夷の復命三等の事、

一兩公歸國の事、

一勅使へ將軍より答辭あらは、世子速に歸洛之事、

一蒸汽船購求は公の旨に協ふ事、

此大旨に應し、世子從行の各員等數術計議する如レ左、

一奉勅の事項、水侯贈官を始、安島其他有名の鄕の處置、幕廷に於て行はれは、其餘坂下東禪寺以下多員の件は、多少の日子を費すへし、就ては將軍家に於て勅旨を感銘承順し、逐次宸襟を安せらるやう速に處分すへしと、將軍家直に勅旨に奉答、列藩へ布告して、各封内にて詳悉究索せしめは、其邊にて一先つ世子歸京復命ありて可レ然乎、

一勅使の東下何日になるへくや、世子は必す其東下を待ち、諸事咨詢して事を處すへし、但先に吾公へ命せられたることなれは、奉勅の事件は、勅使東下より前に幕廳へ督促して豫め決定したり、然れは越にありては、勅使をも請促せらるへきや、世子の復命は、いつれにしても、一橋西上より前になりては順序立ち難かるへし、其周旋重要の事たるへし、一右兩件の事整頓せは、世子早く上京ありて、兩公同しく歸國あらせらるへきは、國民一般の志願、内政振張の重事なり、然れとも奉勅の事務整頓せさる間は、君臣共歸國のことは、言辭にも出さゝるやうありたし、

一春嶽侯一列より朝廷へ差出したる再奉答の意、尚漸々應接の事情を推ても、幕府に於て破攘の心なきには非るへし、但緩急の二言にあるへし、故に今一層論究せさるへからす、此事は勅使東下を待て熟議すへし、

一吾周旋係員もいまた、一橋、越前、小笠原等へもいまた謁見も爲さす、又大小監察へは一層迫責も爲すへきなれとも、事々頓に行はれ難く煩心し居るなり、

右事情なれは、諸事急速を要す、故に、過日京師に於て下賜ありたる勅書も、毛利筑前か東下を待ち、世子より仰出されては、時期を後れ不次第になるへし、又勅使東下も遲延して、一橋西上と路上背馳の體になりては、尤不次第となるへし、故に明日二十日中には又兵衛、九郎も來着すへければ、集合の討議して君旨を伺ふへし、世子に熟慮あらせらるへし、議して各君前を退く、

○世子より一橋侯へ、政之助等を召して接見を賜ひ、京師の近狀を悉せられんことを、書を以て請れしに、今日答書ありて、其所願なれは、間を得て召くへしとなり、

二十日

○來島又兵衛、中村九郎來邸す、

○水戸の美濃部より急報ありて、彼藩姦黨等南上し、國事急迫なり、吾藩の救援を請ふ、彦七越邸へ往て此情狀を報し、越侯の周旋を希ふ、此使に彦七を往しむ、中根靭負か話に、去る九日於二營中一、春嶽侯板閣老と同しく水戸中納言へ授く、武田大場を執政に復職せしめん事を嚴に達したりしに、後十五日に吹上園會合の時、昨十四日二人復職を藩地へ命したりと中納言答辭あり、靭負窃に考るに、右命令を秘し、此大

獄を起さんとの計較(カ)畫なるへしと、

彦七又曰く、近く一橋卿上京せは、速に破攘の決論を定められたくと、靭負曰く、此事慮を勞する勿れ、方今の形勢、開國の論を持して上國へ往くへからさるは、疾く決意せり、然るに近く勅使東下と、一橋西上とは定めて同一事なるへし、然れは一方の事は停めて待つに如かす、此事甚た勞心せりと話す、

靭負徐に問て云く、吾國體凜然と立ち、開鎖の權我に在るに至りて、其後を善くする策は如何と、彦七對て曰く、如此國威熾盛に至る後は、方今宇内の形勢、自然に開國の形勢に爲るへしと弊藩にて考思すと、靭負云ふ、全く同見なりと、

靭負又云ふ、一旦破約に及へは即ち戰鬪と爲るへし、然るに江戸浪華の二區は戰鬪の巷となるへし、浪華は皇居へ近く最も要衝の地なれは、守備は最も嚴重に造構すへし、此事京師へ上言せんとすれとも、幕府忌戰の弊、聖慮に泥ませられ居れは、若も外夷の勢焰を說きて、恐赫の術に出たりと聖疑を生せんも難レ測と、其心を勞せらるゝ由、彦七謂て曰、從來の如く幕府の僞詐を棄絕し、誠心に奉上あらは、いか程に穀の下に戰聲を開くとも、更に顧念せらるゝことに非るへし、

三十一日

○世子君前に於て、政之助、又兵衛、佐兵衛、小五郎、九郎集議す、件如レ左、

一尾老侯國事に預ることに付、粟田法親王より九郎へ告示せらるゝ趣あり、其書は世子始く留めて、老侯當時の持論、先手に變換なきや、若老侯擧用ありて、一橋越侯の疾情如何や、詳悉に探索して發すへしと、

一青蓮院宮英明にして、近衛左大將へ依頼すへき實有るを察せられ、其辭職を抑留ありたき旨、關白殿へ建白ありたる事情、

一幕政改革して、列藩夫人家族國に就しむれは、吾夫人を始め、侯に向はさる間に早く藩地に遣られんことを、京師に於て決議の旨を、今夕靭負美作、夫人の宮へ出て稟上せしむ、

一二事六ヶ條の奏請書へ、先年朝廷より幕府へ賜る勅書を副して幕府へ錄上し、又過日近衛家より吾藩へ賜る勅答書は、春嶽侯へ錄上すへし、

○夕七時、政之助、小五郎、九郎、越邸へ往、毛受鹿之助へ面し、春嶽侯へ謁見のことを請ひしに、速に侯へ言し答ふへしとなり、又於二京師一青蓮院宮より九郎へ倚托あり、幕府大變革を行ふは、攘夷の豫算にあるへく、破攘の事速に擧り、叡念貫徹に至るへし、因て越侯へ力を合せ周旋すへしとありと語る、鹿之介感戴し、侯へ語らは定めて愉悅に思ふへしと也、九郎又鹿之介を介して横井平四郎に接し、彼か談するを聞くに、方今の持論は純然たる破約攘夷の主旨にて、毫も我滯論に窒礙する所なく、越邸中の事は一手にて委任すへし、但廟堂上の事は知る所に無レ之、希くは勅使一日も早く東下を願ふ所なりと語る、因て彼か神典を蔑視し、夷風欽慕の世論、京師等にては朝廷上にも聞へたるやと思はるれは、戒愼あるへしと忠告したり、平四郎か話中に、越藩を出る時建言したる三事は、

一天朝尊敬、叡慮遵奉、

一人心の歸する所を以て、外國の處置有レ之度、

一諸侯の貧困を救ふ事務、

右三件は、朝廷へ直達しては不體裁なれは、幕府へ建白ありて可レ宜との主旨なり、

○青蓮院宮より過日其深意を諭されたるに、一橋越前は叡旨を以て登庸あり、實に人材にもあれは、其破攘の決志は確乎認定し難けれとも、いまた日淺、頻りに勵精の事なれは、方今正議を貫徹せしめんとすれは、二侯を外視しては事を成し難し、能く注意せよと、是故に越邸にて諸般論判に各員心を用ひたり、因て府下の情狀を察するに、閣老を始め大小監察等にも鋭然俗習を脫却の志に乏しく、越侯のみ直に國威挽回に齋勵ありて、全幕の人心に觸れたり、且俗儒先生の疑猜よりして、讒構の禮意もあり、實に孤立の勢に察せらる、事々心を用ひすしては、正議貫徹も期し難しと見へたり、

○檜崎彌八郎土邸に往き、間崎哲馬に面し、過日朝廷より容堂侯を召し上せの勅文中に、中年鞏之儀に付益毅下御警衛云々の文字ありて、藩内不滿の說あるやと詰問せしに、對て曰、全此事有るに非す、又漫に自重なる次第にも無し、其西上遲緩になりし情實を密話して謂ふ、實に藩内の議三派に分れ、黨議の禍を釀生せんも難レ測、各地の情通せさるより、斯く成り來

れるなり、其情狀は、方今土佐守へ隨從して在京の諸士は、正議憤勵、只管愉快に橫行し、藩地の事は全く度外視し、江戸邸內は上下因循の故態にて、過日容堂侯へ建言せしに、越老侯は京師の風說宜しからず、深く交際ありては後患も(◎計り脫カ)難しとか、又は大義の在る處へ着目ありて、小利に泥ませられず、早く上京して土佐守と交代ありて可ゝ然と勸め、藩內にては、大老侯の意と稱し、容堂侯の擧用する新政は、悉く吉田元吉の造意する所と評稱して一切に破棄し、侯へは諮詢もせざる程の事なり、侯に於ては勅召の拜謝にて、急に上京の決意なれとも、勅諚を以て周旋せん事を擧く、(◎此邊誤あるへし)天朝へ奉答の爲め持し上りたり、頻りに盡力せらるゝに際し、侯此等の議を聞、頗る憤懣あり、越侯は我無二の知己なれは、毀譽得喪を以て疎外すへからさる固なり、又我を媚幕の小利に惑ひ、勤王の大義を不ゝ顧やうの言論、甚不禮驕傲なり、交代を口實とするは、我性質の容易に動難きを察し、此策略に出たるなり、其心情甚た可ゝ惡なり、又藩地の臣等、一新の政令を我に詢らす、容易に破棄せるは我を輕蔑の擧動、由ゝ是觀ゝ之に、土佐一藩、なかはゝ我に背戻の形勢と爲りたりと、侯の憤懣甚し、要ゝ之るに、小南其他の有志速に東下して解釋せは、氷融にも至るへしと、日夜跂足して待つなりと、皆馬に於ても、此等の事憂慮に不ゝ堪る形狀なり、

○水藩の酒泉彥太郎來る、彼國事紛亂の情狀を繼述す、

二十二日

○越中根都負より書を投す、明日夕、總裁職吾か五人へ謁見すへしとなり、

二十三日

○今日夕七時、彥七、政之助、佐兵衛、九郎、小五郎越邸に抵り、中根都負、島田近江、毛受鹿之助等に接し、三人導ひて老侯に便殿に謁す、應酬一次にして左右を退かしむ、三人之中一人、隔遠の堂側に退座し命を待つ、老侯五人を迫近の座に進ましめ、懇々談せしむ、是時大原卿東下の時內旨、三條へ付せらる勅諚寫一冊、二事を一事に歸着して周旋の表請一冊、六條の表請一冊、戊午の勅諚及ひ御沙汰書、神奈川調印にて幕府の奏上書一冊捧出し、當夏以來公の確認する叡旨の歸趣、朝議の次第を述んとし、先つ勅諚をと讀出

せは、侯座を避け手を卸し恭聽す、佐兵衛前の四冊を朗讀し、九郎之を解釋し、政之助以下數次議判の件件、青蓮院宮の事等、忌諱を不ゝ避して縷々陳述し、且言ふ、破攘之叡旨貫徹せされは、國の精神は立つ所なし、到底國の滅絕は必然の理なるへしと進言せしかは、侯聞て曰く、如ゝ此なれは破攘の心事決せされは誠立たす、誠心なくして武備々々と唱るは、俗の明日より禁酒と言ふに同し、又云、家主の旨を取すして隷奴か他へ金を貸を約し、確乎たる證書を與へたりとも、主人か肯んせすは其證書は破棄するの外なかるへしと、實に貴藩父子官武之間の周旋盡力の事は聞たれとも、斯くまて盡力とは考慮も及はさりしに、春嶽に於て感銘せり、次には五人の東奔西驅、苦辛不ニ容易一事なりと褒稱す、日昏れて燈を以て之に繼き、五時に及て退く、

五士等越侯に說かんとし、世子の旨を取り擬議する條件あり、左に揭く、

一攘夷の叡旨は先年確定は固よりなれとも、當夏以來上京して、親く伺候し確認する概旨は、方今の國是は卽ち叡旨の上にあり、叡旨を遵奉するは卽ち國是なりと看認し、寡君父子此間幕府へ建白するも、全く自己の見識に無ゝ之、確認する叡旨を、毫も私見を交へす傳へ奉る主旨なり、

一攘夷と決すれは、破約せされは行はれす、破約すれは決戰は言を待す、然るに兵は凶器、戰は危地なり、人情の好まさるは言を待されとも、義理の二字を以て心を決せされは、國威は不ゝ立して滅に至るへし、此理を主とせは、決戰も無謀無策と謂ふへからす、今夫策略を先にし義理を後にせは、百年を經るとも武備齊整の期は無ゝ之、因循姑息に流れて、竟に國家は敗頹に至るへし、

一破攘の事決論に爲りし上の國是は、寡君の愚見もあれとも、此事は表請して叡旨を得す、又下にては衆庶の論をも聽き得されは、一己の愚見、其當否も定め難し、從來稍々混して上陳せし事もあれとも、卽今第一國是とする叡旨の根本も立すして、枝葉の論に及ふへきことに非す、故に包藏して言辭に毫も發せす、

一幕府に於て攘夷叡旨遵奉と決せられは、速に將軍家上洛ありて、親しく上奏ありて、外夷への告

諭、列藩の警戒等は、歸府にて擧行在らせらるへし、如レ此なれは漸次春季夏初にも爲るへし、歳と倶に維新の政體張興せは、叡念いか計り安し玉ふへし、右廟議決定の由を聞し上は、寡君父子、去夏來官武の間に立ち微力を盡し、國に歸ることを得す、東西奔走せしなれは、右大旨立體の旨を以て、長門守は速に歸京して、事情内奏に及はんとす、此事も侯の周旋を仰くなり、

一近來幕府奏上の書中文辭には、叡旨に符(◎合脱カ)せさる瑣事も有れとも、勵精多務に際し、文字上の瑣事、諮問等に及びては然るへからすと、看過せられしこともありと、粟田宮又は議奏間にも口氣ありと聞、幕府推奨の朝議を思ふへし、

一粟田宮を始め朝紳間にて、此度幕廷改新の狀情を聞き、頗る欣然の色ありと見ゆ、又宮の間話には、尾の老侯は前年破攘の建言ありて、叡慮にも協ひたれは、當今は推撰も在らせらるへし、定めて幕府外國の事務にも關せらるへしと、又尾老侯の言に、富國強兵の術は攘夷の二字に有りと聞ゆ、

一今回勅使の東下は、前年七八ケ年乃至十ケ年の奏上ありて、允許にもなりたれとも、今回橋越二侯登庸になりては、主上前旨の如く、急速拒絶の事を告けらるゝやと京師巷説あり、

侯接見說話畢りて五人次席に退く、厚き饗膳酒を賜ふ、中根等出て酒を勸め歡を極む、前に君前にて頗る時を移したれは、尾州老侯一事を漏したれは、中根へ之を陳し委托して歸る、

政之助等越侯に建言す、

勅使東下の事は、已に幕府へ告達ありしと聞ゆ、然るに一橋卿は來月三日上程にて西上の由なり、其事趣は外間の知る所には非されとも、勅使も攘夷の勅旨を持し來られ、橋卿も同しく此事を奏上の爲めならは、事體互錯して不體裁なるへし、希くは橋卿の上途を暫らく延へられて、勅旨の答辭をは勅使へ持し歸られ、橋卿は上京して處事の次第を奏請あらは、事宜順序立へしと陳述せしに、春嶽侯も此意を頗しられたるやと思はれたり、故に勅使東下は一日も急かれたく、此旨を朝廷へ内奏ありたきことなれは、急に楢崎彌八郎を上京せしむへしと、世子命せられたり、

○勅使東下、幕府に於て奉勅の次第立ちたれは、世子の西歸は勅使西上の前後にありたき由を越侯へ内陳せしに、領承ありたるやに思はれたり、

二十四日

○水藩住谷虎之助徹行して來り、其同志の論を述ふ、其要旨は、彼藩主中納言は今回將軍上洛の時、江戸城の留守を命せられたり、然るに先年父公へ勅詔ありし顚末も、聽頓せす居ることなれは、必す將軍へ從ひ上洛ありたく願請すれとも、台命已に發行せし後なれは變易し難く、同志輩遺憾無レ限、願くは吾藩の力に因りて、朝廷よりの特旨を下され、中納言上京の事を果したくとのことなれは、其意趣を書して出すへきを答たり、

○板倉閣老の重臣山田安五郎は、有名の人材なるに、其吾輩と言論する際に、其心中疑ふへき所件々あり、左に、

一天朝は天朝の國體、幕府は幕府の國體なと、語氣あり、國體は即ち皇國の國體、何そ二岐に分つへけんや、要レ之に德川家從來の家風と唱へは、左もあるへきと辨駁せしに、異論なし、

一先つ内の戰を不レ起さへ六ケ敷、外の戰は尤危難なりと言ふ、外の戰を速に起し、内の戰を鎭壓せんとする叡旨にて、即ち我藩の奉して周旋する所なり、故内の戰は口にも發すへきことにあらすと論駁したり、

一方今の國事は、已に一橋越前登庸せしにて決定、殊に一橋卿上洛、天意を直接に受領して擧行すへし、吾輩は喙を容るへからす、其間へ混淆して種々論岐旁しては、終に離間の邪說にも陷るへしとの主意は、吾藩の周旋も贅物と思考せらるゝやと論詰せしに、否貴藩の如きは其義務ありての事なるへし、吾輩賤人は箝口すへき理なりと決意すと、

一勅使東下にて、上途も期あることなれは、橋侯の上京は漸く遷延にて宜しかるへしと論せしに、彼謂ふ、若しも路中にて行逢ひになりたらは、勅使は還京にて宜しかるへしなと、不遜の言論あり、强く辨駁はせされとも、彼胸間の異議察知すへし、但板閣老へ邪說を浸染せさるやう愛るのみ、

○津和野藩士福羽幸(◎文カ)三郎へ、政之助等面會す、彼藩主隱岐守出府に決したれは、速に報知すへしと約

す、

二十五日

○世子越邸へ往て、老侯應接の豫約なりしに、世子風疾ありて往く能はす、彦七を使ひし辭謝す、又正兵衛、九郎を使して、今日の接遇を果し得す、甚遺憾とする由を靱負へ通す、

是時靱負の話に、一橋上京、勅使と路中の會逢になくしては不體裁の旨は、昨日老侯より幕廷へ發言ありたりと、

○對藩の多田莊助◎藏カ來る、政之助、小五郎を拉して柳橋河長樓に往き、彼家老及政員等と閑談數時に及ひ、盛宴を開き夜半に歸る、

二十六日

○今朝世子疾を力めて越邸に往き、老侯へ逢接し、前日關白へ上表ありし書、及ひ關白より下附ありし內命の書を、親しく授けて歸る、

○中根靱負來る、掛員等逢接す、春嶽侯より傳諭あり、近日に一橋卿へ參謁すへし、席上にて演述するは、議論體に爲らさるやう注意すへしとなり、

水藩住谷か出す內願書二通を靱負へ托す、

○夕七時、竹內庄◎正カ兵衛上程して京師に赴く、

○薄暮、彦七、九郎、林猪太郎か第を訪ふ、雜話の末、談時事に及ふ、林云ふ、卿等過日越侯へ面議せしは、頗る貫徹したるなるへし、昨今幕廷の景狀、議論大に振起したり、余輩も陰に欣喜せり、只一事憂へきことあり、水か浸入せされは大幸なりと、彦等云、此一言は甚た心を勞することなり、密に聞くことを得んやと、種々迫詰すれとも吐露せす、彦七他務ありて、夜も更れは辭し歸る、九郎尙座し云ふ、君の前言、弟等か心勞煩に堪へす、今遑り臥すとも寢に就く能はす、固より他に漏すへきことにても無く、同僚へも秘すへきなれは、其兆朕にても聽くことを願ふ、林密に話曰く、前日長井雅樂か說入の次第を審知するや、曰く、大旨は聞たれとも深奧は亮知せす、曰く、初め雅樂か說入りしは、舊閣老久世、安藤、及ひ久世の家臣杉山一太夫、大監駒井山城守、小監淺野伊賀守、右筆の早川庄次郎、又は久貝因幡守なりし、此緣引を以て柳間出頭とてらん事運ひたり、然るに雅樂は藩內にて譴責も蒙りたる聞へあり、幕廷も事擾りて、今回の如く卿等同議して建言の次第と爲り、思ふに前日雅樂か建議とは變易したるなるへし、然るに伊賀守は駒井同流のものにて、駒井に代りて長井を伴ひ上京し、岡部も固より駒井の流派なるへし、又大久保越前◎中カ守は人材にては有れとも、少く頑固の質あり、關涉等をも擅にすることを好み、殊に君側の顯要にて、正論には違ふことなし、水野筑後守は退身し、伊澤美作守は辭職す、是等は究◎畢カ竟は大久保の擅權に出ると見へたり、前件の次第を考れは、駒井の餘毒大久保に流れ浸淫し、春嶽竭力周旋しても成效は擧け難からん、大久保には、平常に春嶽か手を措れたるやと聞ゆるなりと、

林氏は讀書正論家にて、藤田東湖膠漆の知友、方今東海道邊の代官を勤務し、時世を憂居るよしなれは、深奧を叩かんと、九郎か此擧に及ひしなり、此席上の論旨にても一言一語も正を失はす、國體を汚さすは終に戰鬪に及ふへし、要ノ之するに國內一致は大要領なるへしと語る、其論する所、小異はあれとも大旨の符合するを以て、他事の話も繁けれは論辨にも及はさりしなり、

○過日世子越邸に於て、彼臣中根靱負へ、暇日を以て

櫻邸へ來らは、緩々接見すへきを命す、今日靱負來りて黍きを謝す、

二十七日

○今朝世子板倉閣老の邸に往き、應對閑談す、畢て直に六間堀對州邸に抵る、

早朝、彦七坂倉邸に至り、過日越總裁へ出されたる勅書以下四冊を封印して出す、封中の意義訊問せらるゝことともあらは、關係の者を召し、謁見にて辨說すへしと告く、

○世子對邸に於て善之允公子に面し、時事を閑談す、世子意中には、談論を盡したりとは考れとも、慈芳老夫人席上の事なれは、言辭盡す能はさる事もあれは、來る晦日、公子を櫻邸に招き緩話ありたく、親ら約しられたり、又村岡近江以下同志の者は、陪從し來るへしと授けられたり、今日政之助、彦七、小五郎も公子へ拜謁し、篤き辭をも賜ひ、暮に及て退く、

○阿州の森雄助、水の住谷虎之助來話す、政之助、小五郎、彦七接す、

○小五郎へ近日上京すへきを命す、

○九郎越邸に往き靱負を訪ふ、他適にて橫井へ面し

閑談す、平四郎が所〻話左の如し、

一昨日春嶽侯平四郎を拉して一橋卿に往き、過日來世子及ひ掛の員等か論建する次第にて、叙旨の根體を了解あり、攘と唱るは、只討拂とのみの事と幕府に聽取せられたり、然れとも攘夷と云へは破約、破約は應接、應接よりして戰爭と、順序あることも始て判然し、平四より書に悉して一橋卿へ辨論し、其列には岡部駿河守、山口勘兵衛も在りて、一言の異議も無りし、然るに春嶽侯の持論變し、外藩を援引せらるゝとの俗論起りて、侯にも深く心を勞せられ、今日より出廳をも辭せられたり、未た脫棄するには非らされとも、持論透徹せす、苦心の至りなりと、

一右に就ては、侯の處分の策は順序如何と問ふ、平四云ふ、下田條約は舊に依り、神奈川は一旦改更し、兵庫江戸の開港も拒絕し、殿山の夷館も變約し、府内外人の自由歩行も停め、公事の通行は許すへき大旨なりと、越邸一般の持論なり、又會藩の建言も全く同論なりと、然るに叙旨に從へは、下田條約は無論、假條約も破棄との趣には大に殊異なれとも、深く論辨に及はす、右の如く一等綏きたる越の持論にても、叙旨を遵奉すれは忽ち俗論の紛起を來す、其他の廟議も想像すへし、如〻此して實に叙旨の貫徹は尤難き事なりと、我諸員等は相對し歎息するのみ、

一一橋卿の上京も、前件の弊習なれは、看す〳〵間部の覆轍に陷られ、終には不二容易一紛亂を釀生して、一大事なるへしと話すれは、春嶽侯にも此事を憂ひて、勅使を待るへしと建議ありしも、いまた成否如何も知り難しと嘆す、

一越侯移病の原因を尋ねけれとも、一言も吐露せす、只道ふ、初め侯登庸の時、幕府年來の私を去らすしては政權は不〻可〻立と、私と唱るは即氣臭にて、一種の幕府臭氣ありて大害を爲すと建言せられけれは、尤も當理の事なりと諭告ありて、奉職にも及はれたとも、只知るとの言にて、眞に知るに非りし故、今日に至り又氣臭を生したり、他の事故あるに非すと浩歎したりし、林氏昨夜の話を臆察し、符合する所あり、

越侯終に固退せは、會藩も決心の情狀ありと聞く、

一橋上途に際し、頗る不〻堪二嘆息一と別れたり、

二十八日、

○政之助、九郎、午時より土邸へ往き、容堂侯に謁見す、戊午以來朝議の次第等、前に於二京師一小南へ授けしに、疾く覽に供したるへし、因て方今朝議の深旨を解くは、儒者の所〻謂誠、兵家に所〻謂武士道なり、此道不〻立しては國の精神は消滅すへし、青門宮の所〻謂富强の本は攘夷に在りとの旨趣言上せしに、異議は在らせられす、此餘の處分は何とも決言なし、就〻中て一橋卿上京は暫く停められすては、大紛亂を釀生も難〻計と、侯も大に此議に同したり、夜に入退く、佐兵衛薩邸へ赴き岩下等を訪ひ、津和野邸に往き福羽を訪ふ、

○小五郎住谷を訪ひ、越邸にて中根に接し、又六間堀の邸に出て、昨日の厚饗を謝す、

○中根より政之助へ來翰あり、

一前略過日尊世子君より被二仰達一候儀、精々盡力被〻致二度積りの處、折惡敷昨日より被二引籠一、一兩日には出勤無二覺束一次第に御座候付、心外に被〻存候得共、何共被〻致方無〻之候、尤即日於二營中一、橋公御始、夫々御談申置候由には御座候得共、爾後之儀御行屆も相成候哉如何と、係念被二龍在一候事に御座候、防州侯へも被二仰達一に相成候哉、橋公御發途も切近、案勢之儀而已に御座候、諸君御配意も不〻堪二深察一候、下略

一水府一件、如二書面一深重之委細は素より無二御座一、元來此度の御上洛は、寬永度と違ひ、外藩供奉は不〻被〻命候得共、三親藩之內一人は列參無〻之而は、御失體との御事にて、尾公は京都近と申、御年頃にも被〻爲〻在候得者、供奉可〻然、當時外夷切迫、御留守も一入御大切故、紀侯は若年旁、水公は御國近くにて、御留守中御依賴の御含にて被二仰付一候事にて、水府より內願等の儀絕而無〻之由に付、書面返璧仕候、引籠中故如何共致方無〻之候、下略

二十九日

○世子內議して以爲、即今周旋の急務は、一橋上京を抑留するに在りと、先つ容堂侯に謀らんとす、其餘一橋及ひ板倉へも建議あるへしと、午後彥七を土邸へ遣はし照會せしむ、

○小五郎は山田安五郎を訪ひ、板邸の近狀を探る、

○九郎、越邸に往き中根と面す、會ま岡部駿河守か候へ來り謀る事あり、靱負暇なく、事畢るを待て對話する左の件なり、

一昨夜容堂侯手翰を以て、橋卿の發途は暫く延して可レ然と、此趣に付き越侯より駿河守をして容堂に就て謀らしむることありて來るなり、

一是に於て、吾世子も建議せんとする意ありと語る、靱負云ふ、如レ此ならは延停にもなるへし、駿河守も一兩日間の出途なりしに、橋卿と同日にすへしとの話あり、

一橫井平四郎今夜大久保越前守へ往て、過日橋卿へ建言ありし旨を、篤く說解せしめられたり、

一過日平四郎か談にては、越の論旨吾藩と特異なりと聞しに、今日靱負か論する主旨にては、平四か三港を開くは此後の國體にて、即今の處置は拒絕とある叡旨を遵奉し、下田條約、神奈川條約とも一旦破棄し、必戰との決意なり、而して到底に古法を頑守するに及ふましけれは、天下人心の歸向する所を以て、國體を定めらるへし、其時に至りては、先つ叡慮を伺ひ、允許を得ての處分あるへし、右は人心の歸向する所は、三港を開く說にあるへしとの持論に對して、如レ此く說きしなるへし、但是は越藩一己の論にて、全く廟議とするには無レ之しとなれは、然れは從前異論と見認せしは、謀閒にもあるへし、全く吾藩の同論なり、但戰後の策は少しく端を殊にすれとも、其時に至りては、天下の公論自然に湧出すへけれは、今日異同を辨するに及はさることなりと談す、

一靱負話にも、廟議上條約破棄の一段落は大難事なりと、

○今朝一橋卿より世子へ手翰を贈り道ふ、過日來吾掛員を召見のことを約せしかとも、發途遲近し、多事閑暇なけれは、右の話頭に供せらるへき京師の近狀等を、書記して示されたき旨なり、因て佐兵衞に命して其稿を草せしむ、

○今夕世子土邸に往き容堂侯へ面し、一橋上京抑留の事を謀る、侯も大に同心し、余は朔日に登營して懇建議すへし、世子にても盡力あるへしとの事なれは、彦七を遣はし一橋卿へ面會を請れけれとも、多務にて辭されたれは、又板閣老へ、明朝往て面議するこ

とありと照會せしむ、

○中島三郎助來話、又土の門田留之助來話、

晦日

○世子板閣老へ往き、中島上京延留のことを建言す、板侯一橋へ謀るへしと答ふ、

○水藩住谷か歎願書、越邸より還りけれとも、彼有志輩より、京師にて周旋せられんことを固く請ふ、因て京師にて正三卿へ申請すへしと、願書二通を京師へ贈致す、

○一橋卿より請ふ所ありしにより、佐兵衞に記載せしめ、前日越侯へ出されたる四冊の書を御し世子の手翰を付して之を贈らる、

尊翰忝奉二拜誦一候、京師より參着の家臣共被二召出一、彼地之事情被二聞召一度候處、御上京御發途儀、御期も相迫り御繁劇、御引見之御寸隙も不レ被レ爲レ在に付、書取にして差出させ候樣との御事奉二承知一候、此度之御用筋、如何の御樣子にて御座候哉、不レ奉レ伺儀には候得共、當時勢の儀、定て重大之御事件は可レ有レ之候得共、別て御苦心之御程恐察仕候、就ては、家臣等御引見の御寸隙も不レ被レ爲レ在候段、御尤千萬之御事に奉レ存候、然處彼地之事情をは入二尊聽一置度、鄙意にも當度上京朝議之御旨趣をも委細に奉レ窺、御附紙を以て被二仰答一候上には、先年來攘夷之宸衷、彌以御確定被レ爲レ在候段承知仕候次第、添も殘も不レ仕奉レ入二尊聽一候はゝ、御議の御一助にも可二相成一と存付、家來之者差出、於二京都一叡慮を奉レ伺候次第を委細申上候樣仕らせ度、此內御乞合申上候儀に御座候、乍レ憚御依頼にも被二思召一候御方々樣御登用之上、此度御上京に付而は、積年之叡慮、定而御貫徹に可二相成一儀には御座候得共、萬一御評議未決之內御發駕候而は、御上着の上御不都合之儀は有レ之間敷哉と、過慮の至、不レ惡御明察可レ被二成下一候、其他は不レ足レ取巷說衢談のみ、書取に仕らせ候程の儀無レ之候、右に付別冊指出候間、前段大意の處御領承被二成下一候樣、幾回も奉二伏願一候、先は一應の御答迄如レ此御座候、時下御保重、爲レ國奉二專祈一候、恐惶謹言、

○朝四時、對の善之允公子來邸、便殿に於て世子へ接し、小書院に於て吾係り員を召し、膝下に進めて懇諭し云ふ、闔を國家の事に盡力す、此上も懈ること勿れ

と、又梅の間にて、世子、善之允公子、席を對し閑談す、彼家宰村岡近江、古川治右衞門、及用人幾度正親、大浦遠善、公子の傅大浦作兵衞、齋藤嘉兵衞、有志士の魁首大島友之允、樋口謙之介、多田莊藏を召し席に陪せしむ、吾か浦朝負以下係員も出る、世子、公子に請て、村岡等に對潘國情紛紜の次第を陳述せしむ、近江概旨を陳し、友之允等回說す、彼陳情に詳かなり、畢て桐の間次席にて酒膳を賜ふ、公子をは世子拉して有備館に臨み、劒鎗術の肆業を見る、而して奥殿に誘ひ盛饗あり、又近江等も其席へ召して杯を賜ふ、夜四時に及て彼邸へ歸る、

○御婚禮相濟候御祝儀赦之儀に付、先達而被二仰進一候趣も有レ之、猶又此度松平長門守ゟ被二仰含一之儀も御座候に付、別紙之通赦免可レ被二仰出一候沙汰に候、就ては於二當地一御差支無レ之候哉、一應御內談、否申越候樣、年寄共より申來候間、及二御內談一候事、

九月

追放赦免

京都烏丸下長者町上る所
芳兵衞元借家儒醫
池內大學

遠島赦免
遠島赦免
追放赦免
永押込赦免
追放赦免
永押込赦免
追放赦免
所拂赦免
追放赦免
追放赦免
遠島赦免
遠島赦免
追放赦免
追放赦免
追放赦免
遠島赦免
遠島赦免
遠島赦免
洛中洛外を構江戶拂赦免

鷹司殿元家來 小林民部
水戶殿元家來 鮎澤伊太夫
三條家元家來 丹羽豐前
御藏小舍人安藤守倅 山科出雲守
鷹司殿元家來 三國大學
三條家家來 森寺因幡守
同家家來因幡守倅 森寺若狹
青蓮院宮元家來 伊丹藏人
京都木屋町三條上る大坂町
久助元借家儒醫 宇喜多一蕙
同人倅 同松庵
松平丹波守領分信州松本町
二丁目元大名主 茂左衞門
一條殿元家來 入江雅樂
一條家元家來 若松木工

永押込赦免
遠島赦免
遠島赦免
所拂赦免
追放赦免
江戶を構紀伊殿領分拂赦免
追放赦免
永押込赦免
永押込赦免
遠島赦免
遠島赦免

久我家家來 春日讃岐守
京都六角油小路西へ入町 鶴屋源太郎方借家罷在候 大覺寺門跡元家來療病院 六物空萬
松平伊豆守領分奥州伊達郡 金原田村元名主 八郎
芝田町七丁目重五郎元店預人 蒲市正
御留守居番古賀謹一郎元家來 藤森恭助
紀伊殿領分勢州飯高郡松坂町 元百姓 格太郎
伊達遠江守元家來 吉見長左衞門
松平讃岐守家來にて出奔致し候 長谷川宗右衞門
同人倅 長谷川速水
松平修理大夫家來日下部伊三次倅 日下部裕之進
小普請組元柴田能登守支配 阿部十郎家來醫作倅 勝野森之介

追放赦免
遠島赦免
追放赦免
追放赦免
追放赦免
遠島赦免
遠島赦免
遠島赦免

水戶殿領ゟ常州茨木郡鈴高野村當山修驗寶藏院元厄介 さと
水戶殿家來伊織之介倅 芽根熊太郎
伊太夫倅 鮎澤力之介
同人次男 鮎澤大藏
鷹司殿家來民部倅 小林越前
水戶殿家來吉左衞門次男 鵜飼喜三郎
同人三男 鵜飼貞五郎
同人四男 鵜飼傳次郎

右之者共、先達而御婚禮相濟候御祝儀之赦に可二申付一筈、

但日下部裕之進、勝野森之助、芽根熊太郎、鮎澤力之助、鮎澤大藏、小林越前、鵜飼喜三郎、鵜飼貞五郎、鵜飼傳次郎之外は、赦免難レ成者に候得共、格別の御祝儀に付、別段之譯を以、赦免可レ被二仰付一筈、

水戸殿家來　安島帶刀
同家來吉左衛門倅　鵜飼幸吉
茅根伊豫之介
鵜飼吉左衛門
御小性組仙石右近組之納曾我權左衛門家來醫師春峯婿父　飯泉喜內
松平越前守家來　橋本左內
京都河原町三條上る爽町てる借家儒者　賴三樹八郎
松平大膳大夫家來杉百合之介（引渡豊店申付置候淺人）　吉田寅次郎

右之者共、先達而御仕置被二仰付一候處、今度御婚禮御祝儀之赦被レ行候付、格別之譯を以、御仕置赦免、墓名等取建候共不レ苦旨、身寄の者へ可二申渡一筈、學習院錄に、本文の如く前後に事由記載無レ之、事情文意等考察するに、幕府より內議決の案を以て、所司代より關白殿へ上り、朝議と協議せしものならんか、後實際施行に至り少しの違ひなきは、朝議異論なかりしと思はる、只九月とありて日期なし、何日とも定めかたし、

◎校者云右赦宥に關する伺書は後所司代より朝廷に呈出せり、

此赦宥書は、時變雜誌に據れば、左の如く各條款の首、御附箋あり、朝議を以て下されたるならん、

第一　御別紙
先年御婚禮に付被二仰出一候旨も有レ之哉に候得共、勅諚を以て改而被二仰出一候に付而は、全以是迄御吉凶等に付被レ行候大赦と、同樣御食議に難レ被二仰付一候に付、忠情を御憐み、殿法を御悔被レ成候叡慮の御旨に本つき、格別の筋を以て御沙汰被二仰付一度候、

赦宥人連名宥罪等科書之首に、

第二　御別紙
櫻田、東禪寺、坂下等は勿論、長岡驛其外諸國にて死候者迄、無二遺脫一樣御詮議有レ之度候事、

本紙但書の首に、

第三　御別紙
但書之趣、尋常大赦之格を以御赦免難二相成一筋も可レ有レ之候得共、叡慮に於ては、聊も罪と被二思召一候儀に無レ之故、此度之勅諚被二仰出一に付、ケ樣の但書、天下の沙汰に相成候而者、叡慮にも叶申間敷付、尋常大赦の格に不レ拘、格別に御食議被二仰付一度候事、

十月朔日

○世子登營一橋卿に面し、彼上京の事件を忠告す、一橋卿嘉納し、熟慮すへしと答へ、且道數回の忠厚志を感荷すと謝す、

○今朝一橋卿へ京師より報告あり、其上京を停め勅使東下を待つへし、勅使奉行の事務を了し、十一月中に上京すへしとの由聞ゆ、

○毛利筑前京師より至る、麻布邸に駐す、

○水の住谷虎之介へ、今春櫻邸に自裁せし同藩士內田萬之助か遺書遺金を授與す、彼か同藩同志なるを以てなり、且其遺金は寡少なれは、金を增加して之を與ふ、

○今夕柳橋街に於て、吾係員等、對の大島友之允、樋口謙之介、森川玉城、渡邊孫左衛門、多田莊藏水の住谷虎之助、薩の吉井忠助、高崎猪太郎と集會閑話す、

二日

○彥七、政之助、越邸に往き中根靭負へ面し、委托する條件如レ左、

一幕府に於て攘夷の決議ありと承認して、速に上京し復命すへしと、世子豫定の意なりしに、今回勅使來府の由を聞ては、留滯して之を待ち、叡旨の趣、幕府奉勅の事實を看定せし後に、勅使還京の前後に發途して上京すへしとの、世子の決意なり、

一赦宥の事は擧行いかゝなりしやと問ふ、靭負答ふ、列藩へ令して、各藩にて處置し幕府へ上申するや、又各藩法に專任せらるゝや、いまた評議決せすと答ふ、各藩法に專任せられて、幕府の關する事狀ある者をは、申告する決議可レ然やと思はると言述す、

一以往は、外國と條約書に押印せし人員は、京師の事に關する職務へは、たとへ俊逸の材ありとも擧用無きやう有りたし、其故は、斯く來歷のある人は、必す因循開國の持論あるものなりと、京師搢紳間の猜疑ありと思考すれは、自ら事務の阻礙にもなるへしと、

一水藩內に願請の事件越邸より却下さは、京師申請せしなれは、彼地の議もあるへし、老侯へ事情を申告し置くと、

一堀次郎を今回赦宥人員に加へられたり、薩藩願請の事をも話す、

○政之助對邸へ往き古川治左衛門へ接し、慈芳老夫人は吾か世子の夫人と同行にて發輿、歸國あるやう彼家老より勸め、又此旨を獻壽夫人へも上陳せるを委托したるに、治左衛門諾し且道ふ、即時六間堀邸（慈芳夫人の居館）へ出謁し、歸て情況を答ふへしとて、直に往き薄晩歸り來る、曰く、老夫人に上陳せしに老の思して答ふへしとなり、明日は獻壽夫人へ稟し、明後日櫻田邸に出て、成否を報すへしと約す、

○高杉小忠太來り抵る、

○會藩秋月悌次郎來る、各員他適して不レ逢、

三日

○高杉小忠太京師の近情を述へ、世子へ稟す、

一關白辭職を抑留せんと、數次懇請すれとも不レ肯により、土州と協議して書を奏し、勅を以て止められんことを懇請す、

一薩士兩藩へ勅して、破攘の勅旨を遵奉する旨を上陳せしむ、兩藩赤心を抽き、奏上する書を出す、（頭注）此上陳書稿を失す、

一肥後藩の勤王を鼓舞せしむ、

正親町三條卿より内勅の諭達あり、又吾か老臣より彼老臣へ諭達する書翰あり、いつれも京師本記に之を載す、

○世子より容堂侯へ手翰を以て、橋卿停賀のことはいかゝなりしやと問ふ、侯返翰して、延停になりたれは心を安せらるへし、勅使東下の後に模樣あるへしと言ふ、

四日

○會藩武井完平來訪す、談事數條あり、

一會侯の持論は、全く破攘の叡旨を遵奉し、前に上京の命有りては、一時も急に上途し、若し叡旨貫徹に成り難くは、鴨涯に於て屹然一處置と心期せらる、希くは勅使近く東下して、國是を一定せらるへきなれは、侯の上途、來る十五日の期を延し、越土と力を戮せ周旋し、國是確定の上にて上京せは、京城守護の要領立つへしと日夜希望あり、

一我謂ふ、京城守護の要領立たは、第一に往古大内裏の制を復し、大坂口、八幡、山崎を始め、鈴鹿、不破等諸關の舊跡を復興して外夷と接せん時、京地を夷塵に汚されさる護衛の規模を建らるへしやと、

完平大に此意に同す、

一二事六ヶ條の記書を與へ、侯の聽に達するやう示談す、

一大久保越前◎中ノ誤守、方今因循開國の論を固持し、越侯等の建議を妨障する景況ありと、

一現今將軍の側に、蘭醫伊藤玄朴、石川櫻所等周旋し、又緒方孝庵を召すと聞、彼等洋風誇揚の說に委靡せんことを恐ると、

○肥後邸へ京師より使ひ下ると聞き、其教授役田中彦右衛門へ、佐兵衛往て接す、會々上の山の金子與三郎、會の武井完平も來會す、談事の要旨、

一前月二十一日に、勢州石部に於て、浪士等幕吏森孫六以下四人を掩殺し、首を日の岡に梟すと、

一兩三日來府下諸所にて、前月二十七日の頃主上崩御と流言あり、姦徒の妄說、煽亂を圖るなりと、

一前月十五日の頃、會侯より幕府へ建言あり、大旨には、破約攘夷の叡旨を遵奉し、速かに殿山の英館破毀を始め、着手あるへしとなりし、然るに重大の國事なれは、急に採用なり難しと、其書を却下せられたり、於レ是急に上京ありて、一橋卿及ひ大久保等へ手を着らるゝ意ありと、此建白書は會士石澤民衛草稿し、金子も贊成せしことありと話す、

一相馬侯魁首にて同儕の藩數家と合議し、幕府へ建議あり、此回破攘の議ありと聞く、而て此藩等へ歸國の暇を賜ふ、然れ共大樹上洛ありての留守は、頗る要務なるへしと考へ、滯府して警備の一班に供せんことを請ふと、金子か主家、上の山藩も此員に加りたりと、（相馬は奥州中村の城主、禄高六萬石、此頃大膳亮光胤と云ふ、○上の山は羽州村山郡上の山にて、禄額三萬石にて、松平山城守信寛と唱ふ、薩井松平なり、）

一彦右衛門我へ忠告して云ふ、方今の世論に、長州家の當時の周旋は、表に叡旨遵奉と唱るも、其意中は、長井雅樂か開國の持論に一旦厥きしより、其罪を一雅樂に歸し、叡旨に媚ひる計較なりと、是を以て此邊に心を用ひ、宇内の形勢に基き、以往の開鎖の說等には論及せさる可レ然、余に於ても當今の立志は、孟子の所レ謂仁義而已、何必言レ利の旨にて、他に論は無しと、我之に對へて云ふ、世間の指目する所左もあるへし、然れとも兩公の立志の正大光明なるを懇に說き示したれは、大きに感服したり、

一京師に於て肥後藩地へ贈られたる内勅寫、及ひ老

臣書翰寫其彦右衛門へ授く、彼藩傍觀の姿に爲らさるやう盡力あるへし、仄に聞く公子の中にも其人ありと、（烈山公子と稱し、喜連川家より大館せられたる公の弟なり、）速に上京し、朝議の輔翼たらんことを三藩へ謀られたくと、彼云ふ、前日來烈山公子上京の議あり、已に決して行從の諸員へ旅費をも支したるなれとも、當主に非れは如何とか、上京ありて輔翼の目途も無てはいかかとか、徒に天下の耳目を驚かしてはいかゝとか、俗論紛起して遷延になりたり、數諭を辱くすれは、同志と協議して藩地へ建言すへしと答ふ、

一幕府改革の議興りて、安井仲平其他の老儒等、新政を誹議し越侯を斥論せし原由は、越侯も横井平四郎の初議を用ひ、因循開國の論意もありたれは、改制の令文にも、方今宇内の形勢云々とありしを、仲平等憤起して、山田安五郎等と力を合せ、頗る盡力論駁せしかとも其説行はれす、終に安五郎は退隱せり、其より根基して、新政は純然夷俗を學ふ主意と疑惑を生し、攘夷の大義は終に行はれ難かるへしと、物論沸騰に及ひしなりと、金子田中か語りたるに、吾等の思考する所にては、攘夷の主義よりして、改革を決行せらるゝことなれは、老儒先生も强て一議もあるましきことなり、現今越侯の持論は、全く弊藩の説に同しく、叡旨遵奉は確然たり、横井か説も全く其意に同しと説示せり、金子等大きに悦ひ、此旨老儒先生等に説き示さは、其悦知るへしと、

五日

○政之助越邸に往て横井へ面接す、論談左件の如し、

一京師に於て肥後藩へ内勅の旨、昨日佐兵衛か田中彦右衛門へ謄書を授け、委曲説示したるを説き、從來叡旨遵奉の建議も在らせられし事なれは、速に烈山公子上京ありて盡力あらん事を勸誘せしに、横井も其意に同し謂ふ、彦右衛門より彼家老に建言も爲したるへし、因ては謀議にも與るへけれは、戮力すへしと答へたり、

一過日横井か大久保越州因循開國論を説破せんと、往て接したる景狀を問しに、頗る剛性なる人にて、終に説解爲し難し、幕議の病原は此人に在るへしと話す、

○今夕京師より飛脚來る、報知の件は、

一去る九月二十七日、公、鷹司殿へ參候し、勅使東下、一橋上京路中逢背のことを談せられしに、鷹公席上に手翰を關白公に贈り、答書を得て、勅使は轉法輪三條家、姉小路家へ推任せられ、一橋上程を猶豫せられしことを悉したり、詳細は京師の本紀に載之、

一攘夷の勅旨を關東へ下さるへきに、薩長土の論旨不吻合の事は無きやと推問ありて、三藩合議して、九月十九日議奏へ上奏ありし書を送致す、

奏書は同前、

一近衛公辭職抑留の建言、土藩と協議して、土侯は議奏卿へ面謁して陳述あり、公には旨意を書記して、彈正、孫右衛門をして野々宮卿へ持し上らしむ、九月二十五日なり、

書文は同前、

一前日京都屬與力渡邊金三郎、森孫六、大河原十藏、石部驛にて殺戮、日の岡にて梟首し、上田某は片腕を斬墜され逃走し、又京街に於て小寺仲藏屠腹し、馬屋祐藏剃髮したりと、

六日

○世子壬戌艦に臨み運轉を試む、總州海涯まて驛行す、薄暮に及て歸館せり、

○政之助、九郎、會邸にて丹羽寛十郎、武井完平を訪ふ、上の山の金子與三郎も在席、談事如ㇾ左、

一會侯來る十五日に發駕の由、然るに破擾の叡旨遵奉の幕議も決定なく上京ありては、守護職の効も薄かるへく、暫延滯ありて可ㇾ然やと、吾世子忠告の意あり、參邸して直接に言陳すへきや、又家老へ使を以て進説して可ㇾ然やと謀る、此旨家老と謀り答ふへしと、

一貴藩の持論はいかゝ、完十郎云ふ、深奥の答詞は今に難ㇾ述けれとも、開國の議は決して唱へすと答ふ、

一京師間に於ては、貴藩は因循開國の持論なりと聞けは、此回の上京は、叡旨を挫く幕策にては無之やと巷説するものあり、朝廷にても煩慮なき能はすと聞ゆ、此等は注意ありたしと九郎より語る、

一大久保伊勢守、小笠原長門守、岡部駿河守は金子説の如くなれは、排斥する良策はなきやと問ふ、金子云ふ、橋越力を合せ辨姦の説を持出し、排斥の術

を爲さは、其策なしとも謂難し、然れとも即今は甚難かるへし、如何となれは、越前も前談は因循開國なり、横井の邪説も用ひられたる故、大久保等も越前の信用の人と爲れり、現今にて越侯悔悟ありとも、其處置に苦むへしと、是れ越へ罪を嫁する語氣やと思はる、

七日

○大久保へ面會の事、板倉へ種々依頼したれとも、君側の人なれは閣老より指揮爲し難しと謝辨す、

○政之助土邸へ往き、老侯の謁見を請ふ、侯今日風疾ありて見るを得す、京師に於て三藩奏上する攘夷の建策、關白辭職抑留の上書とも、印封にして上進す、

○飫肥の稻津亘人來話す、如二左件一

一吾藩に蒸氣船を購せしは、攘夷論に實行齟齬せり、開國論を陰守せりとの世間俗説ありと云、

一幕制の變革は長州の建策に振ひたり、然るに其藩の女族を歸國の擧さへ遷延疑滯せり、人情に適合せさる事なれは、自國に遵行する能はすと誹毀するものあり、注意あるへしと云ふ、

○明日小五郎發途上京するを以て、世子議して親ら授けらる件、

一老女園山の件、

一勅使及土侯へ、小五郎路中にて拜謁の件、

一對藩二條の歎請、

一會侯抑留の件、

八日

○小五郎出途上京す、對の三士同行す、

○水の大野謙助來る、二件を述ふ、

一薩邸へ逃入せる志士三十九人の中、現今存在せる二十七人、駒込邸に幽錮し居るを、姦吏等水府へ送る策を爲す、實に急迫の事情なりと哀訴す、

一安島茅根か遺筆、並に雄魂雜集を持し來る、

九日

○世子會侯へ接遇の事を彼邸へ照會す、

○去る四日京師に於て、公參朝ありし次第報知あり、又土侯も同しく參朝ありし由、

十日

○政之助、容堂侯へ謁見す、侯頃ろ脚疾ありて正坐する能はす、安坐して緩々談すへしと、數項談中、酒をも賜ふ、夜に及五時退出す、談件如レ左、

一侯道ふ、皇國安危の界にて、攘夷の叡旨幕府に於て遵奉無けれは、忽ち內亂紛興すへし、勅使東下の前、已に幕議決定なかるへからす、若將軍允裁なくは、袴を曳き裂るまてに諫爭すへし、其後に身の進退を定むへし、山內家は毛利家とは殊にして、關ケ原の戰功により、二十萬石の封地を賜ひ、外藩諸侯に列し、德川家恩眷最も厚き家なれは、此危急の勢に際しては、身家を抛ち舊恩に酬ふへき義ありと決心せり、尙ほ意見もあらは告諭すへしとなり、

一勅使下府、遵奉の幕議決するまては、幕廷に於ては手を收め居るへしと思考す、

一勅旨を速かに奉承し、來春將軍上洛叡旨を親ら伺ひ定め、國是一定の後の幕府の所置甚難き事なり、種々苦心すれとも、十分の所は實に茫乎たり、但今日はいまた勅使下府前の議に苦心するまてなりと、

一世間の風評に、橋越二侯の議不レ合とて、有志の者寒心すと、侯云ふ、此事は決して苦慮すへからす、尊王攘夷は二侯とも全く同志なり、然れとも巷說を流傳して、人心洶々しては甚宜しからす、汝か同志の間へは能く解說すへしと、

一大小監察の間、因循開國の說ありて、君側へ浸入して、二侯の議に障礙すると風評するあり、早く所置ありたしと、侯云ふ、春嶽と謀りて周旋すへしと、

一勅使下りて、幕府の遵奉いかゝあるへきやと、世上有志の過慮する所なりと、侯謂ふ、此事は容堂一人にても負任すへし、安意すへしと、

一勅使の應奉、從前は幕府の敬禮立ち難しと、世間に誹議するものあり、此回よりして君臣上下の分判然するやう有レ之たしと、侯感歎し、此餘も扶翼の說あらは逐次告け聞すへしと、

一侯と政之介と且飮且談す、侯醉に乘し放言して曰く、方今天下の三傑、一橋の純良、春嶽の確實なる、容堂を缺くへからす、一人にて事を成す能はさるものなりと、此言傲言に似たりといへとも、侯の自ら任するの重き想見るへし、政之助も亦醉ふ、賜ふ所の杯二個を懷にして歸る、

十一日

○世子明日中根靱負を招んとす、佐兵衛を使して越邸に往、靱負に就て謀らしむ、靱負其忝きを謝し、寡

君に問て而後答んと請ふ、後に書を以て成否を報せんと約し歸る、午後靱負書を贈り、寧君へ伺ひて其厚意深く感し、速に召に應すへしと教られたり、

○仙臺の岡啓助來話、

○薩の岩下佐次右衞門、田中太郎右衞門、佐土原の野瀏某、田村某と係員等永洲亭に會話す、

○野宮卿より益田彈正を召し、御沙汰書三通を下附し、世子の東駐へ速に贈るへしとの事なり、但京師警備親兵の一事は、勅使東下して陽發すへし、未た密處置の中なれは、外間へ發露せさるやうとの事なり、幸ひに楢崎彌八郎西上して在れは、急に發して東歸せしめ、世子へ持し上らしむ、

今般攘夷之儀決定有レ之、天下へ布告に茂相成候上は、外夷何時海岸切掠し、畿内に闖入之程も難レ測候間、禁闕之御守衞殿重被二仰付一度被二思食一候、然處海國は夫々防禦向も有レ之、海岸に引離候諸藩は、救援之手當等有レ之候事に付、邊鄙より畿内へ警衞差出居候而者、自然不行屆之筋も可二出來一、且自國之兵備手薄に罷成、國力之弊疲にも可レ至候間、京師守護之儀者、御親兵とも可レ稱警衞之人數を不レ被レ置候而者、實以宸襟をも不レ被レ安候間、諸藩より身材强幹、忠勇氣節之徒を令二撰募一、時勢に隨ひ、舊典を御斟酌に相成、御親兵と被レ遊度被二思召一候、右親兵被レ爲レ置候に付而者、武器食糧等準レ之候間、是亦諸藩へ被二仰付一、石高相應貢獻致候樣被レ遊度候、但是等之儀者、制度に相渡候事に付、於二關東一取調、諸藩傳達有レ之候樣被二仰出一候、最即今之急務に候間、早速評定可レ有レ之、御沙汰被レ爲レ在候事、

別紙可レ被レ置二親兵一之儀、以二勅使一關東へ可レ被二仰付一候得共、長門守在府中之儀、盡力有レ之度被二思食一候事、

松平長門守去秋以來出府、追々斡旋、實以叡慮被レ爲レ在候、今度勅使被二差下一候に付而者、愈叡旨徹底之儀盡力有レ之候樣、猶亦御沙汰候事、

十二日

○京師より飛脚夫來る、去る四日公參朝之次第確報あり、邸内賀式等明日の記にあり、

○土の橋爪某來話す、話中に道ふ、過日容堂老侯か風疾と稱する、其實は馬より墜ての負傷なり、其日墨田

堤に遊歩し、頗る快意にて、醉後左右に命し詩を賦せしめ、樂むこと久し、暮に及ひ邸に歸る、聞く是日春嶽侯、老侯へ急に謀ることありて、退廳直に邸に來り、侯不レ在、其意を筆記して贈り歸る、老侯歸て其書を見れは、幕議其意に協はす、斷然辭職すへしと、老侯看て愕然、直に乘馬を命し、單騎して往く、夜闇黑して燈も無く、騶從皆及はす、街頭の看伺所へ駮入し、遂に馬より墜ち、衣を破壞する十一所、足に傷を負ひ、越邸に入り閑談して歸れは曉七ツ時なり、笑て侍臣に謂ふ、隱翁か馬より墜て、德川の天下を一たひ助けたりと、

○午時前中根靱負來邸す、客室にて登人、政之介等會接し、家老も出て接し、午餐を供す、

○世子寢室にて接見す、懇々辭を述へ、家老以下出て對話す、茶菓を供し、備前元重の刀を世子手ら之に贈る、靱負亞剌比亞產の馬を率來り、世子に言す、春嶽侯、世子の乘馬を嗜むと聞き、臣に命し率き來らしむと、世子粟屋織江に命し乘試しむ、畢て虎之間に於て酒を賜、饌膳を供す、家老以下閑談數時にて退く、

明十三日靱負來りて昨日の厚遇を謝す、國歌二首を書し、彦七へ托して歸る、

御惠にいかに酬ひん我か命二つなきこそ恨みなりけれ、

此は懷一か記憶に存するを漫に記せしなり、今一首は胸中を叩くとも記憶なし、北時出會の諸彦に請んと欲す、

○今曉京師の報ありて、公參朝し、特恩を以て榮任を蒙らせられしにより、賀式として在邸の諸臣に酒を賜ふ、諸士以上は桐之間へ列座し、足輕以下は白洲に候す、世子出て臨み、朗聲に諭して曰く、京師に於て公榮寵を蒙られしは、全く祖宗以來歷世忠孝の遺德なりと、我に於ても感荷に堪へす、汝諸臣等、從來の訓令に服膺して、苟も懈ることなかれと、近侍酌を取り酒を賜ひ、足輕以下へは、直目付、與番頭、酌を執て賜レ之、實に終古希なる盛宴にて、上下感涙に袂を浸したり、

畢て小書院へ別に筵を開き、老臣より君側諸員、周旋掛員、留守諸員、新殿諸員等を召し盛宴あり、世子之に臨み、欣然談話、獻酬交錯、各歡を極めたり、夜四時に及んて、世子疲れたりとて寢に入んとす、尙筑前を召し、諸員に酒を侑め、各其量を盡さしめよと命して入る、

○奥平數馬を京師へ登す、公の榮進を賀するなり、

十四日

○政之助越邸へ往き中根へ面し、昨日横井か大久保へ接し論したれは、世評と反し、擾夷の勅旨遵奉の決意なりしと聞く、詳悉は横井へ直に問へしと、

○對士の素願、侯の退隱の時、監察を遣はされさるやうとの旨趣、中根へ依頼せしに、春嶽侯へ伺ひて後報答すへしと、

十五日

○公參朝榮進の賀辭とし、在邸の諸臣參し、刺を捧けて退く、

○政之助某生と會話、某生有レ詩、次二其韻一却示す、詩云、

家世勤王有レ所レ由、傳心遺訣豈輕浮、覺公當日濟民業、永保神皇六十州、

十六日

○政之助土邸に往き宮井俊藏へ面し、過日容堂侯へ約したる尾州探索記を印封して、侯の覽に供するやう托す、今日は侯は築地の別業へ遊歩ありし由、定めて親月の宴を開かれたりと思はる、

俊藏か話に、喜久姫の婚娶は、必す當年の間に整理すへしと、此事は吾邸に於ても、一昨日會議ありし次第を語る、

○間崎哲馬は先月來臥病外適せす、同藩の同志數輩を陸續京に上せ、周旋する事あり、過日政之助か老侯か覽に供したる、我藩二通の建言書も、哲馬幷に同志の者も一見することを得す、政之助へ憑て一覽を乞ふ、此書は江戸地にては流傳すへからすと、吾藩の告來りしこともあれは之を拒みしに、固く請て不レ止されは、今日其外言を堅く停めて、有吉熊次郎を使して持し贈らしむ、

一哲馬か話に、京師の事情如レ此なるに、土邸よりは何事も報し來らす、在京の小南を始め志士等、老侯の心事を疑ひ、過日小南か書を呈するも、老侯の意に協はさる文辭あり、要レ之るに老侯は佐幕の心事と思考して、事情の報告も分明ならす、當侯を戴きて山内勤王の事業を遂んとするを、老侯甚激怒ありと、因て政之助か想ふに、過日老侯の言に、刑部卿春嶽も容堂欲きては事を成す能はすと、故に老侯は來歲二月までは江戸に在りて兩君を補助せす

は、國事を誤ることもあらんと憂慮する心事なるへし、家臣等は之を察知せす、故に老侯の言にも、我か上京せさるを喧々論責して困み居ると、哲馬に聞く所と事情合せ思へは、頗る瞭然たるを覺へ、小南出府せは我より辨解和融する所あらんと豫議す、

一哲馬か意には、近日勅使東下し、擾夷の領奉あらは、老侯は疾く一旦上京あらは、此紛紜も釋融すへしと、政之助之を殿して曰く、老侯遽率に上京ありて何の効驗を爲さんとするや、先日京師より老侯を急に召せられたる時は、朝議の動搖も計り難く、尾老侯土老侯を要して、根基を固定せんとの策なりしに、今日に至りては、根基の確立は思を不レ勞時に當り、老侯出て何の益を成んとするや、時勢察識して事を成すは、吾輩處レ事大綱領なり、方今は朝廷幕府の間に、君臣の大義を判然屹立せんことこそ大事なるへし、故に幕府中紛々議論の際は、老侯は此地に留り橋越を助けて、條理判然たる時に至り、京師に上り朝議の扶翼ありて可レ然と、此議は前日政之助か老侯へ建言する所なりと、哲馬聞て篤く思考すへしと答ふ、是を察するに、土藩には要路其人なく、言路を疏通する能はさる弊ならんか、

一間崎席上に、水藩士山口某なるもの先在り、始めて識面したり、齢二十二三、頗る血氣强剛、可レ憑士なりと見ゆ、水の住谷虎之介追て至る、曰く、水侯上京の事呈書、容堂侯の周旋にて橋卿の覽に及ひし由、漸言路も開け、水藩の紛紜も條理立つへしと喜ふ、然るに今朝政之助か路上にて大野へ邂逅す、彼藩邸へ逃入せし二十七人は、明日明後日を以て、水府へ下し入獄との報を聞き、甚た苦心居しを住谷へ語る、住谷云ふ、いまた發令には至らす、假令水府へ下すとも、毒殺等の姦計は施し不レ得、却て同志の憤激を釀し、幸ひとなるへしと、其席上、又水士の間崎へ贈輸するものあり、二十七士東下に決したり、因て救助の策を施すへしと苦思すとなり、又先日以來、吾兩公水藩救助の事周旋ありしを、同志一般感佩し居ると感謝す、

○中島三郎助より政之助、小五郎へ投翰す、浦賀奉行へ建言書を上りしに、職務新任の人なれは徹上し難

かるへし、副本を贈呈すれは、春嶽侯へ徹上するやう依頼す、

○麻布夫人の宮及鶴歩部屋より、公參朝の賀として肴を賜ふ、邸舎に於て酒宴を開き、掛員、留守諸員と同しく飲む、今日は藩地の嘗公祭なりと、各思郷の思を起したり、

十七日

十八日

○楢崎彌八郎京師より還る、

○齋藤篤信齋父子四人及ひ門生等を召し、看馬所に於て撃劍を試む、世子臨見す、酒食を賜ふ、

十九日

○政之助薩邸を訪ひ、岩下佐次右衛門へ對話し聞く、三郎君國に歸りて、藩内黨派分れ紛紜を生し、三郎君へ上京の勅もあれとも、速に發途もなり難く考へらる、小松帶刀は英人斬殺一條にて、葛藤解し難く出府せしなり、頃ろ邸中には同志三四人にて、頗る困却の體なりと、

○九郎越邸に横井を訪ふ、談事左の如し、

一横井、漸次に大久保越前◎中ノ誤へ説得するに、愛憎多きは其人の所僻なれとも、勤王は父某よりの家教にて、當時幕吏中第一の人なり、大樹公を輔け正道に向はしめ、邪説に陥らさるは越前◎中在るを以てなり、是故に孤立の勢にて、至て危難の地に立つ、長人の接遇を請とも、嫌疑に渉るを以て爲す能はさるへしと語る、

一板倉防州尊王の説を深く抗拒し、一橋へ攀援して春嶽の議を障礙す、故に滿廷其黨類盤結す、元と越前の論旨は、開鎖共に從來の幕風にては、皇國は維持すへからす、君臣の分を正し、上下の別を明にし、東照宮の故に復すへしと、故に私欲私習は純然脱却せされは、事に臨むへからすとの立志ゆへ、滿廷悉く板倉へ歸向し、牢固不可抜の勢あり、越侯感憤し數日出廳せす、終に胸痛に至らせられたり、實に誠實有餘て氣力或不足、容堂侯は粗なれ共氣力に逞し、春嶽侯へ其氣力を合せは、斷然貫穿も爲すへけれとも、其天性ゆへ如何ともするへからす嘆息す、

九郎又謂ふ、幕府當今之形勢にては、中興の業は終に不可成、委靡衰頽に歸し、列藩割據の勢と爲り、天下之事無可爲に終んかと、平四又云、稍其勢あり、然れともいまた抛却すへからさるものあり、今四五日を經は、希くは稍々目途の立つこともあるへし、

一一橋卿にも昨日來出廳せす、容堂侯大に苦心し、板閣老へ懇々説諭ありと、平四話す、

○勅使接伴人を命す、

勅使　秋月長門守

副使　佐竹壹岐守

　　松平近江守

○相津濟人來話す、云ふ、小笠原圖書頭へ數次對話す、善悪の小才子にて、善悪も不別人の言に從ふ風あり、横井か九郎へ語るも、閣老小笠原、井上は自立の力は無し、風に翔る處の如しと、

二十日

○土の上田某來話す、云ふ、間部下總守、伊東玄朴に憑り、大樹公へ邪説を浸入するの巷説ありと、

○村井修理少進京師より來る、姉小路より囑托の事務あるを以、吾櫻邸に駐留す、久坂玄瑞か添書を持し來り、又宍戸九郎兵衛よりも委托し來る、村井は松延次郎と假稱す、

○小五郎桑名驛より飛脚を遣はし報し道ふ、十四日同驛に於て土容堂侯の東行に逢ひ、旅館へ往、本山只一郎に面し近狀を述ふ、夜間なれは老侯へは謁見せす、十五日於三同驛一勅使雨卿へ拜謁し、近狀を申述すと、又雨卿は來る二十七日江戸へ抵るの豫程なりと、

○幕府は勅使接伴秋月以下へ諭す、今回は勅使駐府の日、例よりは長かるへけれは、其準備をなすへしと、

○越春嶽侯、過る十二日來移病して出すと、其事故を詳かにせす、土容堂侯には頗ろ頻に拮据奔走ありと聞く、

二十一日

○土の吉岡平四郎、間崎哲馬か手輸を持し來りて、吾か二事二ケ條の記を借らんと請ふ、佐兵衛より之を授く、

○土の橋爪右内來る、蘭醫シーボルトか建白書を示す、其攘夷論に關係あるを以て、借て之を膝す、

○容堂侯の意見に、今回は幕府驕傲の體を改め、將軍出て品川驛にて勅使を奉迎し、其他も之に準して恭

順を爲すへしと、幕吏等之を懌はす、將軍家へ直接に其意見を陳すへしと開く、

二十二日

○對の齋藤佳兵衛、大浦作兵衛來り報し道ふ、彼藩士東上して報す、頃ろ對侯退身の事を妨る姦吏の策あり、故吾公より書を贈り、對侯の致仕を促さんことを依頼す、九郎、政之助聞て之を諾し、小五郎へ此事を報せんと約す、

○津和野の桑本才次郎來り、福羽文三郎より佐兵衛へ贈る書、及ひ政之助以下へ贈る書を持し致す、又云ふ、津和野侯上京の意ありしに、適ま諸侯東覲の例制を改められし故、其便を失ひたり、是を以て老臣一人を京へ上すへき豫定なりと、

○容堂侯より、吾か係員等を今夕召見すへき約ありしに、急に登營すれは其暇を得す、陳說せんとする事件あらは、筆記して出すへしとなれとも、他日謁見を以て陳述すへしと辭す、

○佐兵衛、横井平四郎を訪ふ、肥後の留守居吉田平之介座に在り、言ふ、方今上海に於て、英夷其他數國會議し、薩侯生麥の事を處し、薩へ軍艦を向けて之を糺さんとすと、平四云ふ、余か長崎人より聞く所も亦同し、然れとも余か所レ考は薩へ直ちに向ふへしと、

〔頭注〕昨日の記へ入るへし、

○前日檜崎彌八郎か京師より持し還りたる、世子へ內勅の件を、幕府へ申報せらる、如レ左、

松平長門守去る秋以來在府、追々斡旋、實以叡感被レ爲レ在候、今度勅使被二差下一候に付而者、愈叡旨徹底之儀盡力有レ之候樣、猶亦御沙汰候事、

十月 ◎此文書前と重復今舊に從ふ、

右寫本へ左の書を添へ、

今般勅使御下向に付、別紙寫之通京都に於て御沙汰有レ之候、依レ之長門守儀、御用有レ之節は勅使御旅館へ可二罷出一、猶家來兩三人、御滯府中爲二御用達一御旅館へ詰居仕らせ候、此段御聞置可レ被レ下候以上、

松平大膳大夫內

小幡彦七

二十三日

○政之助を遣はし、勅使の藤澤驛旅寓に謁せしむ、

○幕府へ豫め願請して回答を領したり、今日書を作り、小幡彦七に命し上らしむ、明後日板倉邸へ出すへき豫定なりし、

一御赦宥一條、追々御沙汰可レ被二仰出一之處、實以御手數之儀、時日も相掛り可レ申に付、勅諚之御旨、於二公邊一屹與御遵奉可レ被レ爲レ遊段、長門守ゟ被レ對御直答被二仰出一度、依而者列藩に被レ爲レ對候而茂、勅諚之通御赦宥之詮議仕、申出候樣御沙汰有レ之度、旁奉レ願候事、

一先達而長門守より願出置候破攘之叡慮御遵奉之儀、最早御評決可レ有レ之之處、既に近々勅使茂御下着に相成候付、即今復命仕候筋には無二御座一候得共、御評決之趣奉二窺置一、勅使ゟ相窺度儀も御座候間、何卒御內々之筋を以て、御樣子被二仰聞置一候樣奉レ願候事、

○土の小南五郎右衛門江戸に至る由を報す、明朝は吾掛員等往て逢接すへきを告く、

二十四日

○九郎土邸へ往き小南に面す、閑話の件如レ左、

一去る八日小南か青蓮院宮へ拜謁せしに、宮は病稍愈て猶褥に在り、諭して曰く、土州土佐守勅使へ副せらるなれとも、壯年なれは容堂の老成を以て、諸般

負擔して周旋あるへしと、

一勅文を拜覽せしむへけれは、出途を暫く停むへしとのことなれは、十日の夕まて、數回三條家へ謁したれとも、終に拜覽は許されす、三條卿口演して曰く、余も禁內にて一見せしまてなれは、其大旨を告くへし、容堂へも縞かに聞すへし、其旨は、攘夷の叡旨は從來確定の所にて、其策略如何んを上言ありたく、又列侯の赤心を、幕府にて問承して上奏すへしとの事なりと、於レ是小南は即夜京を發したり、九郎問ふ、勅文中京夷期限の遲速、將軍上洛を言上等はなきや、小南が聞く所には其件なし、三條卿の口氣も至て簡易の事と窺はれたり、

一九郎問ふ、村井修理少進か此地にての話に、勅使の決心は、外夷へ破約の斷決を此地にて見定めて歸洛あるへしと、此事確說なりや、小南云ふ、三條卿の話頭少しも此事なし、只幕議の決定を目途として復命の意なるへしと、九郎云ふ、弊藩の意にても、過る夏窺ひ定めたる如く、幕議の決定を以て復命、叡聞に達し、處置の詳悉は、將軍上洛して親しく上奏し、叡旨を取る次第と豫定し居ると、小南も

此意大きに吾議に同しと、

一小南か話に、容堂侯の持論、愈叡旨の如く破攘に確定なるやと、（京師駐在の諸臣の異論に出さるやと）私心に憂慮せしか、昨夜謁見して侯の意を開き、臣等か立意と吻合し、八月頃の持論よりは頗る進み、私心大きに安したりと、然れは下田條約假條約とも破却の意なりやと問ふ、貴意の如しと答ふ、

小南云ふ、過日來總裁越侯、廳に出す、其議合はさるあるを察し、容堂侯數々登營し、將軍家へ謁見し、閣老へ面接して、尊攘の大義を說解ありしに、將軍家は頗る賢明にて、尊王の一事は尤も會心あり、因て今回の勅使の奉迎は、玄關へ與を接着せしめ、將軍出て迎へ、誘て上壇へ就しめ、親ら中壇に候して勅旨を承奉すへしとの擬定なり、前日大原卿か下向ありし時は、上壇にて對座ありしに、偏に將軍家の意中に出たり、然るに閣老以下承服し難く、漸く昨日に至り九分九盾にも及ひたれは、今日總裁出廳あらは、十分の議決にもなるへしと、

○土の小南來話す、世子聞て掛員と共に召して謁せしむ、酒を賜ひ、京師の近狀を問ふ、此時小南は九郎に密に語る、一橋卿開國說を主張し、後見職を辭避せんとの勢にて、今朝來越總裁往て說解あり、容堂侯も往て說く、因て一橋卿此議に同せは、閣老以下は異議なかるへしと、老侯語られたり、我か出んとする時、老侯又呼て云ふ、頃ろ營中の風說に、大久保越前（中ノ誤）か邪論、正議を妨るにより、三藩士等刺擊せんと謀るよし聞く、大事將に成んとする時に際し、如此暴策ありては破壞の基なるへし、吾藩內は無論、長藩內にても注意して防壓すへしとなり、九郎等答ふ、吾藩は決して此事なし、請ふ思を勞する勿れと、

○夜間小南より九郎へ書を投し道ふ、今日容堂侯の橋卿を說の論未た決せす、明日午までを待つと、

二十五日

○世子より一橋卿へ書翰を手書して贈り云ふ、

寒冷日加候處、過日來御引籠之御樣子、如何程之御病症に被ㇾ爲ㇾ在候哉、奉ㇾ勞ニ鄙念一候、既に天使も明後日御着府之御樣子に候得者、叡慮御遵奉之御決答、早速可ㇾ被ニ仰出一、彼是御廟議御繁多と奉ㇾ察候、總裁職昨日快勤、容堂此中來度々登營、不ニ容易一ニ配慮之由、此餘は尊意御英斷可ㇾ有ㇾ之と奉ㇾ存候、天下之大事、此兩三日に一定不ㇾ被ニ成置一候而者、天使御着府、御不都合之儀も可ㇾ有ニ御座一哉、尊意には於ニ天朝一第一御依賴被ㇾ爲ㇾ在、殊に源烈殿之御遺志御繼述、旁天下人望之所ㇾ歸に候得は、此時之御事、一日片時も早々、總裁職容堂共苦慮之趣、御英斷を以御一定被ㇾ爲ㇾ成候はゝ、天下之大幸不ㇾ過ㇾ之と奉ㇾ存候、此段御見舞旁、罷出申上度候得共、態と差控、惣裁職迄ねと存候て、今朝及ニ乞合一候處、是亦今日者引籠之由、私式乳臭、差出苦敷儀には候得共、御承知之通、天朝より厚き御沙汰を蒙り居候付、幕議御一定之旨、一日も早々承置度、勅使御着期も相迫り、別而不ㇾ堪ニ煩念一、不ㇾ得ㇾ止書中を以申上候間、麁略之罪御推恕被ニ成下一候而、少しにても御快方に被ㇾ爲ㇾ向候はゝ、御差押御決（◎快イ）起、幾應も奉ニ仰翼一候、恐惶頓首、

世子此日は遠騎にて、余か木村齋藤篤信齋か居を訪ふ、佐兵衛昨日の近況を往て報申するを以て、即ち此翰を作り、近侍一人を橋邸へ持し遣はす、

○午後、九郎、彌八郎、土邸にて小南を訪ふ、一橋卿よりいまた回報無之、昨日容堂侯の說解は頗る迫切にて、間ま激言にも涉り、橋卿は默して言はす、今日午時までには返答すへきを約したれとも、消息なければ、老侯は齟齬を促して登營せり、意ふに閣老も面從腹非、陰に橋卿を敎唆し、終に老侯をも姦策に陷らしむるも知り難しと、憂慮の體なり、

九郎等又越邸に往き中根を訪ふ、勒負道ふ、尊攘の議一橋卿も同心して、既に今日將軍家へ窺ひ、旨を取りたりと聞く、何の意ありて移病せしやも知り難し、後見職を辭避の表を出したるやと聞く、斷然異議を張りたるには、又一策もあるへけれとも、面從の體やにて、萬慮するも良策なし、究竟は開國之初志に拘泥ありて、上京も遲延し、氣魄倭萎したるならんと、昨夜春嶽侯の言にも、同しく勅を蒙り重任を負ひたれは、公か退けは余も獨り留るへからすとて、今日は出廳あらす、此老侯の異意に非れは、明日は又出城あるへし、故に試に他に一策を施すへしと語る、又云、攘夷の事決せは、幕府の事、諸事勅使へ謀りて處すへしとの豫定なりと、

○佐兵衛、横井平四郎を訪ふ、平四云、一橋卿鄙氣起

りたり、然れともいつれ解決すへし、一橋出は春嶽も出て容堂も出つへし、天下の事成すへしと顔色欣然たり、勅使持し下る詔書寫、探り得て春嶽侯の手に在りと聞き、請て謄寫す、如レ左、

攘夷之儀、先年來之叡慮、至レ今更御變動不レ被レ爲レ在候、於二柳營一追々變革、新政を施行し、叡旨遵奉に相成候條々、不レ斜叡感被レ爲レ在候、然處天下之人民、攘夷に一定無レ之候而者、人心一致にも難レ到、且國亂之程も如何と、被レ惱二叡慮一候間、於二柳營一彌攘夷に決定有レ之、速に諸大名へ布告有レ之候樣被二思召一候、尤策略之次第は、武將之職掌に候間、早速被レ盡二衆議一候而、至當之公論に決定有レ之、醜夷拒絕之期限をも被レ議、奏聞候樣御沙汰候事、

○夜間中根より九郎へ來翰あり、大久保越前◎中ノ誤へ一策を施せしか、果して行はれしか、明日は一橋卿出城あるへしと報す、

○今朝◎夜カ一橋卿より世子へ返翰來る、

貴翰忝存候、如レ諭寒冷日に加候處、愈御安靜被レ成二御起居一、欣然之至候、然者拙子事、過日以來引籠候樣子、如何程之病症候哉御案思被レ成、既に天使も明後日着府之樣子、就ては何れにも御遵奉之御決答、兩三日に一定不レ致候而者御不都合にも可レ有レ之、容堂も殊之外配慮之由故、春嶽容堂苦心之趣、一定致候樣被レ成度、且於二貴君一も一定之處御承知被レ成度、且拙子不快少しも快候はゝ、押ても登營致候樣、縷々御懇諭之趣、不二一方一令二厚謝一候、實に天使之着期に迫り引籠居候而は、甚以奉二恐入一候、右御決答之趣は、攘夷之儀に可レ有レ之哉、攘夷之儀は、御遵奉之御答可レ被二仰出一、粗御治定相成候哉に致二承知一候、不二容易一御時節、御氣之毒には有レ之候得共、猶又御配慮御苦心被レ成候樣不レ堪二希望一候、於二小子一も乍レ不レ及焦心苦慮罷在候得共、兎角胸膈鬱閉強く、押て致二思慮一候得は、終に心氣及二混亂一、甚以致二難儀一候、就而者登營之儀、今日御斷奉二申上置一候、不快中別て亂筆、宜敷御推覽可レ給候、布答草々如レ斯候、不備、

十月二十五日夜認る、

再白例文略す

二十六日

○將軍家麻疹の由にて、世子登營候レ之、

○勅使三島驛にて一日駐駕の風說あり、一人を遣はし探候せしむ、

○又兵衛、九郎、土邸に往き小南に面し、聞二容堂侯之意中一に、天下之事叡慮の如く先つは行はるへし、以往の策略に至りては、一定の策も立かたしとなり、

○夜間政之助歸り至る、聞く二十四日に藤澤に至りて、土侯の此驛に泊するを聞き、旅寓に至り謁見す、勅使は箱根坂に倒樹ありて路梗するを以て、三島驛に一日駐駕あり、故に土侯も此驛に駐るなり、二十五日勅使の藤澤に至るを待て、兩卿の旅館へ參謁す、即時程に上り歸ると、

勅使の意を候ふに、攘夷の勅旨を幕府に遵奉の答へあらは、列藩へ布告あるを期限として、勅使は歸洛あるへし、且攘夷の策略如何をも、幕議の次第を聞くへし、但外國へ破約の斷言するは、列侯の意見をも上奏せしめ、策略一定をも發令ありて、幕府奉行の次第となるへし、故に今回は幕府の策の概旨を聞きて、還り奉せられたくとのことなり、

一橋越前の意見齟齬あるやと勅使の聞に達し、大きに憂慮の次第なれは、政之助近時の形狀を陳したり、

○小幡彦七を使して、河崎驛にて勅使の旅館に候す、勅使昨今幕城の形狀を問ふ、今朝世子上營の時は、いまた橋越二侯の出營を聞すと言す、條卿曰く、今日に至りて二侯の論相協はすしては、甚た憂慮すへきことなり、數々慨歎す、尚寬裕の色ありたり、纔て姉小路卿の館に候す、卿憤然として曰く、今日異議を張るは、たとへ叡旨を以て登庸せしとも、排斥の外策なかるへしと、顔色烈しく正論侃々たり、竊かに謂ふ、寬猛併せ用ゆる朝議を奉二感銘一と、

○夜半小南か書至る、今日橋卿上營、越侯も同し、土老侯は先つて上り、橋卿前非を悔ひられ、天下の事一定に及ひたりと報す、

二十七日

○春嶽侯より世子へ翰を投す、

一筆致二拜啓一候、寒冷次第相募候處、彌御清安奉二南山一候、陳者過日來、賢兄も御配意被レ下候刑部卿殿御事、從二昨日一御登城相成申候、小子も罷出申候、最早御安心と奉レ存候、此段奉二謹陳一候、且又今夕品川驛へ天使御泊に付、小子幷豐前守、爲二御見

舞ニ罷出候様台命を蒙り候故、罷出候心得に候、尤御見舞に付ては、御麁末之楷重、天使副使へ御贈進之積に御座候、◎積に て候イ此段も乍レ序申上候、草々謹言、

十月二十七日

尚々時下御自玉奉ニ謹念一候、大樹公御麻疹、昨日抔は餘程御難儀にて、御惣身御數も有レ之、御發は宜、追々御順快之御様子と奉ニ恐悦一候、以上、

○世子掛員を召し、勅旨に當り幕府の處置を豫め評論せしめ、且列藩へ布告嚴整に貫徹せは、此を期限とし勅使は復命あり、攘夷の策略、拒絶期限等は、來年二月將軍家上洛、列藩會議して上奏すへしとの勅答するを期程にして可レ然乎と、世子意決しけれは、政之助言ふ、藤澤にて勅使の意中を候ひしと符契を合するなれは、少しもはやく此由を勅使へ協謀すへしとて、夕七時世子品川へ往き、勅使の館へ謁す、世子の豫議する所を陳し玉ひけれは、大きに兩使の意に吻合したり、世子も微行のことなれは、菓子一折を持し進せらる、閑話時を移し、夜四時半に邸に歸る、此時陪從の登人、九郎、佐兵衛、彌八郎を座末へ候す、

○兩使滯府の間は、三條卿へ楢崎彌八郎、姉小路卿へ佐久間佐兵衛を、旅館直宿を命したり、二人の姓名を書して兩使へ請ひ玉ひけれは、兩使其諾レ之、

○對の早川津之助、幾度判兵衛、山崎直右衛門來る、哀訴して曰く、攘夷の勅旨を遵奉となりては、對馬は海中へ孤立し、殊に兵食匱乏、據守の術に困む、因てはら吾藩引拔して、總裁へ願請を賜らんことを、若此事成らすは、退き歸らすと決心すと、政之助聞て、其哀願の意を詳かに書して出すへしと、之を一室に舍せしめて、廩食せしめて之を綴る、

二十八日

○勅使三條中納言、姉小路少將江戸に至り、先つ傳奏屋敷へ謁を駐し、後又清水の館へ移る、世子より毛利登人を使し、干鯛一箱、小菊紙十束を贈り之を賀す、政之助、佐兵衛、彌八郎も旅館に抵り賀を上る、佐兵衛、彌八郎は直に留て直宿す、

○吾家臣兩三人勅使の館へ直宿の事、去る二十二日幕府へ申せしに、今日令して之を許さす、再ひ事由を具し裁許あらんことを請ふ、

今般勅使御下向に付、御滯府中爲ニ御用達一、家來兩

三人御旅館へ詰居仕らせ候段、御屆申上候處、御馳走人も被ニ仰付置一候間、家來爲ニ相詰一候に不レ及候旨、御書取を以被ニ仰聞一候、然處最前御屆申上候通、從ニ京都一御沙汰之趣も有レ之候付而者、勅使より長門守へ、連々被ニ仰聞一候御用も可レ有レ之、猶兼て申上置候儀も有レ之、旁家來詰居不レ爲レ仕候而者、不都合之儀御座候、勿論御馳走人方之御役筋には、不ニ相拘一儀に御座候間、此段不レ悪被ニ聞召分一可レ被レ下候、以上、

松平大膳大夫內

十一月朔日

○世子於ニ江戸一往々之處置、且西上の目途にて、豫算之次第議決の趣を、靭負に命し京師彈正へ報告せしめ、公の聞に達せしむ、

此度之勅諚に當り、幕府の處置振、若殿様御決考之通相運候得者、勅使も御引取可レ被レ爲レ成哉に付、御手間も取申間敷之處、折悪敷大樹公御麻疹に付、御快然迄は餘程御日數も相懸り候間、於ニ只今一者、未いつ頃と申御目途も立兼申候、攘夷之儀、春嶽容堂ニ公茂、一切破約被レ申儀は近日之御發明哉に被ニ相窺一、橋公者當節漸く御解悟之御様子、委曲追追日記中にても可レ被レ成ニ御承知一候得者、◎共カ其餘閣老以下におゐては、決而面從腹非之面々茂可レ有レ之に付、御遵奉之御請被ニ仰出一候共、未御安心と申期に者有ニ御座一間敷候得共、列藩へ布告之御沙汰◎以下闕

四日

○午後七時、三條卿、側用人富田織部を內使として、世子へ羽二重二匹、扇子を進せらる、世子延見して辭謝す、浦靭負及登人以下係員應接閑談、夜五時歸る、

○世子より容堂侯を招請す、明日七時より來邸あるへしとなり、

五日

○毛利登人を三條卿の館に遣はし、昨日の答謝を爲さしむ、硯屏硯墨を贈る、

○三條卿より肴菓子を吾用掛員へ賜ふ、係員より兩卿へ各和魂酒一樽を進呈す、

○七時容堂老公來邸、世子之を梅の間便殿に誘ひ席を設く、座定て彼臣寺村左膳、小南五郎右衛門を進め

て陪せしむ、又我筑前及ひ用掛諸員も陪侍せしむ、酒酣にして世子盃を請ふ、老侯問、處政の目的は何を第一着とするや、世子答ふ、君臣一致とす、老侯云ふ、忠邪を辨するを要とすへし、一致を求むるとも、前に忠邪の辨明かならされは、始終全くすへからす、尚數事の教誨あり、世子感服す、侯の揮筆を請ふ、品川竹枝辭を書し示し、八君は下情に通するを務とすへし、世子又小南及ひ靭負、政之助、九郎を進めて、從容に勅旨奉行決極の目途を述へ、教を請ふ、老侯も其旨に同す、酒間又老侯の從臣十人許を進み陪せしむ、老侯又久坂玄瑞を召出して盃を賜ふ、玄瑞、僧清狂か長篇詩一首を高吟す、侯亦和吟す、政之助、九郎、上苑南風の詩を放吟す、滿座談笑浩然たり、夜八時宴畢て老侯歸る、世子又唐卓一唐研一を贈る、

○老侯話す、過日將軍に謁する時、其言に、今回は時事周旋、不二尋常一勞苦たるへし、但德川一家の利を謀るを望ます、皇國一般の光榮を求めんこと、之我か願ふ所なりと、其確言、容堂も驚愕感激したりと、

六日

○午時松島剛藏急使として京師より來る、前月二十四日より、京師に於て豐前の岡侯の事にて紛紜起り、其概略は、其頃侯江戸へ往んとし、伏見驛を通過せんとす、薩長土三藩の有志等侯を要して、其藩内に於て、正義士小河彌右衛門等を禁固せし罪を責めて、終に違勅の處置に及んとす、因ては江戸に於ても、其不條理を糺して譴責の事あるへしとなり、毛利登人等係り員同しく其事宜を會議し、明朝世子へ建白して旨を取んとす、岡藩紛擾の事實は、公在京記中に詳なり、爰に概を摘す、

○姉小路卿より我邸係員に肴を賜ふ、

○幕府講武所掛り大久保越前◎中守職を免す、

七日

○政之助三條卿御旅館へ出謁す、

○政之助對藩邸へ往き、世子善之允君へ謁す、厚き勅言ありて、家老村岡近江か舍に於て酒饌を賜ふ、古川治左衛門以下四人對談夜半に到る、國事艱難を語る、悲嘆に不レ堪、前夜彼家老二人政之助か邸舍に來る、對侯退屆の次第を謀り、且今日彼邸に來り世子へ面謁せんことを請ふ、

○家老及係員、剛藏を拉して世子へ出謁し、岡侯京師の事狀陳述す、此事中川家存亡にも係る事なれは、先つ土の容堂老侯へ謀り可レ然し、世子親しく往て謀

らせらるへし、先つ剛藏に命し、直に土邸に赴き事情を報告し置へしとなり、剛藏命に奔る、

○昨夜土藩の大野傳左衛門、千谷金助江戸に來り、岡藩の事組は聞けれは、昨朝政之助、九郎、薩邸へ往き、岩下佐次右衛門、高崎猪太郎へ面し、頃ろ薩侯は在國なれとも、留居の諸員と相議して、中川家朝憲を蔑したる罪狀を糺し、幕府の譴責を促す措置に及んと謀る、此時薩邸にて、豐後の僧養賢寺鼎州に面接す、彼僧謂ふ、當今尾老侯を解釋登庸ありて、國政扶助せられしは、一藩正議振張の良策と、薩の本田彌右衛門へ建言し、近衛關白へも傳を以て獻言せし由を話す、此僧は尾州の産にて篤志の者なれは、此策ありと見ゆ、因て政之助等より、尾老侯の意中を探りしこともあらは、告知せられんことを約し置く、

八日

○土の小南五郎右衛門上京を命せられし由を聞き、政之助土邸へ往て小南に謂ふ、俄に西上は何等の事務ありてか、若岡藩の事件ならは、事に後れたれは其益なからん、彼地にては頓に鎭靜せしことゝ思はる、本地切迫の事務を缺き、恐らくは志士の氣を挫せんも圖り難し、寧ろ居留して、彼違勅負罪の次第を幕府へ糺し、其處分を促さんには不レ如と議す、小南云ふ、此事に非す、頃ろ本藩地より、壯士五十人脫走して京地に上り、紛擾の事あらんを慮り、他人にては此事に擔す能はさるを以て、僕に命せられたり、家老等も他人を遣はさんことを請へとも、老侯聽肯んせすと、故に又勅使の館に往き、柳川左門へ面し、小南を抑止せんことを請ふ、三條卿よりも諭して留られたれとも、老侯肯はすと聞く、又越邸に往き中根靭負へ接し、世子の口述を、中川侯は閣老の傳令を以て、東上の命を除き歸國を命せられ、其負罪は後に審議せられんことを建議す、是日春嶽侯臥蓐なれは、靭負入り議し、少間出て答へ云ふ、右等の事、昨日土藩より議を納られたれとも、慕廬いまた其實情を詳にせす、今貴藩の議も吻合すれは、審判に及はす速に處決あるへしと、即時刑部卿へ致書して事に從はれんと、侯意決したりと示諭す、

佐久間修理か舊責を宥せられたき旨、我藩より願請ある事は、春嶽侯も頗る會意せられたり、若し實際請書あらは、厚く周旋すへきとのことを告く、

是時靱負より政之助へ、左之件をも話す、
水藩調護の事は、同侯へ委托ありたる由なれは、何とか處置あるへし、
尾老侯提擧の事も、京師にて因侯へ内命ありしと聞くと告けれは、政之助も亦養賢寺か志事をも話したり、
對藩侯退身の事、頃日幕廳の議、彼藩監察赴遣のことに決すへきや、靱負答に、方今幕政改革の際なれと、舊來は列侯在邸にて病を以て退隱を願ふも、監察赴臨し印署を檢することあり、況して遠藩在留の中なれは、此事廢停すへからすと幕議ありしに聞くと、畢て又對邸に往き、村岡近江、扇源左衛門に面し、靱負か話を告く、二人愕然嘆し謂ふ、頃ろ監察赴臨の事ありとも、風濤險惡、來歲二月ならては事擧るまし、然れは將軍上洛に瀕し、豫參の志も果す能はす、且彼藩經費の疲弊極れり、幕使の供奉も亦辨することと甚た難し（此時藩地往復の書輪等數通を示し之を證す）と、赤心を吐露して、深く吾藩より幕府へ周旋を請ふ、政之助も其方略を談し、世子へ請ふて事を謀らんと約し歸る、
○今夜京師より飛夫來る、岡侯大坂に滯るを報す、

○今夜容堂侯三條卿に謁し、姉小路卿と同しく、將軍勅旨へ答る次第を豫議す、容堂意謂、攘夷の事已に確定せり、其策略と拒絕期限は、幕府の熟議もあるへきなれは、假令督責ありとも、速に決定に至り難し、御親兵の事は意中の豫策もあれは、後日を以て上請すへしとの次第にて可ㇾ宜と、條卿謂ふ、長藩の意見も大體之に同しと答へられたり、（翌日橋崎彌八へ條卿より告示あり、）
九日
○土の小南今夕上程せんとす、來て別を告く、政之助面す、
○世子より松島剛藏に命し、八丈縞一端を持し、小南へ往て餞せしむ、
○三條卿旅館警衛の土藩士、擧て柳川左門を誘て小南か舍へ迫り、其西上を抑止す、於ㇾ是小南不滿を抱き、此事政之助か敎唆に出たりと疑ひ、頗る激怒の狀あり、（昨日柳川か舍に往き應接せし事ありしを以てなり、）剛藏偶ま之を聞き、小南へ種々解說して、稍々其怒を信るに至れり、
○世子幕城に上る、
○世子土邸へ往き容堂侯へ面し、過日相謀りし事の考定を促す、容堂謂ふ、大略同意なり、詳悉は明日小南を使して答ふへし、世子又云、中川の決極は、幕府より處置あるへき建言せんとすと、容堂其意に同す、畢て容堂を俾ひ勅使の館に往く期日を約す、
○後見職、總裁職同しく勅使の館に謁す、
○大久保越前（◎中ノ誤）か貶黜の原由を聞くに、從來越侯と志を合せ居しに、一橋へ抗論せしことあるに乘して、姦人排斥の術を行ふことを得たり、因ては越侯も不ㇾ遠して彼姦計に陷り、一橋專權の時至るへしとの巷說あり、
○因侯去る五日江戸に至り、時事周旋の豫算ありしに、水侯橋卿とも逢接も無く、頗る苦心のよし巷說、

十日
○勅旨赦罪の事、去る九月十五日世子登營の時、板閣老に一應答ありしを、幕府より調查の旨を以て京師へ奏上ありしに、叡旨に協はさる所ありと、此件は幕府の草案を以て我に詢り、我亦調查して意見を述ふへき次第なるに、彦七を以て板閣老へ再問せしことをわれとも、其後の調查疎漏に失し、此次第を經す、斯く齟齬を來したり、然れとも既往は咎むへからす、更に世子より板閣老へ辨謝して、其情由を解說して、前の奏請書へ一々意見を記し、別に勅諚へ當りて辨論の書を附加して、幕府の再考を請ふへし、到底は國事の爲に罪禍に罹りし者は、已死存在に拘らす、悉く愁眉を伸へ冤魂を慰するやう可ㇾ有ㇾ之と、幕府へ建議ありて可ㇾ然乎、政之助等か口議する所、世子之を可す、
○午時柳川左門、松延次郎來る、謂ふ、前日土の小南か西上を抑留の事にて、考案齟齬ありて、政之助甚苦心の事、柳川へ辨解ありしに、小南か磊落なる、今に於ては毫も不平無く、想ふに其時數人の詰責を受けて、怒を移したる哉も圖り難し、故に此紛紜は全く消滅に歸したりとなり、
又姉小路卿の意を以て謂ふ、尾老侯は國事に參與すへしとの合書を、今に留閣するは如何と詰問す、係員等答て曰く、朝廷より御沙汰、等閑に處すへき事に非れとも、尾老侯先年の正議、今日確守あるや、其情實も悉せす、當今一橋卿すら漸く悔悟あり、越侯頗る苦心中、尾侯加りて萬一も又一の苦心を添るあらは、叡旨貫徹の障碍となるも難ㇾ測けれは、吾世子一應對ありて、其情實を詳かにして事の擧る可ㇾ然と、今日ま

て留めたり、然るに尾侯の近狀探索も已に成れたれは、近日發令の處置に及ふへしと答へたり、

十一日

○京師より飛脚來る、報道ふ、岡侯大坂に滯り、小五郎、男也、往て强て謁見を請ひ、侯の所置終には違勅の次第になるへく、中川家浮沈の境なる由を說きたれは、已に彼家臣を京師へ上せ罪を謝し、小河以下赦放の事は、落地へ令を下したりと、

小河か投獄前に前田、周布、中村へ贈る細翰、及其弟高橋傳次郎か元中川某を稱す、證資に遇ひ姓氏を祕はれ、此姓を稱せしなり、書翰を送致す、之を讀むに不ㇾ堪ニ悲泣一、

○政之助越邸中根を訪ふ、大久保越前◎中カ誤ノ貶黜の事實を探りしに、深意あることにや吐露せす、唯た春嶽か一臂を失ひたりと嘆息す、

○夕七時、世子、土老侯と同く勅使の旅館に抵る、及ニ夜四時一歸邸す、

○政之助か靭負に囑したる、對侯退隱、監察往臨む事を歎訴の上書案、老侯へ熟見を經たり、此事は舊例もあれは、評議に及ふへしとのことなり、因て對の老臣二人を靭負へ見せしむへし、親しく其衷情を尋問せよと約し歸る、

○尾老侯をして幕議に參預せしむる事、越老侯よりも中根を使して懇祈あり、政之助、靭負へ謂ふ、尾老侯の近狀、正議固守のことは傳聞すれとも、いまた彼藩へ一面も接せす、近日尾士へ一會せし後に、事を發しられたしと、

○土の小南へ政之助路上に逢ふ、更に不平の色なし、徐に云ふ、今日老侯吾世子を誘ひ、勅使館より直に土邸へ歸り、緩談したき意あり、いかゝやと、又京師の事務は、屬吏を上せて事を了したりと告く、

○對より村岡來る、世子か彼藩の事に周旋ありし厚義を懇に謝す、

十二日

○登人、政之助、九郎、半藏、山鯉、亦介、同しく林伊太郎を訪ふ、時勢論數刻に及ふ、政之助謂て曰く、君か博識正議なる、希くは閑暇を以て弊邸へ來り、世子を啓發せられんことを、伊太郎云ふ、兄一人の囑なりやと、各齊しく冀ふ所なりと、彼答て曰ふ、此事議識畏縮すと辭す、各固く請て曰く、若來る能はされは、世子就て學ふへし、彼云、益畏縮に不ㇾ堪、此事熟思して

答ふへしと、想ふに嫌忌を避る意なるへし、

十三日

○佐兵衛、亦介、尾老侯か外山の邸に往き、用人內藤喜左衛門、學職水野彦三郎へ面し說く、長門守前日來老侯へ謁見を請ふ日久に、未た果すを得す、當今の時勢、德川家危急存亡の秋なりと私かに思考す、然るに懿親の大藩にて、片時も傍觀有せらる可らさるは固よりなるへし、思ふに時勢の迫切を熟聽あらせられさるならんと、京師及ひ中西國の事情、近時中川家の紛紜まて縷擧せしに、內藤等愕然たり、曰く、前大納言負譴以來、中外の嫌疑を畏れ、務めて世情と隔絕す、斯まて迫切ならんとは思はす、前大納言には素志聊かも變移せす、已に解釋になりては、兩三回も意見を上陳せしこともあり、近日は實に障る事もありたれとも、各彦の忠告もあり、必す五六日間を期し逢迎せらるへしと、因て云、侯の菟裘內の事なれは、平常の規格を止め懇々辨接を許されは、長門守も亦子◎其カの素志を開陳し、德川家の扶助をも爲したく、且臣兩三名に陪席を許され、壁障を隔てゝも談話に參したくと陳述して歸る、

○九郎橫井を訪、橫井慨言して言ふ、閣老以下幕吏は、實に德川家を扶助する者に非す、方今の擾夷の◎は一カ一の大事なれは、外藩列侯協議合力して事を擧るに非れは、叡旨を貫徹し、天下の大事は成すへからす、外藩諸侯を大吏とし、閣老以下は一小吏と見做す制度を立られたしと、

○夕七時土老侯より、小南五郎右衛門を急に使して世子に報す、高杉晉作、久坂玄瑞、大和彌八郎、長嶺內藏太、志道聞多、寺島忠三郎、有吉熊次郎、白井小介、浦カ家臣、赤根幹之允、同上、品川彌次郎宮原組中間、等斬夷を企圖し、神奈川へ向ふと聞く、勅使府下に駐車し、幕議將ニ一決一の際、暴擧ありては事の紛紜を生すへしと慮り、使を以て停められ、老侯も毛利家の重患にもなるへけれは、親ら往て抑止すへしとも思はれけれとも、急に上營すへき事故あり、故に世子より鎭定の良處分あるへしとなり、是に於て吾邸にて集議あり、小南も共にす、或は云ふ、人數を以て制壓しては、必す伏水の故轍に出へし、忠義の士を殺戮する失策を免れす、各其策に困したり、世子斷然として云ふ、我親ら馬を驅せ、神奈川に往て制止すへし、議臣或は謂ふ、

如ク此シテ若シ服從セされは、恩威ともに濟すに至るへしと、世子笑テ云、我已に胸算あり、靭負を始め苦心する勿れと、夜四時世子馬を進めて大森驛に至る、彼十人の歸り來るに逢ふ、蒲田梅莊に於て、召て其故を問ふ、且諭し曰く、攘夷の策逼切よりして此擧に出たる、其志は察したり、我亦同し志なれは、激勵の益を得たり、然れとも其時に非す、姑鎭靜して待つへしと、彼皆涙を拭て拜伏す、因て寺內外記、山縣半藏に命して、從衞の前へ歩して率ひ歸らしむ、邸內の別舍に舍り、廩食を厚くし閉居せしむ、

山尾庸藏（元と繁澤石見申臣（マヽ））は神奈川にて此擧に加りしにより、松島剛藏は此日の擧には加らされとも、久しく此密謀に預りしものなりと、右の十人と同しく閉居せしむ、

○世子は明曉に至り邸に歸る、

十四日

○昨夜土老侯より近侍の士四人を使ひて、世子の大森の憩所に來らしむ、世子より酒を賜ふ、政之助及ひ高杉晉作、久坂玄瑞以下會談す、政之助か行酒の間に、容堂侯は尊王攘夷をちやらかしに爲さるとの言あり、彼近侍四人大に怒り、劒を按して將さに刺さんとす、晉作、玄瑞之を阻て、政之助を諭して促歸らしむ、今朝小南五郎右衞門、本山只一郎、小南延次郎來り道ふ、昨夜政之助の一言、歸て侯に聞す、侯大に不平なり、因て近侍の四人共、君辱れは臣死すの義あるを以て、邸に來り政之助と耦死せんとす、余等先つて來報すと、九郎出て對ふ、政之助か放言は、世子へ白して旨を請て答ふへし、暫く四人の擧を止めよと、世子政之助を召し糺問す、答て曰く、臣容堂侯へ向て些も誹謗する心なし、思ふに、十人の鎭靜を爲さんと、子等か此擧に至りしは、容堂侯の尊王攘夷を、ちやらかしと思ひしならんかと言しと覺ゆ、然れとも晉作玄瑞も間に在り、四人の言ふ所の如く聞へたるならは、其時醉を帶たれは、言を失したるにあらんか、罪を遁る所なしと、世子士使及ひ四人を召し曰く、政之助か犯罪、頓に糺覈して、趣に因り我れ手ら戮殺して、以て容堂侯及卿等に謝すへしと、小南等退き、登人、九郎に謂ふ、「世子の狀情嚴に處分あるへしと伺ふ、若し屠腹等を命せらるゝこともあらは、固より容堂の意に非す、臣等も謝して止めんとすと、反復托して去る、世子士邸に往き士侯父子へ接し、晉作等か紛擾を謝し、且政之助か失錯不レ知レ所レ謝すと、容堂侯不平の色なく、斯事少しも餘蘊なし、全然消滅して兩藩の交りを愈堅くせんと、談話夜に入歸る、世子命して二事の處分を議せしむ、或謂、嚴法を以て處し、他の暴發を戒むへし、或謂ふ、有事無人の時なれは、寬假して舊職に復すへしと、政之助は士侯へ關する事なれは、謹愼せしめて命を待つへしと、世子熟考して曰ふ、二事共、公へ申し旨を取り處すへしと、乃佐兵衞に命し、京に上り報上して、公の意を伺はしむ、

○政之助へ世子の旨を以て、謹愼命を待つへきを令す、

十五日

○世子登營し士侯（土佐守）へ逢接し、今宵吾邸へ來話を約し、夕七ツ時より士侯來り、世子と小酌し、閑談し、夜に入り歸る、

○兩勅使の旅況を候はれ、小幡彦七を使して各檜重一組を贈る、

○土邸に登人を使して、過日來の混淆を謝す、

○有備館脩業の壯士、大番士等聯合して訴ふ、十二人暴擧の處置、裕は不律には非るや、此後是に倣ふ擧動ある時、何等の決極に到るへきや、世子の深旨を伺ひたしと係員へ詰問す、

十六日

○九郎士邸へ往き小南に面し、中川侯負罪の處分、東西不合の事無らんやう幕府へ建議したり、過日京より事狀報知の書を、老侯の覽に供すへし、熟考ありて幕府の周旋を請ふと、

○九郎勅使の館に往き、過日來混淆の事狀を告く、勅使接幕の期未た定らさるや、斯く遷延ありては、今後何等の變動も計り難しと上陳す、

○尾の水野彦三郎來り彌八郎へ面す、近日之中、老侯彼園內に於て世子へ逢對したく、又係員の中一兩人從ひ來りたく、期日を二日を定め、吾より詰り來らは、適宜の日を定めて還報すへしと、

十七日

○昨日容堂侯より吾重臣一兩人を招かれけれは、今朝浦靭負、毛利登人往て謁す、老侯道ふ、晉作以下十人を嚴刑に處せらるゝことありては、有志の壯士を失ひ、國の爲め惜むへきことなれは、寬宥ありたく、

又政之助へ自刃とも命せらるゝことは辭し拒きたく、但吾か臣等か心を愍せらるゝほとの處刑は、有りたく思ふと語らる、と。

○世子有備館俯瞰の壯士等を召し、昨日建議の旨を諭解す、皆な承服して退く、

○閣老、晋作等か擧ありしを後に聞き、容堂侯に謂ふ、神奈川の一擧暴發せす、稍々心を安したりと、老侯乃曰く、此等の事を釀出するも、幕府の議因循して、攘夷の策決せさるに因るなりと、閣老默すと、九郎へ小南か語りし、

十八日

○九郎土邸へ往き、小南へ面し曰く、過日老侯へ世子か謀られし、幕府か此回の勅詔へ對する處置口議上に就き、老侯の意見もあらは其旨を伺ひたしと、小南老侯の意を以て答ふ、余か意見は、文辭上のこと、些些たることなれは、削添にも及ふましく、差出されて可然となり、

○九郎越邸へ往き毛受鹿之助へ面し、中川侯の處分、東西にて齟齬なきやうと陳言す、土邸に同し、又勅使の館へ往き、姉小路卿へ謁し、右土越へ建言し置たる由を述ふ、

○一橋卿又出廳せす、其事故は分明ならされとも、因侯と議論協はさること有りとか、又攘夷を肯んせすとか聞く、

○板倉閣老も頃日來廳に出す、因循論を主張し、一橋卿へ邪說を勸むるとか巷說す、

○今朝世子越邸に往き、春嶽老侯へ面し、赦罪の事に付意見書を呈す、又便室に誘て酒を勸め、閑話あり、

十九日

○笠間の加藤有隣、其子水藩の佐藤與太郎を拉して來る、九郎、亦介等數人面會し酒を酌む、時勢論をも閑談す、頗る學力ありと見ゆ、

○姉小路卿の使松延次郎來る、尾老侯の御沙汰最急に施行ありたし、彼侯正議變移なきは信する所なりと、世子近日老侯へ接遇ある上は、急に擧行すへしと答ふ、

○尾老侯へ接遇の事を照會せしに、二十一日午後迎接あるへしとなり、

○小幡彦七か舍にて、幕府の外國掛徒士目付宮崎伊三郎、亦介閑話す、幕政萎靡不振を歎し、破約攘夷の發言遲疑せは、外夷等同盟の國と合し、浪華港へ輻湊して、橋ある所へ詰問せんと謀らんとする由を述ふ、

二十日

○亦介越邸の中根を訪ひ、一昨日世子の建白する赦宥書は、已に閣老中へ回覽になりたりと聞く、又聞く、一橋卿の移病を起復せしめんと、頻に周旋ありと、又聞く、板閣老頃日來今に出廳せすと、

○中島三郎助か相總海岸防備の建議書を、越侯の內覽に供したり、

○中根か話に、越前藩內の壯士等、諸藩士多く京に上りたるを聞き、頗る沸騰の狀ありと、

○橫井を訪ふ、其話に、一橋卿は攘夷の字に拘泥し、其策略のなきを憂ひ居らる、有志の諸侯五藩謀を併せ斷決する外、策あるましと、

○又話す、大久保越前◎中ノ誤は其初策より固持す、大開港を爲せは、攘夷は自ら其中にありと、是を以て貶黜せられたり、可惜人なりと、

二十一日

○世子、尾の外山邸に往、老侯と緩話す、老侯誘ふて園內謀野に至り、彼臣水野彦三郎、松井喜多次、渡邊鉞三郎、吾か毛利登人、山田亦介を遣◎カて老侯に謁せしむ、老侯、從來吾藩周旋の次第、忌憚なく陳述せんことを請ふ、登人等兩公官武へ年來の周旋の次第、今回天勅を奉し東行せし情實を縷說し、方今京師關東關西の形勢迫切の事由をも具し、且つ道ふ、如ヽ此は實に德川宗家危急の秋と思考、微臣等に至るまて、夜白となく寢食を忘れ東西奔走するも、皇國の爲め萬一の報效を圖る故なり、然るに第一の親藩懿親に在らせられ、片時も傍觀あらせらるへきことに非さるへけれは、即今より宗家輔翼の憤勵あらせられんことを萬祈すと、老侯謂ふ、情實を悉し實に感銘す、以往長門君へ議すへしと、登人等謝して退く、

○京師より急使澁彌太郎來る、近狀要件は、

公歸藩如何の事、

島津三郎守護職の事、

二十二日

○亦介勅使旅館へ謁し、赦宥の事叡旨の如く急に行はれ難くては、攘夷重大の事は擧行尤も慮るへし、故に勅使より督促あらんことを述ふ、

○楢崎彌八郎か神奈川暴擧に預りたるを以て、謹愼

も居たるを以て、之を解宥し、勅使の館へ出仕すへしと授く、

○彦根藩の貶罰、水藩の正邪進退の幕命下る、横井か話に、今回の厳罰は眞に大樹公の英斷より出て、又自ら罪を引き、其官位を謝辭せんとし、已に高家某へ京師の使を命しられたりと、

○有備館の生徒等か、前に神奈川一擧の事にて建白せしことあるを以て、已に世子親しく諭告ありしも、今日其旨を親書して示諭あらせられたり、

○二十二日夜、於二江戸邸一世子諸臣を召集め、親書して告諭す、◎本項原本十一月の末に載せたり、今回宜に從うて此に移す、又前段と重復の句あれとも、舊に從へり、

我等深意、偏に殿樣思召を奉し、尊王攘夷之道、皇國に相立候樣致度、今般勅使御下向、攘夷之叡慮被二仰出一候儀者、誠以皇國正氣一振之基本に付、於二幕府一叡慮遵奉候而、來二月上洛之節、叡慮之御旨被二相伺一、於二京都一列藩も被二申渡一、決戰之志を以、破約之義外夷も殿重申渡候樣御處置有レ之度考居候事、

一破約之儀申二渡之一、外夷共におゐて、先年之條約は勅許に無レ之、偸安之人心より起候儀、此度破約被二申渡一候者、正氣一振之發端に候、此往々◎カの御所置退而可二相待一趣に候はゝ、彌以富國強兵、御國威口張之所置を盡すへし、若又申渡旨承引不レ仕候はは、及二一戰一に、皇國內一人にても、屈辱を甘し候者無レ之樣致度、左候はゝ萬々一、一旦大敗候共、後來正氣再振之期、決而可レ有レ之候事、

一今般勅使を以被二仰下一候御旨、於二幕府一遵奉無レ之候得者、皇國內四分五裂、群雄割據之勢顯然に付、先般殿樣關白殿下も被二仰乞一候通、一先京都へ罷登、殿樣御思召を相伺、天朝御差圖を請可レ申候樣相考候事、

一此節於二幕府一、一通叡慮遵奉可レ被レ致哉には相聞候得共、彌決心之程無二覺束一に付、家來之中同志之者申談、在留之夷を及二殺伐一、外國と手切之端と成し候はゝ、幕府に於而も無レ據決心に茂可二相成一、我等は猶更一心を決し、攘夷之一擧に及ひ、叡慮御貫徹に至らせ候半と存込、心事切迫、其志におゐては誠に凛然たる事に候、然處、攘夷之一擧は我等素志に候得共、皇國之御大事、古來未曾有之時勢、此上朝廷御沙汰之御順序、殿樣より被二仰聞一之御次第有レ之候故、其順序を逐ひ、其次第を經候而、義至り理盡候場合に而、及二一擧一可レ然、殿樣思召におゐても、此他に出申間敷相考、先時機を相待候樣申聞せ、一先致二鎭定一置候事、

右之廉々、孰茂如何考候哉、申出之趣一應承候得者、尙存意有レ之候はゝ、無二腹藏一可二申出一候事、

廿三日

○世子今朝登營して、總裁職及ひ閣老板矦へ對し謂て曰く、赦宥の事、叡旨奉行なるへきや、決議を聞んや、若し方今奉行なし難き由あらは、使命の責も立ち難けれは、疾く上京し情實を復すへし、竊に考るに、尙ほ重大の攘夷の事は、尤擧行困難なるへき趣をも申報せんとすると、辭氣迫切なるを見て、越板云ふ、明日にても擧行すへし、其次第は前日建白の如くして可なるへし、又尾侯國事に預るへき叡旨までも、速に奉行すへしと答ふ、世子又云ふ、此二事奉行あるへしとの旨を書記して授らは、確と復命すへしと、二侯之を諾す、畢て尾老侯へ綏々接話し、夜に及んて邸に歸る、

○勅旨奉行の次第意見書を幕府へ呈す、

○九郎土邸へ往き小南へ接し、今日世子營中の次第を報し、且道ふ、島津守護職の事を聞くや、曰く、老侯の意見には、本主修理大夫君へ任せられたしと、

○九郎勅使の館へ往き兩卿へ謁す、卿云ふ、入城、將軍應接は、二十八日二十九日との照會なれとも、片時も急き、二十四日二十五日を期すへし、若し隙ることあらは、代理にても應對すへしと、高家某を以て照會したりと語る、于レ今回報を得されは、容堂へ周旋を托したりと語る、九郎言ふ、勅使道路下向、重大の事體なれは、代理は適應せす、蓬髮垢面たりとも、將軍出て奉答すへき條理なり、然れとも前命已に有りたらは、言を回すへからす、何とかして周旋すへしと、九郎竊に察するに、條卿意獨り攘夷決極の遲緩を憂るにあらす、頃ろ島津守護職の議あり、藝侯、久留米侯參朝にて、有志の輩不滿の色あるを以て、朝廷基本の確固せさる事あらん、一日も早く歸京を促さるの故ならんや、其口氣に見る所なり、

○兩卿九郎に囑す、高杉等の十一人、一旦寬容の命あらは、之を精選して旅館衞護させられたくと、九郎謹て諾し、返て世子へ報すへしと、

○今曉晩、桂小五郎京師より歸る、京師の近況變移することも無けれとも、間々有志輩の慨む事ありと、久留米侯參朝の事なとを擧て歎息に付す、

○德山侯より、姉小路卿へ金二百兩を贈られたく、前日來其臣信田作太夫、遠藤貞二來て周旋す、卿受收あるへしとなれは、今日之を持し進す、

二十四日

○午時勅使の館に往き南卿へ謁し、昨上啓の次第を報告す、

○松平談岐守以下十六人へ蟄罰の令下る由、

○加藤有隣、頃ろ吾邸內に寓す、嘗て彼藩の事務閑暇なる時に、吾使方に供したき由を、彼藩主牧野越中守へ請ふ、其許諾の旨を落合澤右衞門を以て答ふ、因而御親兵の制度、攘夷の策略を講究して、蘊奧を盡し具上すへきを命す、

○亦介越邸に往き、勅使應途の期限を促す、又島津三郎守護職の事、京師より報告ありし由を聞く、

二十五日

○前日神奈川一擧の高杉晉作等十一人を、假に世子より處斷譴責す、公へ告陳して實犯正當の罪を唉たしむ、又齋藤篤信齋、其子新太郎へ、新に祿を給し仕籍に加ふ、

○佐世八十郎は、前に高杉等と同志なりし由を申して、罪を待居しに、今日先つ他の事務ありて、外行は隙ることなきを授く、

○明後二十七日、勅使を幕城へ奉迎し、將軍も拜愈るを以て接待すへしと、土の小南五郎右衞門より報告し來る、因て九郎旅館へ至る、一館皆欣ふ、

○春嶽侯より世子へ手翰あり、尾老侯政務參與、及ひ赦宥の事件は、二十三日登營の談には、明日にも行はるへしと答へたれとも、事務蝟集、未た果し行はす、兩三日は遲緩すへしと謝す、

○土の小南より竊に贈る、大樹公一橋卿へ贈る書翰の寫、

一筆申進候、彌御多祥大慶存候、然は京都御尊奉筋之儀、得と相考候處、彦根を始め、右二條に携り候者共之罪を正し候事第一と存候、右者彼等取計候事と乍ㇾ申、私當職之儀、奉ㇾ對二天朝一實以恐入候、依而官位二等を御辭退可二申上一と心付候間、早々取計候樣、今日老中ともへ申遣候、一刻も早き方宜

敷、乘而御同存之趣老中共より申聞候、前以御談しに不ㇾ及爲二取計一申候、以上、

十一月二十日

○在江戶邸の政員等建議して、世子の旨を取る、如ㇾ左、

攘夷之叡旨の徹と不徹とを不ㇾ論、戰亂は必至の勢なり、然るに江戶府は第一の敵衝に當り、吾在邸の士卒も限りあり、殊に公の不在は、寡少の人數にて嚴備は爲し難し、齋藤篤信齋か五男新太郎は、擊劍術超群の者にて、久しく吾邸に出入して、藩士の業術を激勵敎習するを以て、之を招聘して藩臣とし、益肆業せしめたく、且つ篤信齋か宿願ありて、我か葛飾園地を預借して、屯田の法を倣ひ、其人を以て關東潛伏の志士を給養網羅し、平日は力耕を以て筋骨を養ひ、有事の時は國家の用に供せんとするも、其願旨擬議中にて、いまた決せされは、此事は公の旨を取らされは擧行し難く、先つ篤信齋は新太郎か後見として、蜜禮を以て同居せしめ、鶴步邸に寓居せしめ、葛飾園開墾の豫謀をも考究せしめは、外は篤信齋か計較を以て數百の精兵を備へ、內は新太郎か勉力を以て壯士を振勵し、江府の警備と爲すへしと、世子其旨を可して左の如く令せしむ、

齋藤新太郎

右兼而劍術拔群之由相聞、御家來中執心之面々、追追預二引立一候付、此御方へ被二召抱一候條、彌以御家來引立候樣被二仰付一候、尤被ㇾ下米其外之儀は、追而何分之沙汰に可ㇾ被ㇾ及候事、

齋藤篤信齋

右此度新太郎事被二召抱一候付而者、御手前事儀、此御方被二罷越一、同居後見被ㇾ致候樣有ㇾ之度、尤新太郎事、當御屋敷詰被二仰付一候付、御手前御事は、鶴步御屋敷へ引越に致、積年志願之砂村開立志撫育之手段被ㇾ致候は、、砂村御預之儀者、追而何分之沙汰に可ㇾ及候事、

二十六日

○亦介勅使の旅館に謁す、聞く、大樹より橫瀨山城守をして、明日勅使出營の事を報すと、

○勅使三條卿へ長嶺內藏太、寺島忠三郎、楢崎彌八郎を、姉小路卿へ志道聞多、久坂玄瑞、佐世八十郎を祗候せしめんことを請ふ、條卿は諾ㇾ之、姉卿は二人に

爲したきを諭せられければ、志道久坂を祗候せしめんと約す、因て前數員は、明日二卿出營の時陪從せしめんと報申す

○松延次郎勅使の館を出て、二十四日以來還らす、姉卿怒て、彼れ還るを待て、直に京師に放還せんとす、柳川左門、亦介に托し卿へ辨解し、其罪を赦されんことを請ふ、亦介歸て同僚に謀る、皆議して云ふ、延次か事爲頗る不律なれは、卿の意に任し可レ然と、此旨を玄瑞より柳川に答ふ、

○勅使館にて、亦介會藩士小森久太郎へ接す、彼云ふ、島津家の京城守護職を議し、竟に外藩の不和を釀すへしと、且其名義も協はすと、貴藩士藩も同職となれは言を容れすと云ふ、亦介答ふ、朝廷の撰擧に出ることなれは、何そ異議を抱かん、弊藩は退て封疆を固むことの外他なしと、彼云ふ、否々事情如レ此なるへからすと、心中甚不滿の色あり、

○在邸士卒に告く、學習院の事務、成否已迫れり、邸中の諸臣等銃技を勉勵し、一旦變あらは急應の備怠る勿れ、世子若上京あらは、直ちに護衛に充られへしと、

○幕令あり、吉田寅次郎か親族一人、明朝までに登營すへしと、

○板倉閣老より留守居を召ひ、赦罪の件にて、列藩へ布令の草案を以て吾世子へ謀る、持せ歸り之を君前に議す、世子異見ありて付箋して直に返す、閣老受て猶評議すへしとなり、

十二月朔日

二日

○世子召に因て城に上り、將軍へ謁見す、將軍口つから勅旨遵奉すへき旨を諭し、手つから刀を賜ふ、

將軍より勅答の辭、且閣老より奉勅の旨趣、三條の口諭書は、後二十八日世子於二京師一復命の條下に悉す、

三日

四日

五日

六日

勅使三條姉小路兩卿、江戸發輿、

七日

世子は本月九日を以て東邸發馬、上京在らせらるへく、

に決し、是日東海道、中國路(譯て世子は歸國の出行なれは、今回も朝廷へ復命の上は歸藩の規定なれは、中國路へも驛々へ、憩泊日期豫約の使江戸を發すと、宮原組次郎吉、格(一ノ部組頭八、福原組又四郎なり、

夫人歸國の發輿も、本月二十五日と定められたれは、其憩泊豫約をも兼しめたり、

八日

宿割役增野善兵衛、平佐吉太郎、先荷支配阿部諒を先つ發せしむ、

○水戸中納言、父卿遺志繼述可レ有レ之、先達被二仰出一候通之儀に付、來春大樹上洛之節、隨從上京有レ之候樣、且同家家臣武田修理始、正議之輩之儀者、戊午以來忠誠、兼而達二叡聞一候間、中納言上京之節、右正議之輩、各召具有レ之、猶又遺志繼述之趣意輔翼可レ有レ之樣、內々御沙汰候事、

◎校者云以下恐くは九月の條に入るへし

京邸の山田宇右衛門以下より、江戸邸世子從行の宍戸九郎兵衛以下への書翰、

來春御上洛之節、水戸中納言樣御隨從御上京有レ之候樣との御內沙汰、別紙一通、昨八日朝、中山殿より御渡に被◎相カ成候、尙又關東へ御沙汰の儀は、同日武傳へ御達相成筈に候得共、此御方よりも江戸へ申越候はゝ、水藩へ應接之心得も可レ有レ之と被二仰聞一候、朝廷より御沙汰被レ爲レ有候儀に付、中納言樣來春御上京之儀、於二關東一元より御否も有レ之間敷候得共、水藩奸黨連結之勢、尋常之事に無レ之、右御沙汰書に相見候、武田修理其外御供之儀、例之塞塞之掛念も有レ之、水藩一條は小五郎樣最初より御關係、尙今般之御沙汰も御盡力之程相顯、此往御周旋心も可レ有レ之候處、當節は勅使も最早御發輿、左候へは若殿樣御復命可レ被レ遊に付、小五郎樣御供にても可レ有レ之哉、御地之御手分更に不二相知一候得共、いつれ當分は御一兩人御滯府可レ被レ成、且小幡彥七相詰居候儀、旁御疎無レ之事に候得共、被二仰合一、中納言樣御上京之節、武田其外有志之面々御供に召連候樣、御周旋可レ被レ成候、水戸一藩再造之機、此一擧に可レ有二御座一候、略、

十二月九日

九日

○今朝六半時、世子江戸櫻田邸を發馬あらせらる、今夜品川驛に泊す、

十日
○桂小五郎、來島又兵衛が京邸へ報知書、
一此度若殿樣御途中御備之儀、武備專一にして虛飾を省、精々實用に叶候樣、組立に被二仰付一可レ然との詮議に及ひ、御伺申上候處、伺之通可レ然との御事に付、先蹤に不レ拘、劒鎗之專業衆を中堅隊として、外は銃隊八隊、其外在江戸の御人數を以て、可成に組合せ、行軍之心得を以、御休泊も里數を縮め、御道中諸沙汰都合、別而一括之通取計申候、右者其御地へ御伺之上、御沙汰可二相成一儀に候へとも、右掛り往返之間合無レ之に付、爰元限り決着仕候儀御座候間、程克被二仰上一可レ被レ下候、
○世子上京從衛左の如し、

清水美作　根來上總
毛利　登人　井上小豐後　神村齋宮
木梨彥右衛門　木原又右衛門　柏村數馬
八木隼雄　日野央　河内山兵衛
岡部行馬　小澤伊織　檜崎殿衛
冷泉諫吾　柿並半兵衛　粟屋織江
永田遜　中山澄江　山形篤藏
原田豐　寺內外記　飯田余之助
林彥五郎　天野小太郎　河村養現
竹田庸伯　桂與一右衛門　岡正藏
田中庄左衛門　永田覺照　木村治右衛門
河上休與　小笠原太郎兵衛　井上彌右衛門
祖式次郎兵衛　仙波三郎兵衛　內藤謙助
村井謙藏　永田瀰兵衛　山內友之進
兼重讓藏　有地志津摩　小倉宗右衛門
增野善兵衛　平佐市太郎
阿部諒　坂寧藏　波多野金吾

以上中士以上の在職員なり、下士は略レ之、以上の諸員、其職務は原職なるを以て錄せす、只旅中の要務を帶するもの左に揭く、

清水美作は旅中諸事沙汰を仰られ、老職なり、
根來上總は原職あるを以て、家老の供奉す、
毛利登人は記錄所役を兼務す、

兼重讓藏は旅中諸事沙汰を命す、手元役の心得にて、桂與一右衛門か事務を同議すへしとなり、
波多野金吾は、旅事用所役會計頭人の事務取計はしむ、
兼重讓藏、桂與一右衛門は旅行跡究を司らしむ、有地志津摩、小倉宗右衛門、信常秀太郎、國司次郎三郎、兼重勝內、糟谷右兵衛は旅館奏者、川々見合を掌らしむ、
增野善兵衛、平佐市太郎は旅中宿割、關札打を司らしむ、
小笠原太郎兵衛は大到來方頭人を兼しむ、
中堅隊は

一伍
兼常　亘人　井上孫太郎
財滿新三郎　諫早半三郎

一伍
內藤駒之允　和知田小平太
江本助右衛門　兒玉七十郎

一伍
樽崎伸輔　勝木又三
石川小五郎　高杉要人

一伍
田中源之丞　弘作之進
福間百合藏　兒玉久吉郎

一伍
田坂勇藏　橫地吉右衛門
兒玉新次郎　岡部富太郎

一伍
村上秀槌　渡邊源藏
粟屋彌四郎　中谷彪次郎

一伍
佐々木久米之助　杉山勘八
東條龜之進　南部直之允

一伍
作間克三郎　粟屋山九郎
德田虎之丞　梶山康三郎

一伍
惡小次郎　佐田友之進
森重謙藏　齋藤新太郎

一伍
井上岩熊　藤井源五郎

西村梅之進　粟屋源次郎
一伍　松本友次郎　岡本彦三郎
山田虎次郎　阿部孫太郎
一伍　大玉小七郎　中村太熊
松田牧太　片山梅之介
銃隊は
一隊
士官佐々木武司郎　渡邊龜之進
藤井丑太郎　都野梅三郎
青木梅之進
銃隊十六人補備皷手五人
一隊
士官志賀孫八郎　吉田榮太郎
田中龜之進　渡邊吉熊
伊藤百合五郎
銃隊十六人補備皷手五人
一隊
士官乃木初太郎　湯原永三郎

粟屋荒之進　喜多村利七
中村初三郎
銃隊十六人補備皷手五人
一隊
士官矢田求馬　小倉衛門介
馬屋原潤助　遠田久米之介
田中政之助
銃隊十六人補備皷手五人
一隊
士官香川助藏　松浦富太郎
板本鐵藏　木川勘七郎
入江卯一郎
銃隊十六人補備皷手五人
一隊
士官横山三吉郎
羽仁又左衛門　岡部仁之助
田坂丈介　三戸佐兵衛
銃隊十六人補備皷手五人
一隊
士官山形多仲　乃美恒之助

福原内藏之允　佐々木庫太
稻田次郎
銃隊十六人補備皷手五人
一隊
士官横山重五郎　進吉太郎
國貞直之進　天野清三郎
前原忠太郎
銃隊十六人補備皷手五人

此旅行、足輕居合するもの不足に付、中間の者、銃技に習ふものを撰み、足輕雇にして補入す、是を補稗銃手と唱ふ、前に見へし皷手と伍したり、

此旅行は行軍の規制を用ゆる故、平生乘輿を允す格の者（家老、馬廻頭、醫師、又は五十歳以上の士、）之外は乘輿を許さす、若し病疾等の者は、驛雇の肩輿を備へ、願に準して之に乘るを得せしむ、其方法は略す、

十日
○品川驛を發し、程ケ谷に宿す、
十一日
○今曉世子俄に小姓兩三人を從へ、馬に騎して鎌倉に往き、覺阿公の墓に謁し歸る、蓋し神に告る深意ありと聞ゆ、
程ケ谷を發し◎以下闕
○大膳大夫引請兵庫表御警衛所にをいて、陣屋地見込の場所五ケ所、御用地に被二仰付一、御引渡被二成下一候樣にと、安政五午年以來追々申出、萬延元申年に至り、大坂町御奉行にて御取調中に候間、右御奉行へも申立候樣可レ仕旨御達有レ之、大坂表に於て申立候處、五ケ所の內、打出村にて一ケ所、五千四百三十三坪、道敷二百五十坪、東須間村にて一ケ所、三千七百四十坪、道敷三百七十四坪、同所御林之內百坪、御引渡相成、陣屋建調、人數差出置候得共、地所手狹に付差支も有レ之、且又今般攘夷之儀被二仰出一候に付而者、御警衛向精々手厚く仕度奉レ存候に付、殘三ケ所共早速御引渡被二成下一候樣奉レ願候、若三ケ所一同に御引渡難二相成一候は丶、三ケ所之內別而肝要の場所柄、筒井原田上野三ケ村出合之地一ケ所之儀者、何卒格別に御評議を以、早々御引渡被二成下一候樣仕度奉レ存候、此段大坂町御奉行所にも、御沙汰被二仰付一被レ下候はは、彼表に於て猶又申立にて可レ有二御座一候、旁之趣奉レ願候以上、

松平大膳大夫內

十二月

此事は世子江府に在らせらるゝ中に、桂小五郎を越邸に遣はし、豫しめ謀らしめ、越侯の內旨ありて、今日幕府へ呈せらる、

此事に因て、又守禦線內の地方を、吾藩へ一切預借したきことをも論したり、（此前相摸國守衛の時は、地を預借したり、）越邸人の口氣には、守禦地一般となれば、數十里に渉り難事なるへけれとも、兩三村許を預借のことは、允許も難かるへからすと、政之助又論して云ふ、我長藩の民を率ひて攝地を守禦し、攝民は袖手して戰鬪を傍觀せしむる、無條理之制度は廢棄して然るへし、夫預借地の大利なるは、進退操縱の權を我に握り、之を敎導して、たとへは西宮の界より乃至一ノ谷十餘里の間村々まて、丁壯の民を撰ひ銃隊を編し、一村にて一小隊、或は二三小隊を設立し、藩士の此術に長したるもの、每隊一三人を出して指揮せしめは、有事時は一方面の防禦に當つへし、獨り此守衛地のみならす、沿海の諸州悉く此法に倣はゝ、防禦の法も自ら立つへし、此意を以て幕府へ說得せんことを擬議す、

十二日
十三日
十四日
○吉原驛に泊す、
十五日
○江尻驛に駐す、
十六日
○今夕は藤枝へ泊駕の預定なれとも、雨兆あるを以て島田へ踰て宿す、
十七日
○島田驛に駐留す、大井川水漲にて、徒渉を阻むを以てなり、
十八日
○今朝大井川渡を開を報す、即ち駕を促し岸に到る、初め江戶を發せしより、牢晴連句、天春候の如くなりしに、日來の雨氣候を變し、俄に寒烈となり、富嶽の烈風人を倒し砂礫を飛し、寒氣人肌に砭して、舁夫の羅刹の如きも、冷萎して渉に赴く能はす、因て近村の薪木を購ひ聚めて、堆して三山を作り、火を焚き温を取り、又酒大樽を開き、縱に酌て飮しめ、大釜に粥を

煮て、與へて飢を補はしめ、朝四ツ時より渡を始めて、今夜の五ツ時に漸く渡りを畢へたり、（慎一自ら此困に遭ひたれは此に贅し、）

○今日大井川提渡の時、暴寒風烈を凌き、他に抽て奮勵せしもの、士以上は波多野金吾、小笠原太郎兵衛、高木猪三郎、久芳宇內、篠崎庄右衛門なり、士以下は豐之進、（有地志津摩管下、）平四郎、（大到來隷吏、）重藏、（昇奧隷なり、）又目付之附隷助市、源太、勇藏なるを以て、目付役小倉宗右衛門之を上申す、後褒賞あり、

十九日
二十日
二十一日
二十二日
二十三日
二十四日
二十五日
二十八日
○今曉七ツ時世子大津驛を發し、辰上刻京に到る、直に公の旅館へ謁し、乃ち學習院に出候す、傳奏議奏兩官へ謁し、復命の項如ㇾ左、

從二京都一被二仰含一候勅書之通遵奉致候付、猶又宜敷、是迄段々周旋大儀に存候、

一御赦宥之儀勅諚通り、國事之爲罪禍に罹り候者者、一人も洩れなき樣列藩へも相達候間、取調之上御沙汰可ㇾ有ㇾ之候事、

一尾張前大納言殿國事政務方御取掛の儀、御直に御沙汰有ㇾ之候事、

一攘夷之叡旨遵奉之儀は、委細勅使へ御答可ㇾ有ㇾ之候事、

世子退て又公館に抵り、復命の事を畢たるを報し、未の上刻、預構の旅館妙滿寺へ歸る、

所司代ゟ報告書、

口上之覺

大膳大夫嫡子長門守儀、去九日江戶發足、今日當御地着仕候、此段各樣迄宜二申達一之旨に付參上仕候、何分可ㇾ然樣被二仰上一可ㇾ被ㇾ下候、以上、

名內

乃美權右衛門

十二月二十八日

議奏方へ報申、

大膳大夫嫡子長門守儀、去九日江戶發足、今二十八